

防災に関してとった措置の概況 令和7年度の防災に関する計画

第217回国会（常会）提出

この文書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第9条第2項の規定に基づく防災に関してとった措置の概況及び令和7年度において実施すべき防災に関する計画について報告を行うものである。

目 次

〈特集〉 令和6年能登半島地震を踏まえた防災体制の見直し

第1章 令和6年能登半島地震等の概要	2
第1節 令和6年能登半島地震の概要と被害状況	2
第2節 令和6年9月20日からの大雨の概要と被害状況	6
第3節 政府の対応	8
第4節 政策対応	11
第5節 被災地の復旧状況	17
第6節 被災者支援	25
第2章 令和6年能登半島地震を踏まえた防災対応の見直し	40
第1節 令和6年能登半島地震の課題・教訓の整理と 今後に向けた検討	40
第2節 令和6年能登半島地震の経験・教訓を踏まえた 法制上の対応	44
第3節 想定される大規模災害への対応	45
第4節 令和6年能登半島地震の経験・教訓等を踏まえた 予算・組織の拡充	47
第5節 防災庁設置に向けた検討	49
第6節 おわりに	50

特集のコラム

災害を乗り越えるためには（珠洲市健康増進センター）	26
被災者に生活支援情報を届けるためのガイドブック	29
輪島朝市の復興に向けて	32
輪島市町野町における復興まちづくりに向けた取組事例	34
輪島市門前町における復興まちづくりに向けた取組事例	35
主要な指標における平成28年熊本地震と令和6年能登半島地震の比較	36

第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

第1章 災害対策に関する施策の取組状況	52
第1節 自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による 防災活動の推進	52
1－1 国民の防災意識の向上	52
1－2 防災推進国民会議と防災推進国民大会	54
1－3 防災訓練・防災教育の取組	56
1－4 津波防災に係る取組	57
1－5 火山防災に係る取組	59
1－6 住民主体の取組（地区防災計画の推進）	60
1－7 災害教訓の伝承活動に係る取組	64
1－8 ボランティア活動の環境整備について	64
1－9 事業継続体制の構築	66
1－10 産業界との連携	68
1－11 学術界の取組	72
1－12 男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化	73
第2節 防災体制・災害発生時の対応及びその備え	75
2－1 防災基本計画の修正	75
2－2 地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実	76
2－3 指定緊急避難場所と指定避難所の確保	77
2－4 個別避難計画の作成	79
2－5 被災者支援の充実に向けた検討	81
2－6 防災におけるデジタル技術の活用等	82
2－7 自然災害即応・連携チーム会議の開催等	84
2－8 災害時における船舶を活用した 医療提供体制の整備の推進	85
2－9 気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策	85
第3節 発生が危惧される災害種別ごとの対策	88
3－1 地震・津波災害対策	88
3－2 風水害・土砂災害対策	93
3－3 火山災害対策	95

3-4	雪害対策	99
第4節	国際防災協力	99
4-1	国連などの国際機関を通じた防災協力	99
4-2	二国間等防災協力	102
第5節	国土強靱化の推進のための取組	104
5-1	国土強靱化基本計画に基づく取組の推進	104
5-2	国土強靱化年次計画の策定	105
5-3	国土強靱化関係予算及び 国土強靱化に資する税制改正	107
5-4	国土強靱化地域計画の内容充実	107
5-5	国土強靱化に関する民間の取組促進及び 広報・普及啓発活動の推進	107
第2章	原子力災害に係る施策の取組状況	110
第1節	原子力防災体制について	110
1-1	平時の原子力防災体制	110
1-2	緊急時の原子力防災体制	111
第2節	原子力規制委員会における原子力災害対策	112
2-1	原子力災害対策に係る取組	112
2-2	緊急時対応への取組	113
2-3	緊急時モニタリングに係る取組	113
2-4	事故・故障等	113
第3節	地域の原子力防災体制の充実・強化	114
3-1	地域防災計画・避難計画の策定と支援	114
3-2	その他の関係道府県への支援・取組	116
3-3	地域の原子力防災体制に係る訓練や研修	117
3-4	国際的な連携強化	121
第4節	令和6年度原子力総合防災訓練	122
4-1	実施概要	122
4-2	訓練実績の概要	123
4-3	訓練後の取組	125
第3章	令和6年度に発生した主な災害	126

第1節	令和6年7月25日からの梅雨前線による 大雨等による災害	126
第2節	令和6年台風第10号による災害	127
第3節	岩手県大船渡市等の林野火災	128
第4節	ボランティア・NPO等による対応	130

第1部のコラム

令和6年能登半島地震対応に有効であった技術・サービスをテーマにした

マッチングピッチイベントを開催	71
「南海トラフ地震臨時情報」と「北海道・三陸沖後発地震注意情報」	91
首都圏における広域降灰対策検討会について	97

第2部

令和5年度において防災に関してとった措置の概況

概 要	134
1 法令の整備等	134
2 科学技術の研究	134
3 災害予防	134
4 国土保全	134
5 災害復旧等	134
6 国際防災協力	134
第1章 法令の整備等	136
第2章 科学技術の研究	137
1 災害一般共通事項	137
2 地震災害対策	139
2－1 地震に関する調査研究	139
2－2 震災対策一般の研究	140
3 津波災害対策	141
3－1 津波に関する調査研究	141
3－2 津波対策一般の研究	141
4 風水害対策	142
5 火山災害対策	143
6 雪害対策	144
7 火災対策	144
8 危険物災害対策	145
9 原子力災害対策	145
第3章 災害予防	146
1 災害一般共通事項	146
1－1 教育訓練	146
1－2 防災施設設備の整備	148
1－3 災害危険地住宅移転等	150
1－4 その他	150
2 地震災害対策	159

2-1	教育訓練	159
2-2	防災施設設備の整備	159
2-3	その他	163
3	津波災害対策	164
3-1	教育訓練	164
3-2	防災施設設備の整備	164
3-3	その他	165
4	風水害対策	165
4-1	教育訓練	165
4-2	防災施設設備の整備	165
4-3	その他	167
5	火山災害対策	169
5-1	教育訓練	169
5-2	防災施設設備の整備	169
5-3	その他	169
6	雪害対策	170
6-1	教育訓練	170
6-2	防災施設設備の整備	170
6-3	その他	171
7	火災対策	171
7-1	教育訓練	171
7-2	防災施設設備の整備	171
7-3	その他	171
8	危険物災害対策	172
8-1	教育訓練	172
8-2	その他	172
9	原子力災害	173
9-1	教育訓練	173
9-2	防災施設設備の整備	174
9-3	その他	174
10	その他の災害対策	174
10-1	教育訓練	174
10-2	その他	175
第4章	国土保全	176

1	治水事業	176
2	治山事業	176
2-1	国有林治山事業	176
2-2	民有林治山事業	176
3	地すべり対策事業	177
3-1	農林水産省所管事業	177
3-2	国土交通省所管事業	177
4	急傾斜地崩壊対策事業	177
5	海岸事業	177
6	農地防災事業	177
7	災害関連事業	177
8	地盤沈下対策事業	178
9	下水道における浸水対策	178
10	その他の事業	178
第5章	災害復旧等	180
1	災害応急対策	180
1-1	令和5年（2023年）石川県能登地方を震源とする 地震に対してとった措置	180
1-2	令和5年（2023年）梅雨前線による大雨及び 台風第2号に対してとった措置	180
1-3	令和5年（2023年）梅雨前線による 大雨に対してとった措置	180
1-4	令和5年（2023年）7月15日からの梅雨前線による 大雨に対してとった措置	181
1-5	令和5年（2023年）8月3日からの前線による 大雨に対してとった措置	181
1-6	令和5年（2023年）台風第6号に対してとった措置	182
1-7	令和5年（2023年）台風第7号に対してとった措置	182
1-8	令和5年（2023年）台風第13号に対してとった措置	183
1-9	その他の災害に対してとった措置	183
2	災害復旧事業	185
2-1	公共土木施設等災害復旧事業	185
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	185
2-3	文教施設等災害復旧事業	185

2-4	厚生施設災害復旧事業	186
2-5	その他の災害復旧事業	186
3	財政金融措置	187
3-1	災害融資	187
3-2	災害保険	189
3-3	地方交付税及び地方債	190
4	災害復興対策等	191
4-1	被災者生活再建支援金の支給	191
4-2	阪神・淡路大震災に関する復興対策	191
4-3	東日本大震災に関する復興対策	191
4-4	平成28年（2016年）熊本地震に関する復興対策	192
4-5	平成29年（2017年）7月九州北部豪雨に関する復興対策	193
4-6	平成30年（2018年）7月豪雨に関する復興対策	193
4-7	平成30年（2018年）台風第21号に関する復興対策	193
4-8	平成30年（2018年）北海道胆振東部地震に関する復興対策	193
4-9	平成30年（2018年）台風第24号に関する復興対策	194
4-10	令和元年（2019年）8月の前線に伴う大雨に関する復興対策	194
4-11	令和元年（2019年）房総半島台風に関する復興対策	194
4-12	令和元年（2019年）東日本台風に関する復興対策	194
4-13	令和2年（2020年）7月豪雨に関する復興対策	195
4-14	令和2年（2020年）台風第10号に関する復興対策	195
4-15	令和2年（2020年）12月から令和3年（2021年）1月の大雪等に関する復興対策	195
4-16	令和3年（2021年）福島県沖を震源とする地震に関する復興対策	195
4-17	令和3年（2021年）7月1日からの大雨に関する復興対策	196
4-18	令和3年（2021年）8月の大雨に関する復興対策	196
4-19	令和4年（2022年）福島県沖を震源とする地震に関する復興対策	196

4 - 20	令和4年（2022年）低気圧や前線による 大雨に関する復興対策	196
4 - 21	令和4年（2022年）8月3日からの大雨等に関する 復興対策	197
4 - 22	令和4年（2022年）台風第14号に関する復興対策	197
4 - 23	令和4年（2022年）台風第15号に関する復興対策	197
4 - 24	令和5年（2023年）石川県能登地方を震源とする 地震に関する復興対策	198
4 - 25	令和5年（2023年）梅雨前線による大雨及び 台風第2号に関する復興対策	198
4 - 26	令和5年（2023年）梅雨前線による大雨に関する 復興対策	198
4 - 27	令和5年（2023年）7月15日からの梅雨前線による 大雨に関する復興対策	198
4 - 28	令和5年（2023年）8月3日からの前線による 大雨に関する復興対策	199
4 - 29	令和5年（2023年）台風第6号に関する復興対策	199
4 - 30	令和5年（2023年）台風第7号に関する復興対策	199
4 - 31	令和5年（2023年）台風第13号に関する復興対策	199
4 - 32	その他の災害に関する復興対策	199
第6章	国際防災協力	201
1	多国間協力	201
2	二国間協力	202

第3部 令和7年度の防災に関する計画

概 要	204
1 科学技術の研究	204
2 災害予防	204
3 国土保全	204
4 災害復旧等	204
5 国際防災協力	204
第1章 科学技術の研究	206
1 災害一般共通事項	206
2 地震災害対策	208
2－1 地震に関する調査研究	208
2－2 震災対策一般の研究	209
3 津波災害対策	210
3－1 津波に関する調査研究	210
3－2 津波対策一般の研究	210
4 風水害対策	211
5 火山災害対策	212
5－1 火山調査研究の推進に関する取組	212
5－2 火山災害対策一般の研究等	212
6 雪害対策	213
7 火災対策	213
8 危険物災害対策	214
9 原子力災害対策	214
第2章 災害予防	215
1 災害一般共通事項	215
1－1 教育訓練	215
1－2 防災施設設備の整備	217
1－3 災害危険地住宅移転等	219
1－4 その他	219
2 地震災害対策	229

2-1	教育訓練	229
2-2	防災施設設備の整備	230
2-3	その他	233
3	津波災害対策	234
3-1	教育訓練	234
3-2	防災施設設備の整備	234
3-3	その他	235
4	風水害対策	236
4-1	教育訓練	236
4-2	防災施設設備の整備	236
4-3	その他	238
5	火山災害対策	239
5-1	教育訓練	239
5-2	防災施設設備の整備	239
5-3	その他	240
6	雪害対策	240
6-1	教育訓練	240
6-2	防災施設設備の整備	240
6-3	その他	241
7	火災対策	241
7-1	教育訓練	241
7-2	防災施設設備の整備	242
7-3	その他	242
8	危険物災害対策	242
8-1	教育訓練	242
8-2	その他	242
9	原子力災害対策	243
9-1	教育訓練	243
9-2	防災施設設備の整備	244
9-3	その他	244
10	その他の災害対策	245
10-1	教育訓練	245
10-2	その他	245
第3章	国土保全	246

1	治水事業	246
2	治山事業	246
2-1	国有林治山事業	246
2-2	民有林治山事業	246
3	地すべり対策事業	246
3-1	農林水産省所管事業	246
3-2	国土交通省所管事業	247
4	急傾斜地崩壊対策事業	247
5	海岸事業	247
6	農地防災事業	247
7	災害関連事業	247
8	地盤沈下対策事業	248
9	下水道における浸水対策	248
10	その他の事業	248
第4章	災害復旧等	250
1	災害応急対策	250
1-1	自衛隊の災害派遣	250
1-2	非常災害発生に伴う現地災害対策等	250
1-3	緊急消防援助隊の災害派遣	250
1-4	災害救助費の国庫負担	250
1-5	災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付	250
1-6	災害時に活用可能なキッチンカー・ トレーラーハウス等に係る登録制度の運用	250
1-7	その他の災害応急対策	250
2	災害復旧事業	250
2-1	公共土木施設等災害復旧事業	250
2-2	農林水産業施設災害復旧事業	251
2-3	文教施設等災害復旧事業	251
2-4	その他の災害復旧事業	251
3	財政金融措置	251
3-1	災害融資	251
3-2	災害保険	252
3-3	地方債	253
4	災害復興対策等	253

4－1	被災者生活再建支援金の支給	253
4－2	阪神・淡路大震災に関する復興対策	253
4－3	東日本大震災に関する復興対策	253
4－4	平成28年（2016年）熊本地震に関する復興対策	255
4－5	平成29年（2017年）7月九州北部豪雨に関する 復興対策	255
4－6	平成30年（2018年）7月豪雨に関する復興対策	255
4－7	平成30年（2018年）台風第21号に関する復興対策	255
4－8	平成30年（2018年）北海道胆振東部地震に関する 復興対策	255
4－9	平成30年（2018年）台風第24号に関する復興対策	256
4－10	令和元年（2019年）8月の前線に伴う大雨に関する 復興対策	256
4－11	令和元年（2019年）房総半島台風に関する 復興対策	256
4－12	令和元年（2019年）東日本台風に関する復興対策	256
4－13	令和2年（2020年）7月豪雨に関する復興対策	256
4－14	令和2年（2020年）台風第10号に関する復興対策	257
4－15	令和2年（2020年）12月から令和3年（2021年）1月の 大雪等に関する復興対策	257
4－16	令和3年（2021年）福島県沖を震源とする 地震に関する復興対策	257
4－17	令和3年（2021年）7月1日からの 大雨に関する復興対策	257
4－18	令和3年（2021年）8月の大雨に関する復興対策	257
4－19	令和4年（2022年）福島県沖を震源とする 地震に関する復興対策	257
4－20	令和4年（2022年）低気圧や前線による 大雨に関する復興対策	258
4－21	令和4年（2022年）8月3日からの大雨等に関する 復興対策	258
4－22	令和4年（2022年）台風第14号に関する復興対策	258
4－23	令和4年（2022年）台風第15号に関する復興対策	258

4 - 24	令和5年（2023年）石川県能登地方を震源とする 地震に関する復興対策	259
4 - 25	令和5年（2023年）梅雨前線による大雨及び 台風第2号に関する復興対策	259
4 - 26	令和5年（2023年）梅雨前線による大雨に関する 復興対策	259
4 - 27	令和5年（2023年）7月15日からの梅雨前線による 大雨に関する復興対策	259
4 - 28	令和5年（2023年）8月3日からの前線による 大雨に関する復興対策	259
4 - 29	令和5年（2023年）台風第6号に関する復興対策	260
4 - 30	令和5年（2023年）台風第7号に関する復興対策	260
4 - 31	令和5年（2023年）台風第13号に関する復興対策	260
4 - 32	令和6年能登半島地震に関する復興対策	260
4 - 33	令和6年（2024年）1月23日からの大雪等に関する 復興対策	261
4 - 34	令和6年（2024年）豊後水道を震源とする 地震に関する復興対策	261
4 - 35	令和6年（2024年）5月27日からの大雨に関する 復興対策	261
4 - 36	令和6年（2024年）6月17日からの大雨に関する 復興対策	261
4 - 37	令和6年（2024年）6月21日からの大雨に関する 復興対策	261
4 - 38	令和6年（2024年）7月10日からの大雨に関する 復興対策	262
4 - 39	令和6年（2024年）7月25日からの大雨に関する 復興対策	262
4 - 40	令和6年（2024年）日向灘を震源とする 地震に関する復興対策	262
4 - 41	令和6年（2024年）台風第5号に関する復興対策	262
4 - 42	令和6年（2024年）台風第7号に関する復興対策	262
4 - 43	令和6年（2024年）台風第10号に関する復興対策	262

4－44	令和6年（2024年）9月20日からの大雨に関する 復興対策	263
4－45	令和6年（2024年）11月1日からの大雨に関する 復興対策	263
4－46	令和6年（2024年）11月9日からの大雨に関する 復興対策	263
4－47	その他の災害に関する復興対策	263
第5章	国際防災協力	265
1	多国間協力	265
2	二国間協力	266

はじめに

令和7年版防災白書では、特集を「令和6年能登半島地震を踏まえた防災体制の見直し」と題し、「令和6年能登半島地震」について、発災以降におけるこれまでの被害状況や政府における対応等を紹介するとともに、能登半島地震を踏まえた我が国の今後の災害対策の方向性について記載しています。

また、第1部においては、

- ・ 自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による防災活動の推進
- ・ 防災体制・災害発生時の対応及びその備え
- ・ 発生が危惧される災害種別ごとの対策
- ・ 国際防災協力
- ・ 国土強靱化の推進のための取組
- ・ 原子力災害に係る施策の取組状況
- ・ 令和6年度に発生した主な災害

に関し、令和6年度に重点的に実施した施策の取組状況について取り上げています。

「令和7年版防災白書」における主な法律・指針等の新設・改正事項（掲載順）	本体頁
・ 令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律の施行	14p
・ 災害対策基本法等の改正、施行	44p
・ 道路法の改正、施行	45p
・ 港湾法等の改正	45P
・ 航空法等の改正、施行	45p
・ 株式会社地域経済活性化支援機構法の改正	45p
・ 防災基本計画の修正	75p
・ 避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針の改定	78p
・ 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律の施行	85p
・ 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画の作成	85p
・ 活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針の改正	96p
・ 国土強靱化年次計画2024の作成	105p

特集

令和 6 年能登半島地震を 踏まえた防災体制の見直し

第 1 章

令和 6 年能登半島地震等の概要

第 2 章

令和 6 年能登半島地震を踏まえた防災対応の見直し

令和6年1月1日に石川県能登地方で発生した地震は、同地方を中心に、多くの人命や家屋、ライフラインへの甚大な被害をもたらすとともに、被害の範囲は、新潟県や富山県などにも広く及んだ。現在（令和7年4月1日時点）も多くの被災者の方々が応急仮設住宅での生活を強いられており、政府は令和6年1月1日に設置した「令和6年能登半島地震非常災害対策本部」の下で引き続き被災者支援を行うとともに、同年1月31日に設置した「令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部」の下で被災地の再生に向けて政府一丸となって復旧・復興に取り組んでいるところである。また、先般、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」において、令和6年能登半島地震における災害対応を振り返ることで課題・教訓を整理し、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」が取りまとめられ、今後発生が危惧される大規模災害に備え、本報告書を踏まえた対策の検討が行われているところである。

令和6年版防災白書では、特集2「令和6年能登半島地震」として主に発災から3か月間の状況や対応等について整理したところであるが、本書においては、昨年の記述以降の状況変化や復興の最中にある石川県能登地方を襲った令和6年9月20日からの大雨による被害状況などを第1章に、第2章では令和6年能登半島地震を踏まえた我が国の今後の災害対策の方向性について述べる。

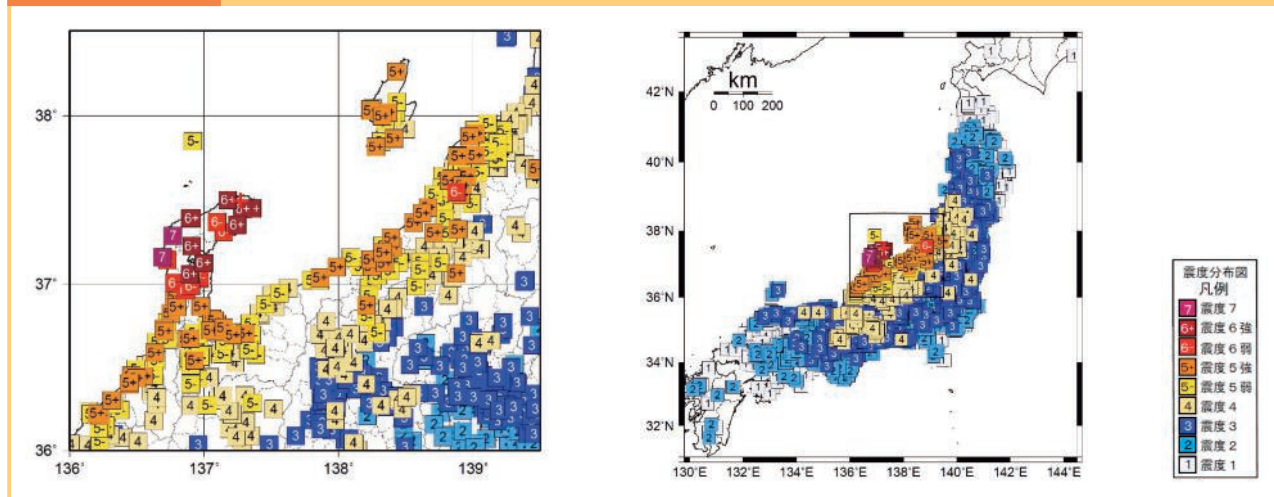
第1章 令和6年能登半島地震等の概要

第1節 令和6年能登半島地震の概要と被害状況

（1）地震の概要

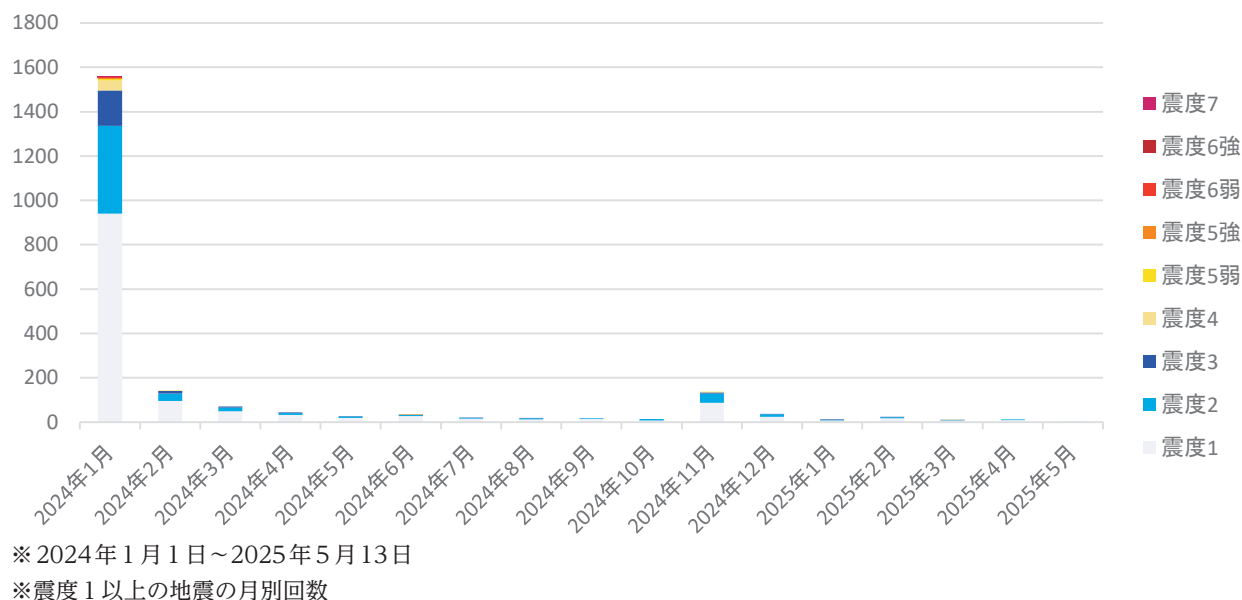
令和6年1月1日16時10分、石川県能登地方の深さ16km（暫定値）を震源とするマグニチュード7.6（暫定値）の地震（以下本特集において「本地震」という。）が発生し、石川県の輪島市及び志賀町で震度7を観測したほか、北海道から九州地方にかけて震度6強から1を観測した（図表1-1）。気象庁は、同日に、本地震及び令和2年12月以降の一連の地震活動について、名称を「令和6年能登半島地震」と定めた。

図表1-1 2024年1月1日16時10分 石川県能登地方の地震の震度分布図



本地震の発生当初に比べ、地震活動は低下してきているものの、地震活動は依然として活発な状態が継続しており、令和6年1月1日16時から令和7年5月13日24時までの間に、最大震度1以上を観測した地震は2,185回発生している（図表1-2）。

図表1-2 「令和6年能登半島地震」の月別最大震度別地震回数



出典：気象庁資料

(2) 被害の概要

図表1-3は、「能登半島地震」の被害状況等について、阪神・淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震と比較したものである。

図表1-3 「能登半島地震」と他の地震災害における被害状況等の比較

	阪神・淡路大震災	東日本大震災	熊本地震	能登半島地震 注1
発生年月日	1995年1月17日 午前5時46分	2011年3月11日 午後2時46分	前震：2016年4月14日 午後9時26分 本震：4月16日 午前1時25分	2024年1月1日 午後4時10分
地震規模	マグニチュード 7.3	モーメントマグニチュード 9.0	マグニチュード 6.5 マグニチュード 7.3	マグニチュード 7.6
死者・行方不明者 (うち災害関連死)	6,437名 (うち約900名)	22,332名 (うち約3,800名)	276名 (うち約220名)	594名 (うち364名) ※令和7年5月13日時点
全壊住家	約10万5千棟	約12万棟	約9千棟	約6千5百棟 ※令和7年5月13日時点

注1) 「能登半島地震」の欄には、一連の地震における最大規模の地震（令和6年1月1日16時10分石川県能登地方の地震）に係る情報を記載。

注2) 「能登半島地震」に係る「災害関連死」の値は、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた令和7年5月13日時点の暫定値である。

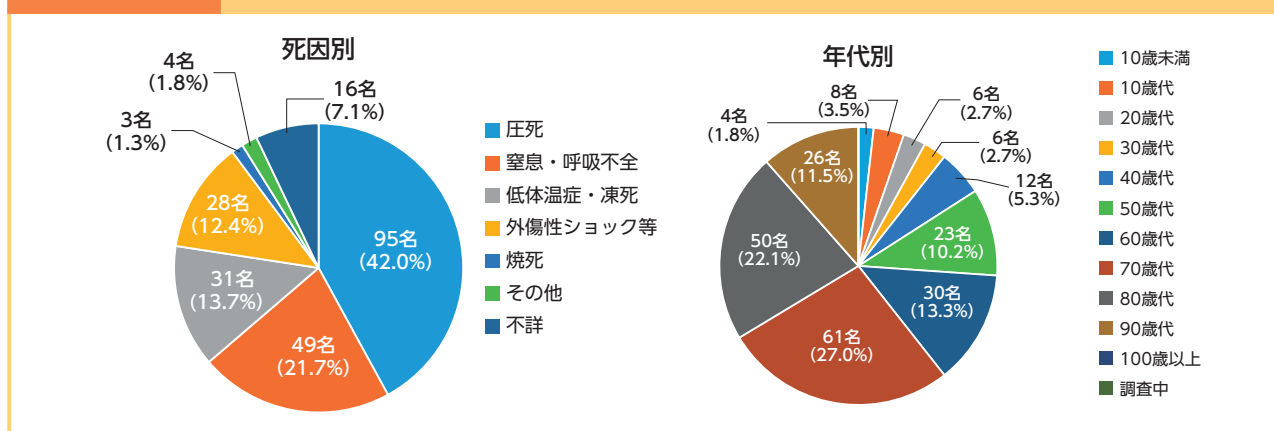
出典：令和7年5月13日時点で確認できた内閣府資料、警察庁資料、復興庁資料、消防庁資料、気象庁資料、緊急災害対策本部資料、非常災害対策本部資料、石川県資料、兵庫県資料、熊本県資料を基に内閣府作成

①人的被害

本地震により多数の家屋倒壊が発生し、死者・行方不明者594名（うち災害関連死364名）の被害をもたらした。死者は石川県で581名（輪島市207名（行方不明者2名）、珠洲市170名、能登町66名、七尾市53名、穴水町49名、志賀町20名、内灘町6名、羽咋市5名、小松市1名、白山市1名、中能登町2名、金沢市1名）、新潟県で6名（新潟市4名、上越市2名）、富山県で5名（富山市1名、高岡市2名、氷見市1名、射水市1名）の犠牲者が発生した（令和7年5月13日時点）。

警察庁情報（令和7年2月末時点。石川県が発表した死者（災害関連死を除く。）のうち、警察が取り扱った226名を対象としたもの。）によると、直接死の死因の約4割が「圧死」、約2割が「窒息・呼吸不全」で、多くの人が倒壊した建物の下敷きとなったとみられる。また、寒さが影響して亡くなった「低体温症・凍死」が1割強と続いた。死者の年代別では70代が61名と最多で、80代50名、90代26名が続き、70代以上が約6割を占めた（図表1-4）。

図表1-4 令和6年能登半島地震死者の死因別及び年代別一覧

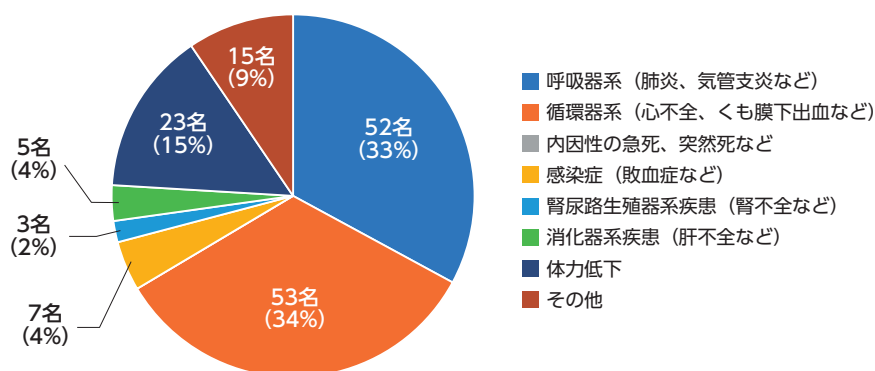


出典：内閣府資料

また、直接死は輪島市と珠洲市に集中して犠牲者が発生した（それぞれ100名、97名）のに対し、災害関連死は広域で犠牲者が発生し、石川県で255名（輪島市80名、珠洲市54名、能登町49名、七尾市37名、穴水町22名、志賀町17名、内灘町5名、羽咋市3名、小松市1名、白山市1名、中能登町1名）、新潟県で4名（新潟市）、富山県で2名（高岡市）の261名となっている。

災害関連死による犠牲者のうち年齢が公表されている136名の死亡時の年齢の内訳は、90代以上が47名、80代が62名、70代が16名、60代が10名、50代が1名であり、80代以上が全体の約8割を占め、これまでの災害に比べ高齢者の割合が高い。また、死亡した経緯が公表されている158名の死因の内訳は、循環器系疾患が53名（約34%）、呼吸器系疾患が52名（約33%）で全体の約60%を占めており、体力低下も23名（約15%）となっている（令和6年11月21日時点）（図表1-5）。

図表1-5 災害関連死と認定された方の死因



出典：警察庁の情報を基に内閣府が作成

②建物被害

住家被害は、秋田県、福島県、埼玉県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、京都府、兵庫県の1府10県で発生し、全壊が6,520棟（石川県6,151棟、富山県258棟、新潟県111棟）、半壊・一部破損が158,120棟（秋田県1棟（一部破損のみ）、福島県1棟（一部破損のみ）、埼玉県2棟（一部破損のみ）、石川県109,907棟、新潟県24,797棟、富山県22,544棟、福井県842棟、長野県21棟（一部破損のみ）、岐阜県2棟（一部破損のみ）、京都府2棟（一部損壊のみ）、兵庫県1棟（一部破損のみ）、床上・床下浸水が25棟（新潟県14棟、石川県11棟）となり、被災地全体で約16万5千棟の住家被害が発生した（令和7年5月13日時点）。また、石川県における非住家被害は約3万8千棟とされている（令和7年5月13日時点¹）。

（3）火災の発生状況と消火活動

火災は、石川県で11件、富山県で5件、新潟県で1件発生し、地元消防本部と消防団が消火活動に当たった。特に、石川県輪島市では、本地震直後に日本三大朝市の一つである輪島朝市で焼損棟数約240棟、焼失面積約49,000m²に及ぶ火災が発生した。本火災は、延焼しやすい木造密集地域で発生したもので、地震に伴い、断水による消火栓が使用できず、建物倒壊により一部の防火水槽が使用できないなど、消火活動が困難な状況の中で地元消防本部と消防団が消火活動を行い、2日7時30分に鎮圧し、6日17時10分に鎮火した。

その後、輪島朝市周辺では焼失し建物性が失われた倒壊家屋等について法務局による滅失登記を行い面的に公費解体が進められ、令和6年9月にはがれきの撤去がおおむね完了した。令和7年2月26日に輪島市が策定した「輪島市復興まちづくり計画」では、輪島朝市周辺を輪島市における復興のシンボルとして再建し、防災対策を強化しながら輪島朝市と商店街及び住まいの共生を目指した市街地整備を行う方針を掲げている。

¹ 石川県ホームページ「被害等の状況について（第204報）」
（参照：https://www.pref.ishikawa.lg.jp/saigai/documents/higaihou_204.pdf）





輪島朝市の火災
出典：共同通信社

「輪島市復興まちづくり計画」

https://www.city.wajima.ishikawa.jp/article/2024052800027/file_contents/honbu_2_siryou.pdf

(4) 志賀原子力発電所における対応

政府は、本地震の発生を受けて、1月1日16時19分に原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、北陸電力株式会社志賀原子力発電所等の情報発信等を行った。北陸電力株式会社志賀原子力発電所においては、使用済燃料プールの波打ち現象（スロッシング）による溢水、一部の^{いっすい}変圧器故障による油漏れ等が発生したが、使用済燃料の冷却や電源等、必要とされる安全機能は確保されていることを確認した。

また、周辺の一部モニタリングポストにおいて測定が確認できない状況が生じたが、敷地近傍のモニタリングポスト指示値等に異常は認められず、発電所の安全確保に影響のある問題が生じていないことを確認した。その後、原子力規制委員会は、通信の信頼性向上に向けた対策を実施するとともに、無人機を用いた航空機モニタリング等によりモニタリング体制の機動力を強化し放射線モニタリングの多様化を図っている。今後、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリング、モニタリングの省人化・コスト削減・DX化の実現に資する、最新の技術・知見を取り入れた取組を進めていく。

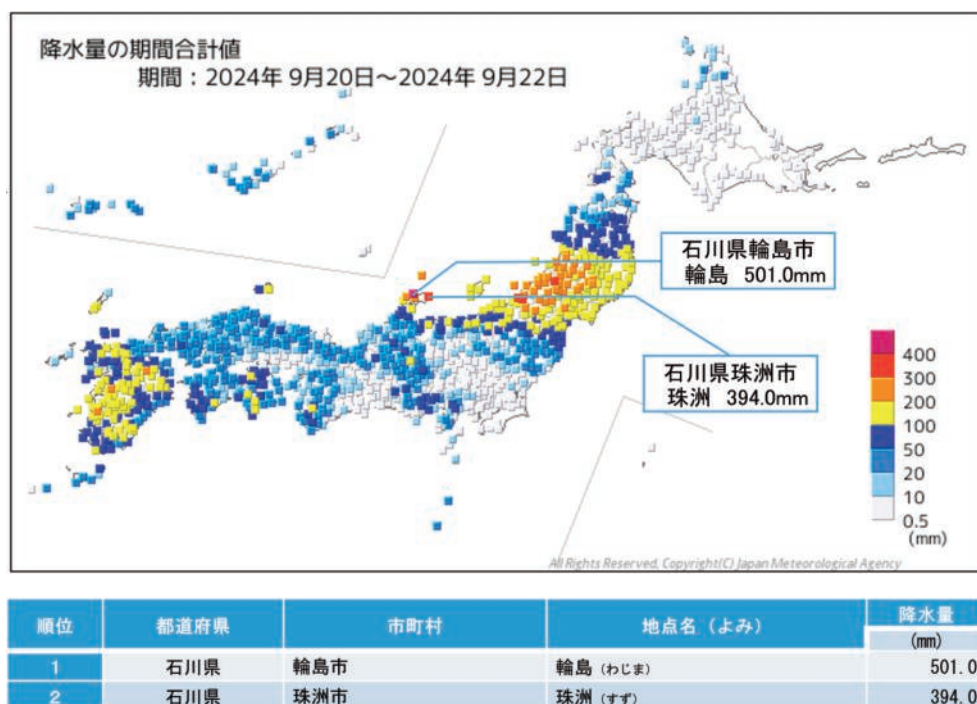
第2節

令和6年9月20日から大雨の概要と被害状況

(1) 大雨の概要

令和6年9月20日から22日にかけて、日本海から本州付近に停滞した前線や前線上の低気圧に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、大気の状態が非常に不安定となり、西日本から東北地方にかけての広い範囲で雷を伴った大雨となった。秋田県では20日明け方に、石川県では21日昼前に線状降水帯が発生した。線状降水帯による非常に激しい雨が同じ場所で降り続いて、大雨災害発生の危険度が急激に高まり、重大な災害の起こるおそれが著しく高まったことから、気象庁は21日に石川県輪島市、珠洲市及び能登町に大雨特別警報を発表した。石川県能登では、21日午前中は猛烈な雨が降り続いて1時間降水量や3時間降水量で観測史上1位を更新した地点があったほか、20日から22日にかけての総降水量が多い所で500mmを超え、平年の9月の月降水量の2倍を上回るなど、北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった（図表2-1）。

図表2-1 降水量の期間合計値（2024年9月20日～9月22日）



出典：気象庁資料

（2）被害の概要

令和6年9月20日からの大雨により、石川県において県管理の28河川が氾濫し、浸水被害が発生した。これらにより、死者は17名（石川県16名（輪島市11名、珠洲市3名、能登町2名）、熊本県（大津町1名）、重傷者は2名、軽傷者は45名となった。住家被害は、全壊が82棟、半壊・一部破損が724棟、床上・床下浸水が1,043棟となった（消防庁情報、令和7年1月28日時点）。また、水道については輪島市、珠洲市、能登町で断水が発生し、最大断水戸数は5,216戸、電力については北陸電力送配電株式会社管内で最大停電戸数が約6,910戸に及ぶなど、ライフラインにも被害が発生した。

令和6年9月20日からの大雨による被害状況



輪島市町野町

出典：石川県ホームページ



珠洲市大谷地区

出典：石川県ホームページ



能登町柳田野田橋周辺
出典：石川県ホームページ

第3節 政府の対応

(1) 初動及び本部体制の確立

政府は、本地震の発生を受けて、1月1日16時11分に官邸対策室を設置し、16時15分には、岸田内閣総理大臣（当時）から、①国民に対し、津波や避難等に関する情報提供を適時的確に行うとともに、住民避難等の被害防止の措置を徹底すること、②早急に被害状況を把握すること、③地方自治体とも緊密に連携し、人命第一の方針の下、政府一体となって、被災者の救命・救助等の災害応急対策に全力で取り組むことが指示された。17時30分には、特定災害対策本部が設置され、さらに、22時40分には、同本部を格上げして非常災害対策本部が設置され、2日9時15分に第1回非常災害対策本部会議が開催された。

また、1日20時00分に内閣府調査チームを石川県庁へ派遣した。さらに、同日23時22分には古賀内閣府副大臣（当時）を本部長とする非常災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を石川県庁内に設置した。現地対策本部は、インフラ、物資、生活支援、生業（なりわい）再建に関する4つのチームを編成し、石川県庁と緊密な連携を図った。特に、インフラチームにおいては、法面崩壊、倒木、電柱倒壊等による道路交通途絶が生じ、ライフライン復旧活動にも一部支障が生じたため、現地対策本部内に道路、電気、通信、水道の関係者でチームを構成し、被害を受けたインフラ施設の復旧順位を明確にして効率的な道路啓開の調整を行いながら、復旧作業が進められた。また、被害の大きかった能登地域の6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）には内閣府及び関係省庁の連絡調整要員（リエゾン）を派遣し、被災地の状況確認や被災市町との連絡調整を行った。



第1回非常災害対策本部会議
出典：首相官邸ホームページ



岸田内閣総理大臣（当時）による非常災害現地対策本部（石川県庁内）での激励（令和6年1月14日）
出典：内閣府

(2) 救出・救助活動

地震発生後、人命救助を第一に、警察、消防、海上保安庁、自衛隊等が連携し、大規模な救出、救助活動が行われた。

警察では、発災直後から広域緊急援助隊の派遣を行うなど全国警察から部隊を派遣し、石川県警察と一体となって被災者の救出、救助活動や行方不明者の搜索等の各種警察活動を実施した。11月30日までに被災地に派遣された警察職員は延べ約13万5千人にのぼり、倒壊家屋内からの救出、救助や警察用航空機（ヘリコプター）によるホイスト救助等により、115名を救助した。

消防庁では、発災当初から約2,000名規模で緊急消防援助隊を出動させた。緊急消防援助隊と地元消防本部を合わせ、合計で延べ約7万名程度が消火、倒壊家屋からの救出、消防防災ヘリコプターによる孤立集落からの救出、病院や高齢者福祉施設からの転院搬送を実施した。その結果、435名を救助、3,500名の救急搬送を行った（令和6年1月1日の地震発生後からの累計）。

海上保安庁では、令和6年12月4日までに延べ巡視船艇等4,436隻、航空機922機、特殊救難隊18名、機動救難士810名が、救急搬送や行方不明者の搜索などを実施した。

防衛省では、道路網が寸断された半島部において、発災直後から航空機による被害情報収集や搜索救助活動等を開始しており、令和6年1月2日には統合任務部隊を編成し、最大約1万4千人態勢で対応に当たった。また、当初から自衛隊のヘリコプターなどを集中運用して人命救助を実施しつつ、洋上の艦船を拠点とした物資輸送や道路の開通作業に必要な重機や車両、資機材の輸送の実施など、陸・海・空自衛隊の能力を最大限に発揮し活動に当たり、同年4月1日現在で、約1,040名を救助（避難者の輸送等を含む。）した。



警察用航空機によるホイスト救助（輪島市）
出典：警察庁



倒壊家屋現場における夜間の活動（珠洲市）
出典：警察庁



消防隊と消防団による消火活動（輪島市）
出典：消防庁



緊急消防援助隊による高齢者の救急搬送（輪島市）
出典：消防庁



救助活動を行う自衛隊（珠州市）
出典：防衛省



自衛隊と消防隊員による人命救助（輪島市）
出典：防衛省

（3）応急医療活動

発災後、被災地の医療機関の多くが被災した。また、建築物被害が軽微又は全半壊を免れた医療機関においても職員の出勤、患者搬送、医薬品等の搬送等に支障が生じた。このため、被災者の医療支援を行うため、医療機関や避難所等に全国から災害派遣医療チーム（DMA T）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、日本医師会災害医療チーム（J M A T）、日赤救護班、災害支援ナース等の派遣が行われ、救命措置等の応急医療活動を実施したことに加え、自衛隊の医官や看護官等による衛生支援チームが、孤立地域を中心に巡回診療を実施した。

傷病者搬送、入院患者避難、病院支援等を行うDMA Tはこれまでに1,139チーム、避難所巡回等を通じ、避難者のこころのケアを実施するD P A Tは213チーム、被災市町や2次避難所等において医療支援を実施するJ M A Tは1,096チームが派遣され、被災地で活動した。また、公益社団法人日本看護協会の災害支援ナースは延べ3,040名が避難所や被災地の医療機関に派遣された（令和7年4月1日現在）。

さらに、感染症の専門家等が避難所等の感染管理についての助言等を行うとともに、被災県以外の都道府県及び指定都市から派遣された災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）による保健所等の指揮調整機能の支援や、各地方公共団体から派遣された保健師等チームなどによる各市町で作成した住民のリストに基づく巡回訪問等の実施により避難所や在宅等で避難生活を送る被災者の健康管理等を行った。



DMA Tによる患者搬送
出典：厚生労働省

（4）生活必需物資の調達及び輸送

発災直後から、総理の指示を受け、被災地からの要請を待たずに被災者の命と生活環境に不可欠な物資を国が支援する「プッシュ型支援」を開始し、翌2日には支援物資の第1便が石川県の広域物資輸送拠点に到着した。

具体的な支援物資は、食料、飲料水、乳児用粉ミルク・液体ミルク、毛布、携帯トイレ等の緊急性

を要する物資に加えて、特に寒さ対策に必要な防寒着、暖房器具や燃料、避難所等での女性や子育て世帯の方の視点を踏まえて生理用品、お尻拭きシート、乳児用おむつのほか、被災者の健康を確保するための弾性ストッキング、避難所の環境改善に必要な段ボールベッドや、断水が長期化する中で洗濯ニーズに対応するための簡易洗濯キットや洗濯機等の物資など、被災地のニーズを踏まえた支援を実施した。また、民間の物流事業者の協力の下、広域物資輸送拠点から被災地方公共団体への輸送は、主に自衛隊や一般社団法人石川県トラック協会が対応した。さらに、各被災市町の物資輸送拠点においても、市町ごとに物流事業者が担当して避難所等への端末輸送に対応したほか、専門ボランティア団体等が仕分け作業に対応した。



広域物資輸送拠点（石川県産業展示館）
出典：内閣府



民間物流事業者の協力による
広域物資輸送拠点からの搬出作業
出典：内閣府



自衛隊ヘリによる物資空輸（輪島分屯基地）
出典：防衛省

第4節 政策対応

（1）支援制度等の適用等

①災害救助法の適用

新潟県、富山県、石川県及び福井県の計35市11町1村に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された（法適用日令和6年1月1日）。国庫負担により、各県が実施する応急的な救助（避難所の設置・運営、応急仮設住宅の供与等）が実施された。なお、令和6年9月20日からの大雨についても石川県の3市3町に同法が適用された（法適用日令和6年9月21日）。

②激甚災害の指定

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、令和6年1月11日に指定政令の閣議決定を行い、激甚災害（地域を限定しない本激）に指定した。これにより、公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助、農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等、合計12の措置が適用された（令和6年2月9日の閣議決定による追加指定含む。）。なお、令和6年9月20日から的大雨についても同年10月25日に指定政令の閣議決定を行った。

③特定非常災害の指定

特定非常災害の指定については、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、令和6年1月11日に指定政令の閣議決定を行い、令和6年能登半島地震による災害を特定非常災害として指定するとともに、本特定非常災害に対し、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置、債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置を適用した。

④大規模災害復興法に基づく非常災害の指定

大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号。以下「大規模災害復興法」という。）に基づき、令和6年1月19日に指定政令の閣議決定を行い、令和6年能登半島地震による災害を非常災害として指定した。これにより、被災した港湾（七尾港等8港湾）、空港（能登空港）、海岸（宝立正院海岸等3海岸）、農地地すべり（稲舟地区）、農地海岸（石崎海岸等7海岸）、民有林（興徳寺地区等5区域9か所）、漁港海岸（鵜飼漁港海岸）、漁港（狼煙漁港（狼煙地区））の災害復旧工事及び地すべり対策（国道249号の沿岸部）について、地方公共団体に代わって国が権限代行により実施した。

⑤生活の再建に向けた措置

令和6年1月6日に石川県は全域（19市町）に被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の適用を決定、その後も富山県（全域（15市町村））、新潟県（全域（30市町村））が同法の適用を順次決定した。これにより、住宅が全壊等の被害を受けるなど一定の要件に該当した場合に、当該住宅に居住していた被災世帯に対し、住宅の被害状況に応じて、基礎支援金（最大100万円）及び住宅の再建方法に応じた加算支援金（最大200万円）が支給された。なお、令和6年9月20日から的大雨についても、石川県は同年10月9日に輪島市及び珠洲市に同法の適用を決定した。

くわえて、能登地域の6市町（七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町）では、他の地域と比べて特に被災状況が深刻であるとともに、高齢化率が著しく高いことのみならず、家屋を建設できる土地が極めて少ないなど、半島という地理的な制約があって、住み慣れた地を離れて避難を余儀なくされている方も多い。そのため、地域コミュニティの再生に向けて乗り越えるべき、大きくかつ複合的な課題があるという実情・特徴を踏まえ、当該地域において、住宅半壊以上の被災をした高齢者・障害者のいる世帯、資金の借入や返済が容易でないと見込まれる世帯を対象として、石川県が最大300万円の給付を行う新たな交付金制度（地域福祉推進支援臨時特例交付金）が創設され、対象世帯に支給された。

また、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害による死者の遺族に災害弔慰金、災害により重度障害を負った方に災害障害見舞金が支給されるとともに、要件に該当する世帯主に災害援護資金の貸付が実施された。

(2) 被災地、被災地方公共団体等への広域応援

今般の災害においては、被災者支援、被災地方公共団体支援等のため、被災地外から数多くの機関が支援に駆けつけた。

前節で述べたとおり、救出・救助等のため警察（警察災害派遣隊）、消防（緊急消防援助隊）、自衛隊、海上保安庁の各部隊が被災地に派遣され、保健・医療・福祉分野においてもDMAT、DPAT、JMAT、日本災害歯科支援チーム（JDAT）、日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）、DHEAT、保健師等チーム、日本環境感染学会の災害時感染制御支援チーム（DICT）、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、災害派遣福祉チーム（DWAT）ほか、災害支援ナース等の看護師や介護職員など医療・福祉に携わる多くの職員が被災地に派遣された。

また、公共土木施設等の被災状況調査や道路啓開のほか、緊急避難輸送、緊急物資輸送などの輸送の支援や被災建築物の応急危険度判定のため、国土交通省の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）が派遣されたほか、農林水産省サポート・アドバイス・チーム（MAFF-SAT）など各省庁においても各分野における災害復旧や被災者支援のための専門組織が派遣された。



TEC-FORCEによる判定対象の確認（珠州市）
出典：国土交通省



TEC-FORCEによる判定ステッカーの
記入・貼付（穴水町）
出典：国土交通省



MAFF-SATによる被災ため池における
ブルーシートの設置（志賀町）
出典：農林水産省



MAFF-SATによる
農業集落排水施設の点検（能登町）
出典：農林水産省

被災地方公共団体に対する全国の地方公共団体からの広域応援も大規模に実施された。被災地方公共団体の災害マネジメント支援のため能登地域の被災6市町に6県市より総括支援チームが派遣されるとともに（6月21日まで）、石川県内14市町、富山県内3市及び新潟県内1市に対して、63都道府県市から対口支援方式（カウンターパート方式）による支援チームの派遣（避難所の運営・罹災証明書の交付等の災害対応業務を担う職員の派遣）が行われた（8月4日まで）。また、インフラ・ラ

イフラインの応急対応や復旧に関しても、水道、電気、通信等において全国からの応援派遣が行われたほか、被災地の水道が長期にわたり断水状態となったため、全国の地方公共団体等から給水車やトイレットレーラーの派遣も行われた。

なお、発災当初から多くの応援地方公共団体職員、復旧事業者、ボランティア等の支援者が被災地に入り、多岐にわたる支援を実施したが、被災地ではホテル・旅館等も大きな被害を受け、宿泊施設が不足した。このため、石川県等において、特別交付税措置や独立行政法人中小企業基盤整備機構の仮施設整備支援事業等も活用し、支援者のための宿泊施設の確保・充実に努めるなど、支援者支援を実施した。

(3) 支援パッケージと財政措置、税制上の対応

政府は、令和6年1月2日、内閣総理大臣決定により、内閣官房副長官を長とし、各府省庁事務次官等を構成員とする「令和6年能登半島地震被災者生活生業再建支援チーム」を開催し、被災者の生活や生業の再建を迅速かつ円滑に支援することとした。同支援チーム等における検討の成果を基に、令和6年1月25日に「生活の再建」「生業の再建」「災害復旧等」の分野ごとに政府として緊急に対応すべき施策を「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」（令和6年能登半島地震非常災害対策本部決定。以下「支援パッケージ」という。）として取りまとめ、公表した²。

また、政府は、発災時点において残額が4,600億円を超えていた令和5年度予算の一般予備費等を活用し、変化する財政需要に対して機動的に対応した。具体的には、まず、令和6年1月9日に当面のプッシュ型の物資支援への財政的裏付けとして予備費の使用（約47億円）を決定した。そして、支援パッケージの施策の実施のため必要となる財政措置として、令和6年1月26日に1,553億円、同年3月1日に1,167億円、同年4月23日に1,389億円、同年6月28日に1,396億円の予備費の使用等を決定した。なお、能登半島地震に関する予備費使用については、このほかにも令和6年9月10日に1,088億円、同年10月11日に509億円、令和7年2月28日に1,068億円が決定され、能登地域の復旧・復興に向けた予備費の使用額は累計8,217億円となった。特に令和7年2月28日に決定された予備費では、能登の創造的復興に必要となる施策に対して柔軟かつ機動的に対応できるよう、自由度の高い交付金として「能登創造的復興支援交付金」500億円を措置した。くわえて、令和6年12月17日に成立した令和6年度補正予算では、令和6年能登半島地震及び豪雨災害の復旧・復興に向けた取組として、生活の再建1,062億円、生業の再建188億円、災害復旧等1,434億円の合計2,684億円が措置されたほか、令和7年度当初予算においても、引き続き、被災者の生活・生業の再建支援やインフラ復旧など、被災地のニーズに切れ目なく対応していくこととしている。

被災地方公共団体に対する地方財政措置としては、まず、令和6年1月9日に石川県及び県内17市町を始めとする51団体、さらに、同年2月9日に石川県及び県内7市町に対して、当面の資金繰りを円滑にするため、同年3月に交付すべき特別交付税の一部（261億400万円）を繰り上げて交付することを決定した。その上で、令和6年3月22日には令和5年度特別交付税の交付決定を行い、このうち令和6年能登半島地震の災害関連経費分は402億円となった。また、応援職員等の宿泊場所を石川県が一元的に確保する場合の費用に対する新たな特別交付税措置や、上下水道の災害復旧事業及び隣接住宅地も含めてエリア一体的な液状化対策を講じる「宅地液状化防止事業」に対する地方財政措置の拡充なども実施した。また、令和6年6月25日には令和6年能登半島地震復興基金の設置のため、石川県に対し特別交付税520億円を措置した。

税制に関しては、所得税等の申告・納付等の期限の延長を講じたほか、令和6年2月21日に成立（同日公布・施行）した「令和六年能登半島地震災害の被災者に係る所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の臨時特例に関する法律」（令和6年法律第1号）等に基づ

² 内閣府ホームページ「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」（参照：https://www.bousai.go.jp/pdf/240125_shien.pdf）



き、住宅・家財等の資産の損失の令和5年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税の計算における雑損控除の適用、災害減免法の特例による令和5年分の所得税の減免、事業用資産の損失の令和5年分の所得税の計算上の必要経費への算入を可能とする等の措置を実施した。

このほか、個人住民税が全額免除される水準となった被災者を含む世帯について、非課税世帯等への物価高対策支援（合計10万円/世帯。こども加算5万円/人）の対象とすることとした。

（4）被災地に寄せられた善意の支援への対応

石川県においては、被災された方々へのお見舞いとして寄せられた義援金（令和6年10月14日時点で約756億円）を公平に配分するため、石川県令和6年（2024年）能登半島地震災害義援金配分委員会を設置し、同年2月1日の第1回委員会以降、第一次から第四次までの配分計画を決定した。これにより、石川県においては、死者・行方不明者180万円、災害障害者90万円、重傷者10万円、住家全壊180万円等の義援金の配分が決定され、令和7年1月末現在、人的・住家被害について約10.8万件、約403億円が配分済みとなっており、このほか6市町の全住民に一律5万円が給付された特別給付分について約12.4万人、約62億円が配分済みとなっている³。また、新潟県、富山県、福井県においても同様に義援金配分委員会の決定に基づく義援金の配分が決定され、被災者に配分された。

（5）復旧・復興への対応

①令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部

政府は、令和6年1月31日に、能登半島地震からの復旧・復興を関係省庁の緊密な連携の下政府一体となって迅速かつ強力に進めるため、内閣総理大臣を本部長、全閣僚等を本部員とする「令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部」（以下「支援本部」という。）を設置した。具体的には、令和6年1月25日の支援パッケージの取りまとめを受け、支援本部において、①各府省の復旧・復興に向けた進捗状況の確認、②各府省の施策の整合性の確認、③予備費の執行等に係る連絡調整等を行うこととされた。支援本部は令和6年2月1日以降計12回開催され（令和7年4月1日現在）、被災地のニーズを受け止めながら、機動的・弾力的に予備費等を活用し、インフラ・ライフラインの復旧、被災者・被災事業者支援等により復旧・復興を推進している。このうち、令和6年8月26日に開催された第9回支援本部では「能登半島地震の教訓を踏まえた災害対応の強化（基本的な方向性）」が提示され、政府の災害対応体制の強化、被災者に寄り添った支援体制の強化、初動対応などにおける連携強化の方向性が打ち出され、特に司令塔機能の強化、国の応援組織の充実強化、避難所の環境整備の更なる推進、福祉対応体制の強化、専門ボランティア団体等との連携強化については法改正も視野に制度改正を検討することとされた。

②石川県の対応

一方、石川県においても、能登半島地震の被災地の創造的復興に向けた各種の取組について、政府とも連携しながら県庁内の調整を図り、推進するために、令和6年2月1日に知事を本部長とする「石川県令和6年能登半島地震復旧・復興本部」を設置し、同年6月には「石川県創造的復興プラン」を取りまとめ、公表した。同プランでは、「能登が示す、ふるさとの未来」を創造的復興のスローガンとして掲げ、県成長戦略の目標年次である令和14年度末までの9年間の計画期間として2年後の短期、5年後の中期、9年後の長期の区分により、「地域が考える地域の未来を尊重する」「あらゆる主体が連携して復興に取り組む」「若者や現役世代の声を十分に反映する」など12の基本姿勢に基づき、創造的復興リーディングプロジェクトを始めとする取組を通じて、創造的復興を成し遂げること

³ 石川県ホームページ「令和6年（2024年）能登半島地震災害義援金配分委員会について」（参照：<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kousei/gienkinbussi/r6notohantoujishingienkin.html>）



としている。特に、復興プロセスを生かした関係人口の拡大や能登サテライトキャンパス構想の推進など13の象徴的プロジェクトを「創造的復興リーディングプロジェクト」と位置付け、復興の成功事例として創出し、活力あふれる能登を蘇らせる創造的復興の象徴として県内外に発信していくこととしている。

また、石川県では、復興基金創設のために交付された特別交付税520億円に、能登半島地震被災地宝くじの収益金の半分に相当する約19.8億円を加え、総額約539.8億円の復興基金を創設した。復興基金では、市町からの要望を踏まえ28事業を基本メニューとしてメニュー化したほか、市町村配分として市町が地域特有の課題に早期かつ機動的に活用できるよう、各市町の住家被害、災害復旧事業費、避難者の受入数等に応じて配分した。

さらに、復興のためのノウハウやマンパワー不足、資金確保などの課題に対し、地域団体等に伴走し、全国からの様々な支援を効果的に結びつけるコーディネートの役割を担う中間支援組織として、石川県と能登6市町で「一般社団法人能登官民連携復興センター」を設立し、令和6年10月21日から活動を開始した。

③能登創造的復興タスクフォース会議

石川県が策定した「石川県創造的復興プラン」の方針に沿って、能登の6市町の復興まちづくりを本格化していくためには、国・県・市町の関係者が緊密な連携を図り、事業の進捗確認や現場で生じた課題の解決に取り組むことが必要であり、また、被災地である能登地方には、国土交通省の能登復興事務所を始め関係省庁及び関係機関が現地事務所等の設置や、職員の派遣等により、復旧・復興の支援体制を強化しており、こうした関係機関と石川県・6市町の連携体制を一層強化し、創造的復興を進めていくため、政府では、内閣官房の復旧・復興支援総括官（能登半島地震への対応を強化するため令和6年4月1日に新設）を座長、石川県知事を座長代理とする「能登創造的復興タスクフォース会議」を7月1日以降計7回開催している（令和7年5月現在）。同タスクフォース会議では、公費解体の推進、復興まちづくり、生業再建、インフラ復旧等の復旧・復興に関する諸課題について検討し、復興を進めている。

④復旧・復興を支援する現地の体制

国では、能登地域の復旧・復興を支援していくため、令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部や能登創造的復興タスクフォース会議に加え、関係省庁・関係機関でも現地の支援体制を充実してきた。

国土交通省では、復旧・復興を加速化し、強力に推進していくため、令和6年2月16日に北陸地方整備局の組織として「能登復興事務所」、金沢港湾・空港整備事務所内に「能登港湾空港復興推進室」を七尾市内に設置した。両事務所では復旧・復興に向けた河川事業、砂防事業、海岸事業、道路事業、港湾事業、空港事業に取り組んでいる。さらに、令和6年4月1日には国土技術政策総合研究所の組織として「能登上下水道復興支援室」を七尾市内に設置し、上下水道一体の災害対応や被災自治体への支援に取り組んでいる。

農林水産省北陸農政局では、復旧・復興に向けて、七尾市、輪島市及び穴水町の海岸施設災害復旧工事、輪島市の地すべり防止工事及び珠洲市のダム復旧工事に関し、国が権限代行などにより行う一連の調査・工事を迅速に進めるため、令和6年4月1日に「能登半島地震災害復旧現地事務所」を穴水町に設置した。

林野庁近畿中国森林管理局では、復旧対策の円滑な事業実施のため、石川森林管理署に「奥能登地区山地災害復旧対策室」を設置し、金沢市（石川県農林総合研究センター内）に事務室を開設した。

水産庁では、水産関係対策の現地対応力を強化するため、令和6年3月22日に「水産庁石川県現地事務所」を金沢市に開設した（令和6年4月12日に穴水町へ移転）。

総務省では、生活支援情報の提供（詳細はp.29コラム参照）や被災者からの相談対応などの被災者支援を強化するため、本省及び全国の行政相談センターから金沢市内の石川行政評価事務所に応援

職員を派遣した。

株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）及び独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）が、被災した事業者の二重債務問題に対応するため、石川県や地域金融機関等と共同で「能登半島地震復興支援ファンド」を設立したことに伴い、令和6年4月1日に公益財団法人石川県産業創出支援機構内に「能登産業復興相談センター」を開設し、同日から、能登半島地震における被災事業者への復旧・復興に向けた資金繰り支援を始めとする各種相談対応を行っている。さらに、奥能登地域の被災事業者への相談体制を拡充するため、令和6年6月3日に能登空港内に「能登産業復興相談センター 奥能登サテライトオフィス」を開設し、同日より、能登半島地震からの復旧・復興に向けた資金繰り支援を始めとする各種相談対応を行っている。

独立行政法人都市再生機構（以下「UR」という。）では、被災自治体の復興支援のため、令和6年4月16日に「能登半島地震復興支援室石川事務所」を金沢市内に設置した。

⑤令和6年9月20日からの大雨への対応

能登半島の被災地では、令和6年9月20日から的大雨により、応急仮設住宅222戸で床上浸水が発生した。こうした水害による被害についても、石川県及び被災市町による取組のほか、国も令和6年能登半島地震及び豪雨災害に係る補正予算として2,684億円を計上したほか、上記復旧・復興支援本部、タスクフォース会議等の枠組みにより支援してきた。令和6年10月6日から令和7年3月31日まで、企業・業界団体の御協力の下、被災地に温かい食事を提供できるよう、延べ約700台のキッチンカーを派遣した。



キッチンカーの派遣の様子

第5節 被災地の復旧状況

（1）インフラ被害及び復旧状況

①道路

能登半島の大動脈と言われる国道249号を始め、多くの道路に崩落、土砂崩れ、ひび割れ、段差が生じた。特に石川県においては、のと里山海道、国道249号、珠洲道路、七尾輪島線などの県管理道路で87か所が通行止めとなり、奥能登全体が孤立状態とも呼べるようなアクセスが困難な状態に陥った。多くの道路で通行止め等が発生した能登半島では、被災地に流入する車両が一部の道路に集中することにより、各地で渋滞が発生し、支援物資の運搬や復旧作業の支障となった。また、発災直後は道路の通行止めにより33地区最大3,345人が支援を受けられない孤立状態に陥ったため、孤立集落の解消が喫緊の課題となった。

このため、国土交通省では令和6年1月2日から幹線道路の緊急復旧に着手し、1月9日には緊急復旧により半島内の幹線道路の約8割が通行可となり、さらに、1月15日には約9割まで進捗した。これにより、孤立集落は1月19日に実質的に解消した。また、1月23日には権限代行により国土交

通省が石川県に代わり本格復旧を代行することを決定し、復旧作業を進め、令和7年2月現在において地震による通行止め箇所は11か所（うち3か所は緊急車両通行可）となった。

一方で、令和6年9月20日から大雨により、国道249号（沿岸部）を始め、輪島市、珠洲市等の県管理道路で48か所が通行止めとなった。奥能登地域においては大雨により再度被害が発生したものの、従来の目標通り12月には沿岸部を経由した輪島市門前町－珠洲市間の国道249号の通行が可能となった。また、県管理道路等についても、8月末に確保できていた全ての集落・漁港・浄水場等（長期避難箇所に関連するところは除く。）への通行も可能となった。令和7年2月現在において大雨による通行止め箇所は8か所（うち3か所は緊急車両通行可）となった。



隆起海岸を活用した迂回路の様子（国道249号白米千枚田付近）

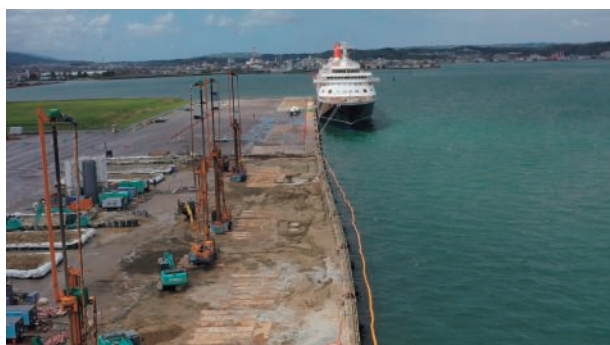
②空港

能登空港は、滑走路等に多数の亀裂及び灯火等に損傷が生じたため、発災当初は閉鎖されたが、発災翌日からは救援ヘリコプターの受入れを開始し、令和6年1月12日には、救援機の受入れ時間の拡大や滑走路の応急復旧により自衛隊固定翼機の受入れを開始した。1月27日からは能登－羽田間を1日1往復、週3日での民間航空機の運航も再開され、令和6年4月15日からは1日1往復、12月25日からは発災前と同頻度の1日2往復で運航している。また、2月1日には、大規模災害復興法の適用による権限代行により、国土交通省が石川県に代わり本格復旧を代行することを決定し、滑走路等の主要な施設について、利用を確保しながら復旧を進め、令和7年度末までの完成を目指す。

③港湾（漁港を除く）

港湾に関しては、新潟県、富山県、石川県、福井県にある29港のうち、計22港湾（七尾港、輪島港、飯田港など）で岸壁や防波堤の損傷等の被害が確認された。特に被害が大きかった能登地域の港湾においては、石川県からの要請により七尾港、輪島港、飯田港、小木港、宇出津港、穴水港の計6港について、令和6年1月2日から港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき、港湾施設の一部管理を国土交通省が実施し、各港湾で被災した施設の点検・利用可否判断や応急復旧、支援船等の岸壁の利用調整等を行った（令和6年8月1日終了）。

令和6年2月1日には、石川県、富山県、七尾市からの要請により、上記6港に伏木富山港、和倉港を加えた計8港について、「大規模災害復興法」に基づき、被災した港湾・海岸施設の本格的な復旧工事の一部を国土交通省が代行することとなり、令和6年度内に全ての港湾で本格的な復旧工事に着手した。



復旧が進む七尾港へにっぽん丸寄港

④鉄道

発災直後、被災した各県で鉄道の運転を見合わせたものの、北陸新幹線、ＪＲ北陸線は、令和6年1月2日から運転を再開した。レールのゆがみや支柱の傾斜等が生じたＪＲ七尾線（津幡－和倉温泉）は、1月15日から高松－羽咋間で、1月22日から羽咋－七尾間で、2月15日から七尾－和倉温泉間で運転を再開した。大規模な土砂流入や広範にわたる路盤損傷等、被害の規模が大きかった第三セクターののと鉄道七尾線（和倉温泉－穴水）においては、ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥや独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の鉄道災害調査隊（ＲＡＩＬ－ＦＯＲＣＥ）を現地に派遣し、被災状況調査や事業者に対する技術的助言等の支援を行い、土砂撤去作業の早期着手や土砂搬出作業の円滑化により、2月15日には和倉温泉駅－能登中島駅間で、4月6日には全線で運転を再開した。



のと鉄道全線運行再開日の様子



鉄道災害調査隊による支援活動の様子

⑤土砂災害・河川・海岸

令和6年能登半島地震により、土砂災害が456件発生（石川県424件、新潟県18件、富山県14件）（令和7年1月現在）し、石川県では6河川（14か所）で河道閉塞等が確認された。このうち、不安定な状態で斜面や溪流に土砂・流木が堆積し、今後の降雨により二次災害が発生するおそれが高い石川県河原田川、町野川及び国道249号の沿岸部において、国土交通省による緊急的な土砂災害対策を進めていたところ、令和6年9月20日から的大雨により、石川県内で新たに土砂災害が273件発生した（令和7年2月現在）。この大雨により、石川県からの要請等を踏まえ、国土交通省においては、早急に対策を行う必要がある塚田川（輪島市）等において直轄による砂防工事に着手した。これらの応急対策については、令和7年度出水期までに完了予定としている。また、令和6年12月に公表したスケジュールなどにに基づき恒久対策を実施している。

また、令和6年能登半島地震により、国管理河川では4河川、県管理河川では113河川で施設の損傷等が確認されていた（令和7年1月現在）が、令和6年9月からの大雨により、県管理河川の28河川において氾濫による浸水被害が発生し、石川県においては県管理河川の38河川で施設の損傷

等が確認されている（令和6年10月現在）。この豪雨により、新たに河川の埋塞や施設損壊、土砂・洪水氾濫等による被害が生じたため、国土交通省においては、県管理河川のうち早急に対策を行う必要がある塚田川（輪島市）、珠洲大谷川（珠洲市）等の5河川において新たに権限代行による応急復旧工事に着手した。これらの応急対策については、令和7年度出水期までに工事完了予定。完了した箇所から本復旧・改良工事に着手し、奥能登地区緊急治水対策プロジェクト（令和7年3月公表）に基づき、令和8年度末までに被災護岸等の本復旧、令和10年度末までに河道拡幅等の改良工事の完了を目指すこととしている。

また、令和6年能登半島地震により、海岸については、石川県の12海岸において堤防護岸損壊等の施設の被災を確認した。宝立正院海岸では、権限代行により国土交通省が復旧工事を実施することとし、地域の復興まちづくり計画と整合を図りながら本復旧を進めることとしている。



権限代行による地すべり防止工事の様子（石川県輪島市）

⑥文教・保育施設

新潟県、富山県、石川県を中心に国立学校32校、公立学校890校、私立学校102校、社会教育・体育・文化施設等768件の物的被害があり、一部の学校施設では地盤や基礎の被害が確認されている（令和6年5月30日現在）。特に被害の大きかった石川県内では冬休み明けの令和6年1月9日には公立学校86校が休校し（令和6年2月6日までに短縮授業やオンライン学習等を活用しつつ、全ての学校で一定の教育活動が再開）、輪島市や珠洲市、能登町の中学校では金沢市・白山市の施設へ集団避難が実施された（令和6年1月17日から3月22日まで）。また、多くの学校が避難所として使用されることとなった。

その後、学習の場の確保のための応急措置や仮設校舎の整備などが進められ、特に被害の大きかった奥能登地域の1市2町8校においては2学期（令和6年9月）から仮設校舎を活用した授業が始まっている。また、施設の補修復旧を行う校舎については、本格復旧の設計が順次完了し、工事が行われており、国は公立諸学校建物其他災害復旧費負担金等による支援を実施している。

また、保育所を含む児童福祉施設等においては、新潟県、富山県、石川県を中心に394件の物的被害が確認されている（令和6年5月14日現在）。石川県内の特に被害の大きい2園の保育所については、小学校を間借りして臨時開園していたが、令和7年4月時点で2園とも元の園舎での保育を再開している。奥能登2市2町において、地理的に通える範囲内でいずれかの保育所等で利用ができていた状況であり、被災後に勤務する保育士数が減少したものの、保育士不足に備えた対応として能登半島地域で勤務する保育士等の全国募集、全国の公立施設の保育士等の応援派遣の仕組みの構築などにより、利用児童数に対応した保育士数は確保できている。こども家庭庁においては、二次避難しているこどもが地元に戻ってきたときに、安心して保育を受けられる体制整備を引き続き進めるとともに、こどもの遊びの機会提供や学習のためのスペース設置など、災害時のこどもの居場所づくりに関する取組を引き続き支援していくこととしている。

⑦文化財

輪島市門前町にある総持寺祖院で、国の登録有形文化財である17の歴史的建造物全てが被害を受けるなど、新潟県、富山県、石川県を中心に文化財429件（国宝・重要文化財（建造物）58件、重要文化財（美術工芸品）6件、登録有形文化財（建造物）184件など）が被害を受けた（令和6年11月8日時点）。また、重要無形文化財「輪島塗」を始めとする無形文化財についても、多くの関係者が被災した。

被災した有形文化財については、建造物の応急措置等を行う文化財ドクター派遣事業、美術工芸品等の破棄・散逸防止を行う文化財レスキュー事業を実施した。国の登録有形文化財については、文化庁と独立行政法人国立文化財機構が連携して専門職員等を派遣し、災害復旧事業については国庫補助率の引き上げを行った。また、無形文化財の関係でも、石川県立輪島漆芸技術研修所等への国による支援を実施し、同研修所については令和6年10月7日から授業等が再開されている。

⑧病院・社会福祉施設

医療施設（診療所を含む。以下同じ。）については、令和6年7月30日現在で石川県内の19施設など最大計26施設で被災が確認され、2病院において倒壊の危険のある建物があることが確認された（建物内の患者は搬送済み）。3施設で停電が、23施設で断水が発生していたが、同年7月30日現在において、石川県内全ての病院の断水は復旧した。被災地における医療体制確保の中心となる能登北部公立4病院においては、発災直後からDMA T等による診療・広域避難支援や看護師の応援派遣により、必要な医療支援が行われた。厚生労働省では、被災した医療施設の再開に向けて、医療施設等災害復旧費補助金における交付対象施設の基準額の上限撤廃や公的医療機関施設の補助率の引き上げ等を行っている。

社会福祉施設については、高齢者関係施設で、石川県内の191施設など最大計307施設で被災が確認され、30施設で停電が、161施設で断水が発生した。また、令和7年4月現在、能登地域6市町（珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町）の休止していた高齢者関係施設28施設のうち16施設が再開している。また、障害者関係施設においても、石川県内の41施設など最大計48施設で被災が確認され、6施設で停電が、30施設で断水が発生した。令和7年4月1日現在、能登地域6市町（珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町）の休止していた障害者関係施設46施設のうち38施設が再開している。厚生労働省では、被災した社会福祉施設の再開に向けて、社会福祉施設等災害復旧費補助金の補助率の引き上げや、福祉・介護人材の確保として災害の影響により休業・縮小した障害福祉施設・事業所等の再開に伴うかかり増し経費の支援等を行っている。

（2）ライフライン被害及び復旧状況

①電気・ガス

北陸電力送配電株式会社管内において、電柱の倒壊や断線等により、令和6年1月1日に最大約4万戸が停電した。北陸電力送配電株式会社では、停電の続く避難所等における早期の停電解消に努め、同年3月15日に、安全確保等の観点から電気の利用ができない家屋等（北陸電力送配電株式会社が保安上の措置を実施）を除き復旧した。

被災地域において、主に石川県金沢市などの都市部に普及していた都市ガスについては、発災当初の段階で液状化の影響による導管被害等により一部で一時的に供給を停止したものの、令和6年1月4日には、ガス製造事業や一般ガス導管事業の被害・供給支障については解消した。ガス小売事業（旧簡易ガス）については、住宅崩壊等により復旧困難な場所を除き、同年1月10日までに供給再開している。被害の大きかった奥能登地域で多く利用されているLPガスについては、供給基地や充填所等の設備支障があったものの、別の場所からの代替配送や、各家庭の軒下を含む被災地内の在庫のボンベの活用等により、供給面での支障が生じることはなかった。

②上下水道

本地震では、耐震化されていない水道管で損傷が生じただけでなく、耐震管でも継ぎ手部分が抜けるなどの破断が生じた。さらに、浄水場等の基幹施設が被害を受け、石川県を始めとして新潟県、富山県、福井県、長野県、岐阜県の6県29市7町1村にある最大約136,440戸で配水管破損、管路破損等の被害により断水が生じた。水道施設の復旧に関しては、施設被害の甚大さとアクセスや宿泊拠点が制限される能登地域での支援の難しさから復旧作業は難航したものの、被害状況の調査や復旧計画の立案を行う水道事業体の技術職員が順次現地に派遣され、復旧作業が進められ、令和6年5月31日をもって輪島市、珠洲市の建物倒壊地域等の631戸を除き、水道本管は復旧した。

しかし、令和6年9月の大雨により輪島市、珠洲市、能登町において新たに最大5,216戸で断水が発生した。この大雨により被災した上下水道施設についても早期の復旧作業を図り、建物倒壊地域等を除く全ての地区で令和6年末に断水が解消された。

また、下水道に関しても、1月5日から全国の地方公共団体の下水道職員や民間事業者（公益社団法人日本下水道管路管理業協会等）が下水道管路の復旧支援を実施したほか、1月7日からは地方共同法人日本下水道事業団により、稼働停止の下水処理場等の緊急点検等を実施した。特に被害の大きかった能登地域6市町（珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町）においても、令和6年3月5日で下水処理場等の稼働停止は解消し、令和6年4月25日で下水道本管の流下機能は珠洲市の建物倒壊地域等を除き、確保されている。

現在も上下水道一体となって早期復旧に向けた支援が実施されているほか、集落排水施設、浄化槽と連動した復旧作業が進められている。

③通信

停電や光ファイバの断絶により、携帯電話の基地局の稼働停止が発生し、令和6年1月3日には、石川県及び新潟県において、携帯電話事業者4社の合計で839基地局が停波した。特に石川県においては、発災直後8市町において支障エリアが発生し、被害の大きかった6市町の通信可能なエリアは、支障ピーク時において被災前の約30%まで減少した。携帯電話事業者各社は、移動基地局等（車載型基地局、可搬型衛星アンテナ、有線給電ドローン、船上基地局）を活用して応急復旧を進め、立入困難地点を除き令和6年1月15日、17日までに応急復旧をおおむね終えたほか、商用電源の復旧、光ファイバの張替、基地局の修理等により、本格復旧を進めた。固定通信についても令和6年2月6日に石川県輪島市の一部を除きサービスが復旧した。また、通信に支障が生じた地域において、総務省と携帯電話事業者、固定通信事業者の連携により、衛星通信機器を避難所に提供するなど、通信を確保する取組を実施した。なお、通信事業者各社は令和6年9月の大雨により生じた被害を含め、道路啓開の状況も踏まえながら、引き続き通信サービスの本格復旧を進めている（令和7年3月現在）。

④放送

放送インフラに関しては、地上波テレビ・ラジオが発災当初、商用電源の供給停止によって稼働していた予備電源の燃料枯渇等により一部エリアで停波となったため、被災者が信頼できる情報を入手できるよう、中継局への自衛隊等との連携等による燃料補給、衛星放送を活用したNHK金沢放送局の番組の放送、避難所等へのテレビ・アンテナの設置等が行われ、その後の商用電源の復旧もあり、令和6年1月24日には全域で停波が解消した。また、被災地域はケーブルテレビの依存度が高く（能登町96.4%、珠洲市70.1%等）、3月末までに主センター施設等の応急復旧が完了しており、引き続きケーブルの断線等により不通となった伝送路の本格復旧が進められている。

（3）生業（なりわい）の復興に向けて

①中小・小規模事業者の支援

石川県を中心とする北陸地方等において製造業、中小企業の建物や設備の損傷等の被害が多数発生した。石川県においては、県内の中小企業の被害額について、商工会議所及び商工会等へのヒアリン

グ等から石川県全体で約3,200億円と推計しており、その多くは地域に根差す、個人事業主や小規模事業者となっている。また、令和6年11月5日時点で、被災地域外のサプライチェーンにも影響を及ぼし得る業種については、約9割が生産を再開又は再開の目処が立っている状況である一方、工芸品については約4割の企業において生産再開の目処が立っていない状況となっている。特に、地震の揺れや輪島朝市通りの火災で店舗や工房の多くが倒壊・焼失し、輪島塗を始めとする被災地の重要な地場産業である伝統産業も甚大な被害を受けた。

被災事業者の再建支援のため、政府は令和6年1月11日に本災害を激甚災害（地域を限定しない本激）に指定し、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）による災害関係保証の特例を適用した上で、同年1月25日には生業再建のための措置を含む支援パッケージを取りまとめた。中小・小規模事業者支援として、中小企業等の施設・設備の復旧・整備を補助する「中小企業特定施設等災害復旧費補助金（なりわい再建支援事業）」や、小規模事業者の事業再建の取組を支援する「小規模事業者持続化補助金（災害支援枠）」、被災した商店街等のアーケード・街路灯等の撤去・改修などの支援、そのほか日本政策金融公庫等による金融支援等を行っている。また、コロナ融資等の既往債務が負担となって新規資金調達が困難となる等のいわゆる二重債務問題に対応するため、「能登半島地震復興支援ファンド」を設立したほか、被災事業者の復旧・復興に向けた資金繰り支援を始めとする各種相談体制を構築し、上記ファンドでの債権買取支援等につなげるために「能登産業復興相談センター」を開設した。加えて、コロナ禍での民間金融機関による実質無利子・無担保融資（民間ゼロゼロ融資）等の返済条件変更時の追加保証料をゼロとする支援も行っている。さらに、伝統産業の復興については、輪島塗仮設工房の設置や、事業再開に必要な道具・原材料の確保等にかかる費用を最大1,000万円補助する等の支援を行っている。

②農林水産業の支援 (農業関係)

農業関係においては、農地や農道、用排水路、ため池等の農業用施設の損壊に加え、畜舎や共同利用施設等が損壊したほか、農業・畜産用機械の被害が多数発生した。また、令和6年9月の収穫期の大雨により約400haの農地で土砂・流木が堆積するなど、石川県他14県において農地6,073か所、農業用施設11,845か所（令和7年3月31日現在）で被害が確認された。特に、世界農業遺産に登録された「能登の里山里海」のシンボルでもある白米千枚田（棚田）で大きな被害が生じたことが、被災地の主要産業でもある一次産業の象徴的な被害となっている。

農林水産省は、令和6年能登半島地震による被害に加え、令和6年9月の大雨被害に対しても同様の支援を措置し、機械・ハウス・畜舎等の再建・修繕への補助等を実施するとともに、MAFF-FSATを延べ11,000名以上派遣し、技術的な助言・指導など、早期復旧に向けた支援を行い、奥能登地域における水田の営農再開面積は令和5年水稻作付面積の約8割となった。

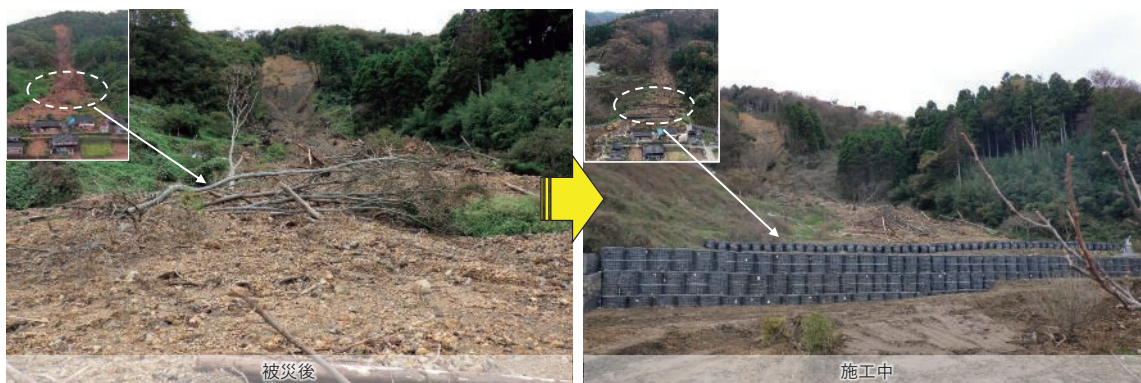
被災した国営造成施設（4地区）については、国直轄による復旧に取り組むとともに、甚大な被害を受けた七尾市、輪島市及び穴水町の農地海岸は国による直轄代行工事により大型土のう設置等の応急工事が完了し、本格復旧工事に着手した。また、農地地すべり（1地区）は国による直轄代行工事により、地すべりの兆候を確認しつつ復旧工事を進めている。

(林野関係)

林野関係においては、令和6年能登半島地震による被害に加え、令和6年9月の大雨により、石川県他8県において林地荒廃300か所、治山施設93か所、林道施設等3,068か所、木材加工流通施設・特用林産施設等145か所（令和7年3月31日時点）で被害が確認された。特に甚大な被害となった輪島市及び珠洲市の民有林に生じた大規模な山腹崩壊箇所等については、国直轄による災害復旧等事業を実施している。令和6年9月には災害復旧等事業に引き続き、両市の民有林6区域において民有林直轄治山事業に着手した。このような中、令和6年9月20日からの大雨により山腹崩壊等の被害が発生したことから、林野庁では、地震被害の際に取得した航空レーザ測量データも活用しな

がら、石川県や関係市町に対して、被害把握や復旧計画の策定に向けた技術支援を行った。

また、被災した木材加工流通施設等の整備や毀損した施設の撤去等復旧・整備への補助、「緑の雇用」制度を活用した雇用維持への支援等が行われ、本格復旧に向けて継続的な支援が行われている。



災害復旧等事業にて施工中の山林（石川県珠洲市大谷町）

（水産業関係）

水産業関係においては、津波や地盤の隆起等により、漁船の転覆、沈没、座礁や漁港施設の損壊、共同利用施設の損傷等多くの被害が発生し、石川県他2県で73漁港に被害が生じ、石川県では69漁港のうち60漁港が被災した。特に、能登半島外浦地域の輪島市、珠洲市を中心に多くの漁港で地盤の隆起等により出漁できない状態であった。その後、災害復旧事業等による早期復旧作業が進み、石川県の北部6市町（珠洲市、輪島市、七尾市、能登町、穴水町、志賀町）においては、漁獲金額で対前年比7割（漁獲量で6割）まで回復した（令和6年12月現在）。

水産庁では、特に地盤隆起等による被害が大きい漁港（約20漁港）については、短期的な生業再開のための仮復旧と、中長期的な機能向上のための本復旧（泊地の浚渫や隣接地への冲出し等）の2つのフェーズに分けた復旧が必要であったこともあり、有識者による技術検討会を設置し、被災パターンに応じた復旧方法・手順等について令和6年7月に取りまとめ石川県に提供したほか、石川県、珠洲市からの要請により、狼煙漁港、鵜飼漁港海岸の復旧について、国による直轄代行工事を実施するなどの支援を行っている。

③観光復興等への支援

令和6年能登半島地震に加え、令和6年9月の大雨により、地域の主要産業の一つである観光産業も大きな被害を受けた。能登地域の代表的な観光地である輪島朝市では火災により約240棟、約49,000㎡が焼失し大きな被害を受けたが、東京や大阪等の各地域で「出張輪島朝市」を開催している。また、有数の温泉街である和倉温泉（七尾市）では20余りの旅館・ホテルが被害を受けたが、一部の施設では早くから支援者を受け入れ、一般客の受入れを再開している施設もある（令和7年3月時点）。

観光産業の復興支援のため、生業（なりわい）再建支援等の中小・小規模事業者支援策や、雇用調整助成金の特例等による被災事業者の従業員の雇用維持に加え、観光庁等においては観光需要・経済活動の回復や風評被害の払拭等を図るため、被災地を始めとして北陸地域に関する正確な情報の発信、被災地の観光復興・北陸地域全体の誘客に資するプロモーションを重点的に行ってきた。旅行需要喚起策として、旅行・宿泊料金の割引支援を行う「北陸応援割」（補助率50%、最大2万円/泊）を、令和6年3月から4月に石川県、富山県、福井県、新潟県で、その後も石川県では同年5月から7月、同年9月から11月に、新潟県では同年6月から7月に実施した。また、同年3月から9月まで、公益社団法人日本観光振興協会が民間事業者等と連携し、「行こうよ！北陸」キャンペーンを実施し、福井県、石川県、富山県、新潟県を目的地とした各種旅行商品、各種キャンペーンやイベント

情報等について発信するなど、地域の観光復興に向けた取組を行った。さらに、令和7年1月には「能登半島地震からの復興に向けた観光再生支援事業」において地方公共団体、関係団体や個別事業者が一体となった復旧・復興計画の作成、復旧後の誘客促進を図るためのコンテンツ造成等の取組を公募し、3月に採択した。今後、専門家の派遣などによる支援を行う。

第6節 被災者支援

(1) 避難生活・応急仮設

被災地では発災直後より多くの被災者が長期にわたる避難生活を送ることとなり、発災直後（令和6年1月2日5時現在）は、1道1府9県の約1,300か所の避難所が開設され、避難者数は5万人を超えた。翌3日6時現在では、新潟県、富山県、石川県の3県で約480か所の避難所が開設され、約3万人が避難していた。避難者数は被災地のライフライン復旧や仮設住宅建設が進むにつれて減少し、被害の大きかった石川県でも令和7年3月末にて全ての避難所が閉鎖している。

能登地域の被災地では、道路の寸断により多くの孤立集落が発生したほか、上下水道や電気等のライフラインの被害により日常生活を送ることが困難となり、石川県において被災者を環境が整った県内外のホテル・旅館等に避難（2次避難）させた。令和6年2月16日現在で最大5,275人が避難し、同年12月24日現在では全ての2次避難所において避難者数が0となった（累計11,817人）。また、いしかわ総合スポーツセンター（金沢市内）等に一時的な避難所（1.5次避難所）が開設され、高齢者等の要配慮者を中心に最大で367人（令和6年1月21日時点）の避難者を受け入れた。1.5次避難所は令和6年9月30日18時で閉鎖した（累計1,501人）。

石川県においては、支援を必要とする被災者の把握及び孤立防止のため、民間支援団体と連携の上、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して個別訪問等を実施し、早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等を行う被災高齢者等把握事業を令和6年2月から6月まで実施した。また、被災者見守り・相談支援等事業において、被災者が応急仮設住宅に入居するなど、異なる環境の中にあっても、安心して日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行った上で、必要に応じて専門の相談機関へつなぐなどの支援を実施した。

【コラム】

災害を乗り越えるためには（珠洲市健康増進センター）

令和6年能登半島地震の災害支援において、珠洲市保健医療福祉調整本部長を務めた珠洲市健康増進センター所長 三上 豊子（さんじょう とよこ）さん。発災後、炊き出し、入浴支援、生活全般の調整を一手に担う。また、被災高齢者等把握事業の陣頭指揮を執り、4月からは復旧・復興本部被災者支援部会長も兼務。珠洲市において被災者支援の中核を担い、ここまで御尽力されてきた三上さんからメッセージをいただいた。

震災で改めて珠洲が好きだなと思った。

震災時に活きるのは地域力だと思う。珠洲市では家の倒壊に比べて人的被害が少なかった。どこに誰がいるか、地域の人たちが把握されていて、コミュニティがしっかりしていたことが大きい。改めて平時から顔の見える関係性が重要だと感じ、今も地域で乗り越えようとしている姿に元気をもらっている。

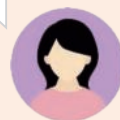
また、令和5年奥能登地震で御支援くださった外部支援団体の皆さんが、すぐに駆けつけてくれた。皆さん、土地勘があり、孤立しそうな高齢者などをすでに把握されていたので、それぞれの団体がすぐに現場へ行ってきて、私の目となり耳となって、現場からたくさんの課題を持ち帰ってくださった。私はそれを一つずつ、解決することに専念でき、官民連携することでスピード感をもって対応できると実感した。

珠洲を離れてしまった方も残った方も、それぞれ珠洲に対する思い、復興させたいという強い思いがある限り、私は寄り添いたいと思う。

どれだけ震災で傷ついても珠洲にいとほとする。安心できる。私はこれをそのまま守っていきたい。その一助になればと考えて、日々業務にあたっている。皆さんには、能登半島は少子高齢化が進む最前線の地域ではあるけど、ここで生きている人がいる、一生懸命もがいている人がたくさんいることを知って欲しい。

最後に、備蓄は3日分ではなく、1週間分が必要です。自身の備えも強化してください。

珠洲市健康増進センター
前所長 三上 豊子さん



被災地では16万棟を超える住家が被害を受け、被災者の住まいの確保が喫緊の課題となった。特に甚大な被害を受けた奥能登地域では、応急仮設住宅の建設に適した平地が限られることに加え、建設工事従事者のための宿泊拠点が少なく、また、水道等のライフライン復旧にも時間を要する中、住まいの確保に向けた取組が進められた。

住宅再建の前提となる被害認定調査や罹災証明書発行のため、内閣府では、令和6年1月13日に罹災証明書の申請や被害認定調査の実施に関する留意事項（外観調査の簡素化、写真等を活用した判定、空中写真等を活用した一括全壊判定による迅速化など）を示し、調査や交付の迅速化に関する周知を図るとともに、その後も迅速かつ適切に被害認定調査及び罹災証明書の交付が行われるよう、新潟県、富山県及び石川県内の関係市町村に対し助言した⁴。このほか、1.5次避難所等においても罹災

⁴ 内閣府ホームページ「令和6年能登半島地震に係る罹災証明書の迅速な交付に向けた留意事項等について」（令和6年1月13日事務連絡）
（参照： https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/tsuuchi_r60113_seirei.pdf）



証明書の交付手続きができるよう窓口が設けられたほか、マイナンバーカードを利用してマイナポータルから罹災証明書の発行を申請できるなどオンライン申請の取組が各地方公共団体で進められている⁵。

被災した方々に対する応急的な住まいに関する支援としては、「応急仮設住宅（建設型）」の他に、民間賃貸住宅を借上げて供与する「賃貸型応急住宅」、「公営住宅等の提供」等があり、石川県が県内外の地方公共団体や国と連絡調整を行い、地域の実情、提供までに要する時間等を総合的に勘案しながら、順次、応急仮設住宅等を提供してきた。応急仮設住宅（建設型）は、令和6年1月12日に輪島市と珠洲市で、同月15日からは能登町と穴水町で着工した。同年12月23日に応急仮設住宅（建設型）は必要戸数6,882戸の全てが完成した。今回の災害では、ムービングハウス、トレーラーハウスなどの移動型車両等が積極的に活用されている。また、石川県は従来型のプレハブ建設を進めるとともに、救助期間の終了後も市町の公有住宅として恒久的に使用することができる木造仮設住宅の建設を進め、里山里海景観に配慮した長屋型の木造仮設住宅（まちづくり型）や地元集落を離れた方がふるさとに回帰することを目的とした戸建風の木造仮設住宅（ふるさと回帰型）を積極的に建設した。

石川県は民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅（みなし仮設）の提供を進めており、令和7年3月31日時点の入居戸数は3,073戸（ピーク時は3,792戸、令和6年8月1日現在）となっている。また、石川県の近隣県である新潟県、富山県及び福井県においても賃貸型応急住宅が提供された。

国土交通省は、令和6年12月16日時点で、即入居可能な公営住宅等を全都道府県において約9,400戸確保し、入居済み戸数は約1,110戸となっている（最大1,110戸、12月16日現在）。また、高齢者が安心して暮らせるよう各種相談等に対応する「生活支援アドバイザー」を配置したUR賃貸住宅を全国で300戸確保した。また、財務省は、同年11月5日時点で、北陸4県の即入居可能な国家公務員宿舎等の情報として、新潟県107戸、富山県188戸、石川県139戸及び福井県101戸を提供しており、石川県の要請を受け、石川県の国家公務員宿舎104戸の使用を許可した。

また、令和6年9月の大雨により、輪島市内の5団地（199戸）、珠洲市内の1団地（19戸）の仮設住宅において床上浸水したことから、これら6団地において復旧工事を行い、令和6年12月26日に全ての復旧工事が完了した。さらに、この大雨に伴う応急仮設住宅の新規建設について、令和7年3月28日に必要戸数286戸全てが完成した（図表6-1）。

5 デジタル庁ホームページ「【令和6年能登半島地震】罹災証明書（り災証明書）のオンライン申請について」（参照：<https://www.digital.go.jp/2024-noto-peninsula-earthquake>）



図表6-1 建設型応急住宅の類型別一覧

	建設戸数（地震）	建設戸数（大雨）
プレハブ	4,636	—
木造 （まちづくり型）	1,546	286
木造 （ふるさと回帰型）	33	—
トレーラーハウス・ ムービングハウス等	667	—
合計	6,882	286



木造による仮設団地



プレハブ型の応急仮設住宅



トレーラーハウス型の応急仮設住宅



ムービングハウス型の応急仮設住宅

出典：内閣府資料

【コラム】

被災者に生活支援情報を届けるためのガイドブック

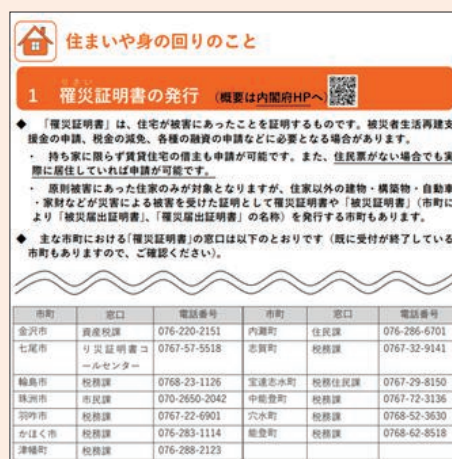
従来、地震や豪雨等による災害が発生した被災地では、国や地方公共団体などが被災者支援の取組を行っていても、各々がそれぞれ情報を発信しており、被災者に必要な情報が届きにくいという課題があった。そこで、総務省行政評価局では、被災者向けの生活支援情報を一冊に取りまとめたガイドブックを作成し、被災者の方々に配布する活動を行っている。

ガイドブックには、罹災証明書の発行や住宅の応急修理制度、生活福祉資金の貸付など、発災後に寄せられるお困りごとに関連する国や地方公共団体などの行う支援の内容と問合せ先を掲載しており、令和6年能登半島地震では、発災直後の1月10日に石川行政評価事務所のホームページに公表するとともに、紙媒体を避難所や自治体、郵便局や社会福祉協議会などに届け、令和7年3月末までに約8.4万ダウンロード、約2.1万部を配布している。

ガイドブックの取組は、令和6年能登半島地震の対応の振り返りや課題・教訓の整理を行った「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」の報告書において、

- 全省庁の支援制度を網羅的に一つにまとめたガイドブックは被災者にとって有用であり、また紙媒体は被災地で活用しやすいという評価があった。
- 今後、被災者に対して各種支援情報をより迅速かつ正確に提供できるよう、平時から国と自治体が連携し、被災者支援制度についてのガイドブックの掲載内容をあらかじめ標準化しておくべきである。また、同ガイドブックを、国・自治体共通の被災者への情報発信ツールの基盤と位置づけ、相互に活用することを検討すべきであるとされた。

総務省では、当該報告書を踏まえ、平時から自治体と連携を強化し、ガイドブックを自治体にも活用してもらうなど、国・自治体共通の情報発信ツールにするなどの取組を進めていく。



令和6年能登半島地震による被災者への皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）抜粋

出典：総務省石川行政評価事務所ホームページ

（参照：https://www.soumu.go.jp/main_content/000921862.pdf）



(2) ボランティアの取組

発災以降、避難所運営や重機によるがれき撤去などの被災者支援を専門とする400を超える専門性を持ったNPO等が被災地に入り、活動を行っている。また、令和6年1月2日からNPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）が石川県庁に入り、専門性を持ったNPO等、行政、社会福祉協議会等との情報共有会議を通じた情報共有、活動調整を行っている。

また、被災地の社会福祉協議会が主体となって、各市町に災害ボランティアセンターが設置されたことにより、ボランティア希望者の受付、刻々と変化する被災者のニーズとボランティアを結び付けるマッチング等が実施され、被災した住宅の片付けや災害ごみの分別・運搬等の活動が行われている。

今般の災害では、発災当初は被災地へのアクセス道路が限られることによる渋滞の発生や、被災地内での宿泊場所の不足等から、一般ボランティアが直接被災地入りすることを控えていただきたい旨の呼び掛けが石川県等からなされた。その後、石川県は国や関係機関と連携しつつ、県の特設サイトにおいてボランティア活動希望者の登録を受け付け、被災者の要望（ニーズ）と個人ボランティアの調整（マッチング）を行うほか、被災地内における宿泊拠点の確保を進めるなど、ボランティア等支援者の活動環境の整備に取り組んだ。また、道路状況の改善や各市町における一般ボランティアの受入れ体制が整ったこと等もあり、その後はボランティアの受入れが進んだ。令和7年3月17日までのボランティアの活動人数は石川県約17万人、富山県約5千人、新潟県約2千人と延べ約18万人となった（全国社会福祉協議会調べ）。

(3) 災害廃棄物の処理等

今回の地震及び令和6年9月の大雨による被災家屋からの片付けごみ、全壊・半壊建物の解体に伴う災害廃棄物の発生量は、本年1月に石川県が「公費解体加速化プラン」を改定、解体棟数の見直しが行われており、災害廃棄物発生量の推計は約410万トンとされている。

被災地の復旧・復興のためには損壊家屋の早期解体を進める必要があり、申請に基づき市町が所有者に代わって解体・撤去する公費解体が進められている。特に被害の大きい石川県内の6市町等では公費解体の申請受付・契約事務の加速化のために、災害廃棄物処理の知見・経験を有する環境省職員や地方公共団体職員によるマネジメント支援とともに、応援地方公共団体職員派遣により、申請受付等の支援を行ってきた。被災自治体の災害廃棄物処理を支援する「災害等廃棄物処理事業費補助金」について、令和6年能登半島地震が特定非常災害に指定されたことを受け、損壊家屋等の公費解体・撤去において全壊家屋に加えて半壊家屋を支援の対象とするとともに、本補助金の国庫補助率1/2及び地方負担額に対して95%の特別交付税措置を講ずるほか、被災自治体の財政力に鑑みて災害廃棄物処理の財政負担が特に過大となる場合に、県が設置する基金を活用して地方負担額を軽減することにより、円滑・迅速な災害廃棄物処理を推進している。

石川県の被災市町においては、令和6年9月の大雨や令和7年の大雪の影響に伴い一時解体作業に遅れが生じたものの、本年3月末現在での公費解体の進捗状況は、解体見込棟数39,235棟に対し、申請棟数は38,825棟、解体完了棟数は22,485棟となっている。解体事業者の解体工事体制の充実・強化として600班規模体制から1,200班規模体制に増強し、大量に発生する解体ごみの鉄道輸送や海上輸送などにより広域処理の拡充を図るなど、石川県災害廃棄物処理実行計画の目標年次である令和7年10月の原則解体工事完了を目指し、公費解体の推進を図っている。

(4) 復興まちづくり

石川県では令和6年能登半島地震からの創造的復興に向けた道筋を示すため、「石川県創造的復興プラン」を令和6年6月に策定した。国土交通省では、本計画を受けて被災市町における復興まちづくりを支援するため、被害状況の把握や住民アンケート等直轄調査を令和6年3月から順次実施することにより復興まちづくり計画の策定を支援するとともに、令和6年4月からは国土交通省職員による地区担当の配置、URによる技術的支援、関係省庁連携による横断的支援等を実施してきた。

また、令和6年8月以降、先行的な復興プロジェクトとして「仮設店舗の立地」や「輪島朝市カムバックイベント」等が実施され、令和6年9月にURは奥能登地域で更なる支援強化のための拠点として、輪島市役所内に「UR 奥能登・輪島ベース」を設置した。

令和6年度末までに奥能登地域の全市町において「復興まちづくり計画」が策定され、今後、本計画に基づき、事業の具体的検討が進められることとなるため、引き続き、復興まちづくりを支援していく。



輪島朝市カムバックイベント（朝市エリア）の様子
出典：国土交通省

【コラム】 輪島朝市の復興に向けて

令和6年能登半島地震により、本町商店街朝市通りで火災が発生。毎年1月4日に初売りを行っていたが、地震と火災のせいで今後の見通しが全く立たない状況となった。組合員の多くが金沢市に避難していた中で、輪島朝市の開催の想いは強く、「金沢で朝市を開催できないか」という声があがった。昔から輪島港とつながりのあった金沢市の金石港で、多くの方々から御支援いただき、令和6年3月23日に最初の「出張輪島朝市」を開催し、約30店舗が出店、一日だけで約13,000人の方々に来ていただいた。また、輪島市内では令和6年7月10日から市内のショッピングモールで出張輪島朝市を開催し、現在も水曜日定休日以外は約40店舗が出店している。



出張輪島朝市（富永様よりご提供）

「出張輪島朝市」はこれまでに（令和6年12月末現在）全国約90か所で開催させていただいた。毎回約10～20店舗が参加している。嬉しいことにオファーはその倍以上もあった。また、今回の出張輪島朝市の開催を通して、輪島市と関係がある方や昔からの顧客の方など、人とのつながりを感じた。何度も足を運んでくれる方もいて大変感謝している。

1,200年近く歴史ある輪島朝市を絶やさないという気持ちが強かった。「出張輪島朝市」という名前も元の場所で再開できた時に「輪島朝市」としたいので、各地で開催する朝市は「出張」として冠している。今後も出張朝市はオファーある限り続けていきたい。

復興まではどうしても時間がかかる。ただし、今まで輪島朝市は露店スタイルでしかやったことがなかったが、今回各地で出張朝市を開催させていただき、我々にも出張スタイルのノウハウができてきた。輪島朝市は日本三大朝市として、1970～80年代は200万人いた観光客が、いまは20万人まで減ってきている。今回のピンチをチャンスにして観光客を増やしていきたい。また、輪島市役所からも、市民の憩いの場になってもらいたいとの話もいただいている。復興に当たっては、今までにできた人脈や、出張輪島朝市のノウハウなどを生かして、今後は新しい朝市を展開していきたい。

能登半島は地理的にも独特で、人口減、過疎化がどんどん進んでいる中で、1,000年に一度という大きな災害を体験しました。今後、元に戻っていけるのか非常に心配です。震災の良い意味で見本となるように、私たちも頑張りますので、皆様には今後も引き続き支援をお願いしたいです。

輪島朝市の組合員は高齢化が進んでいますが、一日でも早く元ある場所で朝市を復興し、今後も20年、30年と繋げていきたいと考えています。だからこそ、一人でも多くの方に輪島に、能登半島に是非来ていただきたいです。皆様が足を運んでくださることを心待ちにしています。

輪島市朝市組合
組合長 富水 長毅さん



液状化対策について、国土交通省では、発災以降、T E C - F O R C E による現地調査を実施したほか、国・県・被災自治体による会議などを通じて、液状化対策に関する支援制度や取組事例について情報提供してきた。また、液状化に伴い地表面が横方向に移動する、いわゆる「側方流動（地震で地盤が液状化した際に、地盤が水平方向に移動する現象）」が発生し、顕著な液状化被害が発生した地域等については、被災自治体における液状化災害の再発防止のための対策等の検討を直轄調査等により支援してきた。

くわえて、地方公共団体が実施する、公共施設と隣接宅地等の一体的な液状化対策に対する支援策である「宅地液状化防止事業」について、補助率を通常の1／4から1／2に引き上げるなど、支援策の強化を行い、被災自治体による取組を支援してきた。

令和7年3月現在、顕著な液状化被害を受けた市町において液状化対策を含む復興計画を作成したところであり、早いところでは液状化災害の再発防止対策のための実証実験が進められている。今後、被災自治体において地元住民の合意形成を図りつつ、順次、事業に着手される予定であり、引き続き事業実施に向けた支援を実施していく。

【コラム】

輪島市町野町における復興まちづくりに向けた取組事例

令和6年能登半島地震により、輪島市町野町全体が機能不全に陥った。各家庭に電気、水も来ず、いつ元に戻れるか見通しが立たない状況ではあったが、町野町は少子高齢化の地域であり、このまま何もしなければ地域としてまずいのではないかと、そんな思いから地元有志の若者を集めて「町野復興プロジェクト実行委員会」を令和6年2月に立ち上げた。地域の暗い空気を吹き飛ばし、「1日でもいいからみんなで笑える日を作ろう」と考え、地域の人達の「娯楽」として4月には花見イベントとして「さくらフェス」、5月には能登牛の炊き出しイベント「肉フェス」、6月には町野町にこんな施設があったらいいなという声を踏まえて「屋外映画館」を実証実験的に行うなど、毎月のようにイベントを企画してきた。



輪島市町野町の「肉フェス」(山下様よりご提供)

しかし、町野町が復興に進み始めたそんな最中、奥能登豪雨が発生。また地域の人達の心がくじけそうになってしまうのを感じた。「雪が降る前にまずは豪雨の前の状態に戻したい」という気持ちから、自分たちでボランティアの受入れを始めた。多くの方々の支援のおかげで、町野町は少しずつ復興に向かって進んでいくことができた。

令和7年1月からは輪島市から補助を受けて交通移動支援事業を開始した。また、高齢化の地域では、SNSなども使うのが難しい。情報伝達に一番効率が良いのはラジオと考え、臨時災害放送局の実験放送として1日限りの「まちのラジオ」を行った。インターネット配信も行っており、遠方の方からも応援のメッセージを頂けて、町野町に目を向けていただく良いきっかけとなった。

令和7年4月からは町づくり協議会を立ち上げた。町野町のファンを増やすために、デジタル住民票みたいなものもやってみたいと考えている。また、今後は臨時災害放送局の開局やまちづくり会社に移行して、地ビール工場の設立やログハウスの建設など、プロジェクトのテーマ「わくわく楽しい町野町」を目指して必要なことをやっていきたい。

能登のことを忘れないで欲しい。

発災から時間が立つと能登は大丈夫と思われるかもしれないが、現実はまだまだ厳しい。

それぞれの復興のタイミングで必要なものがあるので、皆さんができる支援を今後お願いしたい。

また、支援のためだけでなく、近いうちに仮設商店街などでもできるので、是非、能登を見に来て欲しい。

町野復興プロジェクト実行委員会
委員長 山下 祐介さん



【コラム】

輪島市門前町における復興まちづくりに向けた取組事例

總持寺（そうじじ）祖院の歴史を伝える「輪島市櫛比の庄禅の里交流館」の管理部長として、輪島市門前町の總持寺通り商店街を拠点に発災前から地域一体となったまちづくりを進めてきた。コロナも落ち着き、今後の新たな展開を考えていた矢先に令和6年能登半島地震が発生。その時は「準備してきたものが全て失われた」と思った。

不幸中の幸いで商店街の人は（怪我などはあったが）全員無事。店も継続してやっていきたいという想いを持つ人が多かった。発災後、支援団体の拠点を交流館に置くことになり、支援団体と地域をつなぐコーディネーター役に。支援とニーズのマッチングが進むことで、令和6年10月に仮設店舗がプレオープン。すでに自身の家で営業を再開している店舗もあったため、あえて3拠点にわけて仮設店舗をオープンすることで、町全体を回ってもらえる仕組みを考えた。

また、總持寺通り協同組合がまちの賑わいにつなげようと令和3年より毎月第2土曜日に開催していた地域イベントの「門前マルシェ」。地震後も再開希望の声も多くあり、令和6年6月に「禅の里交流館」に商品を持ち寄り、出店形式で開催。その後、支援の一環として「門前マルシェ」に併せて演奏会やビアガーデンも開催。「門前マルシェ」の目的は「継続できるように」というお手軽にできる方法で実施していたのが商店街のやり方に合っていた。

地震から1年経ち、ボランティアも減って、町が閑散としてきたイメージがあった。0になってからどうするかを考えても遅い。復興のために何が必要か今から考えていくことが必要と思い、令和6年の秋頃から住民ヒアリングやワークショップを開催。現時点では、ニーズ調査中ではあるが、令和7年度は今後どのようにまちづくりを行っていくか、決める年になると思っている。その一つ目は「ランドリーカフェ」の立ち上げ。コインランドリー、クリーニング屋さんがなく、復興に当たる多くの事業者さんから洗濯が大変という声が、また、発災後、仮設住宅に住むようになって集まりにくくなり、交流の機会が減ってしまったという声が聞かれた。そこで、生活力を取り戻してもらうためにもこれらの願いを叶える手段として「ランドリーカフェ」の立ち上げを計画している。復興までは時間がかかるため、モチベーションを保つためにも今後は1年ごとの目標を設定して達成感を味わいながら復興に向けた取組を進めていければと考えている。

私たち商店街の復興が、住民にとって「希望の光」になると信じて頑張っていきたい。

とりあえず、来てください。来ていただいて今の能登を目で見て肌で感じて欲しい。SNS、テレビで見るのとは違う、私たちは一緒に能登の風景、能登の美味しいものを共有したい。一緒にわいわいしたい。来て、食べて、楽しんでもらうことで支援につながる。

近年、様々な災害が発生しているが、他人事にしないでほしい。どこにでも起こり得る。18年前に地震が起きて正直、もう来ないだろう。その時は行政がなんとかしてくれると思っていたのも事実で。でも、今回の地震で自分で何とかしないといけないと痛感した。能登に来てこの現状を見て感じて、自分の町がこうなるかもしれない、自分もこうなるかもしれないと想像してほしい。自分たちの防災につなげていってほしい。

また、自分の周りの「コミュニティ」も大事にしてほしい。学校ではサークルがあって、好きなことで集まって、友達、社会人でも仲間を作って、それがコミュニティ。それは田舎も一緒、顔を見ればまず挨拶、畑で集まって井戸端会議、形は違えど都会でも同じようにある。今、若い人たちはSNS上でつながっている。でも、門前では浸透していない。だからこそ、お互い「顔が見える関係」でつながっている。面と向かって顔向かって作っていく。これが大事。SNSはツールでしかない。まずは「顔が見える」関係づくりを心掛けてほしい。それがいざというときの力になる。

輪島市櫛比の庄「禅の里交流館」
管理部長 宮下 杏里さん



【コラム】

主要な指標における平成28年熊本地震と令和6年能登半島地震の比較

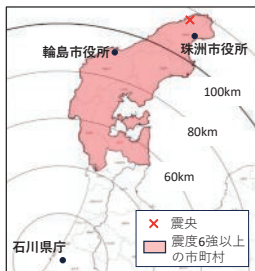
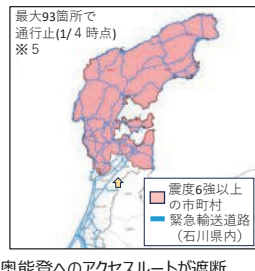
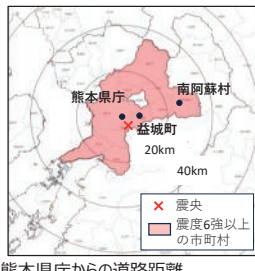
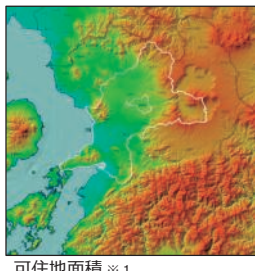
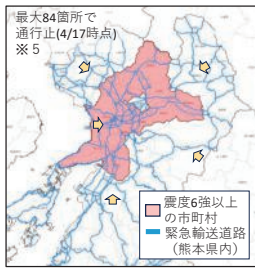
「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」（令和6年能登半島地震に係る検証チーム）においても記載されているように、令和6年能登半島地震ではアクセスの困難等から、比較的規模感の近い震災である熊本地震（平成28年4月14日発災）に比べ、被災者の避難生活等において対応が困難であった部分が多々あり、それらを可視化する観点から、代表的ないくつかの指標により、時系列の比較を行った。

●アクセスを困難とする地理的・社会的要因

能登半島地震が発災した能登半島は、山地が多い半島であり、また、三方を海に囲まれ、地理的に制約がある中で、奥能登へのアクセスルートが遮断され、交通等のアクセスが困難であった被災地であること、また、高齢者が多い地域であることなどの地理的・社会的特徴から、発災直後の避難活動・避難生活に留まらず、その後の復興・再建の段階においても、被災者や被災自治体等にとって厳しく困難な状況となった。

令和6年能登半島地震と平成28年熊本地震の被災地の地理的特徴の比較

○ 今般の地震は、被災地が山がちな半島であり、三方を海に囲まれ、地理的に制約がある中でアクセスが困難であること、高齢者が多い地域であることなどの地理的・社会的特徴があった。

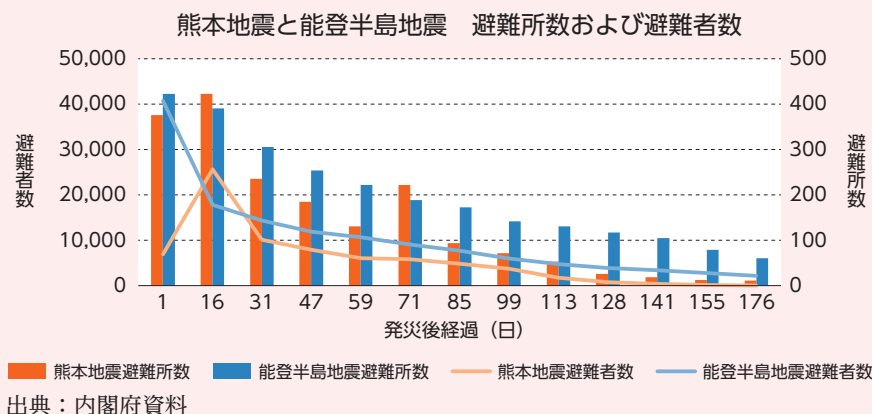
	＜立地・アクセス＞	＜地形＞	＜リダンダンシー＞	＜その他＞
能登半島地震の被災地	 石川県庁からの道路距離 珠洲市役所：約135km 輪島市役所：約110km	 可住地面積 ※1 珠洲市：約25% 震度6強以上地域：約28%	 最大93箇所 通行止(1/4時点) ※5 奥能登へのアクセスルートが遮断 奥能登全体が孤立状態(県資料より) 震度6強以上の地域へ入る 緊急輸送道路と市町村界の交点：10カ所 ※2	□ 高齢化率 ※1 (珠洲市)：約52% (輪島市)：約46% (震度6強以上の市町村)：約44% (参考) 全国平均：29% □ 耐震化率 ※4 (石川県)：76% (珠洲市)：51% (輪島市)：42% (参考) 全国平均：87% □ 孤立可能性ありの集落の割合(石川県) ※3 (農業集落)：約43% (179/421) (参考) 全国：約29% (17,212/58,734) (漁業集落)：約27% (47/174) (参考) 全国：約31% (1,933/ 6,275)
熊本地震の被災地	 熊本県庁からの道路距離 益城町役場：約10km 南阿蘇村役場：約35km	 可住地面積 ※1 益城町：約69% 震度6強以上地域：約63%	 最大84箇所 通行止(4/17時点) ※5 震度6強以上の市町村へ入る 緊急輸送道路と市町村界の交点：23カ所 ※2	□ 高齢化率 ※1 (益城町)：約30% (南阿蘇村)：約43% (震度6強以上の市町村)：約28% □ 耐震化率 ※4 (熊本県)：79% (益城町)：85% (南阿蘇村)：50% □ 孤立可能性ありの集落の割合(熊本県) ※3 (農業集落)：約20% (417/2,096) (漁業集落)：約26% (72/ 281)

※1 出典：「統計でみる市区町村のすがた2023（総務省統計局）」 可住地面積：総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出したもの ※2 出典：「国土数値情報ダウンロードサイト」の緊急輸送道路の情報を基に内閣府で計上
※3 出典：各県被害報告、県災害対策本部会議資料 ※4 出典：各自治体HP ※5 出典：「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査（平成26年10月 内閣府政策統括官（防災担当）」 1

出典：内閣府資料

●避難所・避難者数

能登半島地震及び熊本地震における避難所・避難者数を比較すると、発災後1か月程度において、熊本地震では顕著に減少しており、能登半島地震においても、段階的な減少傾向を示しているものの、その傾向は緩やか状況となっている。また能登半島地震では、1次避難のほか、市町の区域を越えた広域避難、2次避難所に移るまでの一時的な滞在を想定した1.5次避難、ホテル・旅館等への2次避難が行われた。



●応急仮設住宅の建設状況

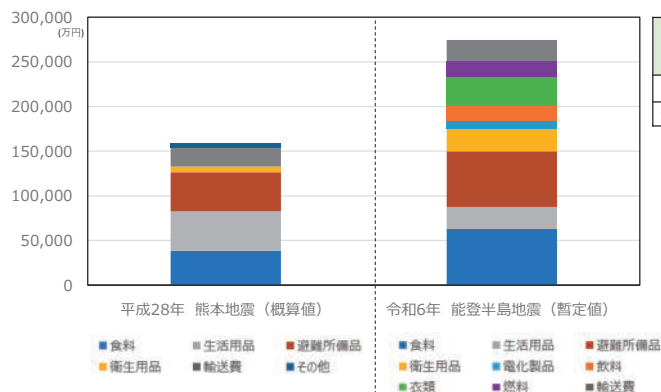
熊本地震では、発災後約7か月（平成28年4月29日～11月14日）で4,303戸を完成したのに対し、能登半島地震では、発災後約5か月（1月12日～5月25日）で4,245戸を完成させていることから、平地が少なく用地確保等の課題がある中においても、熊本地震等の知見を生かしながら、熊本地震の時を上回るペースで応急仮設住宅の整備を行っている。能登半島地震では最終的に、石川県内の10市町で、6,882戸（159団地）の建設型応急仮設住宅が整備された。さらに、災害リスクの残るエリアでの水害（奥能登豪雨）で、応急仮設住宅が被災する事態も生じたが、従来のプレハブ型の住宅以外に、地元の景観に配慮し、恒久的な住まいとして活用可能な長屋型の木造応急仮設住宅や、ふるさと回帰型の応急仮設住宅も整備され、熊本地震と比して、更なる多様な建築様式による住宅が整備された。

●プッシュ型支援の実施状況

能登半島地震では熊本地震の約3倍の期間（82日）において、プッシュ型支援を実施しており、支援額もほぼ倍の額となった。これは、熊本地震における教訓を生かした政府としての積極的対応の結果とも言えるが、支援の日数・執行額が示すように、避難生活が長期にわたり、効果的に物資を支援していく必要性が顕著に生じていたことが伺える。支援物資の内容面を見ても、能登半島地震は寒い時期（1月）に発災したこともあり、プッシュ型支援では初となる燃料の支援を行うとともに、衣類の支援を充実させるなど、被災地のきめ細やかなニーズを踏まえた物資調達と支援が展開された。一方で、多岐にわたる被災者のニーズに対し、一度に全員に行きわたる量を確保できなかったため、被災市町の現地担当者が公平性の観点から物資を配布できなかった事例も見られ、避難生活支援の難しさ（課題）が表面化することも見受けられた。

熊本地震と能登半島地震のプッシュ型支援の比較

●物資執行額の比較



●支援日数・支出金額の比較

災害名	プッシュ型支援の日数 (単位：日)	プッシュ型支援 支出金額 (単位：百万円)
平成28年熊本地震	28	1,590 (概算値)
令和6年能登半島地震	82	2,745 (暫定値)

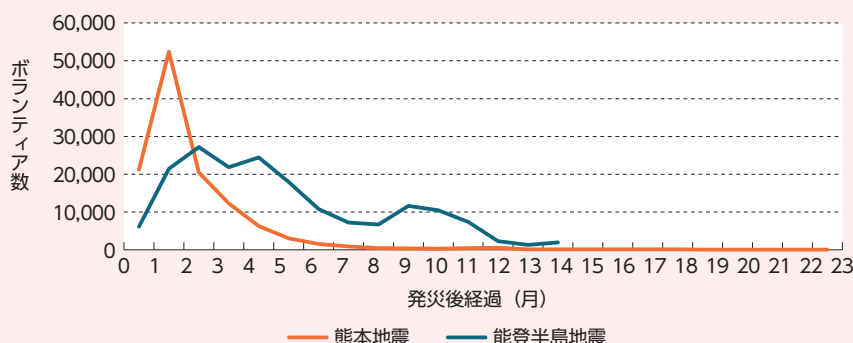
- ※1 H28熊本地震の内訳に飲料が計上されていないが、別途、飲料水約8万本が無償提供されている。
 ※2 H28熊本地震の内訳に衣類が計上されていないが、別途、衣類約20万着が無償提供されている。
 ※3 H28 熊本地震の生活用品にはブルーシートが含まれる。R6 能登半島地震でブルーシートは避難所備品に含まれる。
 ※4 H28 熊本地震の電化製品はその他の一部に分類されている。
 ※5 R6 能登半島地震では食料・飲料水・生活用品・衣類等の一部がプッシュ型支援で調達されたものの、最終的に企業側からの申し出により、無償提供となったものが概算で約2.7億円分あった。

出典：内閣府資料

●ボランティア参加状況

ボランティアの総数は、発災後14か月で比較すると、熊本地震約12万人に対し能登半島地震では約18万人と総数では能登半島地震の方が多いものの、発災後1か月頃までは、能登半島地震は熊本地震の半分以下という状況であった。その背景として、発災当初は、道路事情等により、ボランティアの受入れにも制限を設けることとなったことも要因の一つであると考えられる。その後は熊本地震では発災後3か月目以降は大きく減少するが、能登半島地震では発災後1か月半頃から増加していき、3か月目をピークにその後も一定数もボランティア数が確保され、特に9月の豪雨災害後に再び増加している。

熊本地震と能登半島地震 ボランティア数



出典：内閣府資料

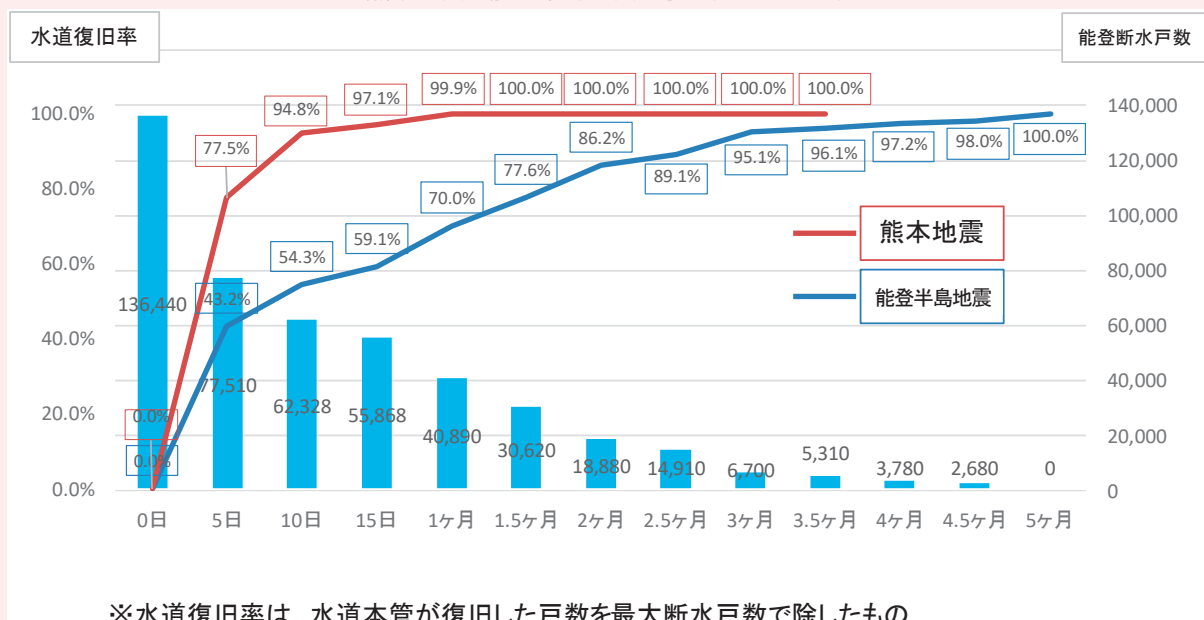
●公費解体の進捗状況

損壊家屋等の公費解体の進捗状況について、能登半島地震と熊本地震ではそれぞれ集計単位が異なるため、一概に比較することはできないが、発災1年後の状況は、熊本地震では約65%（平成29年4月）、能登半島地震では約45%（令和7年1月）である。これは、日本海側最大の半島である能登地域では、アクセスルートが限られることや、過疎地域であり高齢化率が高く、建物の全壊割合が高いなど災害廃棄物処理を進める上での課題が多くあったためと考えられるが、石川県では、公費解体の完了目標を熊本地震とほぼ同程度の、発災から約1年9か月（原則令和7年10月末まで）と設定し、解体計画を策定している。令和6年9月20日から大雨により解体工事が一時的に中断したものの、現在（令和7年3月末）は、同解体計画を上回るペースで解体が進んでいる。

●水道の復旧状況

令和6年能登半島地震では、熊本地震と比較して、半島地域特有の限られた交通手段が被災したことや悪天候による作業時間の制約等が重なり、水道施設の復旧に長い時間を要した。

熊本地震と能登半島地震 水道復旧率の比較



※水道復旧率は、水道本管が復旧した戸数を最大断水戸数で除したもの

出典：国土交通省からの情報提供を基に内閣府が作成

(1) 令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート

令和6年能登半島地震による被災地の復旧・復興支援はいまだ途上であり、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。一方、今般の災害から得た経験、教訓を踏まえて、災害対応を不断に見直していくことが重要であり、令和6年能登半島地震においても、一連の災害対応を振り返る中で浮かび上がった課題を乗り越える方策や、災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、初動対応・応急対策を強化するための措置等について、今後の対策に反映する必要がある。

このため、令和6年能登半島地震における地方公共団体支援、避難所運営、物資調達・輸送などの発災後の災害応急対応について、対応に当たった職員の経験を収集し、整理するため、内閣官房副長官補を座長とし、関係府省庁の幹部級職員を構成員とする「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」を開催した。本検証チームでは、今回の災害応急対応について評価できる点と改善すべき点を抽出し、現在も復旧等に向けた取組が行われている被災地を含め、今後の災害対応に生かしていくことを目的として、点検作業を行った。点検の対象とする災害応急対応として、「令和6年能登半島地震被災者生活・生業再建支援チーム」を立ち上げて各府省庁が連携して対応した地方公共団体支援、避難所運営及び物資調達・輸送の3分野のほか、半島という地理的制約の中で、これまでの災害対応と比較しても困難な状況の下、初動対応・応急対策に大きく貢献したスタートアップの新たな技術にも焦点を当て整理を行い、令和6年6月に「令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート」を取りまとめ、公表した⁶。なお、具体的な点検作業としては、分野ごとの取組の概要、現行の防災マニュアルにおける規定内容、本府省庁、現地対策本部で対応した幹部職員からの報告、実務に当たった職員からの報告レポートを素材として、評価すべき事項、改善すべき事項を抽出した。

本自主点検レポートでは、能登半島が日本海側最大の半島であり低平地が非常に乏しく金沢からも距離があるとの地理的特徴、高齢化率が高く耐震化率が低く、またアクセスルートが限られる社会的特徴、元日の夕方の発災という季節的特徴を挙げた上で、状況把握の困難性、進入・活動の困難性、過疎地域かつ高齢者等の要配慮者が多数存在、支援活動拠点の確保困難性、積雪寒冷対策の必要性、インフラ・ライフラインの復旧に時間を要したこと等に伴う影響、といった災害対応上の課題等が示された。その上で、

○被災地の情報収集及び進入方策への対応として、

- ・情報共有・一元化のため被害情報の収集・集約・分析にヘリ搭載カメラや定点カメラ、夜間のヘリ搭載赤外線カメラ等様々な手段を用いるべきこと
- ・ITSスポット等の最新の機材を配備することによる効率的な交通状況の把握方法を検討するとともに、衛星データや民間カーナビ情報を用いて交通状況の把握体制を強化すること
- ・被災地への進入のため自衛隊航空機等での車両・資機材の輸送等が円滑に行えるよう、平時から、関係機関相互の連携体制構築や連携訓練を実施すること 等

○自治体支援への対応として、

- ・支援者の活動環境の確保のため自治体の受援計画の作成など、受援体制構築を促進すること
- ・派遣職員の自活に備えた寝袋、食料等の装備品等を充実すること
- ・災害支援への移動型車両・コンテナ等の活用のため、災害時に活用可能なトレーラーハウス、ムービングハウス、コンテナハウス、トイレトレーラー、トイレカー、キッチンカー、ランド

⁶ 令和6年能登半島地震に係る災害応急対応の自主点検レポート

https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_report.pdf

リーカー等について、平時から登録・データベース化する等、ニーズに応じて迅速に提供する仕組みを検討すること 等

○避難所運営、物資調達・輸送への対応として

- ・大規模災害時は、物資調達・輸送が平時のようにできず、プッシュ型支援が届く発災後3日目までは備蓄での対応が必要であり、市町村において指定避難所や物資拠点等に最低限必要な備蓄を確保するとともに、都道府県において市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保すべきこと
- ・避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、指針やガイドラインに反映すべきこと
- ・断水や避難生活の長期化に伴う避難所環境の確保のため、国の公共工事で「快適トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達が容易にできる環境を整備すること、また高速道路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方整備局等におけるトイレカーの導入等を検討すること、さらに、自治体による防災井戸等の分散型の生活用水確保を促進すべきこと 等

○横断的事項として、平時から専門ボランティア団体や中間支援組織であるNPO等との連携体制を構築しておく方策を検討すべきこと 等

について整理した。

なお、更なる検討が必要とした事項については、自治体、有識者等の参画を得て災害対応を総合的に検討するワーキンググループ（後述する「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」（令和6年6月～11月））に引き継ぐことで、更に検討を深化することとした。

くわえて、令和6年能登半島地震における一連の災害対応を振り返る中で浮かび上がった課題を乗り越えるための方策や、災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、今後の初動対応・応急対策を強化するための措置等について別添資料として取りまとめたほか、今後、これらの新技術等の活用に向け、関係省庁による実装に向けた検討、カタログ化による自治体等での活用促進、課題・ニーズの提示による国や民間の技術開発等の推進などの取組を進めていくこととしており、カタログについては「令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～」⁷として6月に公表した。

（2）令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ報告書

今回の能登半島地震では、過去の災害の経験や教訓を生かして、迅速な災害応急物資のプッシュ型支援や大規模な対口支援が行われた。また、ドローンや衛星通信といった新技術が活用されたほか、各種情報共有システムの活用など災害対応のデジタル化が前進した。その一方で、山がちな半島という地理的特徴、高齢化の著しい地域という社会的特徴、元日の夕刻、厳冬期の発災という季節的特徴の下で発生したこともあり、災害対応上教訓とすべき様々な課題が明らかになった。

災害に強くしなやかな国づくりに向けては、今回の地震における災害対応を振り返ることで課題・教訓を整理し、南海トラフ地震や首都直下地震を始めとする、今後の地震災害における応急対策・生活支援対策に生かしていくことが極めて重要であり、このため令和6年6月21日に中央防災会議の防災対策実行会議の下に「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」を設置し、実際に今回の災害対応に関わられた様々な立場の関係者に参画いただきながら、検討に当たっては前述の自主点検レポートの内容も踏まえながら、各回テーマを設けて10回にわたり議論を重ね、応急対策や生活支援策の今後の方向性について検討を行い、その結果を「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」として同年11月に取りまとめ、公表した。

同報告書では、令和6年能登半島地震について、地震の概要、被害の概要、政府及び地方公共団体の主な対応等を整理した上で、今回の災害の特徴を踏まえた災害対応の方向性として、

⁷ 令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術～自治体等活用促進カタログ～
https://www.bousai.go.jp/updates/r60101notojishin/pdf/kensho_team_catalog.pdf



緊急消防援助隊による被害状況確認のための
ドローン活用



ドローンによる土砂災害調査

- 国民の防災意識の醸成
 - 各種計画の実効性の向上
 - 各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施
 - 防災DXの加速・新技術等の活用推進
- といった防災対策強化により一層取り組んでいくことが必要不可欠とした上で、

- 災害応急対応や応援体制の強化
- 避難生活環境の整備等の被災者支援強化
- NPOや民間企業等との連携の強化
- 事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

といった能登半島地震の特徴を踏まえた新たな災害対応の強化にも取り組んでいくことが必要であるとされた。その上で、今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針が次のとおり示された。

- ① 状況把握や進入・活動の困難性、孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特徴を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化
- ② 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- ③ 甚大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- ④ 将来の人口動態等の社会的特徴を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

また、全国どこでも地震によって強い揺れに見舞われる可能性があるとともに、人口減少・少子高齢化の進行やニーズの多様化など社会形態が変化する中、南海トラフ地震等の大規模地震の切迫性も高まっており、ますます行政だけでは対応しきれない状況になってきていることから、より厳しい被害様相となることも想定し、防災対策を抜本的に強化し、あらゆる主体が総力戦で災害に臨む必要がある。そのため、国民は、地震は国内どこでも発生し得ることを正しく認識し、「自らの命は自らが守る」という意識の下、住宅の耐震化や家具の固定、携帯トイレや食料等の家庭での備蓄や災害時に地域での助け合いができるよう、地域で行われる訓練や準備等の取組に積極的に参加することが必要である。



福和ワーキンググループ主査から
坂井内閣府特命担当大臣（防災）への報告書手交

令和6年度能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今回の特徴を踏まえた災害対応の方向性

【防災対策強化のための基本的な考え方】

- 大規模災害に総力戦で臨むための国民的防災意識の醸成
- 地域防災計画の見直し等による各種計画の実効性の向上
- 災害対応力の底上げに向けた各種制度やマニュアルの整備・習熟、研修、訓練の実施
- 災害対応の効率化・高度化に向けた防災DXの加速・新技術等の活用推進



【能登半島地震の特徴を踏まえた災害対応の方向性】

- 状況把握の困難性や孤立集落発生等の地理的特徴や社会的特性を踏まえた災害応急対応や応援体制の強化
- 高齢化地域における災害関連死防止のための避難生活環境の整備等の被災者支援の強化
- 甚大な被害やリソース不足を踏まえたNPOや民間企業等との連携の強化
- 将来の人口動態等の社会的特性を踏まえた事前防災や事前の復興準備、復旧・復興支援の推進

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な実施すべき取組）

1. 人的・物的被害への対応

○ 住宅・建築物の耐震化の一層の推進や暫定的・緊急的な安全確保策の推進

住宅・建築物の耐震化の促進に向け、地方公共団体と連携し、補助・税制・融資による各種支援や普及啓発等を強力に実施すべき。

- 液状化ハザードマップ作成を促進し、より実態に即したリスク情報を示すことによるリスクコミュニケーションの充実
- 既存の地震・津波観測施設の更新を含む全国の津波観測体制の強化
- 火災予防のための感震ブレーカーの普及推進や密集市街地の整備改善

○ 上下水道、通信、道路、港湾等のインフラ・ライフラインの強靱化・耐震化・早期復旧の推進

上下水道施設の被害状況の調査や復旧の支援活動を実施するに当たっては、プッシュ型での支援を実施すべく、国が全体調整を行うとともに、上下水道一体の支援体制を構築・充実すべき。

- 道路啓開とライフライン復旧作業の連携による復旧加速化に向けた平時からの関係者との連携確保

2. 国・地方公共団体等における災害応急対応

- 災害対応の応急泊りや留置事項等を整理した災害対応の手引きの作成及び実効性のある訓練・研修の充実

○ 孤立が想定される地区での関係機関が連携した訓練や受援計画に基づく訓練

災害時に交通通信等が途絶えて孤立することが想定される地区については、孤立時の状況把握などについて、関係機関が連携して訓練を実施するよう努めるべき。受援計画について、職員への計画内容の周知や、受援計画に基づく訓練の実施等により、受援計画の実効性の確保に取り組むべき。

○ 政府の司令塔機能の強化、国による応援組織の充実・強化

（TEC-FORCE、MAFF-SAT、D-EST、通信体制、デジタル体制等）

事前防災の徹底に向け、内閣府防災担当の機能を予算・人員の両面で強化するとともに、防災庁を設置すべく準備を進める旨の政府方針に沿って、所要の取組を着実に進めるべき。

被災自治体への支援に大きな役割を果たした国による応援組織について、大規模災害に備えて、組織の充実・強化を進める必要があり、国による応援組織の機能の在り方について、職員の確保、外部人材の活用、民間団体との連携、処遇改善を含め、検討すべき。



危険箇所での被災状況調査

- 被災地支援派遣支援等枠組み（D-EST）等による子どもたちの学びの継続や学校の早期再開のための支援
- 急効対策推進制度について、総括支援、政令市の負担が大きかったこと等を踏まえた制度を改善
- 過酷な環境下での派遣職員の安全・継続的な支援のための寝具、食料等の資機材や装備品の充実
- 災害時に国が迅速に「道」の駅を活用し災害支援を行うための仕組みの検討

3. 被災者支援

○ 避難生活を支援する地域のボランティア人材を育成するための仕組みや研修の充実

地域で避難所の運営・生活環境向上に取り組む「避難生活支援リーダー/サポーター研修」等の拡充を図るとともに、地域のボランティア人材を把握し、被災地とのマッチングに活用するデータベースを整備すべき。

避難所運営に関わる担い手と連携して地域の避難生活全般に関する「避難生活支援コーディネーター」及び保健・医療・福祉等の専門的な知見を活かした支援・助言を行う「避難生活支援専門アドバイザー」の育成を図るべき。

- 「場所（避難所）の支援」から「人（避難者等）の支援」へ考え方を転換し、在宅避難者・車中泊避難者等も含めて支援
- 避難所開設時からパーティションや段ボールベッド等を設置するなど、避難所開設時に対応すべき事項を整理し、スフィア基準も十分に踏まえた指針やガイドラインに反映

- 学校の体育館への空調設備の設置や、トイレの洋式化、施設のリアフリー化の推進

○ 避難所等において速やかな炊き出しを可能とするための調理設備等の整備・備蓄の促進、提供体制の構築

避難所における温かい食事の提供のため、避難所や公民館・集会所等において速やかに炊き出しが可能となるよう、大型のガス設備や燃料をはじめ、調理に必要な設備一式やキッチンカー等の整備・備蓄や提供体制の構築を促すべき。

○ 携帯・簡易トイレ等の備蓄、マンホールトイレの整備、仮設トイレ等の確保

自治体による、携帯トイレ等の備蓄、マンホールトイレ整備、仮設トイレ確保の協定締結等を促進すべく、公共工事で「快速トイレ」を標準化していくとともに、災害時に調達に容易にできる環境整備を図るべき。

高道路路会社のトイレカーを引き続き活用するとともに、地方公共団体等におけるトイレトレーラー・トイレカーの導入等を検討すべき。

○ 入浴支援を行うNPO等との協定締結等による入浴機会確保や

防災井戸等による生活用水の確保のための平時からの準備

災害時に使用できるシャワー設備・入浴設備の確保、入浴支援を行うNPOや民間施設等との関係事業者との協定の締結、避難所と入浴施設間の送迎のためのマイカー等の確保など、入浴機会を確保されるよう平時からの準備を促すべき。

○ 被災地のニーズに応じてキッチンカーやトイレトレーラー、ランドリカー等を迅速に提供するための登録制度の検討

移動型車両・コンテナ等が迅速な支援の実施に効果的だったことを踏まえ、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレトレーラー、トイレカー、ランドリカー、トレーラーハウス等について、平時からあらかじめ登録し、被災地のニーズに応じて迅速に提供するための仕組みを検討すべく。



キッチンカー



トイレカー



仮設風呂

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について【概要】

今般の災害における取組事例・課題、これらを踏まえた今後の災害対応の基本方針（主な実施すべき取組）

3. 被災者支援

- 増大する災害時の医療・福祉ニーズに対応するため、専門家の派遣による医療・福祉的対応の充実、被災者のニーズに応じた伴走型支援の実施（災害ケースマネジメント）等の施策について検討すべき。

○ 災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討

初動対応を行うチームの確保や、在宅避難者を含む被災者支援の在り方など、福祉の支援の強化に向け検討すべき。また、災害救助法上の救助の種類など、災害関係法制における「福祉」の位置付けについて検討すべき。



DWATによる「なんでも福祉相談コーナー」

在宅避難者等に対する相談・アウリーダ対応や被災サービス機能が失われた介護施設等における被災者へのケアについて、DWATの活動範囲の拡大により対応すべき。

DWAT活動についての各都道府県等のコーディネート機能の強化や、初動対応を専門とするチームの育成、装備品の充実等、DWAT活動に関する制度見直しに向けた検討を進めるべき。

- 被災地の活動に必要な医療チームの確保や医療器材等の整備を行うとともに、医療コンテナ等を活用した医療提供体制の整備を推進

○ 2次避難者に係る宿泊施設とのマッチングにおけるルール等のマニュアルの整備

2次避難を行うべき場合やその対象者の整理、ホテル・旅館等の確保、被災者の移送手段の確保、2次避難についての被災者の意向の把握、被災者の希望を踏まえた、ホテル・旅館等のマッチング、2次避難先での継続的な支援等について仕組みを検討し、2次避難所運営マニュアル等を整備すべき。

○ 広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について検討

広域避難者や自主避難所の避難者を含め、避難者の情報把握の在り方について制度改正も含めて検討するとともに、広域避難者等のデータベースについて普及のための取組を進めるべき。

- 男女共同参画の視点を取り入れた避難者の生活環境の改善
- 避難所等で被災者支援を行うNPO等への災害救助費等を活用した業務委託に係る手順や具体例の周知

6. 多様な主体の連携等による支援体制の強化

- 広域職員等、インフラ復旧工事従事者、ボランティア等の宿泊場所や活動拠点の確保の在り方について、官民を結ぶトラベラーハウス、ムービングバス等の活用、国の庁舎等の拠点機能の確保を含め検討
- 都道府県域における官民連携を促進させるため、災害中間支援組織の設置・機能強化の加速化
- 自治体と民間団体との協定締結の推進及び協定の検証・見直しによる実効性の確保

7. 特徴的な災害を踏まえた対応

- ヘリ搭載カメラ、定点カメラなど様々な手段を用いた情報収集、民間ドローンの積極活用

○ 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）による現場情報等のリアルタイム共有体制の構築

SOBO-WEBを活用して各種被害情報等を位置情報と結び付けるとともに、同システムを中核として、関係機関のシステムと連携を図り、被害情報、避難所、通行可能な道路等の現場の情報を自動的に連携し、リアルタイムで共有される「防災デジタルプラットフォーム」を可及的速やかに構築すべき。

- 想定される大規模災害にあふれる主体が総力戦で臨むための、体制や連携の在り方の検討
- 自助を促すための国民等の意識啓発と共助を促すための連携の在り方の検討

4. 物資調達・輸送

- 最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水・簡易トイレ等の備蓄といった各個人が実施すべき対策の啓発

○ 市町村による避難生活に必要な物資等の十分な備蓄、備蓄状況の国の調査・公表

自治体において、トイレ、食料、パーティション、段ボールベッド等の避難生活において必要な物資の備蓄を進めるとともに、国においても、その備蓄状況を調査し、公表すべく。

- 市町村の備蓄状況を踏まえた都道府県による広域的な備蓄の確保

○ 調達・運搬に時間を要するプッシュ型支援物資の各地域への分散備蓄

パーティションや段ボールベッド等について、国においても一定量備蓄しているが、温かい食事の提供するための資機材や入浴のための資機材を含め、より迅速な被災者支援のため、調達・運搬に時間を要するこれらの物資については、各地域への分散備蓄を実施すべく。



パーティション・段ボールベッド

- プッシュ型支援で調達する食品の品目のリベリエーションの充実

- 民間の輸送・物流事業者が有する専門的ノウハウを活かすための、自治体と民間事業者間の事前連携

○ 物資調達・輸送調整等支援システムの改善と訓練等を通じた運用の円滑化

5. 住まいの確保・まちづくり

- 迅速な被害認定調査のためのリモート判定、日本損害保険協会等との連携等
- 恒久的な活用を含めた仮設住宅の多様な供給手法について整理
- 公費解体や災害廃棄物処理の円滑化・迅速化のためのマニュアル等の見直し
- 復興事前準備や事前防災・復興まちづくりの推進

○ 分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい上下水道の復旧・整備

上下水道の復旧・整備に当たっては、復興まちづくり、将来の人口動態など様々な観点から総合的に判断して、被災後の復旧確保方法等も検討しつつ、必要に応じて濾過浄水や浄化槽等の分散型システムの活用も含め、災害に強く持続可能な将来にふさわしい整備を行うべき。

地域を支える中小・小規模事業者や農林漁業者の早期のなりわい再建や伝統産業・文化を継続するための支援



リモート判定の様子

○ NPOや民間企業等が災害対応に積極的に参加できる環境の整備

（民間の活動団体の登録制度の検討等）

NPO、企業等の民間主体が災害対策に積極的に参画できる環境を整備するため、平時からの連携体制を構築し、災害時支援手順の体系化や民間の活動団体の登録制度を検討するとともに、活動支援を行うべき。

- 初動対応における空路や海路での輸送に備えた車両や資機材の小型化や軽量化

陸路進出が困難な場合でも迅速に進出できるよう、空路や海路での輸送に備え、車両や資機材の小型化や軽量化等に関する技術的検討を進めて整備することで、部隊の機動性を高めるとともに、現地派遣人員等の編成の検討を行うべき。



小型・軽量化された消防車の輸送

- 地震被災地で発生する水害に備えたリスク情報のきめ細かな周知、複合災害が発生した場合の柔軟な被災地支援

- 令和6年度能登半島地震を踏まえた有効な新技術及び方策の活用
- 関係府庁による実証の検討、カタログ化による自治体の活用促進、国や民間の技術開発等を推進すべく。

第2節

令和6年能登半島地震の経験・教訓を踏まえた法制上の対応

能登半島地震では、被災地の地理的特徴や社会的特徴等から災害対応上の多くの課題が示された。こうしたことから、その教訓等を踏まえ、被災地や被災者に対する支援について、地元自治体や住民等のみならず、国、近隣自治体、関係団体、専門職員、NPO・ボランティア団体、事業者等の多様な主体が、総力を結集し、複層的かつ重層的に支援を行う体制の構築を図ることとされた。このため、国による災害対応の強化、福祉的支援の充実、ボランティア団体との連携、広域避難への対応、防災DX、備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化など、具体的な措置について検討し、通常国会に災害対策基本法等の一部を改正する法律案を提出した。

同法案は、国による災害対応の強化、福祉的支援等の充実（災害救助法の救助の種類に「福祉サービス」を追加等）、ボランティア団体との連携（NPO・ボランティア団体等の事前登録制度を創設）、広域避難への対応（避難元と避難先の自治体の連携推進等）、防災DX・備蓄の推進（自治体の備蓄状況の公表等）、インフラ復旧・復興の迅速化の内容で構成され、国会審議を経て5月28日に成立した。同法の主な内容は以下のとおり。

①国による災害対応の強化

- ・国は、地方公共団体に対する応援体制を強化
- ・国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援
- ・司令塔となる内閣府（防災担当）の機能を強化（「防災監」の新設）

②福祉的支援等の充実

- ・高齢者等の要配慮者、在宅避難者などの多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービス」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化
- ・支援につなげるための避難所の運営状況の把握



保健師による避難所巡回（輪島市）

③ボランティア団体等との連携

- ・被災者支援で自治体等と連携する、NPO・ボランティア団体等の国（内閣府）への事前登録制度を創設
- ・登録団体は、災害時に自治体等と連携し、避難所運営、炊き出し、被災者からの相談対応等を実施
- ・国民のボランティア活動の参加を促進

④広域避難への対応

- ・（能登半島地震における1.5次避難、2次避難のような）広域避難における派遣元及び派遣先の情報提供の推進、広域避難者への情報提供の充実
- ・市町村が作成する被災者支援台帳について、都道府県が支援

⑤防災DX、備蓄の推進

- ・デジタル技術を活用し、物資・資材、被災者のニーズや状況をきめ細かく把握し、被災者に対する情報発信を強化

- ・地方公共団体による物資の備蓄状況の公表義務

⑥インフラ復旧・復興の迅速化

- ・日本下水道事業団による地方公共団体との協定に基づく水道施設の復旧工事の実施
- ・水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等
- ・液状化対策の推進（災害の定義に「地盤の液状化」を追加）
- ・復興まちづくりの推進

また、上記の改正法案に加え、能登半島地震の教訓を踏まえ、

- ・①道路啓開計画の法定化、実効性のある計画に基づいた道路啓開の実施、②地方公共団体が管理する自動車駐車場について、災害復旧等の拠点として活用するため、国土交通大臣が必要な管理を代行することができる制度の創設、③被災地への出動が可能なトイレコンテナ等の平時からの配備を促進するため、その占用許可基準の緩和、設置に対する無利子貸付制度の創設等を内容とする道路法等の改正（令和7年4月9日成立）
- ・港湾施設の応急復旧に他人の石材等を活用できるようにする制度の創設、港湾管理者が災害時に民有港湾施設を使用することができる協定制度的創設、倒壊した場合に緊急物資等の輸送に支障を及ぼす恐れのある港湾施設への勧告制度の拡充、国から港湾管理者への支援船舶の入港需要等の情報の提供等による、港湾の緊急物資等の輸送拠点機能の確保等を内容とする港湾法等の改正（令和7年4月16日成立）
- ・地方自治体が管理する空港が被災した際、国が迅速に復旧工事を代行できる制度を創設すること等を内容とする航空法等の改正（令和7年5月30日成立）
- ・株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の目的・支援基準に被災地域の経済再建、被災事業者支援を明確に位置付け、業務の期限を延長する株式会社地域経済活性化支援機構法の改正（令和7年6月4日成立）

等の法改正が実施された。

第3節 想定される大規模災害への対応

一方、能登半島地震で得られた教訓は、近い将来に大きな被害が想定されている南海トラフ巨大地震対策、首都直下地震対策にも反映されることとなった。

（1）南海トラフ巨大地震への対応

南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは、中央防災会議における「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（平成26年3月28日中央防災会議決定）の策定から10年が経過することから、同基本計画の見直しに向け、防災対策の進捗状況の確認や新たな防災対策の検討を目的として、防災対策実行会議の下に設置された。同ワーキンググループでは、令和5年2月から開催されている「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」と並行して、同年4月から12月までに計14回の議論を重ねてきたが、令和6年能登半島地震が発生したことから、令和6年5月に開催された第15回ワーキンググループでは、「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」で災害応急対応における評価点・改善点の抽出、災害対応上有効と認められる新技術等の洗い出しを行い、今後の対策に反映することとし、これに加え、有識者を交えた検討（令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ）も行うこととされ、その結果を南海トラフ地震の防災対策に反映するとの方針が示された。その後、同ワーキンググループは令和7年3月までに計29回開催され、同31日に報告書が取りまとめられた。

南海トラフ巨大地震の被害の特徴は、「強い揺れと短時間で到達する巨大な津波が広域にわたって襲来すること」、「人口や社会経済活動が集中している地域から離島・半島や中山間地まで多様な形態

で発生すること」などが挙げられる。広域かつ甚大な被害によるリソース不足が生じることなどから行政が防災対策に取り組むだけでは限界があり、国民一人一人が家屋倒壊や津波からの直接的被害を回避するとともに、その後も命を維持し生活を継続するために備えることが求められる。今回の報告書では、前述の特徴や過去10年間の防災対応の進歩を踏まえ、あらゆる主体が総力をもって災害に臨むことで、「直接的被害の減少」、「助かった命・生活の維持」、「生活や社会経済活動の早期復旧」を実現するための実施すべき対策が次のとおり示された。

- ① 社会全体における防災意識の醸成
 - ・津波避難意識等の向上に向けたリスクコミュニケーションや防災教育の充実
 - ・消防団や自主防災組織等の多様な主体との連携や地区防災計画の策定等による地域の防災力の向上
 - ・企業が活動を継続し、地域防災に貢献するためのBCP策定と実効性確保
- ② 被害の絶対量低減等のための強靱化・耐震化、早期復旧の推進
 - ・補助制度、税制優遇措置等の周知等による、住宅・建築物の耐震診断、耐震改修等の促進
 - ・木造住宅密集地域等の火災危険性が高い地域における感震ブレーカーの普及
 - ・インフラ・ライフラインの強靱化・耐震化、海岸堤防や避難路の整備等
 - ・まちの将来像を地域で事前に検討しておく等の復興事前準備の推進
- ③ 発災後の被災者の生活環境の確保
 - ・広域かつ膨大な避難者数が想定される中でも、温かい食事や入浴などの様々な支援が届くような対策の実施
 - ・福祉サービスを必要とする要配慮者等の様々なニーズへ配慮するとともに、保健師や災害支援ナース、DWA T等の専門的な人員を迅速に派遣する体制の構築
 - ・孤立する可能性のある集落における物資の備蓄や通信確保のための備えの充実
- ④ 防災DX、応援体制の充実等による災害対応の効率化・高度化
 - ・新総合防災情報システム（SOBO-WE B）や新物質システム（B-P L o）等の機能強化
 - ・国による応援組織の充実強化
 - ・「即時応援県」の事前の指定等による自治体間の円滑な支援体制の整備
- ⑤ 時間差をおいて発生する地震等への対応強化
 - ・臨時情報の実効性を高めるとともに、住民や事業者等が後発地震までの間にとるべき対応の充実
 - ・ひずみ計や海域の観測網をはじめとしたモニタリングに必要な観測網の維持・強化

南海トラフ巨大地震では、想定される被害は甚大であるが、対策を講じれば被害の軽減が期待される。被害想定の結果に一喜一憂することなく、国民・事業者・地域・行政がとるべき対策を着実に実施することが重要である。特に、被害の防止・軽減に向けては一人一人の耐震対策や備蓄、津波からのいち早い避難、「自らの命は自らが守る」という意識の醸成が必要である。

上記の内容等を踏まえ、基本計画が見直される見込みである。

また、本議論の途上で、令和6年8月8日、宮崎県沖の日向灘でマグニチュード7.1の地震が発生し、令和元年の運用開始後初めて「南海トラフ地震臨時情報」が気象庁から発表された。同日に開催された「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の結果を受け、南海トラフ地震の想定震源域では新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると考えられることから「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表され、政府や自治体などからの呼び掛け等に応じた防災対応をとるべきことが示された。この臨時情報に関しては、同15日に政府としての特別な注意の呼び掛けが終了したことが発表されたが、その後、同ワーキンググループにおいても、臨時情報に関する対応について議論がなされた（詳細については「【コラム】「南海トラフ地震臨時情報」と「北海道・三陸沖後発地震注意情報」」（p.91）を参照）。

(2) 首都直下地震への対応

首都直下地震対策検討ワーキンググループは、減災目標を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定（平成27年3月）から10年が経過することから、同基本計画及び政府業務継続計画の見直しに向けて、中央防災会議防災対策実行会議の下に設置され、令和5年12月から防災対策の進捗状況の確認や被害想定の見直し、新たな防災対策の検討が開始された。第1回ワーキンググループ開催の直後に令和6年能登半島地震が発生したことから、令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループでの議論等も踏まえ検討がなされている。

同ワーキンググループは令和7年3月までに計13回開催されており、今後、報告書が取りまとめられた後、基本計画・政府業務継続計画が見直される見込みである。

第4節 令和6年能登半島地震の経験・教訓等を踏まえた予算・組織の拡充

(1) 内閣府防災担当の予算拡充による災害対応体制の強化

内閣府防災担当では、令和6年度補正予算に350.5億円（災害救助費等（288.5億円）を含み、新地方創生交付金を含まず）を計上し、南海トラフ地震や首都直下地震などの次なる大規模災害も見据え、令和6年度能登半島地震の教訓も踏まえつつ、避難所の生活環境改善を始めとした災害対応体制の強化を進めている。また、令和8年度中の防災庁の設置を見据え、事前防災の充実を始めとする災害対応力の強化、災害対応の司令塔機能の強化を進めることとし、令和7年度当初予算を倍増（約146億円）し、令和6年度補正予算の執行とも連動させつつ、以下の取組等により、避難生活環境の抜本的改善や官民連携による人材育成の推進、防災DXの推進等に取り組んでいる。

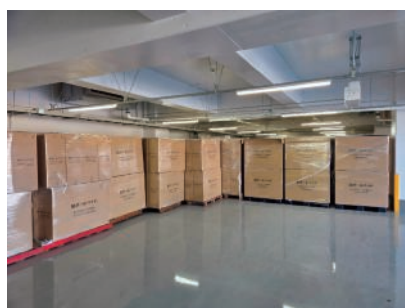
(主な取組)

- ・新地方創生交付金（地域防災緊急整備型） 1,000億円の内数（令和6年度補正予算）

避難所の生活環境改善を始めとする地方公共団体の先進的な防災の取組の支援により、トイレカー、キッチン資機材、パーティション等の資機材の備蓄を推進することとしており、令和6年度事業として、都道府県、市区町村等における計783件、141億円の事業を採択し、資機材整備の支援を実施している。

- ・プッシュ型支援における内閣府備蓄物資の分散備蓄 13.6億円（令和6年度補正予算）

立川防災合同庁舎を含む、全国8地域に段ボールベッド等の簡易ベッドやパーティション、簡易トイレ、温かい食事を提供するための資機材や入浴のための資機材等、調達に時間を要するため一定の備蓄が必要なものについて、購入・分散備蓄を実施している。



立川防災合同庁舎備蓄倉庫棟

- ・災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等に係る登録制度の創設
1.0億円（令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算）

発災時における迅速な支援を可能とするため、キッチンカー・トレーラーハウス・トイレカー等

の平時からの登録・データベース化を進めている。



トイレトレーラー



ランドリーカー



シャワートレーラー

特集

令和6年能登半島地震を踏まえた防災体制の見直し

・被災者支援団体への活動経費助成事業 4.7億円（令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算）

NPO・ボランティア団体等が被災地支援に駆けつけるための交通費補助事業を令和7年1月に創設し、令和6年度は計214件、約4,000万円の交付決定を行った。令和7年度事業についても4月から開始している。

また、令和7年通常国会に提出した災害対策基本法等の改正法案への対応のため、NPO等の登録・管理データベースの整備、団体登録制度の周知を図る普及啓発等を行うこととしている。

・新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の整備等 23.6億円（令和6年度補正予算）

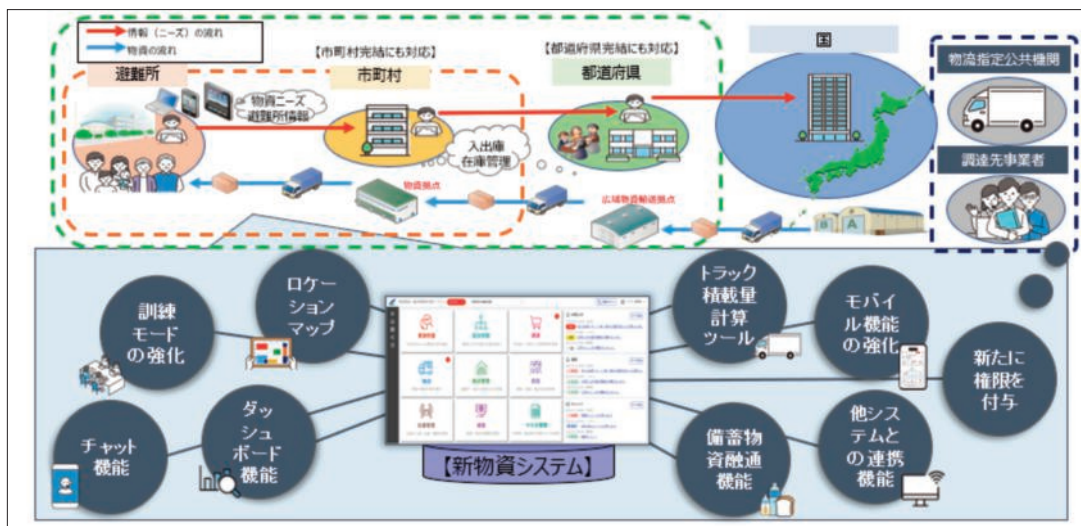
防災デジタルプラットフォームの実現に向けた新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の機能や連携の強化、及び災害時の迅速・効率的な物資支援を実現するために新物資システム（B-PLo）の機能強化や新総合防災情報システム（SOBO-WEB）との連携の早期実現に向けて推進している。

・防災情報システムの効果的な利活用促進 約2.2億円（令和7年度当初予算）

新物資システム（B-PLo）の利活用促進の研修・訓練や、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用した実践的な机上演習を推進することとしている。

・関係省庁による事前防災対策を推進する仕組みの創設（事前防災対策総合推進費）
約17億円（令和7年度当初予算）

関係省庁による事前防災対策を推進するため「事前防災対策総合推進費」を創設し、事前防災の強化につながる調査・研究開発、関係省庁と地方自治体等が連携して行う事前防災の強化の取組を推進することとしている。



新物資システム（B-PLo）の概要

(2) 内閣府防災担当の組織・定員の拡充

風水害の発生が頻発化・激甚化するとともに、首都直下地震や南海トラフ巨大地震などの大規模災害の発生が危惧される中、人命最優先に「防災立国」を構築する必要がある。このため、令和8年度中に防災庁を設置すべく内閣官房防災庁設置準備室を中心に準備を進めているところであるが、まずは、政府の災害対応の司令塔機能を担う内閣府防災担当の機能を予算・人事の両面で抜本的に強化するため、令和7年度に、地域防災力強化担当を創設するなど、定員を110人から220人へ大幅に拡充した。また、今後新たに「防災監」を創設することとしている。

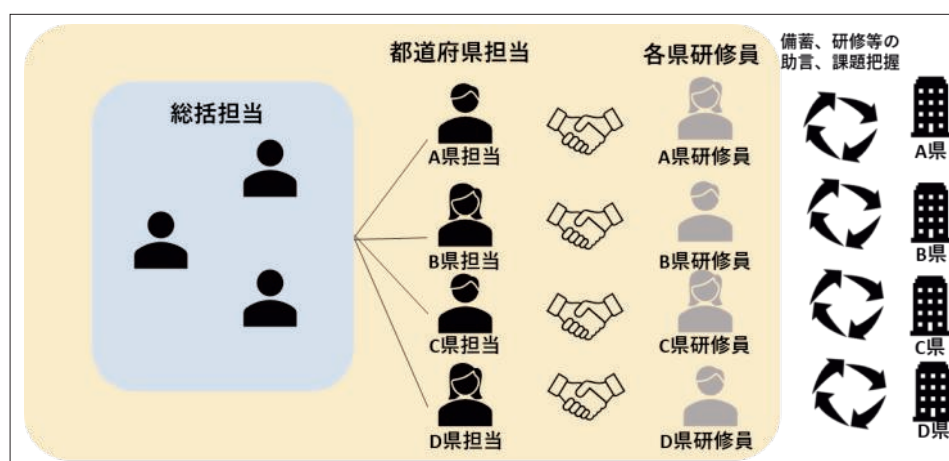
(主な機能強化)

・「防災監」の新設

頻発化・激甚化する風水害や切迫する南海トラフ巨大地震等の大規模災害への対応強化のため、事前防災、災害応急対策から復旧・復興までの災害対応全般の司令塔として、対応を総括する事務次官級職員を新設することとしている。

・地域防災力の強化促進

令和7年4月に内閣府防災担当に地域防災力強化担当を創設し、各都道府県のカウンターパートとなる職員を配置した。備蓄促進や訓練研修、ボランティアとの連携などを促進するとともに、発災時には直ちに現地に入り、被災状況の把握や避難所環境の確保に従事することとしている。



地域防災力強化担当の仕組み（イメージ）

第5節 防災庁設置に向けた検討

令和6年10月に石破内閣が発足すると、内閣の基本方針として防災庁の設置が打ち出された。防災業務の企画立案機能を抜本的に強化し、平時から不断に万全の備えを行うことが必要不可欠であり、そのためには専任の大臣を置き、十分な数の災害対応のエキスパートをそろえた「本気の事前防災」のための組織が必要であるとして、令和6年11月1日には内閣官房に防災庁設置準備室が発足した。また、防災庁の設置により、スフィア基準も踏まえた避難生活環境の整備、発災後速やかにトイレ、キッチンカー、ベッド・風呂等を配備できるような官民連携体制の構築、被災地の情報を迅速かつ効率的に収集する防災DXなどが飛躍的に前進することが期待されるとされた。

また、人命最優先の防災立国を早急に構築すべく、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた災害対応の強化や政府の組織体制強化に向け関係行政機関の緊密な連携を確保し、その効果的かつ総合的な推進を図るため、令和6年12月20日に内閣総理大臣を議長とし全閣僚により構成される防災立国推進閣僚会議が開催されることとなり、その第1回会議が開催された。同会議では、防災庁の設置に向けた今後の対応方針として、防災業務の企画立案機能を抜本的に強化し、平時から不断に万全の備

えを行う「本気の事前防災」に徹底に取り組むとともに、大規模災害時には政府の災害対応の司令塔機能を担うことのできる防災庁の設置を目指すことが示され、有識者会議を開催するなど防災庁設置に向けた検討を更に加速化することとされた。また、令和7年4月からの内閣府防災担当の体制強化（予算・人員）、令和8年度中の防災庁設置のスケジュールが示された。なお、内閣府防災担当の体制強化（予算・人員）については、令和7年度当初予算は①事前防災の充実を始めとする災害対応力の強化（避難生活環境の抜本的改善、官民連携や人材育成の推進、防災DXの加速等）、②災害対応の司令塔機能の強化を内容として、前年度の2倍の約146億円としたほか、人員についても、政府の災害対応の司令塔機能を抜本的に強化するため、令和7年度中に「防災監」を設置することとともに、地域防災力強化担当を創設するなど令和7年度の定員を前年度の2倍の220人に大幅に拡充した。

さらに、令和7年1月30日に、防災庁の設置に向け、近年激甚化・頻発化する災害や、今後差し迫る巨大災害に対し、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方等について意見を聴取するため、福和伸夫名古屋大学名誉教授を主査とする計20名の委員・専門委員で構成される「防災庁設置準備アドバイザー会議」が開催されることとなり、避難生活、官民連携、防災教育・啓発、デジタル、事前防災の在り方等について分野別に議論の上、令和7年夏頃の取りまとめを予定している。



防災庁設置準備アドバイザー会議の様子

第6節 おわりに

令和6年能登半島地震は、半島の特性から被災地への限られたアクセスルートが通行困難となったほか、インフラ・ライフラインも大きな被害を受け、過疎化・高齢化が進んだ地域でもあり、さらに、宿泊施設等の地域資源が限られる中での支援活動となったため、非常に対応が困難な災害であった。しかしながら、近い将来の発生が懸念される南海トラフ巨大地震その他の大規模災害において同様のことがより大規模・広範囲に起こり得ることを考えれば、それらの事情を言い訳にすることはできない。政府としては、本災害によって明らかになった課題やそれを踏まえた今後の方針を「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」等により整理したところであり、今後、令和8年度の防災庁設置も見据えて、官民のあらゆる力を結集して大規模災害に対処するための「本気の事前防災」に取り組んでいく必要がある。

第1部

我が国の災害対策の 取組の状況等

第1章

災害対策に関する施策の取組状況

第2章

原子力災害に係る施策の取組状況

第3章

令和6年度に発生した主な災害

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、令和6年度においても多くの災害により被害が発生した。第1部では、最近の災害対策の施策、特に令和6年度に重点的に実施した施策の取組状況を中心に記載する。

第1章 災害対策に関する施策の取組状況

第1節 自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による防災活動の推進

1-1 国民の防災意識の向上

我が国ではその地形や気象などの自然的条件により、従来から多くの自然災害を経験してきた。このため、平常時においては堤防の建設や耐震化など災害被害の発生を防止・軽減すること等を目的としたハード対策と、ハザードマップの作成や防災教育など災害発生時の適切な行動の実現等を目的としたソフト対策の両面から対策を講じて、万が一の災害発生に備えている。また、災害発生時には、災害発生直後の被災者の救助・救命、国・地方公共団体等職員の現地派遣による被災地への人的支援、被災地からの要請を待たずに避難所や避難者へ必要不可欠と見込まれる物資を緊急輸送するプッシュ型の物資支援、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害指定や被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）等による資金的支援など、「公助」による取組を絶え間なく続けているところである。

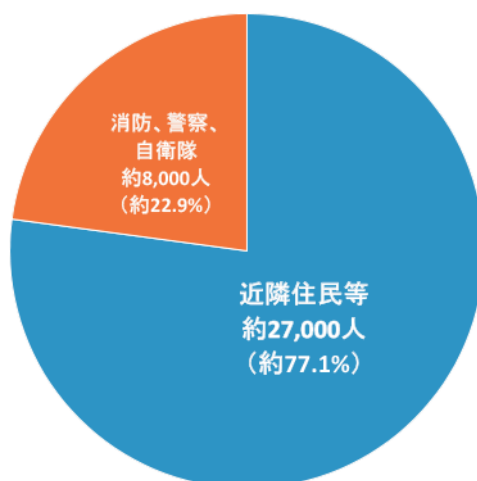
しかし、今後発生が危惧される南海トラフ巨大地震、首都直下地震や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、さらに、近年激甚化・頻発化する気象災害等によって広域的な大規模災害が発生した場合において、公助の限界が懸念されている。

令和7年1月で発災から30年を迎えた阪神・淡路大震災では、生き埋めになった人の約8割が家族も含む自助や近隣住民等の共助により救出されており、公助である救助隊等による救出は約2割程度に過ぎなかったという調査結果がある（図表1-1-1）。

市町村合併による市町村エリアの広域化や地方公共団体の公務員数の減少など、地方行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、高齢社会の下で配慮を要する者は増加傾向にある。このため、国民一人一人が災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、防災・減災意識を高めて具体的な行動を起こすことにより、「自らの命は自らが守る」「地域住民で助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが重要である。

安全・安心な国土利用・管理の観点からは、災害ハザードエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導、事前防災・事前復興の観点からの地域づくり等の取組を一層推進する必要がある。また、災害被害の軽減のためには、各人が災害時に適切な避難行動を取ることで、そのための事前準備を平素から行うことに加えて、ハザードマップや災害伝承等を通じて国民一人一人がその地域の災害リスクを的確に認識し、危険な場所に住まないなど、正しい知識・情報によって居住環境を含め災害リスクの低いライフスタイルを選択できるよう、社会全体で取り組んでいく必要がある。

図表 1 - 1 - 1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数

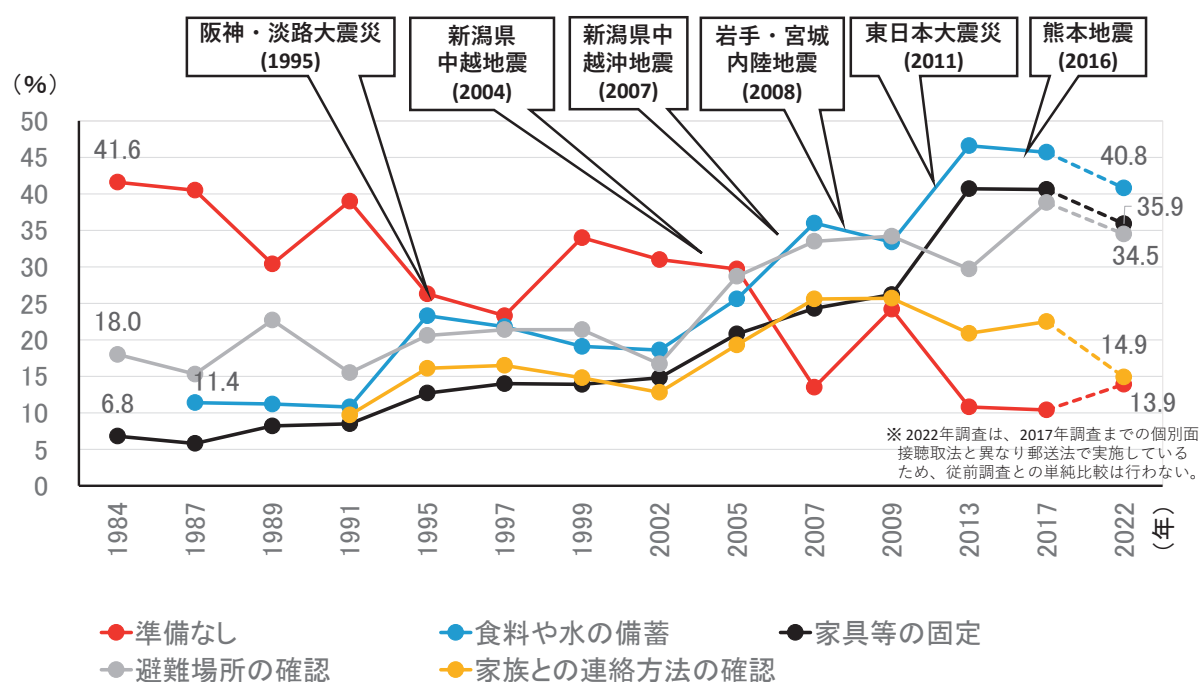


出典：河田恵昭（1997）「大規模地震災害による人的被害の予測」自然災害科学第16巻第1号より内閣府作成（平成28年版防災白書 特集「未来の防災」掲載）

防災・減災のための具体的な行動とは、まずは自助として、地域の災害リスクを理解し、家具の固定や食料の備蓄等による事前の「備え」を行うことや、避難訓練に参加して適切な避難行動を行えるように準備すること、台風の接近時などに、住民一人一人に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画（マイ・タイムライン）を作成することなどが考えられる。また、発災時における近所の人との助け合い等の共助による災害被害軽減のための取組が必要である。

内閣府が令和4年9月に実施した「防災に関する世論調査」の結果によると、自助の重要性の認識や具体的な対策を講ずる動きは、阪神・淡路大震災、東日本大震災といった大災害を経て、着実に国民の間に浸透している（図表1-1-2）。しかし、熊本地震が発生し、大きな被害をもたらしたにもかかわらず、その後に実施した平成29年の調査では、例えば「家具等の固定」が40.6%となるなど、自助の取組の実施率は頭打ち傾向にある。また、直近の令和4年の調査は、平成29年までの個別面接聴取法と異なり郵送法で実施しているため、従前の調査結果との単純比較はできないものの、総じて取組の実施率は高まっていないおそれがある。その背景として、多くの国民にとっては、災害の被害状況等を報道で見聞きするだけであり、自らが被災者となる実感が得られないことから、災害の発生を契機とした国民の防災意識の高まりが得られにくくなっているとも考えられる。

図表 1-1-2 大地震に備えた自助の取組に係る選択率の推移（防災に関する世論調査）



出典：内閣府「防災に関する世論調査」

令和4年の調査では「自然災害への対処などを家族や身近な人と話し合ったことがない」と回答した者（全体の36.9%）に対して、その理由を新たに聞いたところ（複数回答方式）、「話し合うきっかけがなかったから」の回答選択率が圧倒的に高かった（58.1%）。このことから、着手の一步を踏み出していない国民に働き掛ける取組を強化していくことが求められる。

共助についても、令和6年能登半島地震における石川県珠洲市三崎町寺家下出地区のように、防災士や地区の役員等により自主防災組織が設立され、平時から地域の防災リーダーが主体となり、避難計画の作成や継続した避難訓練の実施等の共助の取組が行われていたため、発災時に効果的な避難を行うことができた事例がみられ、共助の重要性が改めて認識されたところである。

行政が公助の充実に不断の努力を続けていくことは今後も変わらないが、地球温暖化に伴う気象災害の激甚化・頻発化、高齢社会における支援を要する高齢者の増加等により、突発的に発生する激甚な災害に対して既存の防災施設等のハード対策や行政主導のソフト対策のみで災害を防ぎ切ことはますます困難になっている。行政を主とした取組だけではなく、国民全体の共通理解の下、住民の自助・共助を主体とする防災政策に転換していくことが必要である。現在、地域における防災力には差が見られるところであるが、防災意識の高い「地域コミュニティ」の取組を全国に展開し、効果的な災害対応ができる社会を構築していくことが求められている。

1-2 防災推進国民会議と防災推進国民大会

広く各界各層が情報、意見の交換及びその他の必要な連携を図り、中央防災会議と協力しつつ、国民の防災に関する意識向上を図るため、地方六団体、経済界、教育界、医療・福祉関係等の各界各層の有識者から成る「防災推進国民会議」が平成27年より毎年開催され、普及・啓発活動を行っている。

（1）防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2024

内閣府、防災推進国民会議及び防災推進協議会（災害被害軽減の国民運動推進を目的として活動する業界団体等で構成される組織）の共同主催により「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2024」

を熊本県熊本市で開催した。本大会は平成28年度から毎年開催しており、令和6年度で9回目の開催となる。本大会は「復興への希望を、熊本から全国へ～伝えるばい熊本！がんばるばい日本！～」をテーマとし、国民一人一人が日頃から防災に取り組むことの大切さを発信し、災害の経験・教訓を多くの人へ、そして次世代へ伝える機会とすることを目指した。

オープニングセッションでは、坂井内閣府特命担当大臣（防災）、清家防災推進国民会議議長（日本赤十字社社長）が主催者挨拶を、木村熊本県知事及び大西熊本市長が開催地挨拶を行った。また、有浦元熊本県危機管理防災企画監による「熊本地震を振り返って―熊本地震までの準備と対応の教訓」をテーマとする基調講演が行われ、ハイレベルセッションでは、「熊本地震とその後の復興と災害への備え」をテーマとして、蒲島前熊本県知事等の登壇者により、熊本での災害の振り返り、その後の創造的復興の取組を全国に発信した。

クロージングセッションでは、熊本県内の高校生から防災への想いや未来に向けたメッセージが発信されたほか、秋本防災推進国民会議副議長（公益財団法人日本消防協会会長）による主催者挨拶、竹内熊本大学教授による大会総括が行われた。また、次回開催地である新潟県の花角知事からビデオメッセージが寄せられた。

このほか、行政、公益団体、学术界、民間企業、NPO等の404団体がセッション、ワークショップ、ブース展示、ステージ発表、屋外展示等を行い、同大会の現地来場者は過去最高の約17,000人、また、オンライン視聴数は約12,000回となった。



坂井内閣府特命担当大臣（防災）による開会挨拶



熊本城ホールのブース展示の様子

（2）第10回防災推進国民会議

第10回防災推進国民会議は、令和6年12月19日に総理官邸大ホールで開催された。冒頭、石破内閣総理大臣は、防災推進国民会議の各団体の防災活動への取組に対する感謝の言葉とともに、「我が国を世界一の防災大国にしたい、また、我が国の防災力をいかにして高めるか、そして国民の皆様方の意識というものをどのように変えるかということで、全く新しい取組を目指している。」と述べた上で、国民会議構成団体の一層の協力を賜りたいと述べた。

続いて、「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2024」の開催等、防災推進国民会議としての活動報告等があり、日本青年会議所及び日本薬剤師会から令和6年能登半島地震における取組が紹介された。



第10回防災推進国民会議の様子（石破内閣総理大臣出席）

1-3 防災訓練・防災教育の取組

災害発生時には、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、住民と連携した適切な対応をとることが求められることから、平時から関係機関が連携した訓練等、防災への取組を行うことが重要である。このため、防災関係機関は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、防災基本計画、その他の各種規程等に基づき、災害発生時の応急対策に関する検証・確認と住民の防災意識の高揚を目的として、防災訓練を実施することとされている。

令和6年度は、防災訓練実施に当たっての基本方針や政府における総合防災訓練等について定めた「令和6年度総合防災訓練大綱」（令和6年6月28日中央防災会議決定）に基づき、以下のような各種訓練を実施した。

（1）「防災の日」総合防災訓練

令和6年9月1日の「防災の日」に、首都直下地震発生直後を想定した岸田内閣総理大臣（当時）を始めとする閣僚による官邸への徒歩参集訓練、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した北海道知事、釧路市長及び根室市長も参加する緊急災害対策本部会議の運営訓練を行い、また、東京都板橋区を主会場とする九都県市合同防災訓練に岸田内閣総理大臣（当時）や関係閣僚等が現地調査訓練として参加する予定であったが、令和6年台風第10号の接近に伴い特定災害対策本部が設置されたことから、いずれも中止となった。

（2）政府図上訓練

令和6年11月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した緊急災害対策本部事務局運営訓練（内閣府（中央合同庁舎8号館他））と緊急災害現地対策本部運営訓練（札幌第1合同庁舎）を連動させて実施した。本訓練においては、関係府省庁職員や北海道の職員が参加し、訓練会場に参集した上で、実際の災害に近い状況を模擬した状況付与型訓練と、災害発生時に関係機関の連携を要する課題等について討議する討議型訓練を実施した。

地域ブロックごとの訓練では、被災が想定される都道府県と連携し、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震及び南海トラフ地震を想定した緊急災害現地対策本部運営訓練を実施した。令和6年11月に東北（盛岡市）、同年12月に首都圏（千葉市）、令和7年1月に九州（熊本市）、同年2月に四国（高松市）、中部（名古屋市）において、現地に参集した上で、状況付与型訓練と討議型訓練を実施した。



日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想定した
緊急災害対策本部事務局運営訓練



南海トラフ地震を想定した
緊急災害現地対策本部運営訓練（名古屋市）

（3）防災教育の取組

①防災教育の展開

全ての国民が災害から自らの命を守るためには、災害時に国民一人一人が適切な行動をとることができるようになることが極めて重要である。このため、こどもの頃から必要な防災知識や主体的な防災行動を身に付けることができるよう、実践的な防災教育を全国に展開していく必要がある。

政府においては令和4年3月に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき、

- ・全国全ての学校で地域の災害リスクや正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施できるよう、発達段階を考慮した防災教育の手引きを新たに作成し周知する
- ・学校現場で活用しやすい教材やデータ等を作成し、その普及を図るとともに、特に幼児期からの防災教育については、家庭に向けた情報伝達・啓発を行うためのひな形も含めて幼児向けの教材を作成し、保護者及び幼児に対する防災教育の充実を図る
- ・実践的な避難訓練の実施状況や見直しの状況を始めとする全国の学校の防災教育に関する実施内容を定期的かつ具体的に調査し、主要な指標を設定し、その状況を公表する

などの取組を進めている。

令和6年度は、文部科学省において、特別支援教育に関わる教員向けの防災教育の手引きを作成するとともに、内閣府においては、未就学児及びデジタル技術を活用した防災教育の充実に向けた事例収集等を行った。

②防災教育の活動支援

防災教育への意欲を持つ全国各地の団体・学校・個人などの多様な主体が連携した防災教育活動を募集し、1年間にわたって有識者の助言や活動資金等の支援を行う「防災教育チャレンジプラン」は平成16年度にスタートし、令和6年度までに延べ366団体の実践活動を支援した。

次年度の実践団体の募集においては、時代に即した歓迎テーマとして、①「多様な主体と連携した防災教育」、②「火山防災教育」、③「令和6年能登半島地震など近年の災害経験や教訓などを踏まえた防災教育」を設定し、その結果、63件の応募があり、最終的に13団体を実践団体として選定した。これまでの実践内容や活動の様子などは、「防災教育チャレンジプラン」ホームページにおいて公開している。

（参照：<https://bosaijapan.jp/challenge-plan/>）



1-4 津波防災に係る取組

（1）津波避難訓練

令和6年度は「津波防災の日（11月5日）」を中心に、全国各地で国、地方公共団体、民間企業等の主催する地震・津波防災訓練が実施された。

内閣府では地方公共団体と連携し、住民参加型の訓練を全国9か所（北海道豊浦町、千葉県長生村、新潟県上越市、新潟県佐渡市、福井県坂井市、三重県大紀町、宮崎県日向市、鹿児島県喜界町、沖縄県糸満市）で実施した。これらの訓練では、地震発生時に我が身を守る訓練（シェイクアウト訓練）及び揺れが収まった後に津波からの避難行動を行う訓練（津波避難訓練）のほか、安否確認、避難所開設訓練等を行った。また、住民が参加して、地域の被害想定や地理的条件等を知り、津波からの適切な避難行動につなげるきっかけ等とするワークショップを訓練の前後に開催した。訓練及びワークショップには延べ約5,000人が参加した。



防災に関するワークショップ（沖縄県糸満市）



津波避難訓練（千葉県長生村）

（2）普及啓発活動

①津波防災の普及啓発活動

「津波防災の日」及び「世界津波の日」について周知し、津波防災への認識や取組を促進するため、令和6年度は全国の企業、地方公共団体等における啓発ポスターの掲示、大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットにおけるレジ・ディスプレイ画像の表示など、様々な媒体を活用して普及啓発を行った。



令和6年度の津波防災啓発ポスター

②「津波防災の日」スペシャルイベントの実施

11月5日の「津波防災の日」及び「世界津波の日」当日には、内閣府、防災推進国民会議及び防災推進協議会の主催によって、「津波防災の日」スペシャルイベントをオンラインで開催した。

同イベントでは、坂井内閣府特命担当大臣（防災）からの挨拶に続いて、基調講演として、今村東北大学災害科学国際研究所教授から、「能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報発令等を踏まえた津波への備え」と題した発表が行われた。また、三重県大紀町錦地区から津波防災に関する取組について紹介されたほか、登壇者との意見交換が行われた。

同イベントのアーカイブ動画は「津波防災特設サイト」において公開されている。

(参照：https://tsunamibousai.jp/)



坂井内閣府特命担当大臣（防災）による開会挨拶



パネルディスカッションの様子

1-5 火山防災に係る取組

(1) 火山避難訓練

火山防災の日には、火山防災訓練等の行事を実施するように努めることが、活動火山対策特別措置法に規定され、令和6年から8月26日が「火山防災の日」となった。この「火山防災の日」などの機会を捉えて、各火山地域における火山防災訓練等の取組が推進されることが期待される。

内閣府では、令和4年度から令和6年度にかけて、地方公共団体における火山防災訓練の実施を促し、避難計画及び同計画に基づき策定された地域防災計画の検証や住民等の火山防災意識を高めることを目的に、モデル地域における訓練の企画・実施を支援した。また、地方公共団体との協働での検討を通じて得られた知見・成果について、「地方公共団体等における火山防災訓練の企画・運営ガイド」及び「取組事例集」として取りまとめ、追加で得られた知見・成果を反映して改定した。

(2) 普及啓発活動

①火山防災の普及啓発活動

「火山防災の日」について周知し、活動火山対策についての関心と理解を深めるため、令和6年度は「火山防災の日」ポスターを作成し、地方公共団体等において啓発ポスターの掲示、またInstagramにて「火山防災の日」アカウントを開設し、火山の魅力について発信を行った。

②「火山防災の日」制定記念イベントの開催

8月26日が「火山防災の日」に制定されたことを踏まえ、国民の間に広く活動火山対策についての関心と理解を深めることを目的に、令和6年8月26日当日に内閣府、火山防災強化推進都道県連盟の主催によって「火山防災の日」制定記念イベントを東京都内で開催した。

同イベントでは、松村内閣府特命担当大臣（防災）（当時）からの挨拶に続いて、基調講演として、藤井火山調査研究推進本部政策委員会委員長から、「日本の火山研究の現状について」と題した発表が行われた。また、気象庁や火山防災強化市町村ネットワークからそれぞれの火山防災対策の取組等について紹介されたほか、「いま、私たちにできる火山防災対策とは？」をテーマに登壇者らによるトークセッションが行われた。



火山防災啓発ポスター

同イベントのアーカイブ動画は「内閣府防災ホームページ」において公開されている。
(参照：<https://www.bousai.go.jp/kazan/bousainohievent/kinen.html>)



松村内閣府特命担当大臣（防災）（当時）による開会挨拶



トークセッションの様子

第1部

我が国の災害対策の取組の状況等

1-6 住民主体の取組（地区防災計画の推進）

地区防災計画制度は、平成25年の災害対策基本法の改正により、地区居住者等（居住する住民及び事業所を有する事業者）が市町村と連携しながら、「自助」・「共助」による自発的な防災活動を推進し、地域の防災力を高めるために創設された制度である。これによって地区居住者等が地区防災計画（素案）を作成し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるよう、市町村防災会議に提案できることとされている。

地区防災計画は、地区内の住民、事業所、福祉関係者など様々な主体が、地域の災害リスクや、平時・災害時の防災行動、防災活動について話し合い、計画の素案の内容を自由に定め、その後、市町村地域防災計画に位置付けられることで、「自助」・「共助」と「公助」をつなげるものである。計画内容はもとより、地区住民等が話し合いを重ねることなど、作成過程も共助の力を強くする上で重要である。

令和6年4月1日現在、43都道府県244市区町村の2,727地区の地区防災計画が地域防災計画に定められ、さらに46都道府県463市区町村の7,701地区で地区防災計画の策定に向けた活動が行われている。制度創設から10年以上が経過し、地区防災計画が更に浸透していくことが期待される（**図表1-6-1**、**図表1-6-2**）。

図表 1 - 6 - 1 地域防災計画に定められた地区防災計画数（令和6年4月1日現在）

地域防災計画に定められた地区防災計画数（令和6年4月1日現在）

◇43都道府県、244市区町村、2,727地区
(R5年度に新たに定められた計画 298地区)※調査対象：市区町村
※R6.4.1時点の集計値

都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	13	60
青森県	0	0
岩手県	5	50
宮城県	3	61
秋田県	2	2
山形県	6	80
福島県	5	23
茨城県	7	101
栃木県	10	23
群馬県	3	35
埼玉県	7	21
千葉県	3	17
東京都	11	190
神奈川県	4	38
新潟県	2	2
富山県	3	5

都道府県名	市区町村数	地区数
石川県	1	1
福井県	2	2
山梨県	10	557
長野県	15	115
岐阜県	7	27
静岡県	6	30
愛知県	9	38
三重県	5	22
滋賀県	3	11
京都府	4	50
大阪府	5	92
兵庫県	9	186
奈良県	4	12
和歌山県	1	1
鳥取県	2	5
島根県	1	1

都道府県名	市区町村数	地区数
岡山県	4	12
広島県	1	1
山口県	3	89
徳島県	3	6
香川県	5	44
愛媛県	7	90
高知県	3	46
福岡県	9	99
佐賀県	0	0
長崎県	0	0
熊本県	18	403
大分県	0	0
宮崎県	3	8
鹿児島県	18	68
沖縄県	2	3
計	244	2,727

出典：内閣府資料

図表 1 - 6 - 2 地区防災計画の作成に向けて活動中の地区数（令和6年4月1日現在）

地区防災計画の作成に向けて活動中の地区数（令和6年4月1日現在）

◇46都道府県、463市区町村、7,701地区(注)
(注)市区町村に提案済みだが地域防災計画に定められていない分を含む。※調査対象：市区町村
※R6.4.1時点の集計値

都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	12	54
青森県	3	14
岩手県	3	15
宮城県	12	380
秋田県	0	0
山形県	8	124
福島県	23	60
茨城県	7	58
栃木県	20	135
群馬県	7	85
埼玉県	12	189
千葉県	7	49
東京都	11	95
神奈川県	9	153
新潟県	9	206
富山県	10	44

都道府県名	市区町村数	地区数
石川県	14	395
福井県	16	870
山梨県	15	102
長野県	21	165
岐阜県	6	65
静岡県	6	93
愛知県	14	38
三重県	14	103
滋賀県	9	197
京都府	8	36
大阪府	17	427
兵庫県	12	463
奈良県	6	35
和歌山県	5	18
鳥取県	2	7
島根県	5	63

都道府県名	市区町村数	地区数
岡山県	10	143
広島県	6	106
山口県	3	26
徳島県	6	19
香川県	14	55
愛媛県	9	33
高知県	3	43
福岡県	13	170
佐賀県	2	3
長崎県	5	85
熊本県	36	1,276
大分県	1	305
宮崎県	9	63
鹿児島県	17	617
沖縄県	6	19
計	463	7,701

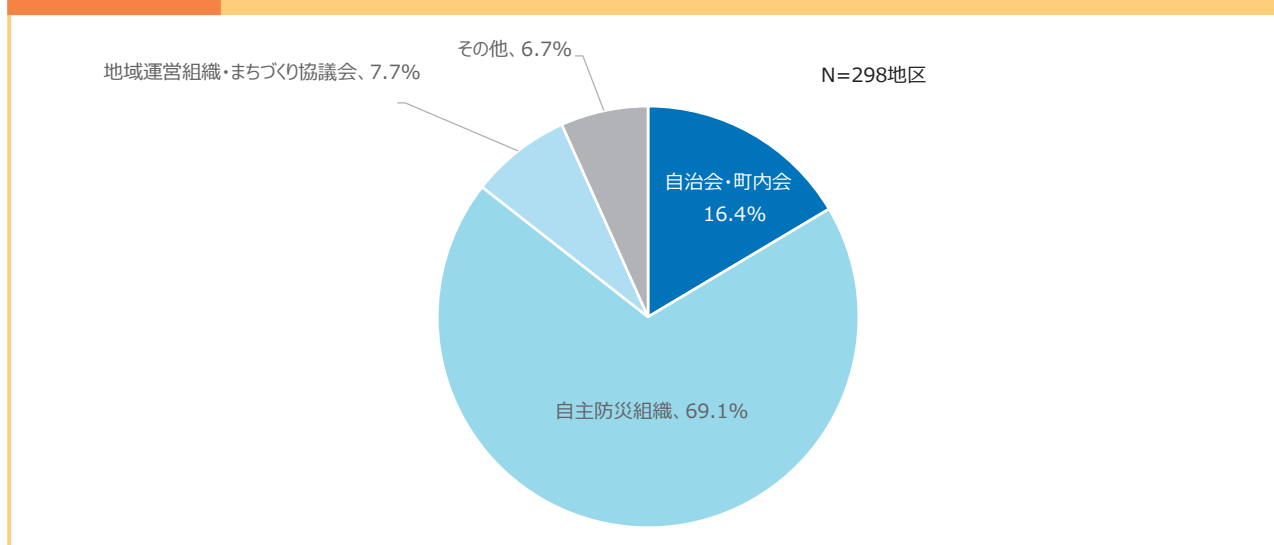
出典：内閣府資料

(1) 地区防災計画の動向

内閣府において、令和5年度中に地域防災計画に定められた298地区の地区防災計画の事例等进行分析したところ、以下のような特徴がみられた（図表1-6-3、図表1-6-4、図表1-6-5）。

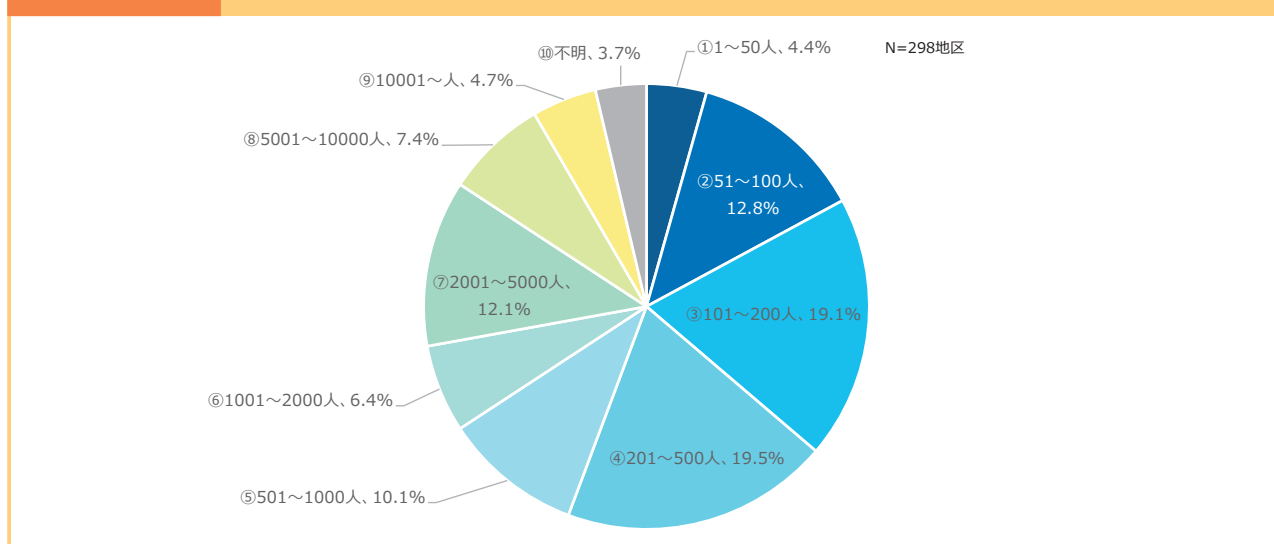
- ① 地区防災計画の作成主体は、69.1%が自主防災組織、16.4%が自治会・町内会であった。
- ② 地区内の人口については、「201～500人」（19.5%）が最も多く、「101～200人」（19.1%）が二番目に多かった。これらを合わせると101～500人の地区が約4割を占めた。
- ③ 地区防災計画策定のきっかけは、76.2%の地区は「行政側からの働き掛けによるもの」であった。このことから、地区防災計画の策定には行政による後押しが重要であると考えられる。

図表1-6-3 令和5年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画の作成主体



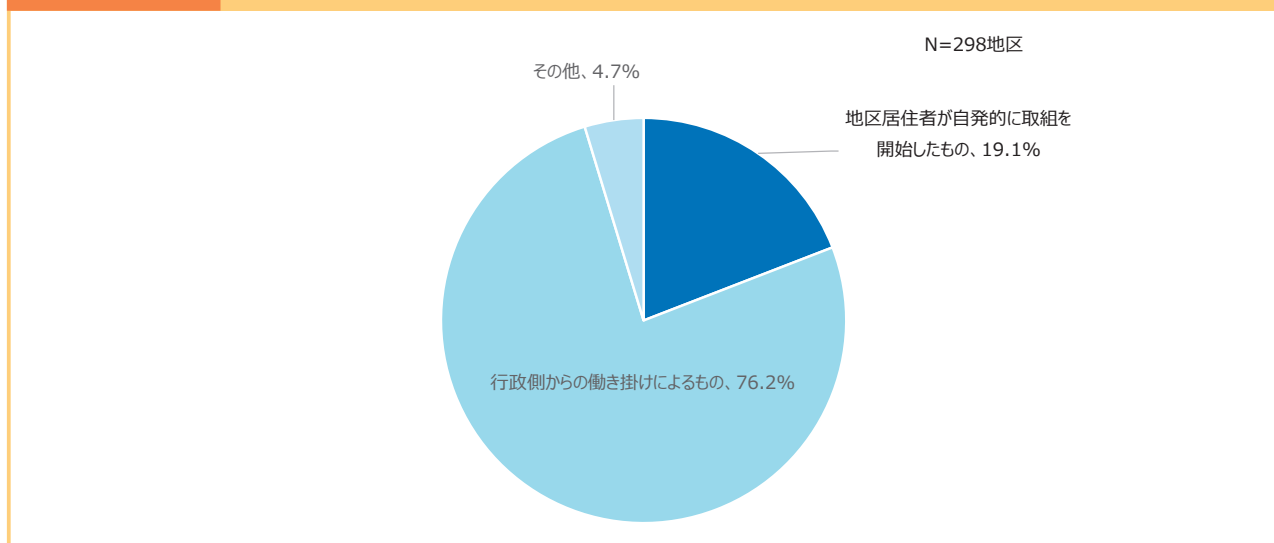
出典：内閣府資料

図表1-6-4 令和5年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画に関する地区内の人口



出典：内閣府資料

図表 1 - 6 - 5 令和5年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画の作成のきっかけ



出典：内閣府資料

(2) 地区防災計画の策定促進に向けた内閣府の取組

内閣府は、地区防災計画の策定促進のため、「地区防災計画ガイドライン」等の地区防災計画の策定の参考になる資料を作成し、また、地区防災計画を地域別・テーマ別に一覧できる「地区防災計画ライブラリ」を整備している。また、令和7年4月4日には、新たに「地区防災計画ガイドブック」を公表したほか、以下のとおりフォーラムや研修等を開催した。

(参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>)



① 地区防災計画フォーラム2024「熊本地震とその後の地区防災計画づくり」及び「火山災害とコミュニティの防災活動」の開催

各地における地区防災計画づくりに関する事例や経験の共有を図り、地区防災計画の策定を促進するため、地区防災計画フォーラム2024「熊本地震とその後の地区防災計画づくり」を令和6年10月19日に、「火山災害とコミュニティの防災活動」を令和6年10月20日に、いずれも「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2024」のセッションとして開催した。本フォーラムでは、熊本地震後の地区防災計画づくり、火山防災に向けた各地の地区防災計画づくりを踏まえて、有識者と内閣府担当官による議論が行われた。また、本フォーラムのアーカイブ動画を公開した。

② 地区防災計画の作成に関する基礎研修会の開催

地区防災計画づくりに取り組もうとしている住民やそれを支援する自治体職員を主な対象として、「地区防災計画の作成に関する基礎研修会」を令和6年11月13日に、「地区防災計画の作成に関する基礎研修会（応用編）」を令和7年1月24日に、オンラインで開催した。これらの研修会では、内閣府から基礎的説明を行い、内閣府や地区防災計画学会の地区防災計画モデル事業の対象地区等で先進的な取組を行っている住民、自治体職員、アドバイザーである大学教員等が登壇して、その取組について報告するとともに、パネルディスカッション形式による議論が行われた。

③ 地区防災計画に関するモデル事業

内閣府は、平成26年度から地区防災計画の作成の支援のためのモデル事業を実施している。令和6年度は、千葉県富里市日吉台小学校区、愛知県西尾市上羽角町自主防災会、長崎県島原市安中地区及び沖縄県石垣市白保地区の4地区が対象となり、有識者や内閣府担当官の支援の下、地区防災計画づくりを進めた。

④ 学術研究団体、事業者団体等との連携シンポジウムの開催

内閣府は、新たな取組として、地区防災計画を担当する自治体職員等で構成されている地区防災計画を推進するネットワーク（地区防'z）及び地区防災計画学会と連携して、令和6年7月27日に「能登半島地震等の教訓を踏まえた地区防災計画」をテーマに、オンラインでシンポジウムを開催した。地区防災計画づくりに精通した3団体の関係者が、能登半島地震等の教訓を踏まえた地区防災計画制度の在り方について議論を行った。また、同様に防災推進協議会及び地区防災計画学会と連携して近年の共助の防災活動の動きを踏まえ、令和7年3月1日に「企業とコミュニティの防災活動―能登半島地震、南海トラフ地震臨時情報発令等を受けた最近の共助の防災活動の動きを踏まえて―」をテーマに、オンラインでシンポジウムを開催した。2つの新しい連携シンポジウムは、それぞれ1,000人以上が参加した。

1-7 災害教訓の伝承活動に係る取組

内閣府及び国土交通省において、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを「NIPPON防災資産」として認定する制度を令和6年5月に新たに創設し、優良認定11件、認定11件が第1回の認定案件となった。令和6年9月には第1回NIPPON防災資産認定式を開催し、優良認定案件の関係者に対し、松村内閣府特命担当大臣（防災）（当時）及び斉藤国土交通大臣（当時）による認定証の授与を行った。



認定者との記念撮影



ロゴマーク

1-8 ボランティア活動の環境整備について

発災時には、ボランティア、NPOその他多様な団体が被災地に駆けつけ、きめ細やかな被災者支援を行い、重要な役割を果たしている。内閣府においては、ボランティア・NPO等による被災者支援の活動が円滑に行われるよう環境整備に努めており、近年、大規模災害時には、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体が連携し、情報の共有、活動の調整をしながら、被災者支援の活動を行うことが定着してきている。

（1）官民連携による被災者支援体制整備の推進

内閣府が令和7年2月に実施した「被災者支援に関するアンケート調査」によると、22都道府県において、官民連携による被災者支援体制（災害中間支援組織等）が整備されていることが確認できた。官民連携による被災者支援体制の育成に向けた動きがないと回答した県では、その理由について、「連携先となるNPO（災害中間支援組織を含む。）が定まっていない」、「連携を推進する予算を確保できていない」という回答が多く見られた。本調査から都道府県域レベルでの災害中間支援組織の設置を促進する上で、官民連携の重要性の発信・普及啓発や先行的な事例の横展開が引き続き求め

られることが分かった。

内閣府では、行政、社会福祉協議会等の災害ボランティアセンター関係者、NPO等が平時から顔を合わせ、連携・協働する時の諸課題について議論し、相互理解を深められるよう、研修会を実施している。令和6年度は、「多様な主体間における連携促進のための研修会」をオンライン配信により実施し、多様な主体間の連携の必要性について行政、社会福祉協議会、災害中間支援組織等それぞれの立場から説明を行い、40都道府県から約540人が受講した。

(2) 官民連携による被災者支援体制整備モデル事業

専門性を有するNPO、企業等の多様な民間主体が、被災者支援の担い手としてその能力を有効に発揮できる環境を整備するためには、都道府県域レベルで、多様な担い手間の活動調整や情報共有等のコーディネーションを行う災害中間支援組織の設置や機能強化を進めていくことが重要である。このため、内閣府ではモデル事業により、災害中間支援組織を設置・機能強化しようとしている都道府県に対する支援を行い、取組の更なる加速化を図った。具体的には、官民連携による被災者支援人材育成・訓練や地域の民間団体のネットワーク化などの取組を進めた。

また、本モデル事業で得た知見やノウハウについて、他の都道府県に対して広く共有し、全国において都道府県域での災害中間支援組織の設置等に向けた取組が進むよう支援した。

官民連携による被災者支援体制整備モデル事業



官民連携による被災者支援人材育成・訓練の様子



ネットワーク会議の様子

(3) 避難生活支援リーダー／サポーターモデル研修・避難生活支援コーディネーター育成OJTに向けた検討

近年、自然災害が激甚化・頻発化しているとともに、避難生活が長期化する場合もあり、避難所の設置期間が数週間から数箇月に及ぶ場合もあり、避難生活環境の向上が課題となっている。発災後、様々な業務を抱える中で、避難所の開設後、その運営を市町村等の自治体職員が中心となって担い続けることには限界があり、被災者の避難生活支援に当たっては自助・共助の視点を欠かすことはできない。また、長期化する避難所の運営には専門の知識とスキルが必要となる。

このため、内閣府では、令和3年5月に取りまとめられた「防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）」の提言を踏まえ、意欲のある地域の人材に、体系的なスキルアップの機会を提供し、避難生活支援の担い手となる人材を各地に増やし、地域の防災力強化につなげていく「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の実現に向けた取組を進めている。

令和6年度は、避難生活支援を担う人材である「避難生活支援リーダー／サポーター」の育成を進めるためのモデル研修を全国9地区（青森県八戸市、群馬県館林市、石川県穴水町、長野県箕輪町、愛知県豊明市、三重県いなべ市、岡山県倉敷市、福岡県嘉麻市及び熊本県宇土市）で実施した。モデル研修は事前のオンデマンド学習（1単位20分程度×8単位）と2日間の演習で構成され、演習では、避難所の様子を再現した会場での環境改善演習やロールプレイによる対人コミュニケーション演習等を行った。

また、「避難生活支援コーディネーター」の育成に向けたカリキュラム検討の一環として、モデル研修の受講者や研修の講師候補者を、令和6年能登半島地震の被災地において避難生活の長期化が懸念される避難所に、1週間程度派遣するOJT派遣を実施し、コーディネーターに必要とされる実際の避難所運営支援や避難所の生活環境改善に関する知見やスキルに関する理解を深めた。



「避難生活支援リーダー／サポーター」モデル研修の様子

（4）被災者支援団体への交通費補助事業

近年、災害が激甚化・頻発化しており、また、首都直下地震や南海トラフ地震等の切迫性も高まっている。我が国においては大規模災害が発生した際に、行政のみでは十分な被災者支援を担うことは困難であり、また、高齢化・過疎化が進む中で被災者支援を量・質ともに充実させることが求められている。例えば、令和6年能登半島地震においては、多くの特定非営利活動法人や災害ボランティア団体等が被災地に駆けつけ、これらの被災者支援団体による避難所の運営支援や炊き出し、家屋保全、被災家屋の片付けなどの支援が実質的に公助の役割を担っていた事例が報告されている。

このような背景を踏まえ、被災地に支援に駆けつけるNPOや災害ボランティア団体等の交通費について支援する「特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金（被災者支援団体への交通費補助事業）」を開始した。本事業については、被災者支援活動を行うボランティア団体等が被災地に駆けつける際に必要となる交通費を補助する事業で、申請1件あたり上限50万円とし、令和6年度（対象期間：令和7年1月10日から3月31日まで）は200件を超える活動を支援した。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/kotsuhogyojigyo.html>）



1-9 事業継続体制の構築

（1）中央省庁の業務継続体制の構築

中央省庁においては、これまで、首都直下地震等の発災時に首都中枢機能の継続性を確保する観点から、中央省庁ごとに業務継続計画を策定し、業務継続のための取組を進めてきた。平成26年3月には、首都直下地震対策特別措置法（平成25年法律第88号）に基づき「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（以下「政府業務継続計画」という。）が閣議決定されたことを受け、中央省庁はこれまでの業務継続計画について見直しを行った。

内閣府においては、中央省庁の業務継続計画の策定を支援するため、平成19年6月にガイドラインを策定した。その後、近年の災害の激甚化・頻発化や社会情勢の変化などを踏まえて同ガイドラインの見直しを行っており、最近では令和4年4月に改定を行った。また、政府業務継続計画に基づき、中央省庁の業務継続計画の実効性について、有識者等による評価を行っており、これを受けて中央省庁は、必要に応じて業務継続計画の見直しや取組の改善等を行っている。

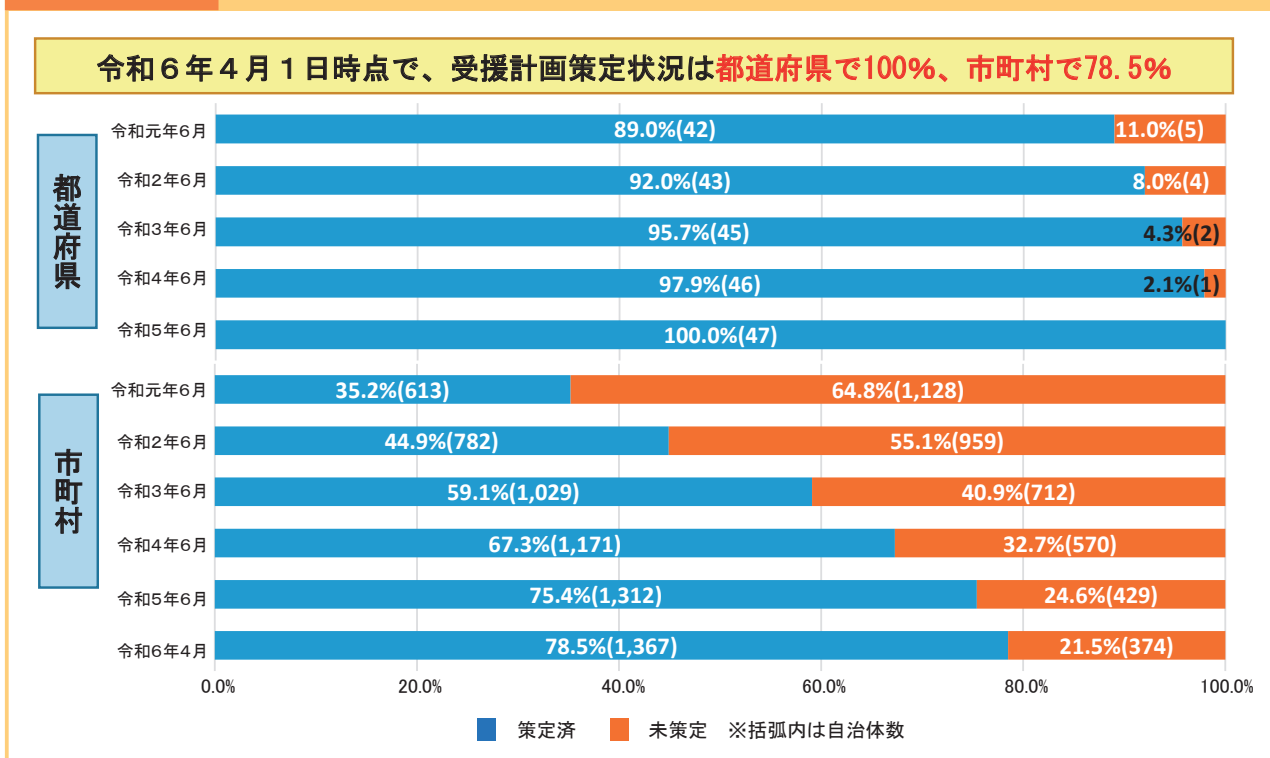
政府としては、このような取組を通じて、首都直下地震等の発生時においても業務を円滑に継続することができるよう、業務継続体制を構築していくこととしている。

(2) 地方公共団体の業務継続体制の構築

地方公共団体は、災害発生時においても行政機能を確保し業務を継続しなければならない。このため、地方公共団体において業務継続計画を策定し、業務継続体制を構築しておくことは極めて重要である。地方公共団体における業務継続計画の策定状況は、都道府県においては平成28年4月現在で100%に達し、市町村においても令和5年6月現在で100%に達した。

また、被災地方公共団体は、自らの体制だけで膨大な災害対応業務を行うことは困難であることから、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画を策定し、受援体制の整備を図ることが重要である。地方公共団体における受援計画の策定状況は、都道府県においては令和5年6月現在で100%に達し、市町村においては令和6年4月現在で78.5%となっている（図表1-9-1）。

図表1-9-1 地方公共団体における受援計画の策定状況



出典：令和元年6月、令和2年6月、令和3年6月：地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果（総務省消防庁調査）

令和4年6月：地方公共団体における業務継続計画等の策定状況の調査結果（総務省消防庁調査）

令和5年6月、令和6年4月：地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果（内閣府（防災）及び総務省消防庁調査）

内閣府では、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月策定）、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月改訂）及び「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和7年4月改訂）を策定し、周知しているほか、地方公共団体における業務継続体制や受援体制の構築を支援するため、消防庁と連携し、都道府県・市町村の担当職員を対象とした研修会・説明会を平成27年度から毎年度開催している。

(3) 民間企業の事業継続体制の構築

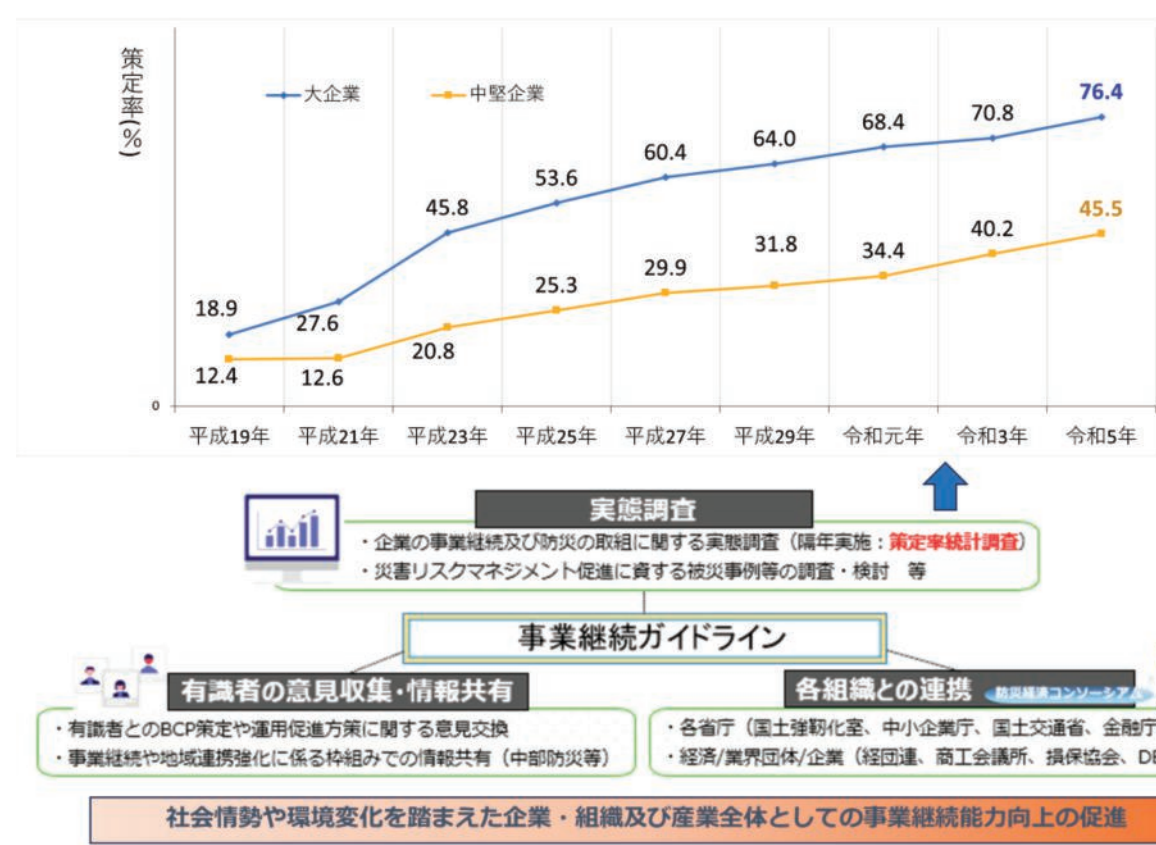
大規模災害等が発生して企業の事業活動が停滞した場合、その影響は自社にとどまらず、サプライチェーンの途絶などにより、関係取引先や地域の経済社会、ひいては我が国全体に多大な影響を与えることとなる。そのため、大規模災害等の発生時における企業の事業活動の継続を図ることは、極め

て重要である。

内閣府では、企業の事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、平成17年にガイドラインを策定し、本ガイドラインに沿ったBCPの策定を推奨している。ガイドラインの内容は、社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行ってきており、最近では、令和5年3月に改定版を公表した。また、企業における取組をより一層促進するため、BCP策定のポイントを分かりやすくまとめた簡易パンフレットや、参考となる取組事例集を作成・周知するなど、業界団体等と連携して事業継続に係る取組の普及を進めている。

内閣府では、BCPの策定率を始めとした民間企業の取組に関する実態調査を隔年度で継続して実施しており、「令和5年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」では、BCPを策定した企業は大企業76.4%（前回調査（令和3年度）では70.8%）、中堅企業45.5%（前回調査では40.2%）と、ともに増加しており、策定中を含めると大企業は85.6%、中堅企業は57.6%となっている（図表1-9-2）。

図表1-9-2 企業の事業継続能力向上に向けた取組とBCP策定率の推移



出典：内閣府資料

1-10 産業界との連携

（1）防災経済コンソーシアム

社会全体の災害リスクマネジメント力を向上させるため、民間事業者においても大規模な自然災害に対する事前の備えを充実していく必要がある。このための事業者の意見交換・交流の場として、平成30年に「防災経済コンソーシアム」が設立された。

「防災経済コンソーシアム」では、それぞれの業界の特性に応じた創意工夫により、事業者の災害リスクマネジメント力向上のための普及・啓発を図る等の「防災経済行動原則」を策定し、17団体

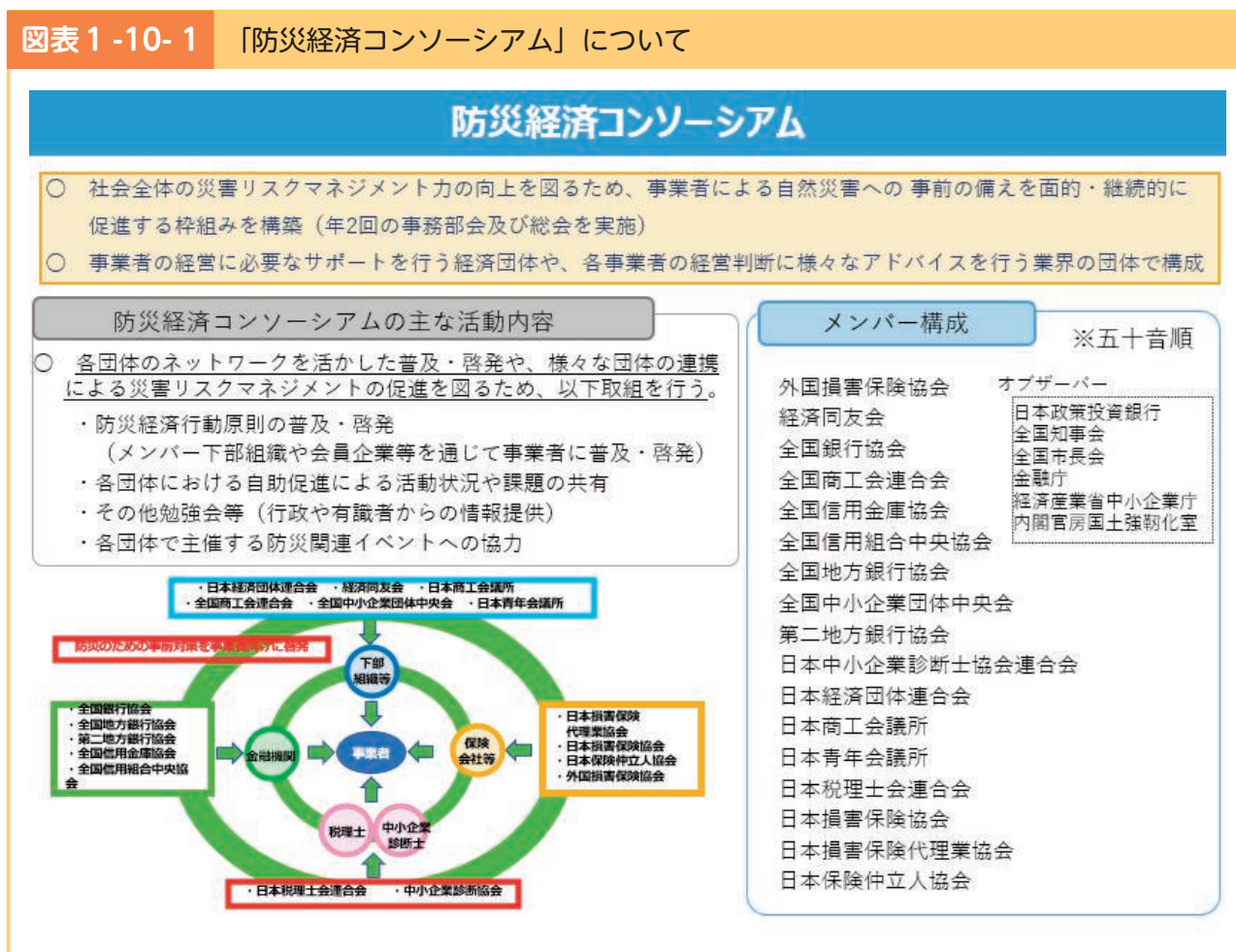
のメンバーが当該原則の理念をそれぞれの下部組織まで普及・啓発しながら、事業者の防災・事業継続力強化を支援する活動を行っている。

令和6年度は、防災・事業継続力強化の課題と考えられる「サプライチェーン、地域連携の強化」等をテーマに会合を2回開催し、メンバー間での事業者支援や令和6年能登半島地震における取組事例の共有に加え、内閣府による防災や事業継続に関する施策の紹介、本テーマを専門分野とする有識者による講演等を実施した（図表1-10-1）。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/index.html>）



図表1-10-1 「防災経済コンソーシアム」について



出典：内閣府資料

（2）防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

近年、激甚化・頻発化する災害に対して、より効果的・効率的に対応していくためには、地方公共団体等においてもデジタル技術を始めとする先進技術を積極的に活用していくことが重要である。一部の地方公共団体等では、既に先進技術の活用が進められ、災害対応において効果を発揮しているものの、先進技術に関する情報収集や技術導入の機会が限られていることから、導入が進んでいない地方公共団体等も多い。

このため、内閣府においては、災害対応に当たる地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、地方公共団体等における先進技術の効果的な活用事例の横展開等を行う場として、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」を令和3年度に設置している。

同プラットフォームでは、常設のウェブサイト（以下「マッチングサイト」という。）を運営するとともに、地方公共団体等と民間企業等が交流する場となるセミナー（以下「マッチングセミナー」

という。)を開催しており、令和7年3月現在で、地方公共団体等約850件、民間企業等約1,700件がマッチングサイトに登録し、これまで200件のマッチングが生まれている。

また、令和6年6月には、令和6年能登半島地震で活用された有効な技術・サービスを企業や関係省庁が紹介するマッチングピッチを開催し、トイレカーやインターネット衛星の自治体への導入等に向けた新たなマッチングが始まっている(図表1-10-2)。

図表1-10-2 「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」について

「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」の概要

- 内閣府では、災害対応を行う地方公共団体等のニーズ(困りごと・関心ごと)と、民間企業等が持つ先進技術・サービスのマッチング等を行う場として、**防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム**(防テクPF)を設置(令和3年7月)。
- サイト上で地方公共団体等がニーズを、企業等が技術・サービスを登録し、**オンライン / 現地でお互いのマッチング等を支援**。

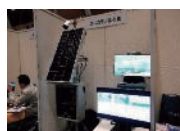


登録のメリット

- ①様々なニーズ・技術を探索可能
- ②最適なマッチングをサポート
- ③災害対応に有用な情報を収集可能

マッチングの効果

- ①民間企業にとってはビジネスチャンスの拡大、地域防災への貢献
- ②地方公共団体にとっては防災対策の効率化、防災課題の解決



自社の製品等をPRできる
アイデア展示



企業から様々な提案が
受けられる個別相談会

事業化に至った事例はこちら



防テクPFへの登録はこちら



出典：内閣府資料

マッチングセミナーは、令和7年3月末までに計10回開催され、地方公共団体等実際に導入されている先進技術の事例紹介、災害対策・レジリエンス強化を目的とした地方公共団体等の取組紹介、民間企業等と地方公共団体等が一对で直接、自社の技術の紹介及び自団体の課題やニーズ等の相談ができる「個別相談会」等を実施している。

第10回セミナーにおいては、国内最大級のオープンイノベーション施設に産官学金が一堂に集結し、有識者やスタートアップ企業等による講演、パネルディスカッション、地方公共団体・企業がニーズをプレゼンするマッチングピッチや屋外展示等の新しいプログラムを通じて、「防災産業の育成」と「社会全体のレジリエンス強化」を目指す取組を紹介した。特に企業側のニーズ等については、今回初めてプレゼンを行い、一定程度の反響があったことから、防災関連市場の拡大には企業同士のマッチングも重要であることが参加者の間で共有できた。

【コラム】

令和6年能登半島地震対応に有効であった技術・サービスをテーマにしたマッチングピッチイベントを開催

令和6年能登半島地震では、地理的制約がある中での災害対応の難しさが浮き彫りになったところであり、災害応急対策に有効な新技術について、自治体・関係省庁等による実装・活用等の必要性が高まっているところである。

内閣府では、地方公共団体で活用することが有効と考えられる新技術等を「自治体等活用促進カタログ」として取りまとめ、令和6年6月10日に公表するとともに、6月20日、21日には、カタログに掲載した災害対応に有効な技術・サービスを紹介するマッチングピッチイベントを開催し、500を超える地方公共団体・企業が参加した。

マッチングピッチイベントでは、災害対応に当たった企業や関係省庁から、現地で活用された、水・電力・通信等のライフラインの確保・復旧や、避難者・支援者の生活・活動環境の改善等に関する技術、被災状況等の把握、情報の共有・一元化に資する技術や方策など多くの発表が行われ、参加した地方公共団体からは、特にドローンを活用した情報収集やトイレ・水・通信などライフライン確保等に係る新技術や方策に高い関心が集まっていた。

また、マッチングピッチイベント開催後、地方公共団体と民間企業との個別相談会を開催した。この相談会等を通じ、トイレカーや衛星インターネットの導入等に向けたマッチングが始まっている。

令和6年能登半島地震を踏まえた有効な新技術 及び 方策 について

○令和6年能登半島地震における一連の災害対応を振り返る中で浮かび上がった課題を乗り越えるための方策や、災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、今後の初動対応・応急対策を強化するための措置等についてとりまとめた。
○これらの新技術や方策の活用に向け、「関係省庁による実装に向けた検討」、「カタログ化による自治体等の活用促進」、「課題・ニーズの提示による国や民間の技術開発」等を推進。



(参照： <https://www.bosaitech-pf.go.jp/pitch1.html>)

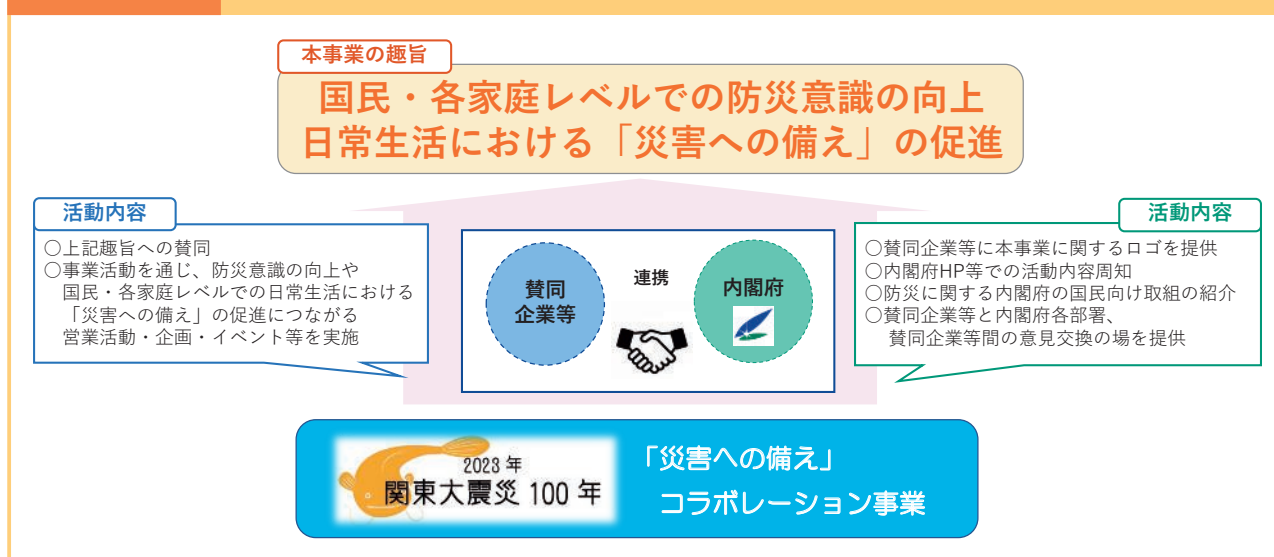


(3)「災害への備え」コラボレーション事業

内閣府では、関東大震災から100年の節目を迎える令和5年を巨大災害に対する備えを強化する重要な機会と捉えて、国民・家庭・事業所の各レベルで防災意識を高め、日常生活における「災害への備え」を促進するため、コラボレーションする民間企業等を募集し、平素の事業活動を通じて広汎な普及啓発を推進する「災害への備え」コラボレーション事業を開始した（図表1-10-3）。

本事業には、令和7年3月末現在で147の企業等が賛同しており、各企業等による「災害への備え」に関する活動の実施、イベント等への内閣府の参画のほか、令和7年1月には内閣府及び有識者と賛同企業等による南海トラフ地震臨時情報についてのセミナーを開催した。

図表1-10-3 「災害への備え」コラボレーション事業



出典：内閣府資料

1-11 学術界の取組

我が国では、地震、津波、噴火、豪雨等の自然現象、土木、建築等の構造物、救急医療、環境衛生等の医療・衛生、経済、地理、歴史等の人々の営み、情報、エネルギー等の様々な領域において、防災についての研究活動が行われている。東日本大震災を受け、これらの分野の総合的で複合的な視点からの防災・減災研究が不可欠であり、専門分野の枠を越えた異なる分野との情報共有や交流を進め、学際連携を行うことの必要性が認識された。このため、日本学術会議や関係する学会等での議論を経て、防災減災・災害復興に関わる学会のネットワークとして、平成28年1月に47の学会が連携した「防災学術連携体」が発足した。令和7年3月末現在、63学協会（正会員60学会、特別会員3協会）が同連携体に参加している。

同連携体は、日本学術会議防災減災学術連携委員会と共同で、令和6年8月に第6回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」を開催し、「令和6年能登半島地震災害における課題と教訓」をテーマに、中央省庁と学術界の双方からそれぞれの取組を発表した。また、令和6年10月、令和7年1月には公開シンポジウムを開催し、防災科学が果たすべき役割について広く意見交換を実施した。

日本学術会議 防災減災学術連携委員会(防災学術連携体との連携開催)
第6回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」
令和6年能登半島地震災害における課題と教訓



第6回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」

1-12 男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化

災害は全ての人の生活を脅かすが、性別や年齢、障害の有無などの違いにより受ける影響が異なることが知られている。災害に強い社会の実現のために、女性やこども、高齢者、障害がある方など、それぞれのニーズの違いを踏まえた災害対応を行うことにより、人々が災害から受ける影響を最小限にすることが重要である。内閣府では男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を推進してきた。

令和6年4月現在、都道府県防災会議の女性委員の割合は23.3%、市町村防災会議では11.3%にとどまっており、第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～（令和2年12月25日閣議決定）で掲げている成果目標（都道府県・市町村防災会議における女性委員の割合を令和7年までに30%にすること）には達していない（図表1-12-1、図表1-12-2）。

そこで、令和3年から継続的に実施している「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和2年5月作成。以下本項において「ガイドライン」という。）に基づく地方公共団体の取組状況調査について、令和5年の調査結果の公表に当たっては、各団体の取組状況が一目で分かるよう「見える化マップ」を新たに作成し、令和6年6月に公表した。市町村防災会議に占める女性委員の割合等を地図上で塗り分けし、女性や乳幼児向けの備蓄用品についても該当する記載項目数ごとに色分けした。マップ化した項目は人口規模別のランキングやグラフでも表しており、地方公共団体に対してはこれらの調査結果を積極的に活用し、平時からの男女共同参画の視点に立った取組の実践を促している。

（参照：<https://www.gender.go.jp/policy/saigai/fukkou/chousa.html>）



令和6年10月は「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2024」において、「災害対応の現場に女性が参画するためのヒント～能登半島地震における経験から～」と題したオンラインセッションを開催し、女性が被災地内外で支援活動に携わるに当たっての課題や解決のためのアイデアを共有し

た。

また、同月から「男女共同参画の視点からの能登半島地震対応状況調査」を開始した。令和6年能登半島地震において被災した自治体や応援自治体、民間団体等の平時の備えや発災後の対応、復旧・復興に向けた取組や各種事例等を収集し、ガイドラインを踏まえた災害対応の取組状況について把握する。調査結果に基づき、今後の災害対応において男女共同参画の視点を更に反映させられるよう課題や取組を整理し、報告書として取りまとめる予定である。

これからも男女共同参画の視点に立った取組を進め、地域の災害対応力の向上につなげていく。

＊第5次男女共同参画基本計画において掲げる主な取組：

- ・平時より、国においても、地方公共団体においても、防災・危機管理部局と男女共同参画部局とが、より密接に連携・協働し、男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組を進める。
- ・都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。また、女性委員のいない市町村防災会議の早期解消とともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う。
- ・地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平時から働きかけを行う。
- ・ガイドラインに基づく地方公共団体の取組状況をフォローアップして「見える化」する。

(参照：https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/pdf/2-08.pdf)



図表1-12-1 都道府県防災会議における委員に占める女性の割合

都道府県	委員総数 (人)	女性(人)	女性割合 (%)	
徳島県	80	38	47.5	40%以上 4団体
滋賀県	77	36	46.8	
島根県	72	30	41.7	
鳥取県	69	28	40.6	
福井県	52	20	38.5	20%以上～ 40%未満 22団体
埼玉県	73	27	37.0	
熊本県	69	24	34.8	
福島県	68	23	33.8	
東京都	89	28	31.5	
鹿児島県	57	17	29.8	
宮城県	60	17	28.3	
茨城県	52	14	26.9	
佐賀県	72	19	26.4	
福岡県	61	16	26.2	
岡山県	65	16	24.6	
香川県	58	14	24.1	
岐阜県	59	14	23.7	
大分県	60	14	23.3	
広島県	73	16	21.9	
長野県	80	17	21.3	
千葉県	52	11	21.2	
静岡県	62	13	21.0	
群馬県	53	11	20.8	
新潟県	75	15	20.0	
沖縄県	25	5	20.0	
香川県	60	12	20.0	15%以上～ 20%未満 13団体
石川県	71	14	19.7	
京都府	66	13	19.7	
兵庫県	59	11	18.6	
富山県	67	12	17.9	
和歌山県	57	10	17.5	
北海道	69	12	17.4	
愛知県	72	12	16.7	
山口県	60	10	16.7	
高知県	60	10	16.7	
宮崎県	55	9	16.4	
栃木県	57	9	15.8	
神奈川県	57	9	15.8	
滋賀県	78	12	15.4	10%以上～ 15%未満 7団体
秋田県	61	9	14.8	
長崎県	68	9	13.2	
奈良県	61	8	13.1	
大阪府	63	8	12.7	
三重県	65	8	12.3	
愛媛県	61	7	11.5	
山形県	62	7	11.3	10%未満 1団体
山梨県	66	6	9.1	
合 計	3,008	700	23.3	

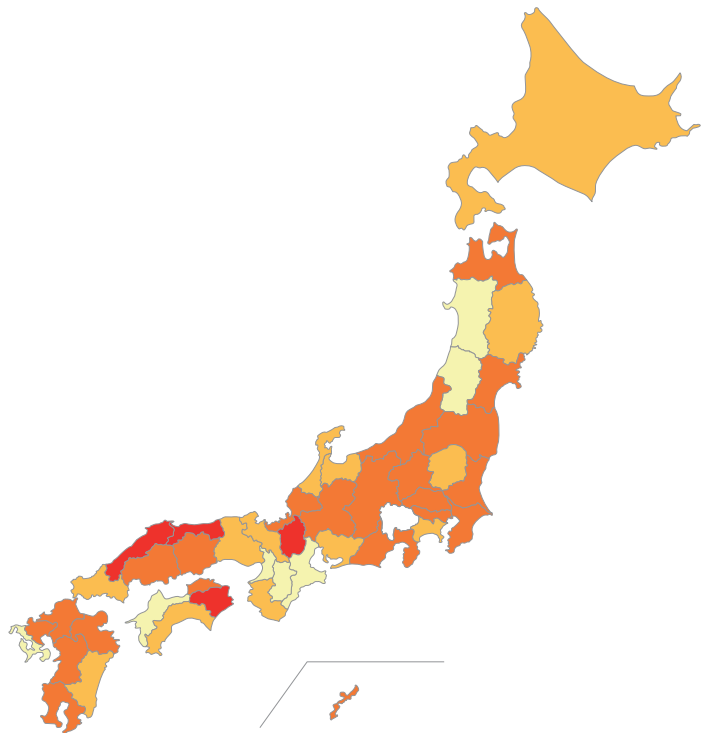
(備考) 1.資料出所は内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(2024年度)。

2.原則として2024年4月1日時点(一部の地方公共団体においては、異なる場合あり)のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。

3.女性割合は小数点第2位を四捨五入したものである。

4.小数点第2位が同率の場合は建制順とした。

5.データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある。



出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）」より内閣府作成

図表 1-12-2 第5次男女共同参画基本計画における都道府県防災会議及び市町村防災会議の成果目標と現状値

項目	現状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	23.3% (2024 年)	30% (2025 年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	265 (2024 年)	0 (2025 年)
委員に占める女性の割合	11.3% (2024 年)	15%（早期）、 更に30%を目指す (2025 年)

出典：「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）、地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）」より内閣府作成

第2節 防災体制・災害発生時の対応及びその備え

2-1 防災基本計画の修正

防災基本計画は、災害対策基本法第34条第1項に基づき中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、「災害及び災害の防止に関する科学研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるとき」は修正することとされている。また、防災基本計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成することとされている。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>）



最近では、令和6年6月に防災基本計画の修正を行った（図表2-1-1）。主な修正内容としては、「令和6年能登半島地震に係る検証チーム」における点検結果等を踏まえた修正として、被災地の情報収集及び進入方策、自治体支援、避難所運営、物資調達・輸送等について内容を充実させたほか、最近の施策の進展を踏まえ、新たな総合防災情報システムの運用開始や、水害対策の強化、避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援等について追記している。

図表 2-1-1 防災基本計画修正（令和6年6月）の概要

防災基本計画修正（令和6年6月）の概要	
■防災基本計画 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの	
主な修正項目	令和6年能登半島地震を踏まえた修正
最近の施策の進展等を踏まえた修正 ○新たな総合防災情報システムの運用開始 ・防災情報の総合防災情報システム（SOBO-WEB）への集約 ○水害対策の強化 ・道路のアンダーパス冠水等を踏まえた対策の強化 ○避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援 ・自治体、保健師、福祉関係者等間で連携した状況把握の実施 ・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置や、被災者支援に係る情報の提供	＜令和6年能登半島地震に係る検証チーム＞ ○被災地の情報収集及び進入方策 ・車両や資機材の充実・小型化・軽量化 ・無人航空機、SAR衛星、衛星インターネット等の活用 ・海路・空路を活用した道路啓開に向けた調整 ・道路管理者と生活インフラ事業者との連携強化 ○自治体支援 ・派遣職員が現地で自活できる資機材や装備品の充実 ・応援職員等の宿泊場所として活用可能な施設やスペース等のリスト化 ○避難所運営 ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置 ・避難所における生活用水の確保 ・トイレカー等のより快適なトイレの設置への配慮 ・高齢化の進展を踏まえた福祉的な支援の充実・明確化 ・保健医療福祉に係る支援者（JRAT、JDA-DAT等）の明確化 ○物資調達・輸送 ・運送事業者等との連携による、物資輸送拠点の効率的な運営に必要な人員、資機材等の速やかな確保
関連する法令の改正を踏まえた修正 ＜活動火山対策特別措置法の改正＞ ○活動火山対策の強化 ・火山調査研究推進本部の設置 ・「火山防災の日」を活用した防災知識の普及 ・登山届等を容易に提出できる仕組みへの配慮 ＜医療法の改正＞ ○災害支援ナースの充実・強化 ＜水防法及び気象業務法の改正＞ ○国が取得した指定洪水予報河川に関する予測水位情報について、都道府県の求めに応じた提供の実施 ＜災害対策基本法施行令の改正＞ ○緊急通行車両確認標章等の事前交付	＜その他各省庁における振り返り＞ ○長時間継続する津波の見通し等に関する解説 ○より実態に即した液状化リスク情報の提供 ※今後、政府においては、中央防災会議・防災対策実行会議の下に設置するワーキンググループで、引き続き有識者等を交えた検証を行うとともに、フェーズごとに災害対応業務を「見える化」することや、実践的な訓練・研修等に取り組んでいく。

出典：内閣府資料

2-2 地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実

迅速かつ的確な災害対応は、地方公共団体の首長や防災担当職員の知識と経験によるところが大きい。このため、内閣府においては「危機事態に迅速・的確に対応できる人」や「国・地方のネットワークを形成できる人」を目指すべき人物像とした人材育成を行うために、平成25年度から地方公共団体の職員等を対象とする「防災スペシャリスト養成」に資する研修を企画・運営している。

令和6年度は、法令制度等の防災基礎から指揮統制等の防災マネジメントに至る防災業務全般の知識・技術を習得する「有明の丘研修」を、9月から11月期と12月から3月期にオンデマンド形式の座学と集合形式（対面）の演習で実施した。なお、令和6年度は、一部コースで職位別演習を実施するとともにテスト内容を見直すなど、より知識を習得・定着できるようにした。

また、地域特性による災害対応の課題を踏まえた地域防災力の向上を目的とし、都道府県及び内閣府の共催で実施している「地域研修」を全国6か所で実施した。なお、令和6年度は、地域のニーズが多い研修テーマに関する「標準カリキュラム（案）」を作成するとともに次年度の募集時期を大幅に前倒しするなど、より都道府県が応募しやすいものとした。

くわえて、災害対応の現場で防災業務を行う応援職員等が、短時間に担当業務の基礎的な知識を習得するための「災害対応eラーニング」については、令和6年8月に「遺体の取扱い」を公開するとともに、引き続き、「避難所開設・運営」、「住家被害認定調査・罹災証明書交付」、「避難情報の判断・伝達」、「災害廃棄物処理」の4テーマの運用を行った。

これら研修の企画・運営に当たっては、防災関連の有識者からなる「防災スペシャリスト養成」企画検討会を開催し、社会情勢・ニーズ等を踏まえた助言を勘案しながら研修内容等の見直しと拡充を図った。

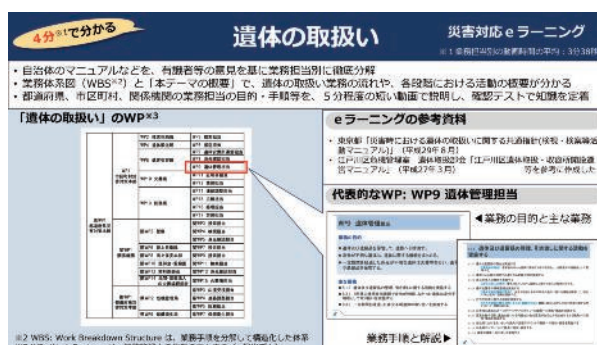
大規模な災害発生時は、地方公共団体の首長や危機管理・防災責任者等が国や他の地方公共団体等と密接に連携しながら迅速かつ的確な災害対応を図る必要がある。このため、全国の市区長・町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を内閣府及び消防庁の共催で実施し、災害発生時に十分なリーダーシップを発揮し、災害危機管理における対応力の向上に資する支援を行った。また、都道府県の部局長・危機管理監等を対象とした「防災・危機管理特別研修」や市町村の危機管理・防災責任者を対象とした「自治体危機管理・防災責任者研修」を内閣官房、内閣府及び消防庁の共催で実施し、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を深め、平時から「顔の見える関係」の構築を図った。



「有明の丘研修」の様子



「地域研修（奈良県）」の様子



「災害対応eラーニング」（遺体の取扱い）



「全国防災・危機管理トップセミナー」の様子

2-3 指定緊急避難場所と指定避難所の確保

「指定緊急避難場所」とは、津波や洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置付けるものであり、「指定避難所」とは、避難した住民等を災害の危険性が無くなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設となっている。

東日本大震災時においては、避難場所と避難所が必ずしも明確に区別されておらず、そのことが被害拡大の一因ともなった。このため、内閣府は平成25年に災害対策基本法を改正し、市町村長は指定緊急避難場所及び指定避難所を区別してあらかじめ指定し、その内容を住民に周知（公示）しなければならないこととした。令和6年11月1日現在の指定緊急避難場所の指定状況は図表2-3-1のとおりとなっている。

図表 2-3-1 指定緊急避難場所の指定状況

	指定緊急避難場所の指定状況							
	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
指定箇所数 (箇所)	72,230	67,396	24,689	87,866	40,037	42,885	37,727	10,386

出典：内閣府・消防庁「指定緊急避難場所の指定の促進及び適切な指定について」別紙1 指定緊急避難場所の指定状況（令和6年11月1日現在）を基に内閣府作成（それぞれの区分毎に複数回答あり）

また、指定緊急避難場所は国土地理院が管理するウェブ地図「地理院地図」で閲覧できるようにしている。

（参照：<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html>）



内閣府は、消防庁とともに、地方公共団体に対して指定緊急避難場所の指定等を促しているところである。また、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することとなっているため、案内板等を整備又は更新する際は、避難者が明確に判断できるように制定した「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z 9098）（平成28年3月）」にならひ表示するように全国の地方公共団体に呼び掛けている（図表2-3-2）。なお、災害種別避難誘導標識システムの国際規格（ISO22578）が令和4年2月に発行された。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/zukigo/index.html>）



図表 2-3-2 災害種別避難誘導標識システムによる案内板の表示例



出典：内閣府資料

災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所に加え、指定避難所だけでは避難所が不足する場合等に備えて、協定・届出等による避難所の確保を行うよう、全国の自治体に対して呼び掛けている（令和6年11月1日時点、108,638か所）。

また、避難所をめぐる「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」において、快適なトイレ環境の確保、温かく栄養バランスの取れた食事の提供等に課題があったとされたことから、スフィア基準等も踏まえ、令和6年12月に「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」、同取組指針に基づく「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」と「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定し、公表した。その中では、避難所設置、運営訓練の実施や避難所も含めた自治体における災害物資や資機材の備蓄の推進について規定している。

避難所運営における先進的な取組事例について、令和6年3月に「避難所における生活環境の確保に向けた取組事例集」を公表した。



2-4 個別避難計画の作成

近年の災害において多くの高齢者や障害者等が被災している。このため、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」(以下「高齢者SWG」という。)の最終取りまとめ等において、自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である個別避難計画の作成を一層推進することにより、高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図る必要があるとの指摘を受けた。そして、一部の市町村において作成が進められている個別避難計画について、全国的に作成を推進する観点から、個別避難計画の作成を市町村の努力義務とすることが適当とされた。

高齢者SWGからの提言を踏まえ、災害対策基本法が令和3年5月に改正・施行されたことを受け、市町村における個別避難計画の円滑な作成を推進するため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定・公表し、市町村が優先度が高いと判断する避難行動要支援者について、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むことや個別避難計画の作成手順などを示した。

個別避難計画作成の所要経費については、令和3年度に新たに地方交付税措置を講ずることとされ、令和7年度においても引き続き講ずることとされている。

個別避難計画を作成する市町村により、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難先の確保状況など、地域の状況が異なり、個別避難計画の作成に当たって課題となる事柄は様々である。

このため、個別避難計画作成モデル事業を通じて、令和6年度71自治体(令和3年度以降延べ235自治体)を支援し、個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築して、全国の自治体に対し、計画作成のプロセス及びノウハウの共有を図った(図表2-4-1)。

図表 2 - 4 - 1 令和 6 年度個別避難計画作成モデル事業について

令和 6 年度個別避難計画作成モデル事業について

1. 都道府県を対象とした加速化促進事業の実施

都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県による市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る。

・ 14自治体

〔北海道、秋田県、山形県、茨城県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、富山県、滋賀県、
京都府、奈良県、佐賀県、長崎県〕

2. 都道府県個別避難計画推進会議の開催

全国都道府県の担当者の出席を得て、先進事例等の紹介、各都道府県の作成状況、市町村の取組状況を共有し、都道府県による市町村支援の促進を図る（年度内 4 回開催）。

・ 第 1 回 6 月 14 日実施 ・ 第 2 回 9 月 4 日実施 ・ 第 3 回 11 月 12 日実施※ ・ 第 4 回 3 月 7 日実施
※対面とオンラインの併用による開催

3. ピアサポート（サポーター等派遣）

先導的に取り組んでいる自治体職員をサポーターとして全国の自治体に派遣し、抱えている課題に対し、助言等を行い作成につなげる。

・ 57自治体

4. 普及啓発（内閣府において実施）

内閣府において、事業の成果について自治体、関係団体への更なる普及啓発、情報共有の促進を図る。

・ ポータルサイトを開設し、関係通知、取組事例、様式、自治体が実施した研修の記録動画などを掲載

出典：内閣府資料

令和 6 年度からは、個別避難計画推進全国協議会を開催し、防災、福祉、保健等の関係者との協力の下、自治体における個別避難計画作成の取組の加速化を図っている（図表 2 - 4 - 2）。

また、「令和 6 年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」の取りまとめでは、実施すべき取組として、避難支援等の実施に当たっては、避難支援等関係者自身やその家族の安全が優先されること、屋内安全確保も避難であること、自宅が安全な場合に避難行動要支援者は自宅にとどまることができること、避難支援等実施者が避難支援等を実施できない場合であって現に要支援者が救助を必要としている場合には消防機関等に救助を求める連絡ができることに留意が必要であることなどが示された。

図表 2-4-2 「令和6年度個別避難計画推進全国協議会」の開催について

「令和6年度個別避難計画推進全国協議会」の開催について（令和7年1月8日開催）

1. 構成団体・オブザーバー一覧

【構成団体】

(社福)全国社会福祉協議会
 全国自治会連合会
 全国保健師長会
 (一社)日本介護支援専門員協会
 日本障害フォーラム
 (公財)日本消防協会
 (NPO法人)日本相談支援専門員協会
 (一財)日本防火・防災協会

【オブザーバー】

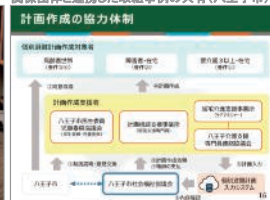
全国知事会、全国市長会、全国町村会

2. 令和6年度個別避難計画推進全国協議会の様子

構成団体の発言



関係団体と連携した取組事例の共有(八王子市)



内閣府より、都道府県単位、市町村単位の団体や組織への取組推進に係る呼び掛けをしていただきたい旨、要請した。

3. 構成団体からの発言概要

○(社福)全国社会福祉協議会

個別避難計画策定だけでなく、顔の見える関係を日頃から作っていくことが大変重要。

○全国自治会連合会

全国の社会福祉協議会の皆さんと一緒に、活動を進めていきたい。

○全国保健師長会

医療機関との連携が重要。実効性のある計画作成につながるよう、皆さまと協力していきたい。

○(一社)日本介護支援専門員協会

協会内にある災害対策特別委員会でも議論されている。我々ができることをぜひ協力させていただければ。

○日本障害フォーラム

障害者が、お客様（単に支援の対象）ではなく、当事者を加えた計画づくりが大事。

○(公財)日本消防協会

消防団員の実際の知識がこの計画の作成に有効なものではないか。

○(NPO法人)日本相談支援専門員協会

個別避難計画を作成するための研修を、4年ほど前から始めた。微力ながら続けていきたい。

○(一財)日本防火・防災協会

協会が発行している総合情報誌に「個別避難計画の取組の現状について」を掲載し、普及啓発活動を行っている。

出典：内閣府資料

また、令和5年1月に作成した、個別避難計画の作成に取り組む市町村職員や関係者に作成手順の例を分かりやすくまとめた「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」の見直しを行い、避難行動要支援者が最寄りの避難先や自宅の災害リスクを知ることが避難の可能性を高めるものであることなどの観点について追補を行った。これらの取組により、避難行動要支援者の避難の実効性を確保し、個別避難計画の全国的な作成推進を図った。

(参照：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/r6kohou.html>)



2-5 被災者支援の充実に向けた検討

より効率的で質の高い被災者支援の実現に向け、有識者と継続的に議論を行い、実現可能なものから実行に移すなど、充実強化について取り組んでいる。災害ケースマネジメントとして一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組もその一つである。例えば、これまで先進的な地方公共団体の事例をまとめた「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」の作成や、被災経験の有無を問わず、地方公共団体が災害ケースマネジメントを実施できるよう、標準的な手法をまとめた「災害ケースマネジメント実施の手引き」の作成、防災基本計画への災害ケースマネジメントの位置付け等を行ってきた。

令和6年度は、災害ケースマネジメントの普及・啓発を図るために、全国の自治体と連携した説明会や平時からの体制構築を目的としたモデル事業を行うとともに、国レベルでも全国協議会を立ち上げ、関係者間の顔の見える関係性の構築を図っている。

(参照：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>)



令和7年度以降も引き続き、事例集や手引きを活用し、地方公共団体職員・福祉関係者・NPO等の幅広い関係者を対象とした説明会やモデル事業を実施するほか、全国協議会を活用し、知見の共有を図るなど、災害ケースマネジメントの普及に向けて取り組んでいく。

2-6 防災におけるデジタル技術の活用等

(1) 災害時の情報の集約化

災害発生時には、国・地方公共団体、民間企業の各機関がそれぞれ収集している、被害状況や避難者の動向、物資の状況などの情報を共有することが重要である。このため、平成29年度から「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を立ち上げ、情報のやりとり等について検討を進めてきた。

(参照：<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/saigaijyohouhub/index.html>)



この検討を踏まえ、令和元年度から、災害時情報集約支援チーム（^{アイサット}ISUT（Information Support Team））という大規模災害時に被災情報や避難所などの情報を集約・地図化・提供して、地方公共団体等の災害対応を支援する現地派遣チームの運用を開始した。災害現場では、被害状況や災害廃棄物の情報等、時々刻々と変化し、事前にデータで共有する体制が整えられないもの（動的な情報）も存在する。ISUTがそのような情報を収集・整理・地図化し、電子地図を表示するためのサイトである、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）（令和6年4月運用開始）において体系的に整理するとともに、関係機関（行政機関、指定公共機関等）へ共有することで、災害対応機関の迅速かつ的確な意思決定を支援することができる（図表2-6-1）。

これまでISUTは、令和元年東日本台風や、令和6年能登半島地震において、道路規制・通行止め状況、避難所状況、福祉施設状況等の情報を共有するなど、ISUTサイトによる災害対応機関への情報支援を実施した。なおISUTサイトはSOBO-WEBの前身のシステムであり、ISUTが令和5年度まで運用をしていた。

また、ISUTがより迅速かつ効果的な活動を行うため、令和3年度から地図化などの業務の一部について民間事業者へ委託し、体制強化を図るとともにSOBO-WEB等の地理空間情報システムの活用に関する研修プログラムなども実施した。

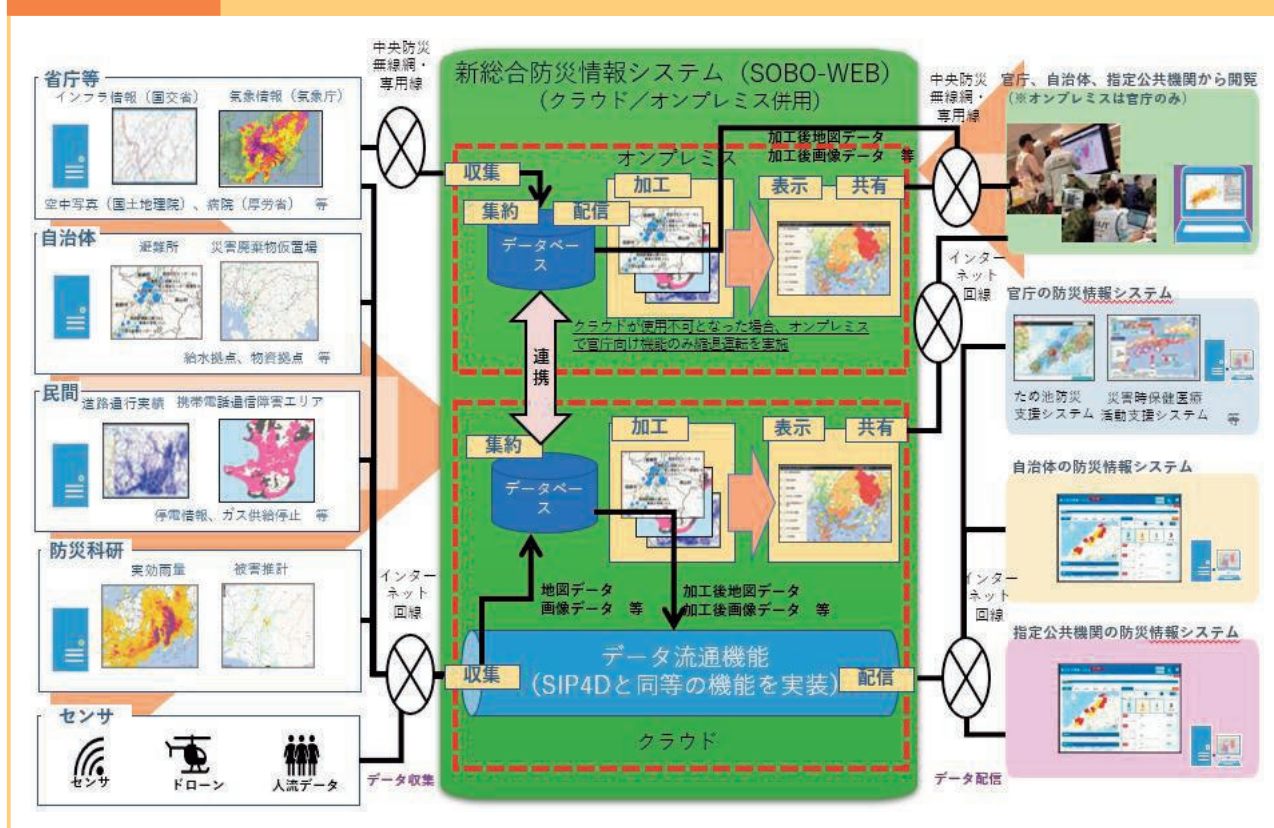
(2) デジタル・防災技術ワーキンググループでの提言を踏まえた対応

内閣府では、令和3年5月に取りまとめられた「デジタル・防災技術ワーキンググループ」の提言を踏まえ、防災DXを進めるため、以下を中心とした各種取組を推進している。

① 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の整備

令和6年4月から運用を開始した新システム（新総合防災情報システム（SOBO-WEB））は、災害情報を地理空間情報として共有し、災害時における災害対応機関の迅速・的確な意思決定の支援を目的としたシステムであるが、更なる情報収集機能等の強化が必要不可欠である本システムにおいては、国立研究開発法人防災科学技術研究所が研究開発の一環として運用しているSIP4D（Shared Information Platform for Disaster Management）の仕組みを踏まえつつ、災害時におけるシステムの冗長性確保等、実用に耐え得るよう実装し、利用対象範囲も中央省庁に加え地方公共団体や指定公共機関まで拡大した。また、情報収集・分析・加工・共有等の機能の実現・強化や他の災害対応機関とシステム連携するため、令和5年度に策定した災害対応機関が共有すべき特に重要な災害情報（災害対応基本共有情報、通称EEI：Essential Elements of Information）の細目案を作成し、関係部局との調整を行った。

図表 2-6-1 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の概要図



出典：内閣府資料

② 「防災ＩｏＴ」データを活用した災害対応の高度化

災害現場においては、各種カメラや防災ヘリ等による状況確認に加え、ドローン等による空撮なども行われている。これらを含めた各種ＩｏＴによる膨大・多様なデータを、被災自治体を含めた各防災関係機関の間において適切に取得・共有するため、データ形式や使用する機器の規格等の技術的な標準手法の整理に資する調査事業を実施し、検証システムを立ち上げ、その有効性について検証を実施した。令和６年度には、調査事業で得られたニーズを踏まえ、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の画像共有機能としてシステム構築を実施し、動画・画像の共有が可能となったことで、災害対応機関間で、特に発災初期の被害状況の把握が迅速に行えるようになった。

③ 防災分野における個人情報の取扱いの検討

従来、自治体ごとの個人情報保護条例において、個人情報の取扱いの定めは様々であった（いわゆる「2,000個問題」）が、デジタル改革関連法により共通ルールが定められ、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が構築された。これを契機とし、令和４年３月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」を開催し、令和５年３月に地方公共団体等が災害対応や、平時の準備において個人情報等の取扱いに疑義が生じることが無いように個人情報の取扱いを明確化した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を策定した。

本指針は、以下の２点を基本的な方針としている。

- 発災当初の72時間が人命救助において極めて重要な時間帯であるため、積極的な個人情報の活用を検討すべきであること。
- 一方で、個人情報の活用においては、個人情報保護法や災害対策基本法にのっとり、個人の権利利益を保護する必要があること。例えば配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には十分な配慮が必要であること。

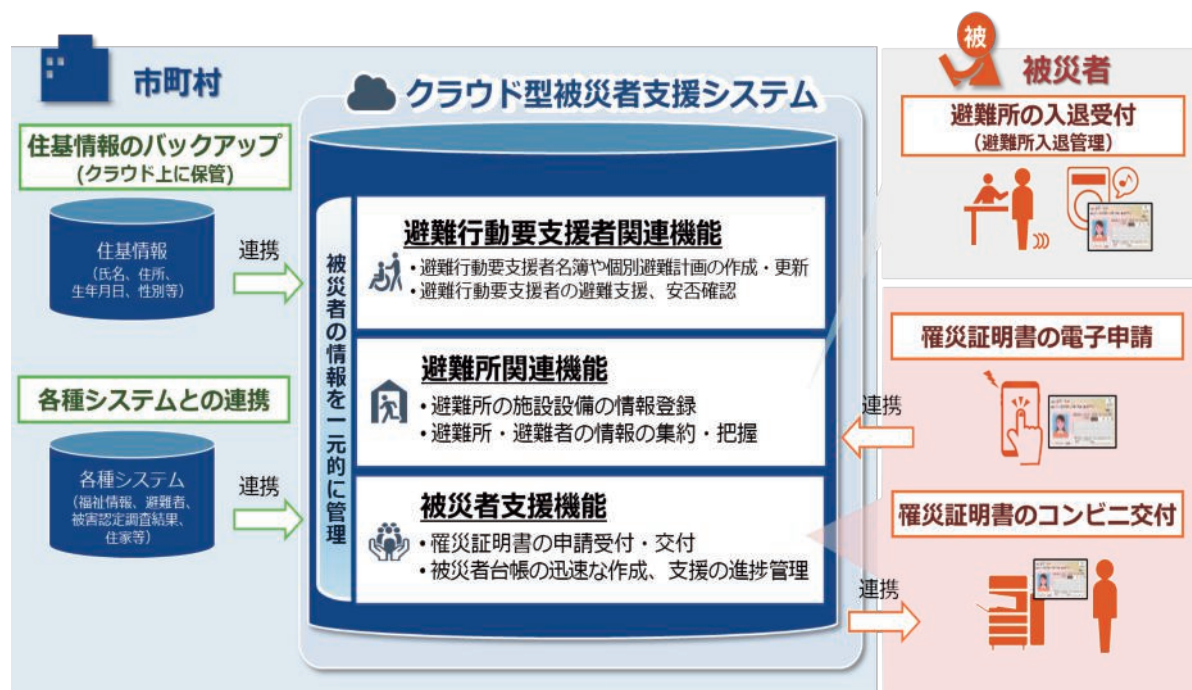
内閣府では、説明会の開催等を通じて当該指針の周知を図っているところであり、引き続き、地方公共団体の防災分野における個人情報の適切な取扱いに向けて取り組む。

(3) クラウド型被災者支援システムの構築

内閣府において、平時からの個別避難計画の作成支援を始め、発災時には住基データをベースとした被災者台帳の作成、マイナンバーカードを活用した罹災証明書等のオンライン申請・コンビニ交付等が可能となる「クラウド型被災者支援システム」を令和3年度から令和4年度にかけて開発し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において参加市町村を募り令和4年度から運用を開始した。

図表 2 - 6 - 2 クラウド型被災者支援システムの概要

クラウド型被災者支援システムの概要



内閣府

CABINET OFFICE GOVERNMENT OF JAPAN

出典：内閣府資料

2-7 自然災害即応・連携チーム会議の開催等

大規模災害発災直後の政府の初動対応と応急対策を迅速・円滑に行うためには、内閣危機管理監を始めとする政府の災害担当局長等が、平時から「顔の見える関係」を構築し、適切な役割分担と相互の連携協力を図ることが重要である。

このため、関係者間の情報交換・共有を図る会議として、「自然災害即応・連携チーム会議」を開催している。また、これまで平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風といった大規模災害発生時には、政府として、被災者の生活支援を更にきめ細かく、迅速かつ強力に進めるため、内閣官房副長官（事務）の下に各省横断の被災者生活支援チームを開催してきた。このチームを通じ、電力や水道の早期復旧、被災者ニーズの把握はもとより、水、食料、段ボールベッド、パーティション等のプッ

シュ型支援、避難所生活の環境整備、被災自治体への職員派遣、住まいの確保など、必要が生じる事柄を先取りし、関係省庁が一体となって、被災地の生活と生業の再建に向けた対策パッケージを取りまとめるなど、被災者の生活支援を政府一丸となって迅速に進めてきた。

これらの経験を踏まえ、令和2年度から、今後大規模災害が発生した場合には被災者の生活・生業の迅速・円滑な再建支援のために「被災者生活・生業再建支援チーム」を設置することを防災基本計画に明記し、その設置をルール化した。

令和6年能登半島地震においては、1月1日に令和6年能登半島地震非常災害対策本部が設置されたことを踏まえ、翌1月2日に被災者生活・生業再建支援チームを設置し、被災地の生活と生業の再建に向けた検討を行った。

2-8 災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進

船舶活用医療（災害時等において船内で医療活動を行うこと）に関しては、従来から政府において、調査研究や既存船舶を活用した実証訓練が実施されてきた。

令和3年に議員立法により「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」（令和3年法律第79号）が成立し、令和6年6月に施行された。

同法は、災害時等に備え、船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を目的とするものであり、陸上医療との役割分担・連携協力や災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有、人員の確保等を基本方針として挙げ、また、内閣に船舶活用医療推進本部を設置すること等を定めている。政府は令和7年3月には同法第6条の規定に基づき、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備を総合的かつ集中的に推進するため、「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画」を閣議決定した。また、船舶活用医療を実施するに当たっての手順等を定めた活動要領を策定した。引き続き、同計画に定められた内容を前提とし、関係府省庁が連携し、政府一体となって取り組んでいく。

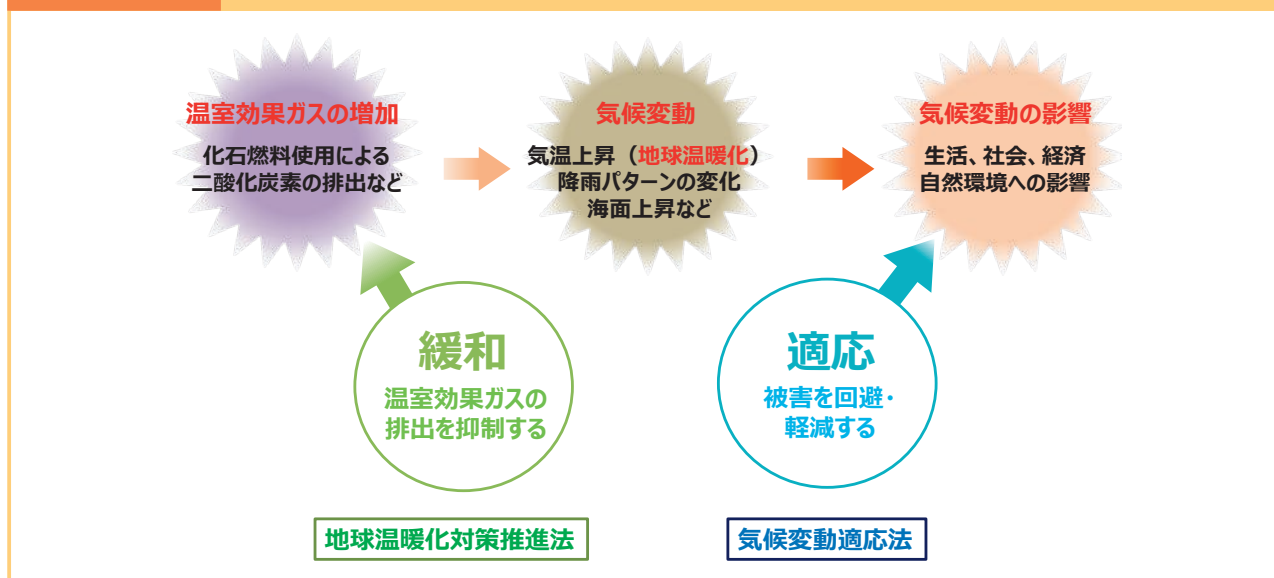
2-9 気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策

（1）緩和策と適応策は気候変動対策の車の両輪

近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が世界各地で現れており、気候変動問題は人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている。今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や大雨のリスクは更に高まることが予測されている。

2050年ネット・ゼロ実現に向けて気候変動対策を着実に推進し、気温上昇を1.5℃程度に抑えられたとしても、極端な高温現象や大雨等の発生リスクは増加すると予測されていることから、現在生じている、又は将来予測される被害を回避・軽減するため、適応の取組が必要となる（図表2-9-1）。

図表 2 - 9 - 1 適応と緩和の関係



出典：環境省資料

(2) 気候変動適応計画の推進

気候変動適応の法的位置付けを明確化し、一層強力に推進していくため、平成30年6月13日に気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「適応法」という。）が公布され、同年12月1日に施行された。

令和2年12月には、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、「気候変動影響評価報告書」を公表した。令和5年4月には、政府一体となった熱中症対策の推進のため、適応法が改正され、同年5月には「熱中症対策実行計画」の策定と「気候変動適応計画」（以下「適応計画」という。）の一部変更（「熱中症対策実行計画」の基本的事項の追加）について閣議決定し、令和6年4月に全面施行された。

また、関係府省庁により構成される「気候変動適応推進会議」において、適応計画に基づく施策の短期的な進捗管理方法について確認した。その方法に基づき、分野別・基盤別施策に関する取組状況やKPI（政府の適応に関する取組の短期的な進展を確認することを目的とし、目標や効果につながる施策の達成度合いを、可能な限り定量的に測定するための重点的な指標）の実績値を把握し、適応計画のフォローアップ報告書として令和6年10月に公表した。

（参照：<http://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>）



(3) 「気候変動×防災」「適応復興」の取組

環境省及び内閣府は、令和2年6月に気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携して取り組む戦略である「気候危機時代の『気候変動×防災』戦略」を公表した（図表2-9-2）。

環境省では、各分野の政策において気候変動対策と防災・減災対策を包括的に講じていく「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていくため、令和3年10月に改定した適応計画でも考え方を盛り込むとともに、原形復旧にとらわれず土地利用のコントロールを含めた気候変動への適応を進める「適応復興」の取組を促進するための地方公共団体向けの「できることから始める『気候変動×防災』実践マニュアルー地域における気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策のためにー」（以下「マニュアル」という。）を令和6年3月に公表した。また、令和6年度は気候変動適応広域協議会においてマニュアルを紹介するなど、地方自治体に対して周知を行った。

（参照：https://www.env.go.jp/earth/earth/tekiou/page_01311.html）



図表 2-9-2 「気候危機時代の『気候変動×防災』戦略」概要

気候危機時代の「気候変動×防災」戦略（共同メッセージ）概要			令和2年6月30日
【自然要因】 ・気候変動により気象災害が激甚化・頻発化しており、今後も大雨や洪水の発生頻度の増加が予測される ・これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる時代を迎えた		【社会要因】 ・人口減少と少子高齢化による避難行動要支援者増加と支援世代減少 ・都市への人口集中による災害リスクの高まり ・感染症と自然災害が同時に発生する複合リスク	
・気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策が必要 ・SDGsの達成も視野に入れながら、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させて取り組む戦略を示す			
気候変動×防災の主流化			
・気候変動と防災は、あらゆる分野で取り組むべき横断的な課題である。 ・気候変動のリスクを可能な限り小さくするため、温室効果ガスを削減する緩和策にも取り組む。 ・各分野の政策において「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていこうと追求する。			
課題	方向性	今後の取組例	
脱炭素社会の構築に向けた包括的な対策の推進	・あらゆる主体が、各分野で、様々な手法により、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施 ・「災害をいなし、すぐに興す」社会の構築 ・土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持って対応	・東京等に過度に集積する人口、産業等の地方分散の推進 ・気候変動を踏まえた基準や計画に基づくインフラ施設の整備 ・災害危険エリアになるべく住まわせない土地利用、災害リスクに適応した暮らし ・古来の知恵に学び、自然が持つ多様な機能を活用して災害リスクの低減等を図る「グリーンインフラ」や「生態系を活用した防災・減災」の本格的な実行 ・デジタル時代の社会変革（テレワーク等）の有効活用 ・避難所等での感染症や熱中症のリスクへの対応 ・再生可能エネルギーの導入加速化など脱炭素社会への移行	
	個人、企業、地域の意識改革・行動変容と緊急時の備え、連携の促進	・「自らの命は自らが守る」自助・「皆と共に助かる」共助の意識の促進、適切な防災行動、あらゆる主体が連携・協力する災害対応の促進	・避難行動を促すための意識改革、行動変容のための取組 ・気象災害の激甚化も念頭に、地区防災計画、避難行動要支援者の個別計画、企業の事業継続計画等の策定推進 ・地域レベルで多世代が気候変動と防災を学び、災害に備える環境づくり ・治水に係る連携、地域の企業から住民への避難場所の提供、災害廃棄物の収集・運搬をはじめとする被災者支援活動における官民を超えた多くの関係者の連携
国際協力、海外展開の推進	・パリ協定、仙台防災枠組及びSDGsを「『気候変動×防災』の三位一体」として同時達成	・防災に関するわが国の技術やノウハウを用いた各国の防災力向上への貢献 ・アジア防災センターやアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォームを通じた国際的な適応の取組の強化、プラットフォーム間の連携の推進	

出典：内閣府・環境省資料

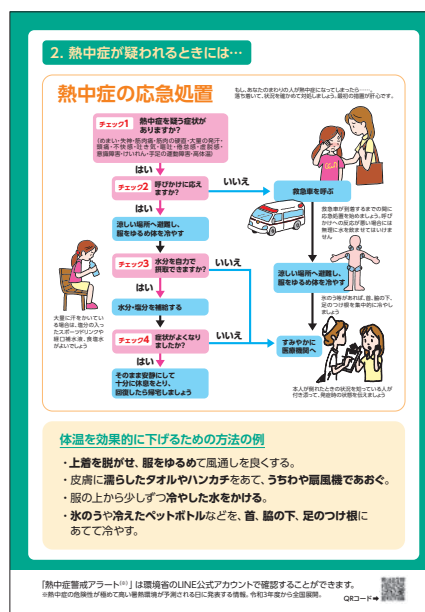
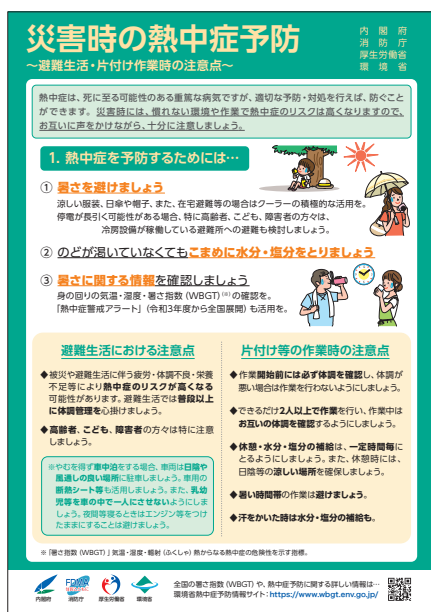
(https://www.bousai.go.jp/pdf/0630_kikohendo.pdf)



(4) 災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策

夏季に自然災害が発生した場合、被災直後のインフラ障害や物資の不足等により、避難生活や片付け作業において熱中症のリスクが高まることが考えられる。このため、環境省・内閣府・消防庁・厚生労働省・気象庁が連携し、災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策に関するリーフレットを令和3年3月に作成した（令和5年5月改訂）。令和6年度においても、夏季を迎えるに当たって、6月に地方公共団体への周知等を行った（図表 2-9-3）。

図表 2 - 9 - 3 災害時の熱中症予防リーフレット



出典：環境省ホームページ

(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_in_disasters.pdf)



第3節 発生が危惧される災害種別ごとの対策

3-1 地震・津波災害対策

(1) 南海トラフ巨大地震対策の検討

南海トラフ巨大地震対策については、平成26年3月に作成した南海トラフ地震防災対策推進基本計画（以下本項において「基本計画」という。）等に基づき、国や地方公共団体、民間事業者等が連携し、重点的に進めてきたところであるが、令和6年3月には、基本計画の作成から10年が経過することから、基本計画の見直しに向けた検討を開始した。

令和7年3月には、地震学や地震工学等の有識者で構成される「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」において、最新の科学的知見を踏まえ、津波高や震度分布、被害想定等の計算手法等の技術的な検討結果を取りまとめた。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/kento_wg/index.html）



さらに、同月、中央防災会議防災対策実行会議の下「南海トラフ巨大地震防災対策検討ワーキンググループ」において、基本計画に掲げた防災対策の進捗状況の確認と課題の整理、「南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会」で検討した新たな計算手法と、防災対策の進捗を踏まえた被害想定の見直しなど、今後推進すべき新たな対策の検討結果を取りまとめた。取りまとめに当たっては、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」の検討結果を踏まえた。また、令和6年8月8日の日向灘を震源とする地震に伴う南海トラフ地震臨時情報の発表を受けての防災対応に関する検証を行い、改善方策を取りまとめた。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/taisaku_wg_02/index.html）



図表 2-9-4 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ報告書 概要



出典：内閣府資料

(2) 首都直下地震対策の検討

首都直下地震の防災対策については、平成26年3月に作成、平成27年3月に変更（平成27年から10年間の減災目標、施策の具体目標を設定）した首都直下地震緊急対策推進基本計画（以下本項において「基本計画」という。）等に基づき、国や地方公共団体、民間事業者等が連携し、重点的に進めてきたところであるが、令和7年3月には基本計画における減災目標等の設定から10年が経過することから見直しに向けた検討を進めている。

令和5年12月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置した「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」において、基本計画に掲げた防災対策の進捗状況の確認と課題の整理、最新の知見を踏まえた被害想定の見直しを実施するなど、今後推進すべき新たな対策の検討を進めている。これに先立ち、「首都直下地震モデル・被害想定手法検討会」において、震度分布や津波高、被害想定に係る新たな計算手法について検討した。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku_wg_02/index.html）



また、大規模地震の発生に伴う帰宅困難者対策については、ガイドラインを策定して（平成27年3月）、原則3日間の一斉帰宅抑制を基本原則とする対策に取り組んでいる。一方、近年の社会状況の変化等を受け、令和6年7月にガイドラインを改定し、「帰宅困難者等の適切な行動判断のための情報提供の在り方」と「一斉帰宅抑制後の帰宅場面における再度の混乱発生の防止」の2つの観点を加えた。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/index.html>）



(3) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の検討

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の防災対策については、令和2年4月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、令和3年12月には最大クラスの地震・津波による人的・物的・経済的被害想定結果を、令和4年3月には被害想定を踏まえた防災対策を取りまとめた。このワーキンググループの報告を受け、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号）の下、令和4年9月には、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策を推進すべき地域等の指定を行うとともに、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」（以下本項において「基本計画」という。）を変更した。

また、日本海溝・千島海溝沿いでは、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した後、続いて発生する大規模な地震（後発地震）の事例なども確認されていることから、後発地震への備えとして、令和4年11月に「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を公表するとともに、令和4年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用を開始した。

令和5年5月には、実際に発災した場合に備えて、警察・消防・自衛隊の救助部隊の活動拠点等をあらかじめ明確にし、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件も踏まえながら、速やかに救助活動等を実施できるようタイムラインを明示した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を作成した。

今後、基本計画に定められた減災目標の達成に向けた防災対策や、北海道・三陸沖後発地震注意情報の性質や内容を踏まえた適切な防災行動の普及・啓発に取り組み、関係地方公共団体等と連携しながら、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策を引き続き推進していく。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/WG/index.html）



(4) 中部圏・近畿圏直下地震対策の検討

過去の地震事例によると、西日本においては、活断層の地震により甚大な被害をもたらされた事例や、南海トラフ地震の前後に活動が活発化した事例があり、府県を越えて市街地が広がっている中部圏・近畿圏で大規模地震が発生した場合の被害は甚大かつ広域にわたると想定される。

この中部圏・近畿圏直下地震については、平成16年から平成20年にかけて、中央防災会議の下、被害想定や防災対策の検討・取りまとめが行われたが、その後に発生した平成23年の東日本大震災の教訓や最新の知見を踏まえ、見直しを行う必要がある。

このため、令和4年11月に地震学や地震工学等の有識者で構成される「中部圏・近畿圏直下地震モデル検討会」を内閣府で開催し、現時点の最新の科学的知見を踏まえ、従来の中部圏・近畿圏直下地震モデルを見直し、あらゆる可能性を考慮した新たな地震モデルを構築するための検討を進めている。本検討会で、中部圏・近畿圏直下地震が発生した場合に想定される震度分布等の推計を行った後、被害想定や防災対策の検討を行う予定である。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/chubu_kinki/kentokai/index.html）



【コラム】

「南海トラフ地震臨時情報」と「北海道・三陸沖後発地震注意情報」

南海トラフ沿いでは、規模の大きな地震が発生した後、その地震に引き続いて大規模地震（後発地震）が発生した事例が確認されている。例えば、1854年の安政東海地震の約32時間後に安政南海地震が、1944年の昭和東南海地震の約2年後の1946年に昭和南海地震が発生した。このため、後発地震への注意を促す情報として「南海トラフ地震臨時情報」の運用を令和元年5月31日から開始した。

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始したことをお知らせする「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、有識者による「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の評価結果に応じて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表される。「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合には、その後、政府や自治体からあらかじめ指定された地域の住民等に対して1週間の事前避難などの防災対応が呼び掛けられる。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/rinji/index.html>）



令和6年8月8日に日向灘を震源とするモーメントマグニチュード7.0の地震が発生し、運用開始以降、初めて「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された。臨時情報の発表を踏まえ、政府としては、日頃からの地震への備えの再確認やすぐに逃げられる態勢の維持など、1週間の「特別な注意」の呼び掛けを行った。政府、自治体及び事業者等の臨時情報発表時の一連の対応や社会の反応等を振り返り、今後の臨時情報発表時の防災対応に生かすべく、「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」において検証を行い、令和6年12月20日に「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表を受けての防災対応に関する検証と改善方策」を取りまとめた。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/pdf/rinji_kaizen241220.pdf）

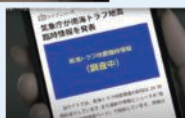


南海トラフ地震臨時情報の内容や必要性の理解を広めるため、映像資料や冊子を作成し、公表・配布など積極的に各媒体と連携し周知

映像資料



地震・津波発生後の南海トラフ地震臨時情報の発表状況やその内容、事前避難等の必要な防災対応についてドラマ形式で解説



リーフレット



南海トラフ地震臨時情報の内容や地震の発生に備えるための準備などをリーフレットでコンパクトに解説



14言語※に翻訳（R7.2）し、より多くの方に臨時情報の理解を促進。

※英語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ネパール語、クメール語、ビルマ語、モンゴル語

マンガ冊子



南海トラフ地震が発生した場合に必要な行動や事前準備、南海トラフ地震臨時情報の内容についてマンガで解説



近畿・四国・九州版



中部・関東版

各媒体との連携



地方紙の防災の取組と連携した新聞広告の実施



ラジオ番組、CM等

「南海トラフ地震臨時情報」と同様に後発地震への注意を促す情報として、令和4年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用を開始した。この情報は、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその領域に影響を与える外側のエリアで発生した場合に発表される。この際、防災対応をとるべきエリアの市町村においては、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」と同様に、地震発生後1週間、後発地震の発生に注意し、揺れを感じた際や津波警報等が発表された際に直ちに避難できる態勢の準備を行う、日頃からの備えを再確認するなど、地震への備えを徹底するよう呼び掛けられる。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/hokkaido/index.html）



「南海トラフ地震臨時情報」も「北海道・三陸沖後発地震注意情報」も、大規模地震の発生可能性が平時と比べて相対的に高まっていることをお知らせするものであり、特定の期間中に大規模地震が必ず発生するというお知らせするものではないが、一人でも多くの人の命を救うためには、後発地震への注意を促す情報を発表し、地震発生に備えた防災行動を取ることが重要である。

南海トラフ及び日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震のような大規模地震は、先発地震を伴わず突発的に発生する場合もあることから、揺れ、津波、火災、そして避難後の二次災害等に備えるため、日頃から、

- ・津波等から迅速避難を行うための避難場所・避難経路の確認
- ・大地震が発生したときには家具は必ず倒れるものと考え、家具の固定等の転倒防止対策の確認
- ・電気やガス、水道などのライフラインが止まった場合を想定し、飲料水、食料品等の避難生活等に備えた備蓄・装備の確認

等を徹底することが重要であり、これらの日頃からの地震への備えが後発地震への注意を促す情報が発表された際の備えにつながる。

地震の発生に備えよう

☐ 家具の固定 	☐ 非常用 持ち出し袋の準備 	☐ 水や食料の備蓄
☐ 避難場所や 避難経路の確認 	☐ 感震ブレーカーの設置 コンセントタイプ 分電盤タイプ（後付型）	☐ 建物の耐震化

自らの命、大切な人の命を守るために、今から準備しておきましょう

3-2 風水害・土砂災害対策

(1) 首都圏等における洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難の検討

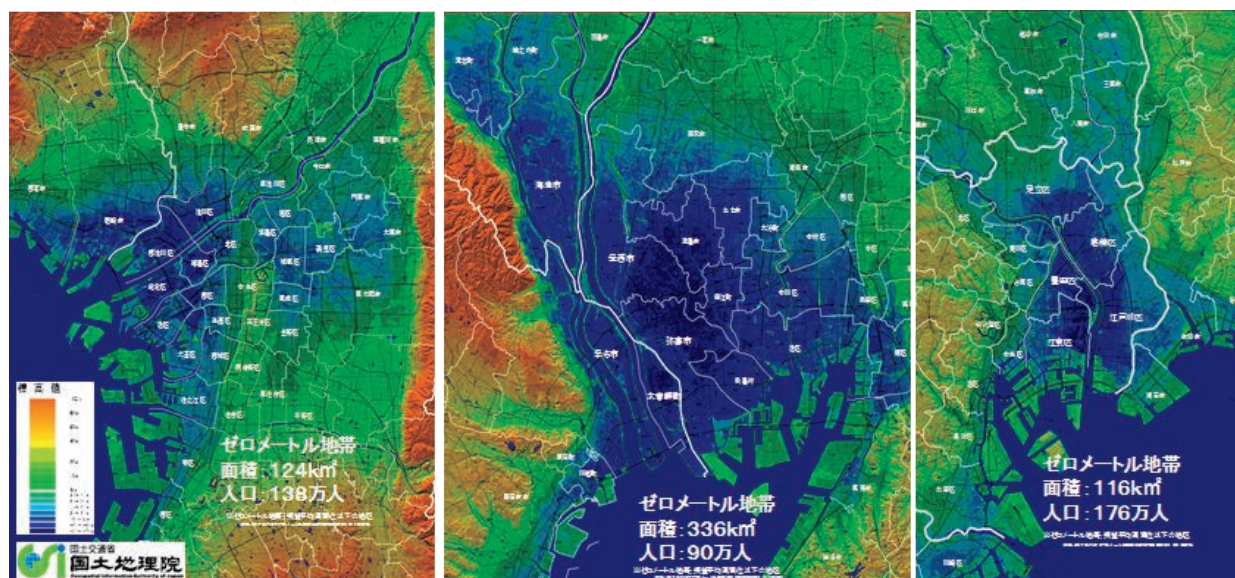
地球温暖化に伴い、勢力がより強い台風の割合が増えること等が懸念され、今後、大規模広域避難が必要となる大規模水害が発生するおそれが予測されている。また、我が国の三大都市圏には「ゼロメートル地帯」が広く存在しており、堤防の決壊等により大規模水害が発生した場合には、多数の住民が避難することによる大混雑の発生や、逃げ遅れによる多数の孤立者の発生が予想されている（図表3-2-1）。

このことから、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置した「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において、三大都市圏における洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等について検討が行われ、平成30年3月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられた。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/kozuiworking/>）



図表3-2-1 三大都市圏のゼロメートル地帯



出典：国土地理院ホームページより内閣府作成

同報告を踏まえ、内閣府では、大規模水害時の大規模広域避難の実装に向けて、特に行政機関等関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討することを目的として、平成30年6月に東京都と共同で設置した「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を令和3年度までに7回開催し、令和4年3月に「広域避難計画策定支援ガイドライン（報告書）」を作成した。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/suigaiworking.html>）



令和4年6月には、東京都と共同で、首都圏における大規模水害時の広域避難等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について、それぞれの行動等の具体化を図ることを目的として「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を設置し、同ガイドラインに基づき更なる取組の具体化に向けた検討を進めている。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/kouikihinan.html>）



(2) 盛土の安全確保対策の推進

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、各法律による危険な盛土等への規制が必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、盛土等に伴う災害から国民の生命・身体を守るため、土地の用途（宅地、農地、森林等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するための宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）が令和5年5月26日に施行された。

盛土規制法の概要は、以下のとおりである（図表3-2-2）。

図表3-2-2 盛土規制法の概要



出典：国土交通省資料

盛土規制法では、都道府県知事、指定都市の長又は中核市の長（以下本項において「都道府県知事等」という。）が盛土等に伴う災害のリスクのあるエリアを規制区域として指定することとしており、この規制区域内で行う一定規模以上の盛土等は都道府県知事等の許可が必要となる。許可に当たっては、盛土等による災害防止のために必要な工事の技術的基準を設定するとともに、土地所有者の同意や周辺住民への事前周知（説明会の開催等）を要件としている。

また、本法において、盛土等が行われた土地の所有者、管理者又は占有者（以下本項において「土地所有者等」という。）は当該盛土等を常時安全な状態に維持する責務を有している。このため、都道府県知事等は、危険な盛土等については規制区域の指定前に行われたものであっても土地所有者等や原因行為者に是正措置を命ずることが可能であり、命令に従わない場合などには、告発や罰則の対象となる。

このため、本法を所管する国土交通省と農林水産省が示した盛土等に伴う災害の防止に関する基本

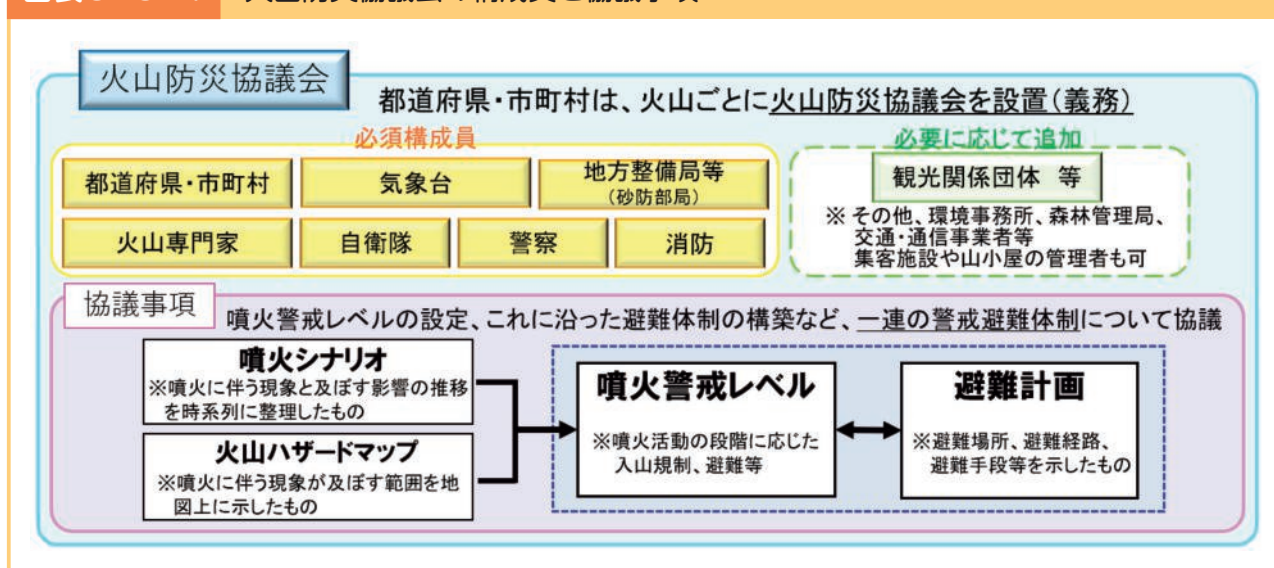
方針、盛土等の安全対策や不適切な盛土等の対処方策をまとめたガイドライン等を踏まえ、地方公共団体により、新たな盛土等の安全性を確保するため、盛土等に伴う災害リスクのあるエリアの調査により規制区域の指定を進めるとともに、既存の盛土等の分布や安全性の把握調査、安全対策の取組の推進、地域住民等による盛土等の認識・通報を通じた不法・危険盛土等の未然防止や早期発見・早期対応等により、盛土等に伴う災害の防止に取り組んでいる。

3-3 火山災害対策

我が国は、111の活火山を抱える世界有数の火山国である。火山は、私たちの生活に恵みを与えてくれる一方で、噴火に伴って発生する火砕流や大きな噴石等の現象は、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険の高い災害をもたらすおそれがある。

平成26年の御嶽山噴火では、火口周辺で多数の死者・負傷者が出るなど甚大な被害が発生したことから、火山活動の変化をいち早く捉え、伝達することが重要であること、住民のみならず、登山者も対象とした警戒避難体制の整備が必要であり、そのためには、専門的知見を取り入れた火山ごとの検討が必要不可欠であることなど、火山防災対策に関する様々な課題が改めて認識された。この災害の教訓等を踏まえ、平成27年に活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）が改正され、火山地域の住民だけでなく登山者の安全確保についても明記されるとともに、警戒避難体制の整備などのソフト対策の充実も図られ、これまで講じられてきたハード対策と合わせて、より総合的に活動火山対策を進める法律となった。本改正によって、火山災害警戒地域に指定された地方公共団体（令和6年度現在、23都道府県179市町村）が、火山地域の関係機関等で構成される「火山防災協議会」において検討された「火山単位の統一的な避難計画」に基づき、警戒避難体制の整備に関する具体的かつ詳細な事項を地域防災計画に定めること、集客施設など不特定多数の利用者がいる施設や要配慮者が利用する施設等のうち、市町村が指定する施設（避難促進施設）の所有者等に対して、施設利用者の円滑な避難を確保するため、「避難確保計画」の作成や計画に基づく訓練の実施等を義務付けることなどが規定された（図表3-3-1）。

図表3-3-1 火山防災協議会の構成員と協議事項



出典：内閣府資料

令和5年には、近年の国内火山をめぐる状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図るため、同法が再度改正された。これにより、市町村が火山防災協議会の助言も得ながら、避難確保計画の作成等に必要な情報の提供や助言、その他の援助ができるようになったほか、地方公共団体が登山届を始めとする登山者等の情報提供を容易にするために配慮することや、国や地方公共団体が火山に関する専門人材の育成や継続的な確保に努めることなどについて、規定が強化された。くわえて、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するため、文部科学省に特別な機関として「火山調査研究推進本部」を

設置すること、また、明治44年に日本で最初の火山観測所が浅間山に設置され、観測が始まった8月26日を「火山防災の日」とし、火山防災の日には、火山防災訓練等の行事を実施するように努めることも新たに規定された。この法改正を受けて、中央防災会議からの答申等を踏まえ、令和6年8月に法第2条に基づく「活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針」を改正するとともに、中之島（鹿児島県十島村）が監視・観測体制の充実等が必要な火山として追加されたことから、鹿児島県及び十島村を新たに火山災害警戒地域として指定した。

このように、活動火山対策を推進するための措置は着実に講じられてきているものの、実際に噴火を経験したことのある職員は限られており、また、火山ごとに想定される噴火の規模や地域の特性などには様々な違いがあることから、各種計画の検討等に課題を抱える地方公共団体等も少なくない。このため、内閣府では、計画検討の具体の手順や留意事項などについて取りまとめた手引きの作成や、地方公共団体等と協働検討することで得られた知見や成果を反映した手引きの改定や取組事例集の作成を行うとともに、地方公共団体等で火山防災の主導的な役割を担った経験のある実務者を「火山防災エキスパート」として火山地域に派遣するなど、全国の火山防災対策の推進に取り組んでいる。

また、「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が令和2年に取りまとめた大規模噴火時における降灰の影響や対策の基本的な考え方等を踏まえ、令和6年度には「首都圏における広域降灰対策検討会」を開催し、その検討を踏まえ、広域降灰対策に係る考え方や留意点等を「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」として令和7年3月に取りまとめた。



浅間火山観測所
出典：気象庁

【コラム】

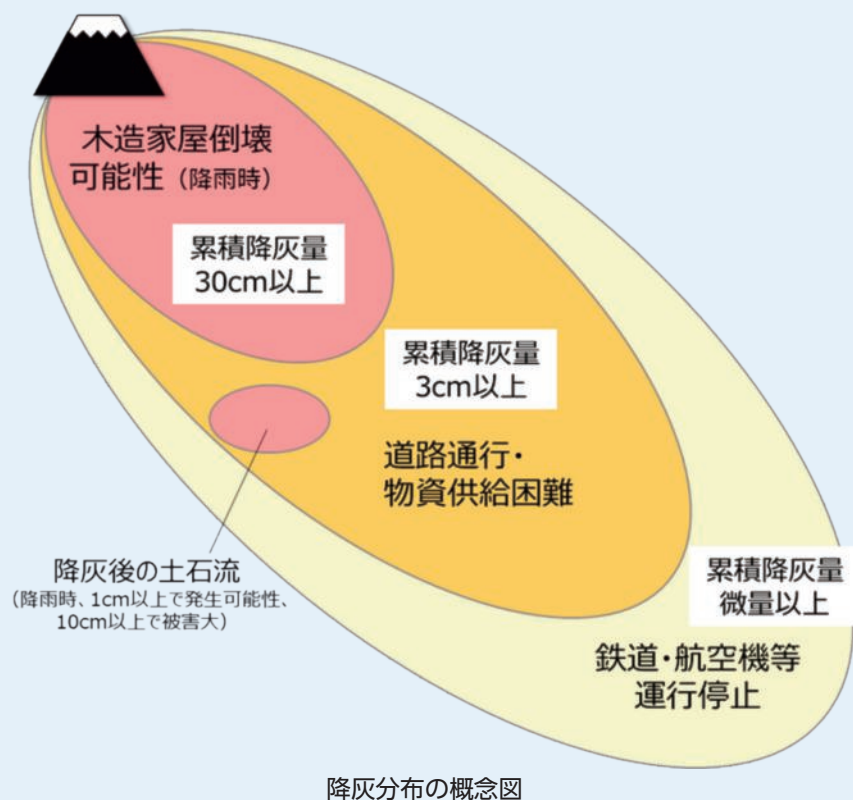
首都圏における広域降灰対策検討会について

富士山で大規模噴火が発生した場合、首都圏を含む地域が広く降灰に見舞われ、国民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすことが懸念される。このため、内閣府では、富士山で大規模噴火が発生した場合の首都圏をモデルケースとして、「首都圏における広域降灰対策検討会」を開催し、その検討を踏まえ、広域降灰対策に係る考え方や留意点等を「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」として令和7年3月に取りまとめた。

本ガイドラインでは、緊急的・直接的な命の危険性は低いという降灰の特徴、首都圏の人口の多さ、予測の不確実性を踏まえ、広域降灰に対する住民の基本的な行動は、「できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続する」ことを基本とすることとした¹。

降灰域内に留まって生活を継続するために、日頃からの十分な備蓄等、自助による対応のほか輸送手段やライフライン等の維持等公的な支援が優先事項となる。また、降灰の状況に応じた対応をとるため、実測の降灰量のみならず降灰の予測も活用することで、早めの対応が可能となる。さらに、火山灰の処理には、仮置場の確保が重要であり、最終的には様々な手段を用いて処理する必要がある。

本ガイドラインを踏まえ、引き続き具体的な地域における対策の検討等を進めるとともに、このような大規模噴火はいつ発生するか分からないことから、住民や関係機関においては、いざという時に備え、実施できる内容から対策を着実に推進していくことが必要である。



1 生活の継続が困難な場合は、避難の必要性も考慮する必要がある。

首都圏における広域降灰対策ガイドライン（概要）（令和7年3月）

広域降灰対策の基本方針

- **できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続することが基本。**
ただし、**状況によっては直ちに命の危険がある場合*1も想定され、避難等の行動をとる必要がある。**
 - ・生活を継続するため、日頃からの十分な備蓄等が重要
 - ・ライフライン等の復旧や物資輸送を確保
- 降灰の状況に応じて対応を取るため、実測の降灰量のみならず**降灰の予測も活用することで、早めの対応が可能。**
- 火山灰の処理は、仮置場の確保が重要。最終的には様々な手段で処理。

*1・降灰量が30cm以上ある地域の木造家屋
・土石流の危険がある地域
・要配慮者のうち自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人等

広域降灰対策の考え方・留意点

- 1. 住民の安全確保**
 - ・できる限り降灰域内に留まって自宅等で生活を継続。家屋倒壊など命の危険がある場合は避難等の行動。
 - ・日頃から十分に備蓄しておくことが極めて重要。
 - 2. 広域降灰の予測・状況把握*2**
 - ・「対応のトリガーとなる情報」を提供する必要。
*2 降灰予測情報の具体的な内容については、気象庁において検討中。
 - ・被害の様相の閾値である、30cm以上、3cm以上、微量以上、との対応が分かるような「広域降灰の見通しを伝える情報」を提供することが望ましい。
 - ・国及び地方公共団体が連携し、各地の降灰量を測定。
 - 3. 情報の発信・周知啓発**
 - ・広域降灰の可能性が高まった際にその状況に応じた適切な情報発信を実施。
 - ・平時から火山灰から身を守るための対策、備蓄等の周知啓発を実施。
 - 4. 輸送・移動手段**
 - ・各地域の実情に応じて、優先度の高い拠点を検討し、人員・資機材を集中することで、速やかに対応対応に必要な経路を確保。
 - ・平時から人員や資機材の確保、対応訓練を実施。
 - 5. 物資供給**
 - ・自宅等での生活継続のため、食料、衛生用品及び燃料等の物資供給体制を構築。
 - ・防塵マスク・ゴーグルなどの降灰対策用品の供給。
 - 6. ライフライン**
 - ・自宅等での生活継続のため、電力、水道及び通信等のライフラインの迅速な復旧に努める。
 - ・事業者は、施設の保護・点検及び交換用品の備蓄等、平時からの対策。
 - 7. 火山灰の処理**
 - ・火山灰が堆積した場所に応じて、施設管理者（宅地から排出された火山灰は市町村）等がそれぞれ処分を実施。
 - ・仮置場候補地を事前に選定しておくことが望ましく、国や地方公共団体等が連携し、様々な手段を組み合わせる。
 - ・屋外での応急・復旧作業時には、屋外作業員の健康管理についても配慮。
- ※ 引き続き、具体的な地域における対策の検討や、その他の課題の検討の進捗、新しい知見の蓄積等に応じて、更なる充実化を図る。

首都圏における広域降灰対策ガイドライン（概要）（令和7年3月）

降灰量に応じて、各分野で様々な被害が生じる。それら広域降灰時における被害の様相を、4つの「ステージ」に区分し、対策の考え方や留意点等を整理。

<ステージに応じた被害の様相と広域降灰対策の基本的な考え方>

事項	ステージ4	ステージ3	ステージ2	ステージ1
被害の様相 降灰量等	降灰量30cm以上 降灰後土石流が想定される範囲	降灰量3～30cm 被害が比較的大きい	降灰量3～30cm 被害が比較的小さい	降灰量微量～3cm
建物倒壊	木造家屋倒壊の可能性（降雨時）	体育館等の大スパンの大型建物は損壊の可能性		—
輸送・移動、物資・ ライフライン供給	道路通行・物資供給困難 ライフライン影響大（長期化）		道路通行・物資供給困難*1 ライフライン影響小	鉄道・航空機等運行停止 物資供給支障
住民等の*2 基本的な行動	原則避難 噴火直後は、自宅や堅牢な建物に退避	自宅等で生活を継続 （状況に応じ生活可能な地域へ移動）	自宅等で生活を継続	自宅等で生活を継続
通院による人工透析や介護 サービスが必要な人等*3	原則避難	原則避難	自宅等で生活を継続 （状況に応じ医療の対応可能な地域へ移動）	自宅等で生活を継続
輸送・移動手段 及び物資供給	要救助者等がいる場合、 避難・救助を最優先に確保	ライフライン復旧及び物資供給を 最優先に確保	ライフライン復旧・維持を 最優先に確保	除灰等の準備・ 影響ある分野は除灰開始
ライフライン分野の 対応	（域外に避難した地域は、 優先順位低）	障害が長期化・影響が大きい状況か ら、少しでも早い復旧に取り組む	早期の復旧に取り組み、復旧後 は、ライフラインを維持する	影響は一部に留まるため、復旧 及びライフラインの維持に取り組む

*1：一時的に供給困難となることもあるが、応急対応により生活継続が可能な状況。

*2：降灰中で視界が低下する等により屋外での行動が危険を伴う場合は、基本的に自宅等の屋内へとどまる。健康被害防止のため、屋外での行動時にはゴーグル及びマスクの着用等の対策が望ましい。呼吸器疾患等の持病等を持つ人は特に留意。

*3：降灰に伴う社会活動の低下等により自助・共助による生活が継続できず直ちに生命に危険が及ぶ人を想定（例：通院による人工透析患者や介護サービスが必要な人等）。要配慮者のうち、自宅等で生活を継続可能な人は、一般住民と同様の行動をとる。

出典：内閣府（防災担当）（2025）「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」

3-4 雪害対策

我が国は、急峻な山脈からなる弧状列島であり、冬季には、シベリア方面から冷たい季節風が吹き、日本海には南からの暖流があるため、日本海側で多量の降雪・積雪がもたらされる。そのため、屋根の雪下ろし中の転落、雪崩や暴風雪災害のほか、降積雪による都市機能の麻痺、交通の障害といった雪害が毎年発生している。令和6年度においても、大雪等が予想される場合には、関係省庁災害警戒会議を開催するなど、警戒体制に万全を期するとともに、実際に大雪となった場合には、被害状況等を踏まえ、政府一体となって災害応急対策に当たった。

また、過去の雪害事例を踏まえ、降雪による被災経験が少ない市町村であっても迅速かつ的確に降雪対応を実施できるよう、内閣府では、平成31年1月に「市町村のための降雪対応の手引き」（令和6年11月改訂）を作成し、その後も最新の取組等を反映させ、各地方公共団体へ周知を行っている。

また、豪雪地帯においては、豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）及び同法に基づき策定する豪雪地帯対策基本計画により、雪害の防除を始めとした総合的な豪雪地帯対策を実施している。国土交通省では令和6年度において、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金により、安全な地域づくりの将来構想の設定及びその実現のための地域のルールや取組を定める地域安全克雪方針の策定、同方針策定に向けた除排雪時の安全対策に係る試行的な取組（地域の除排雪体制の整備、安全講習会の開催、命綱固定アンカーの普及活動、除排雪の自動化・省力化に関する技術の開発導入等）及び同方針に位置付けた地域の除排雪体制の定着に向けた実装化の取組を行う地方公共団体への支援を行っている。

第4節 国際防災協力

4-1 国連などの国際機関を通じた防災協力

我が国は、災害の経験・知識や防災の施策を多く蓄積しており、これらを共有することにより、防災分野で世界の議論をけん引し、世界各国における防災の取組強化に貢献している。特に、平成27年3月に第3回国連防災世界会議を宮城県仙台市で開催したことを踏まえ、そこで採択された「仙台防災枠組2015－2030」（以下「仙台防災枠組」という。）の実施において、主導的な役割を果たすことが世界各国から期待されている。このため、内閣府や外務省においては、国連などの国際機関を通じた防災協力を積極的に推進している。

（1）国連防災機関（UNDRR）を通じた防災協力

仙台防災枠組を推進するため、同枠組の実施に係るモニタリング、調整、各地域や国の支援等を行っている国連防災機関（UNDRR：United Nations Office for Disaster Risk Reduction）の活動を支援するため、令和6年度は内閣府及び外務省が合わせて約733万ドル（約10億2,000万円）を拠出している。

仙台防災枠組の実施期間において中間年となる令和5年に、この枠組みの取組や達成状況を振り返り、後半期に向けた課題などを洗い出す中間レビューが実施され、気候変動の影響等を踏まえた災害リスク分析の強化、防災部局と気候変動部局等の関係機関間の連携、民間投資を含めた防災投資の誘導策の強化、被災地域の増加を踏まえた「より良い復興（Build Back Better）」の経験共有といった取組を一層強化すること等が確認されている。また、世界津波の日高校生サミットや世界津波博物館会議の開催を含め、平成27年に国連総会において日本が採択を主導した「世界津波の日（11月5日）」の普及啓発を行い、世界各国における「津波に対する意識向上のための啓発活動」や「津波対策の強化」等を推進した。

令和6年10月14日から18日に、アジア太平洋各国が防災の取組について定期的に情報共有・議

論を行う「アジア太平洋防災閣僚級会議」の第10回会議がフィリピン・マニラにおいて開催された。日本からは原内閣府審議官が出席し、仙台防災枠組の更なる推進に向けた、災害対応体制の強化や減災のためのインフラ整備等の防災投資といった重点的取組について述べた。また、パートナーイベント及びブース展示において、地震対策を始めとした日本の防災技術に関する紹介を行った。



「第10回アジア太平洋防災閣僚級会議」の様子

(2) 国際復興支援プラットフォーム（IRP）

国際復興支援プラットフォーム（IRP：International Recovery Platform）は、平成17年に兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組2005-2015」を受けて、円滑な復興を支援するためのネットワークと同枠組の充実を図ること、復興に関する教訓の発信や復興に向けた共通手法・仕組みを開発すること、復興計画・構想策定に助言や支援を行うことなどを目的として、同年5月に兵庫県神戸市に設立された。仙台防災枠組において、IRPは「より良い復興（Build Back Better）」を推進するための国際的なメカニズムの一つとして、その強化がうたわれている。日本政府（内閣府）は運営委員会共同議長としてその発展の基盤づくりに貢献するとともに、IRPの活動を支援している。

阪神・淡路大震災から30年の節目となる令和7年1月28日には、兵庫県神戸市において「国際復興フォーラム2025」が開催され、56ヶ国から424名（オンライン参加を含む。）が参加した。フォーラムでは「変化する世界においてレジリエント（強靱）な復興を実現するー阪神・淡路大震災から30年を振り返ってー」のテーマのもと、日本国内でこれまでの大地震において復興に当たった行政関係者や災害中間支援組織、また、大地震を経験したインドネシア・フィリピン・ネパールの防災機関が、それぞれの復興における経験や課題、「より良い復興」のために必要な平時からの取組等について情報共有と議論を行った。



「国際復興フォーラム2025」の様子

(3) アジア防災センター（ADRC）との共同活動を通じた防災協力

アジア防災センター（ADRC：Asian Disaster Reduction Center）は、災害教訓をアジア地域と共有するため、平成10年に兵庫県神戸市に設立されたものであり、令和7年3月現在、アジアの33か国が加盟している。ADRCは、防災情報の共有、加盟国の人材育成、地域コミュニティの防災力向上の3つを柱として、仙台防災枠組のアジアでの推進を主導している。人材育成の一環としては、加盟国から客員研究員を招聘しており（令和7年3月現在で累計138名）、防災政策の研究等を通じて加盟国の防災政策の企画立案に貢献する人材を育成している。また、各国の防災体制や最新災害情報等の収集及びホームページ上での提供、災害発生時の衛星データを利用した災害情報の活用推進といった活動も行っている。

内閣府はADRCとの共催により、「アジア防災会議（ACDR：Asian Conference on Disaster Reduction）」を開催し、加盟国や国際機関等からの参加を得て、アジアにおける防災・減災の課題に関する情報共有、意見交換、連携促進等を行っている。第20回目の同会議は「気候危機を乗り越えて持続可能な社会を築くための、先を見据えた対策と積極的な取り組み」をテーマに、令和6年11月12日及び13日にベトナム・ハノイにて開催された。加盟国（当時の33か国中15か国）を始め、国際機関、地域機関、民間セクター、学術・研究機関の代表など現地参加80名、オンライン参加62名の合計142名が参加した。同会議では、貫名内閣府大臣官房審議官（防災担当）が開会挨拶を行い、仙台防災枠組の実施進捗と課題を確認するとともに、水害リスク情報の強化に向けた取組や災害リスク削減や気候変動適応に向けた洪水対策の強化の取組等について、情報共有や意見交換がなされた。



アジア防災会議の様子

4-2 二国間等防災協力

内閣府は国際機関を通じた取組に加え、海外からの防災を担当する閣僚級の訪問等の機会を通じて、防災政策の経験を共有するなど、世界各国の政府における防災担当部局との連携を深めている。

(1) 日ASEAN防災閣僚級会合の開催を通じたASEANとの連携

「日ASEAN防災閣僚級会合」は日本とASEAN間の防災協力を一層強化するため、日本政府（内閣府）とASEAN加盟10か国の防災担当部局により、令和3年10月に発足した。

令和6年10月24日に「第4回日ASEAN防災閣僚級会合」がブルネイ・ダルサラームにて開催され、貫名内閣府大臣官房審議官（防災担当）が共同議長として出席し、令和4年に策定された「日ASEAN防災行動計画」の進捗状況を確認するとともに、日本の災害対応の経験を共有した。ASEAN日本政府代表部の紀谷大使も出席し、日ASEANの更なる協力関係強化の意思を表明した。また、令和6年はインド洋大津波の発生から20年の節目に当たることから、犠牲者を追悼し、ASEAN地域の20年の歩みを振り返る記念式典が執り行われた。



日ASEAN防災閣僚級会合・記念式典の様子

(2) G20防災作業部会を通じたG20各国との連携

令和5年にG20議長国インドにより、G20防災作業部会の設置が提起され、防災を取り巻く課題について国際社会が取り組むべき方針をまとめた議長声明の発表のほか、G20防災作業部会でのアジェンダや今後作成すべき成果物等の確認がなされた。「G20防災閣僚級会合」は、G20防災閣僚宣言の合意形成とその発表を行うため、令和6年にG20議長国のブラジルにより初めて提起され、G20各国の閣僚級代表の出席のもと令和6年11月に開催され、G20防災閣僚宣言が発表された。また、G20リオデジャネイロ首脳宣言においても、防災の重要性や国際社会による取組の推進の必要性が確認された。

(3) 内閣府と米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）との連携

米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）とは、平成26年12月に締結された協力覚書に基づき、国際会議やウェブ会議等を通じて情報共有や意見交換を実施している。

(4) 日韓防災会議の開催を通じた日韓の連携

平成10年10月の日韓首脳会談の際に取り交わされた「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップのための行動計画」に基づき、平成11年から毎年持ち回りで日韓防災会議を開催している。令和6年は12月9日に香川県高松市で開催された。会議には鳩山内閣府副大臣が出席し、日本からは能登半島地震における政府の対応、香川県における防災施策等を説明し、韓国からは避難所運営の改善や韓国の防災組織の変遷について紹介があった。また、同日に香川県庁の災害対策本部室や同県の防災センター等の視察を行った。



日韓防災会議の様子

(5) 防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD）の活動

「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD：Japan International Public-Private Association for Disaster Risk Reduction）」は、我が国が強みを有する防災技術やノウハウを、官民が一体となり積極的に海外展開していくことを目的に令和元年に設立されたものであり、令和7年3月時点で210企業・団体が会員となっている。

JIPADでは、我が国の防災政策・技術・ノウハウを一体的に紹介するとともに、官民ネットワークを構築し、防災協力関係を強化する官民防災セミナー等を開催している。

令和6年10月には「第10回アジア太平洋防災閣僚級会議」のパートナーイベントとして、フィリピン・マニラにて、UNDRRや独立行政法人国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）と連携し官民防災セミナーを開催した。同セミナーでは、地震計規格や耐震化といった大地震への備えをテーマとし、日本企業2社を含む民間企業が自社の防災技術や防災の取組を紹介した。パネルディスカッションでは、内閣府、国内外の民間企業や非営利団体等により、災害対策における官民それぞれの役割や取組実績、多様な主体の連携の重要性等が議論された。また、同会議の会場には、展示ブースエリアが設けられており、内閣府はJIPAD会員企業の協力のもとJICAとの共同ブースを出展し、日本の防災技術や知見を紹介する展示を行った。



官民防災セミナー・展示ブースの様子

その他にも、海外から防災行政幹部や担当官が訪日する機会を捉え、令和6年6月にはJICA研修で来日したインドネシア防災関連機関を対象に、官民防災セミナーを開催した。内閣府から日本の災害対策の知見を紹介するとともに、JIPAD会員企業がプレゼンテーションを行い、その後参加者との意見交換を実施した。

5-1 国土強靱化基本計画に基づく取組の推進

政府は、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づき、人命の最大限の保護、国家・社会の重要機能の維持等の基本方針等を踏まえ、国土強靱化基本計画（以下本節において「基本計画」という。）を、基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めている。

令和5年7月に閣議決定された基本計画では、前回の改定後に発生した令和元年東日本台風などの自然災害から得られた教訓や、気候変動の影響とその抑制策としてのグリーン・トランスフォーメーション（GX）の実現、国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給、パンデミック下における自然災害の発生といった社会情勢の変化を考慮し、国土強靱化政策の展開方向として、（1）国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理、（2）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化、（3）デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、（4）災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化、（5）地域における防災力の一層の強化、の5つの柱が位置付けられている（図表5-1-1）。

政府は、本基本計画に基づき、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、必要かつ十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を推進することとしている。

また、政府は本基本計画を踏まえ、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（以下本節において「5か年加速化対策」という。）等に基づく取組を着実に推進してきているが、5か年加速化対策後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なくこれまで以上に必要な事業が着実に進められるよう、令和6年能登半島地震の経験も踏まえつつ、5か年加速化対策の評価作業を進めるなど、「国土強靱化実施中期計画」の策定に係る検討を最大限加速し、早急に策定するよう取り組んでいる。

図表 5 - 1 - 1 新たな国土強靱化基本計画の概要



出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
(参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html)



5-2 国土強靱化年次計画の策定

政府は、「国土強靱化年次計画2024」(以下本節において「年次計画2024」という。)を令和6年7月26日に決定(国土強靱化推進本部決定)した。

年次計画2024では、当該年度に実施すべき主要施策や推進方針を明示するとともに、施策の進捗状況の把握・管理やそれらを踏まえた施策の改善などのPDCAサイクルの充実のため、定量的な指標による施策の進捗状況の把握・管理を行っている。さらに、5か年加速化対策については施策別に評価シートを作成して重点的に進捗管理を行っており、その進捗状況については、年次計画2024の決定時点までに、全体の事業規模である15兆円程度の8割以上に当たる約12.5兆円が確保されるとともに、目標達成の見通しについても、全対策の9割以上が「達成の見込み」あるいは「課題対応次第で達成可能」とされているなど、着実な進捗が確認された。また、評価シートでは、全ての5か年加速化対策について効果発揮事例等を取りまとめており、自然災害による被害を防止・軽減する効果が確実に発揮されていることも確認された。

関係府省庁は、年次計画2024に定める施策の推進方針にのっとり、各施策の目標が着実に達成されるよう、5か年加速化対策を始めとする国土強靱化の取組を実施した。(図表5-2-1)。

図表 5 - 2 - 1 国土強靱化年次計画 2024 の概要（令和 6 年 7 月）

国土強靱化年次計画2024（概要）

はじめに

第1章 2024年度（令和6年度）の国土強靱化の取組について

1 国土強靱化年次計画2024の策定及びこれに基づく施策の推進

(1) 年次計画策定の趣旨

(2) 施策グループ推進のための施策の充実・強化

1) 国土強靱化政策の展開方向

- ①防災インフラの整備、②ライフラインの強靱化、③デジタル等新技術の活用、④官民連携強化、⑤地域防災力の強化

2) 5か年加速化対策の推進

- ・令和6年度（4年目）までに累計約12.5兆円を確保

3) 地域の強靱化の推進

- ①地域計画の充実と実効性向上
・全都道府県及び全国の99％に当たる1,732市町村で地域計画を策定
- ②地域の強靱化の促進

4) 官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化

- ・新たに創設された国土強靱化に関する内閣総理大臣賞の活用

5) 世界の強靱化の主導等国際貢献の推進

(3) 指標の充実によるPDCAサイクルの強化

- ・「評価の在り方」を踏まえ補足指標を設定、KPIと一体で評価
- ・引き続き、新たなKPIの設定に向けた検討が必要

(4) 国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進

- 1) 「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」の推進
- 2) リスクコミュニケーション

2 基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し

3 大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化

- (令和6年能登半島地震について)
- ・令和6年1月1日、石川県能登地方を震源とするM7.6の地震が発生
- ・石川県能登地方に対しては**大津波警報**を発表
- ・家屋倒壊、土砂災害等により死者245名、重軽傷者1,302名
- ・全壊8,536棟、半壊19,015棟（令和6年4月16日現在）
- ・最大44,160戸で停電が発生、携帯電話等の通信障害も発生
- ・輪島市では焼損棟数約240棟、焼失面積約49,000㎡の大規模火災が発生
- ・多数の道路交通機能が途絶、22の港湾が被災
- ・強い地震動により液状化や大規模な隆起が発生
- 関係府省庁において検証中

4 国土強靱化実施中期計画策定に向けた検討

- ・実施中期計画については、5か年加速化対策の評価を実施した上で、計画策定に向けた検討を実施する必要
- ・5か年加速化対策については、施策別評価シートを作成する等、評価を充実（第3章）
- ・本評価結果も活用し、更なる指標の充実や施策グループの見直しを図り、実施中期計画の策定に向けた検討を推進

第2章 各施策グループの推進方針等

1 概要

2 35の各施策グループの推進方針及び施策グループ推進のための主要施策

事前に備えるべき目標		令和6年度に取り組むべき主要施策（主な例）
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ (1-1～1-7)	【国交】立地適正化計画の強化、災害ハザードエリアからの移転 【国交・農水・財務】流域治水対策 【国交】住宅・建築物の耐震化、密集市街地等の改善に向けた対策 【内閣府】火山災害対策の推進 【国交】ICT・データ・新技術等を活用した災害対策の構築 等
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ (2-1～2-7)	【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備・給水設備の強化、医療コンテナ活用 【環境】災害・停電時に役立つ避難施設防災拠点の再エネ・蓄エネ・コジェネレーション等の自立・分散型エネルギー設備に関する対策 【総務】消防団を中核とした地域防災力の充実強化 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備 【警察】災害用装備資機材の充実強化 等
3	必要不可欠な行政機能を確保する (3-1～3-3)	【総務】災害対策本部設置庁舎における非常用電源の確保 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化 【警察】警察施設の耐災害性の強化 【国交】緊急支援物資輸送のデジタル化推進事業 等
4	経済活動を機能不全に陥らせない (4-1～4-7)	【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充の支援 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策 【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証 【農水】食品サプライチェーンの事業者間の連携・協力体制の構築 【デジタル】預貯金口座付番制度 等
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる (5-1～5-5)	【総務】デジタルインフラの強靱化、衛星通信システムに関する制度整備 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、道路橋梁の耐震補強 【国交】上下水道施設の耐災害性強化 下水道施設の戦略的維持管理・更新 【経産】送電網の整備・強化、強靱かつ持続可能な電気供給体制の確立 【経産】需要家側燃料タンクや自家発電設備の設置 等
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する (6-1～6-6)	【総務】技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化 【国交】防災・減災の担い手（建設業）の確保 【法務・国交】所有者不明土地対策、地籍図の整備 【農水】農村における地域コミュニティの維持・活性化、山村コミュニティによる森林整備・保全活動 【文科】国指定等文化財の耐震対策・防災施設の整備 等

国土強靱化年次計画2024（概要）

第3章 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗管理

1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗状況（事業費ベース）

【令和6年5月時点の集計】

区 分	事業規模の目途 ＜閣議決定時＞	<1年目>		<2年目>		<3年目>		<4年目>		累 計
		令和2年度第3次補正等	事業規模	うち国費	令和3年度補正等	事業規模	うち国費	令和4年度第2次補正等	事業規模	うち国費
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（加速化・深化分）	おおむね15兆円程度 (うち国費は7兆円台半ば)	約4.16兆円	約1.97兆円	約3.02兆円	約1.52兆円	約2.70兆円	約1.53兆円	約3.06兆円	約1.52兆円 注3	事業規模 約12.5兆円 (うち国費 約6.2兆円)
1 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね12.3兆円程度	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約2.12兆円	約1.14兆円	約2.51兆円	約1.17兆円	事業規模 約10.2兆円 (うち国費 約4.8兆円)
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね2.7兆円程度	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	約0.49兆円	約0.29兆円	事業規模 約2.1兆円 (うち国費 約1.2兆円)
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	事業規模 約0.2兆円 (うち国費 約0.2兆円)

(注1) 事業規模には財政投融資によるものも含まれる。(注2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。(注3) 5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠(3,000億円)を含む(累計には含まない)。
※ 府省庁別の支出済額等(令和4年度決算完了時点)は別途集計作業を行っており、令和6年7月を目途に公表予定

2 123対策の進捗状況

(1) KPIに基づく目標達成の見通し

- ・123対策(161施策)のうち、97施策が「目標達成の見込み」、56施策が「課題対応次第で達成可能」
- ・8施策は5か年加速化対策の期間中に「達成困難」の見通し

(2) 取組事例と効果発現の状況

- ・度重なる線状降水帯の発生等による集中豪雨や台風による豪雨、令和6年能登半島地震に見られるような大規模な地震が発生する中、ハード・ソフト両面から施策の推進を図り、**防災・減災効果を発現**
- ・更なる効果発現に向けては、**ハード対策相互あるいはハード・ソフトの施策間の連携強化等**が課題

- 1) 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
 - ①人命・財産の被害を防止・最小化するための対策
 - ②交通ネットワーク・ライフラインを維持し、国民経済・生活を支えるための対策
- 2) 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
- 3) 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

3 今後の課題

気候変動を背景に激甚化・頻発化する豪雨災害への備えの強化／切迫性が高まる首都直下地震や南海トラフ巨大地震対策の推進／加速度的に進行するインフラ老朽化への対応／人口減少、少子高齢化が進む地方における効率的かつ効果的な対策の推進／人材確保への対応と革新的技術の活用 等

4 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策施策別評価シート

2

出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ

(参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/keikakugaiyou_r060726.pdf)



5-3 国土強靱化関係予算及び国土強靱化に資する税制改正

令和6年度補正予算においては、5年間でおおむね15兆円程度の事業規模を目途とする5か年加速化対策（加速化・深化）関連に係る経費に、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ緊急に対処すべき経費としての緊急防災枠（国費0.25兆円）を合わせ、国費1.7兆円（国土強靱化緊急対応枠0.3兆円を含む）を計上した。これらに、その他の国土強靱化関係予算を合わせると、合計2.2兆円を計上した。

また、令和7年度当初予算においては、国費約5.3兆円の国土強靱化関係予算を計上した。

さらに、民間事業者等が行う国土強靱化の取組を税制面においても促進できるよう、関係省庁と連携し国土強靱化に資する税制の更なる充実を図ってきており、令和7年度の税制改正事項については、新設1件を含む11項目を取りまとめ、公表した。

5-4 国土強靱化地域計画の内容充実

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。地域の強靱化の推進に当たっての基本的な計画となる「国土強靱化地域計画」（以下本節において「地域計画」という。）は、47都道府県及びほぼ全ての市町村で策定されているが、今後、強靱化の取組の更なる充実を図るためには、過去に経験した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、地域住民や民間事業者等の地域の様々な主体と計画の検討段階から連携・協働すること等により、実効性の高い地域計画へと内容の充実を図っていくことが重要である。加えて、基本計画において、国土強靱化政策の展開方向の一つに「地域における防災力の一層の強化」が位置付けられたところであり、地域計画こそが地域の強靱化を推進するための羅針盤であるという観点からも、その内容充実が求められている。これらを踏まえ、政府においては地域計画の内容を充実させる際の実務的な手順書である「国土強靱化地域計画内容充実ガイドライン」（令和7年2月）や、「国土強靱化に資する各都道府県／市町村独自の施策・事業事例集」（令和6年6月）を作成し、全国の地方公共団体に提供したほか、国の職員による説明会等の開催や、関係府省庁が所管する交付金・補助金の地域計画に事業箇所や実施時期等が具体的に明記された事業への重点化などにより、地域における強靱化の取組を支援した。

5-5 国土強靱化に関する民間の取組促進及び広報・普及啓発活動の推進

（1）国土強靱化に関する民間の取組促進

政府は、国土強靱化に資する民間企業等の取組を促進するため、平成28年度から事業継続に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組みを運用している。大規模自然災害等に際しては、個々の企業等の「自助」のみならず、社会全体での共助を最大限機能させることが重要であることから、「国土強靱化貢献団体」のうち、社会貢献に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体（＋共助）」として認証する仕組みを平成30年度に追加しており、令和7年3月末までに、計325団体（うち「＋共助」は215団体）が認証されている。（認証組織：（一社）レジリエンスジャパン推進協議会）

そして、国土強靱化に資するまちづくり、技術・製品・システム開発、教育活動や普及啓発活動等の取組に関し、顕著な功績のあった団体等に対して、その功績をたたえることにより、オールジャパンによる国土強靱化の取組を加速させ、強くしなやかな国民生活を実現することを目的として、「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）」として表彰している。第10回（表彰式：令和6年4月）において、内閣総理大臣賞、国土強靱化担当大臣賞を創設（主催：（一社）レジリエンスジャパン推進協議会）。

また、民間企業等の国土強靱化に関する先導的な取組については、毎年「国土強靱化に資する民間の取組事例集」を取りまとめ、ホームページやSNSで紹介するなど、先導的取組の浸透を図っている（図表5-5-1）。

さらに、国土強靱化に関する個人や地域での活動を広げていくため、一般の方を対象に「国土強靱化ワークショップ」を開催しており、令和6年度は計5回開催した。また、令和7年1月に国土強靱化の普及啓発を図るシンポジウムを和歌山県和歌山市において開催した。

図表 5-5-1 国土強靱化に関する民間の取組促進



出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
(参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/torikumi_minkan.html)



(2) 国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進

国土強靱化の推進に当たっては、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者の取組が不可欠であり、民間企業・団体や地域コミュニティ、また家庭や個人等のあらゆるレベルにおいて、事前防災の必要性やその効果等も含め、更に理解・関心を高めていく必要がある。

令和5年7月に新たに策定された基本計画では、①国土強靱化の理念や具体的な効果等の分かりやすい発信、②受け手の視点に立った情報発信・適切な媒体の活用、③関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携、を基本方針として、関係府省庁が連携し、積極的に国土強靱化の広報・普及啓発活動に取り組むこととしている。

その一環として、新たに制作した国土強靱化ポスターを、官公庁舎や地下鉄等、各所で掲出・配布するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による取組事例集」の作成、令和6年能登半島地震等の災害時における効果発揮事例等の情報発信を行った（図表5-5-2、図表5-5-3）。発信に当たっては、幅広い層へ分かりやすく伝えるため、ホームページ、SNS、バナー広告やテレビ番組等の様々な媒体を活用した。

図表 5-5-2 国土強靱化ポスター



出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
(参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kouhou.html)



図表 5-5-3 防災・減災、国土強靱化の効果発揮事例

船舶による迅速な支援活動の展開(耐震強化岸壁の機能発揮)

国土強靱化

災害時の効果発揮事例

概要:七尾港(石川県七尾市)において、耐震強化岸壁の整備を実施。令和6年能登半島地震において、七尾市は震度6強を観測したが、軽微な損傷にとどまったことから、発災直後から支援物資輸送等の海上ルートを活用した被災地の支援活動に貢献した。

府省庁名:国土交通省

- 実施主体:石川県
- 実施場所:石川県七尾市
- 事業概要:七尾港で耐震強化岸壁の整備を実施
- 事業費:約27億円

- 災害名:令和6年能登半島地震
※七尾港(七尾市)では震度6強を観測
- 被害:石川県能登地方では多くの港湾施設が被災
- 効果:七尾港で整備された耐震強化岸壁では、令和6年能登半島地震の際、軽微な損傷にとどまったことから、条件付きでの利用が可能と判断され、発災直後から支援物資輸送等の海上ルートを活用した被災地の支援活動に貢献した。

主な事業	実施内容	事業費	実施期間
七尾港矢田新地区耐震強化岸壁整備事業	岸壁(水深7.5m)泊地(水深7.5m)	約27億円	H7~H27

令和6年能登半島地震の事例(七尾港、矢田新さん橋)



早期の利用再開に寄与

○耐震強化岸壁では地震発生直後より条件付きでの利用可能と判断され、支援物資輸送等の船舶による支援活動に貢献した。



水道管路緊急改善事業による断水回避

3か年緊急対策

5か年加速化対策

国土強靱化

災害時の効果発揮事例

概要:新潟市において事故や災害発生時に水道事業への被害を最小限に抑えるよう基幹管路の耐震化を実施。令和6年能登半島地震において、新潟市では震度5強を観測したが、当該管路においては被害は生じず、大規模かつ長期的な断水を回避できた。

対策名:116 全国の上水道管路に関する緊急対策<3か年緊急対策>【厚生労働省】
70-2上水道管路の耐震化対策<5か年加速化対策>【国土交通省】

- 実施主体:新潟県新潟市
- 実施場所:新潟県新潟市
- 事業概要:事故や災害発生時においても施設被害を最小限に抑えるよう、水道施設の耐震化を実施。
- 事業費:32.5億円
(うち3か年緊急対策分5.1億円)
(うち5か年加速化対策(加速化・深化分)3.0億円)

主な事業	実施内容	事業費	実施期間
水道管路緊急改善事業	基幹管路の耐震化	約32.5億円	R1~R5
うち3か年緊急対策	管径:500~700mm 布設延長:約5.7km	約5.1億円	R1~R3
うち5か年加速化対策	管径:400~900mm 布設延長:約3.3km	約3.0億円	R4~R5

- 災害の外力:新潟市内の最大震度5強
- 被害と効果:新潟市西区・江南区を中心に液状化が発生し、多くの上水道管路が損傷したが、当該事業により更新した基幹管路は地震による被害が無く、大規模かつ長期的な断水を回避できた。



ダクタイル鋳鉄管(耐震継手(NS型)、管径700mm)布設工事

出典:内閣官房国土強靱化推進室ホームページ

(参照: https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kouhou/koukahakkijirei.html)



第2章

原子力災害に係る施策の取組状況

第1節

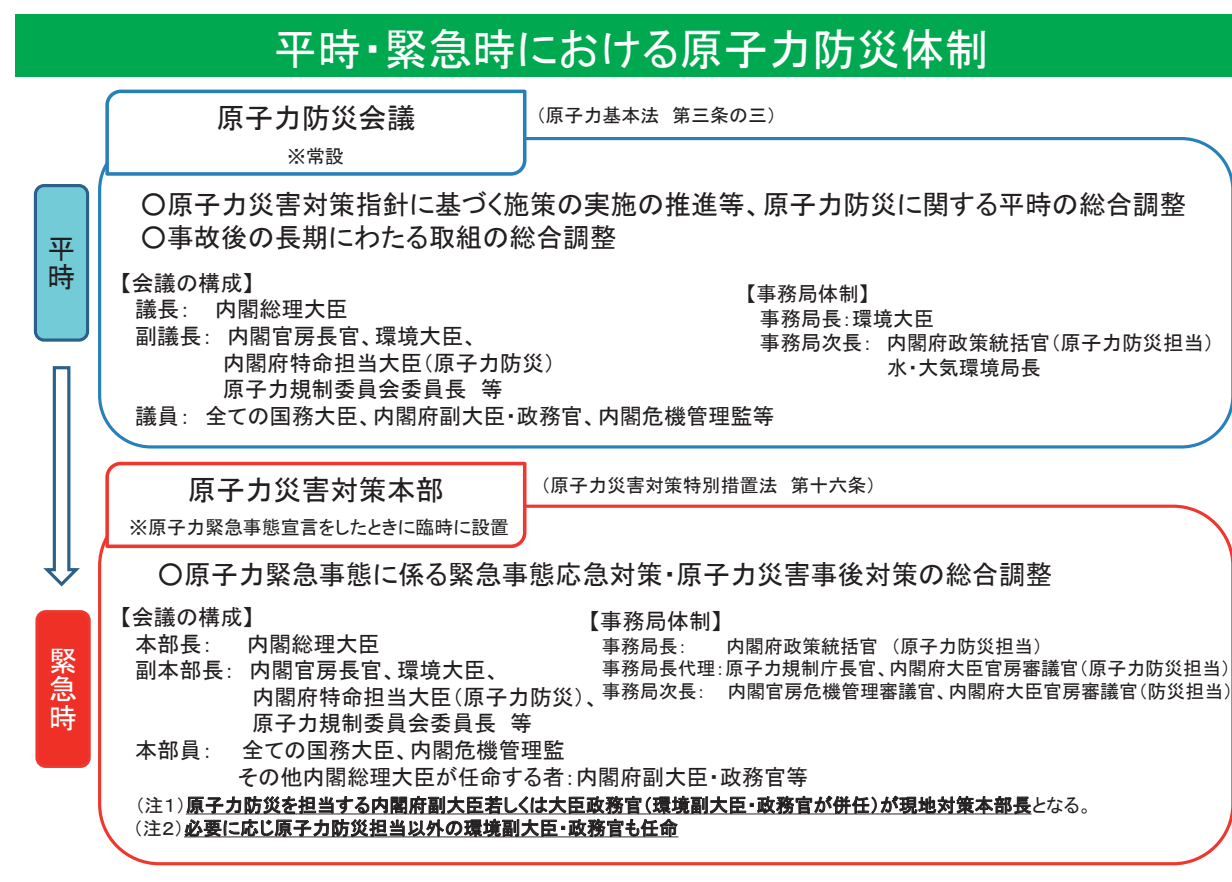
原子力防災体制について

1-1

平時の原子力防災体制

原子力災害は、万が一の被害が甚大かつ広範囲にわたるため、その対策に係る施策は、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することが必要である。このため、平時から政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として、内閣に「原子力防災会議」が設置されている。同会議の主な役割は、内閣府を始めとする関係省庁と関係地方公共団体等が参加する各地域の「地域原子力防災協議会」（以下本章において「協議会」という。）において、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認した地域の「緊急時対応」について、了承することである。この原子力防災会議の議長には内閣総理大臣、副議長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長等を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監等を充てている（図表1-1-1）。

図表1-1-1 平時・緊急時における原子力防災体制



出典：内閣府資料

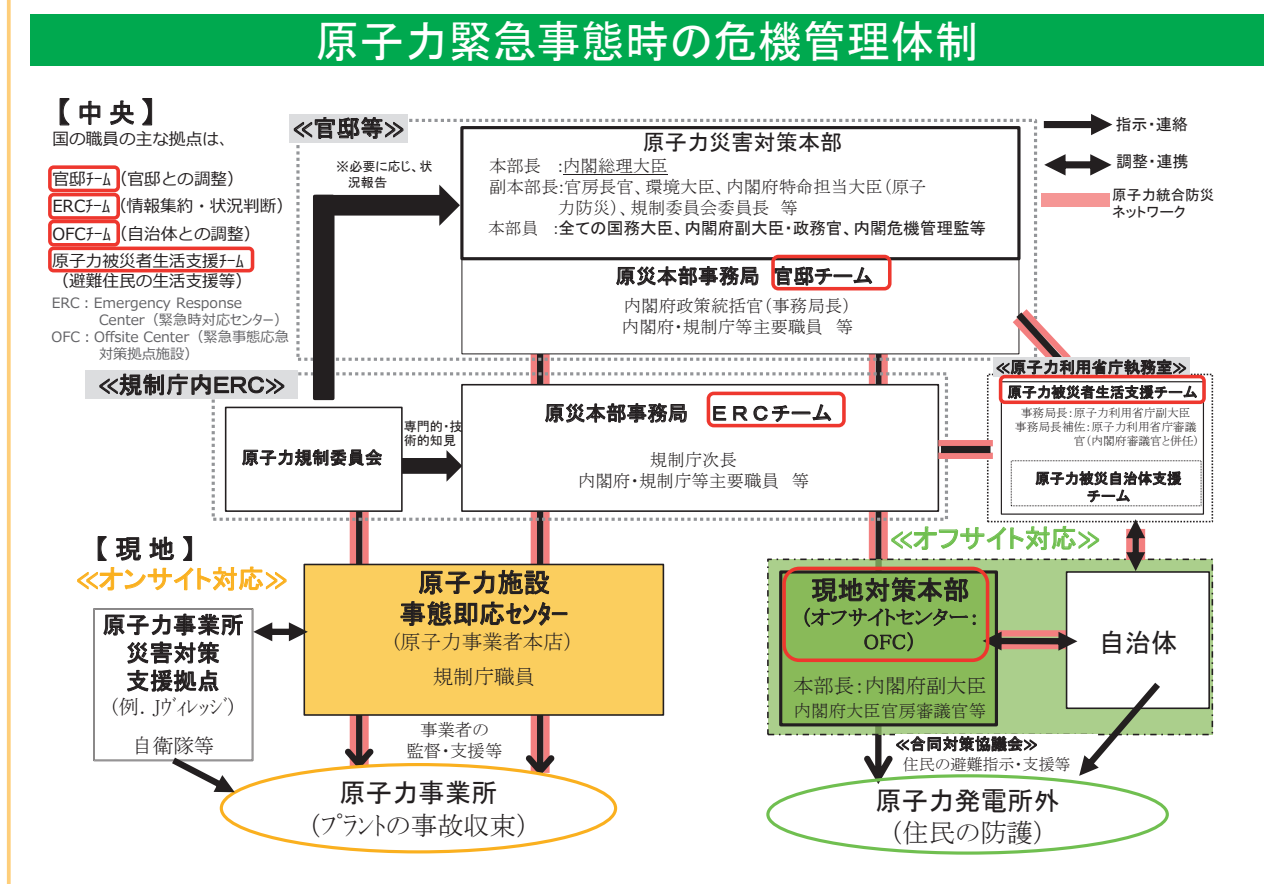
1-2 緊急時の原子力防災体制

万が一大量の放射性物質等の放出等により原子力緊急事態が発生した場合は、「原子力災害対策本部」が設置される。同本部の主な役割は、実際の現場や被害の状況を把握し、その状況に即した緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため、国の関係機関や地方公共団体等との総合調整等を行うことである。また、同本部の本部長には内閣総理大臣、副本部長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）、原子力規制委員会委員長等を、本部員には全ての国務大臣、内閣危機管理監等を充てている（図表1-1-1）。

同本部における役割分担については、技術的・専門的事項の判断は原子力規制委員会が一義的に担い、原子力施設への対応に必要な機材調達や施設外（オフサイト）対応全般は本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係省庁が対応することとなっている。同本部の事務局は、平成26年10月14日に発足した内閣府政策統括官（原子力防災担当）が担うこととなる。

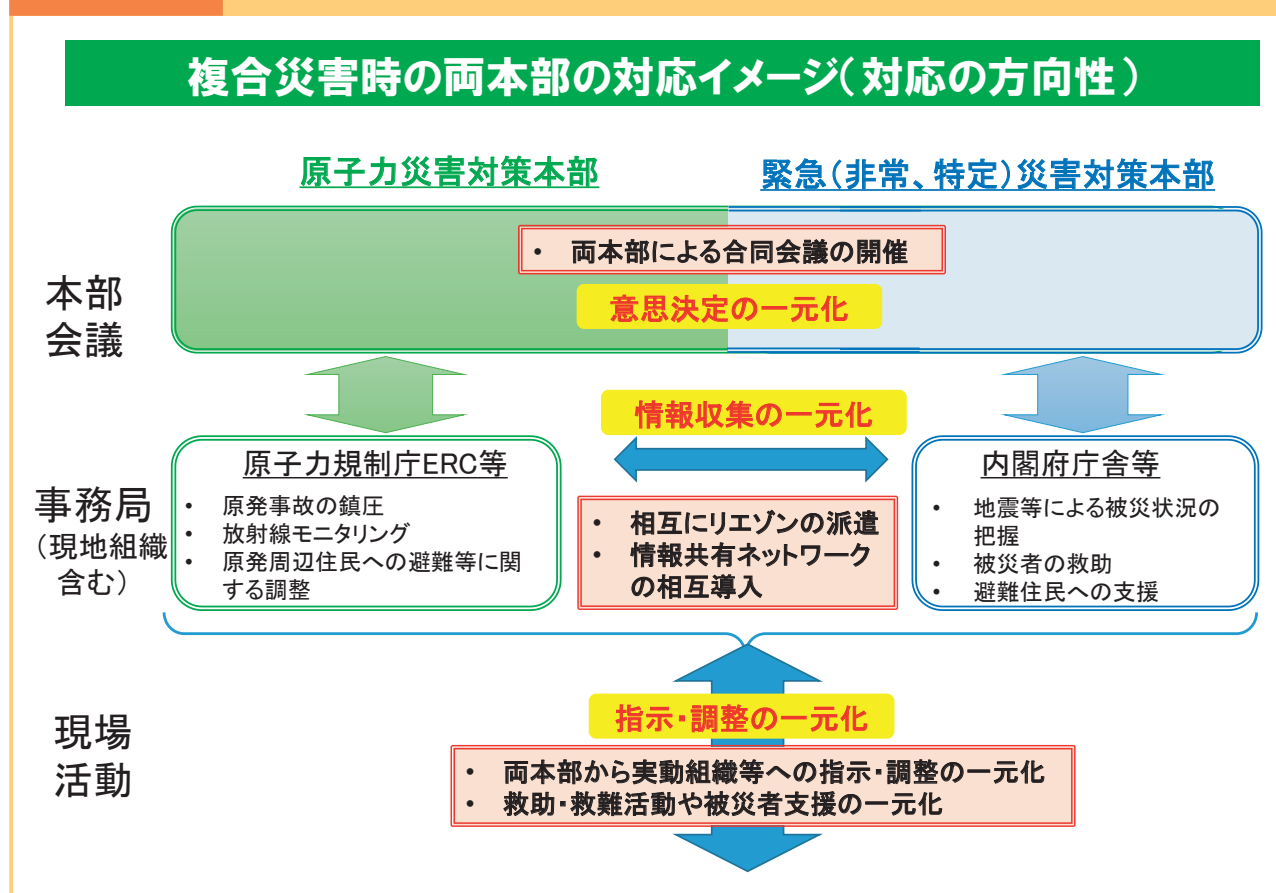
また、複合災害時に関しては、平成27年7月に防災基本計画を修正し、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」又は「非常災害対策本部」（令和3年5月の災害対策基本法改正以降は「特定災害対策本部」を含む。）と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行うことができる連携体制を整えることとし、複合災害発生時の体制を強化している（図表1-2-1、図表1-2-2）。

図表1-2-1 原子力緊急事態時の危機管理体制



出典：内閣府資料

図表 1 - 2 - 2 複合災害時の両本部の対応イメージ（対応の方向性）



出典：内閣府資料

第2節 原子力規制委員会における原子力災害対策

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組を継続的に行っていくことが極めて重要である。原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時即応」を組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいる。

2-1 原子力災害対策に係る取組

原子力規制委員会では、最新の国際的知見を積極的に取り入れるなど、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう原子力災害対策指針の充実を図っている。

原子力災害時に全国規模で要員の派遣調整を行える体制を構築するため、原子力災害対策指針の改正を行い、全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関を国が指定する枠組みを新設した。当該枠組みに基づき公益社団法人日本診療放射線技師会を指定するなど、原子力災害時における要員の確保に努めている。また、令和6年1月に女川地域で開催した地元自治体との意見交換を踏まえ、同年3月に屋内退避を最も効果的に運用するための検討を行うことを目的として設置された「原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チーム」が9回開催され、屋内退避の対象範囲、実施期間、解除や避難への切替えの判断に当たって考慮する事項等について検討が行われた。

2-2 緊急時対応への取組

原子力規制委員会では、原子力災害等が発生した場合に備えた各種訓練の実施や参加を通して防災業務に携わる職員の能力向上や防災体制等の課題の抽出・改善等を継続的に行っている。

令和6年度は緊急時対応能力向上のため、原子力規制委員会委員長、委員及び原子力規制庁幹部といった緊急時に意思決定を担う者を中心に緊急時対応の机上訓練（2回）等を実施するとともに、一部の原子力事業者防災訓練には、原子力規制委員会委員等が参加した。

また、原子力事業者防災訓練では、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）チームプラント班と原子力事業者の原子力施設事態即応センター間のより円滑な情報共有の在り方を追求し、さらにERCチームの他の機能班も参加した訓練では、事業者防災訓練のシナリオや当日の流れを踏まえてオフサイト側の対応手順の確認を実施した。

くわえて、原子力規制委員会は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）に基づき実施される原子力事業者防災訓練について、平成25年度から原子力事業者防災訓練報告会を開催し、訓練の評価を行っている。

令和6年7月11日に開催した報告会では、令和5年度の原子力事業者防災訓練に対する評価結果を報告した。実用発電用原子炉施設については、令和3年度から原子力規制庁と原子力事業者の間で、緊急時対応能力の向上のための訓練の在り方や規制の関与について意見交換を進めてきており、より柔軟で自主的な訓練を促進し、訓練の実効性を向上させる方策を令和6年度の訓練実施方針に反映することとし、この方針に基づき令和6年度の訓練を実施した。

大規模自然災害が発生した場合は、複数事業所が設置されている地域では同一地域複数事業所同時発災が想定されるため、令和5年度に引き続き令和6年度の原子力事業者防災訓練においても、大規模自然災害による同一地域複数事業所同時発災を模擬した訓練を実施した。

今後、令和6年度の訓練結果から課題の抽出・改善等を行う予定である。

2-3 緊急時モニタリングに係る取組

原子力規制委員会は、原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うため、「緊急時モニタリングセンター」を全ての原子力施設立地地域に整備している。また、各地域の緊急時モニタリングセンターが原子力災害時に確実に機能するように、必要な資機材等の維持管理を行っている。さらに、原子力規制事務所への放射線モニタリング担当職員の配置等により、緊急時モニタリング体制の充実・強化を図っている。原子力災害発生時における緊急時モニタリング結果の集約、関係者間での共有及び迅速な公表を目的とした「放射線モニタリング情報共有・公表システム」については、緊急時における国民への情報伝達の円滑化に資するため、平常時からモニタリング情報の公表を行っている。また、放射線モニタリング情報共有・公表システムから、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」又は「非常災害対策本部」（令和3年5月の災害対策基本法改正以降は「特定災害対策本部」を含む。）の総合防災情報システムへの放射線モニタリング情報の自動連携を令和6年度中に開始する予定である。

2-4 事故・故障等

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）では原子力事業者等に対し、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）では許可届出使用者等に対して、発生した事故・故障等を原子力規制委員会に報告することを義務付けており、令和6年度に受けた報告は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく原子力事業者等から1件、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく許可届出使用者等から6件となっている。

第3節 地域の原子力防災体制の充実・強化

3-1 地域防災計画・避難計画の策定と支援

地方公共団体のうち、関係道府県及び市町村においては、災害対策基本法に基づき地域防災計画（原子力災害対策編）（以下本章において「地域防災計画」という。）を作成し、原子力災害対応においてとるべき基本的な対応を定めることとなっている。

現在、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、原子力発電所からおおむね30km圏内の関係地方公共団体において地域防災計画が策定されている（図表3-1-1）。地域防災計画は、内容の具体化や充実化が重要であり、避難計画や要配慮者対策の具体化等を進めるに当たって、地方公共団体のみでは解決が困難な対策について国が積極的に支援することとしている。

図表3-1-1 地域防災計画・避難計画の策定状況

地域防災計画、避難計画の策定状況

令和7年3月末時点

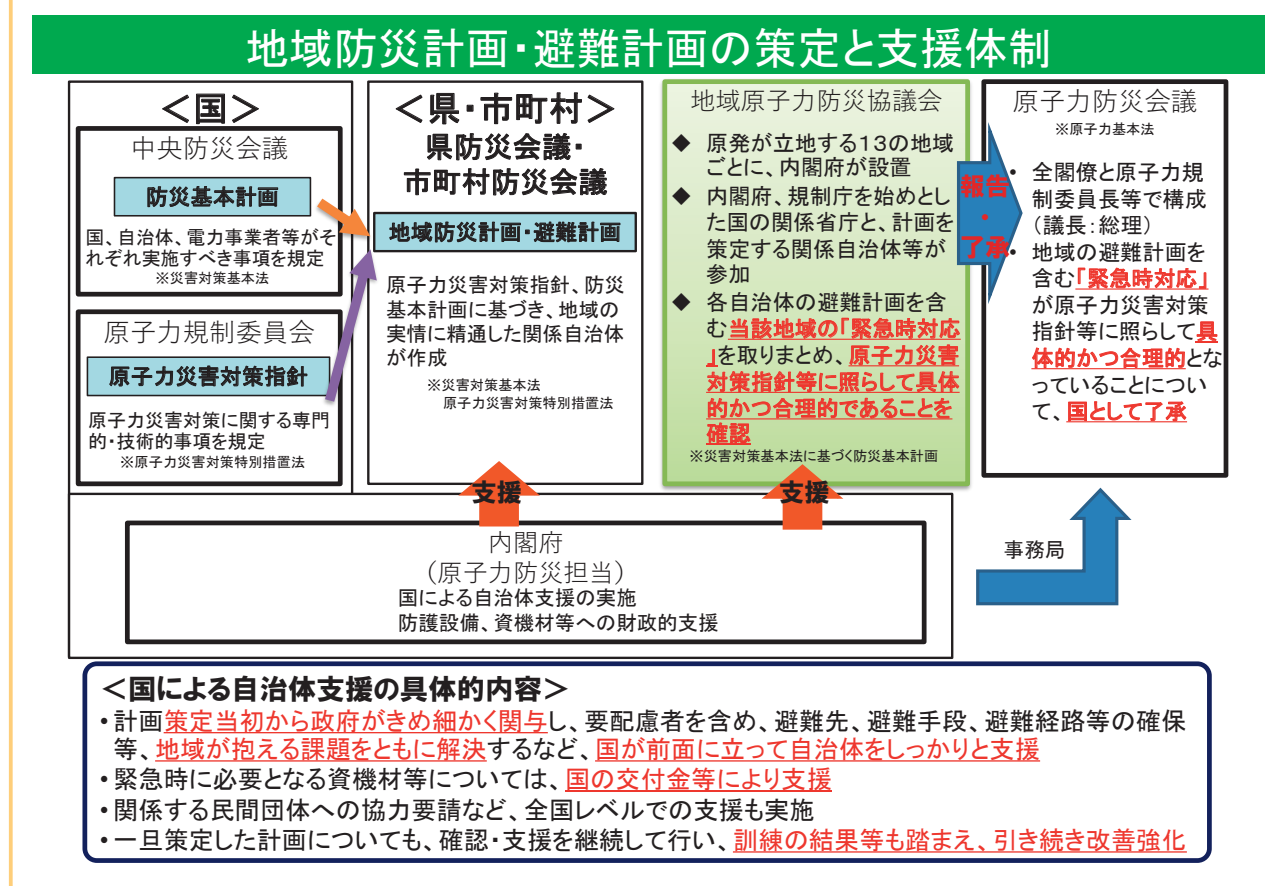
	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数
泊地域	13	13	13
東通地域	5	5	5
女川地域	7	7	7
福島地域	13	13	13
柏崎刈羽地域	9	9	9
東海第二地域	14	14	8
浜岡地域	11	11	11
志賀地域	9	9	9
福井エリア	23	23	23
島根地域	6	6	6
伊方地域	8	8	8
玄海地域	8	8	8
川内地域	9	9	9
13地域計	135	135	129

出典：内閣府資料

原子力防災体制の構築・充実については、道路整備等による避難経路の確保等を含め、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することとしている。

内閣府は、「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」（平成25年9月原子力防災会議決定）に基づき、道府県や市町村が作成する地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月に原子力発電所の所在する地域ごとに課題を解決するためのワーキングチームとして協議会を設置し、その下に作業部会を置いた。各地域の作業部会では、避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、国と関係地方公共団体が一体となって地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化に取り組んでいる（図表3-1-2）。

図表3-1-2 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制

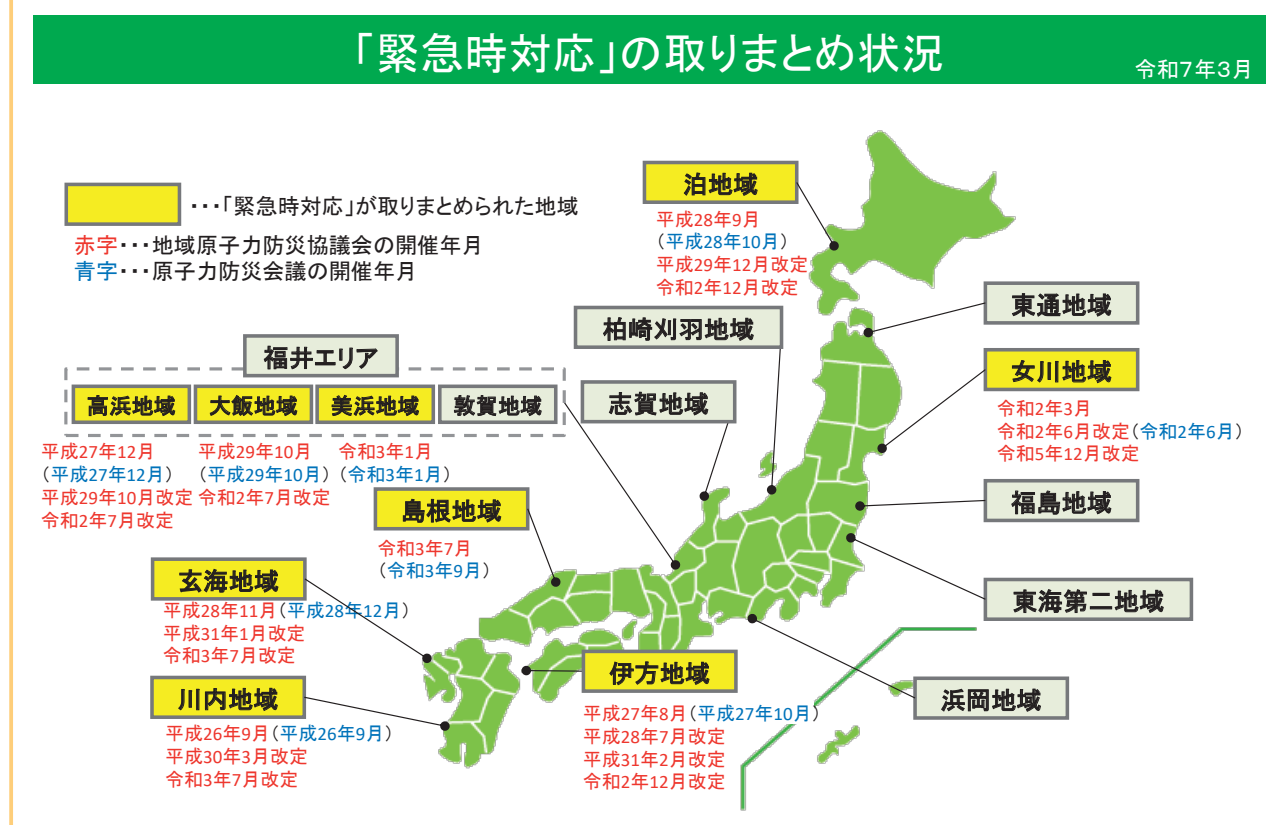


出典：内閣府資料

原子力防災体制の具体化・充実化については、地域ごとに内閣府が設置する協議会において、関係地方公共団体の地域防災計画及び避難計画を含む地域ごとの「緊急時対応」を取りまとめ、それが原子力災害対策指針等に照らして、具体的かつ合理的なものであることを、協議会に参加している関係省庁、関係地方公共団体、関係機関の各主体が確認している。また、協議会において確認された「緊急時対応」については、内閣総理大臣を議長とし、全閣僚、原子力規制委員長等から構成される原子力防災会議に報告され、了承を得ている。「緊急時対応」の確認とこれら計画等に基づく各地域の原子力防災体制の具体化・充実化の支援（Plan）に加え、これら計画に基づく原子力防災訓練の実施（Do）、原子力防災訓練結果からの反省点の抽出（Check）、これら反省点を踏まえた地域ごとの計画等の改善（Action）を図るというPDCAサイクルを導入し、内閣府及び関係地方公共団体等は、継続的に地域の原子力防災体制の充実・強化及び実効性の向上に努めている。

各地域の「緊急時対応」について、令和6年度末時点では、対象となる全16地域のうち、9つの地域において取りまとめられ、その内容が確認されている（**図表3-1-3**）。

図表 3 - 1 - 3 「緊急時対応」の取りまとめ状況



出典：内閣府資料

なお、福井エリアについては、敦賀、美浜、大飯、高浜の各地域に分科会を設置し、各地域に特化して具体的に解決すべき課題について検討することとしている。

3-2 その他の関係道府県への支援・取組

(1) 安定ヨウ素剤の備蓄・配布

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするために服用する安定ヨウ素剤は、P A Z (Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域)・U P Z (Urgent Protective Action Planning Zone：緊急防護措置を準備する区域)内において、国の財政支援の下、地方公共団体が備蓄や事前配布を行っている。U P Z外の住民に対する安定ヨウ素剤については、内閣府が備蓄を行っている。

緊急配布による安定ヨウ素剤の受取の負担を考慮し、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるU P Z内住民に対し、適切に事前配布の運用が図られるよう地方公共団体を支援している。また、住民への説明会に加えて、薬局での配布や説明会の遠隔開催により、住民の負担軽減を図る等、配布率の向上を図っている。

(2) オフサイトセンターの指定

原子力災害対策特別措置法第12条第1項に基づき、内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）を指定することとなっている。

オフサイトセンターの満たすべき要件は、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成24年文部科学省・経済産業省令第3号）で定められているが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、平成24年9月に実用発電用原子炉

に係るオフサイトセンターは、その立地場所について、基本的に5～30km圏内（UPZ内）とする等の改正を行っている。その後、平成29年3月に原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正し、核燃料施設等に係る原子力災害対策重点区域の範囲等について設定を行ったことを踏まえ、令和元年8月に核燃料施設等に係るオフサイトセンターが満たすべき要件について実用発電用原子炉に係るオフサイトセンターと基本的に同等の要件に改正した。現在、全国で23施設のオフサイトセンターが設置されている（図表3-2-1）。

図表3-2-1 全国のオフサイトセンター



出典：内閣府資料

（3）避難の円滑化に向けた支援

道路整備等による避難経路の確保など、原子力災害時における避難の円滑化は、地域住民の安全・安心の観点から重要であり、関係省庁が連携し政府全体が一体的に取り組むこととしている。

内閣府においては、避難経路における様々な阻害要因に関して、効果的・効率的な避難方法の改善についてモデルとなる経路を選定し、道府県の避難円滑化計画の作成、改善モデルの実証及びその成果の普及について支援を行ってきた。令和3年度からは、このモデル実証の結果を踏まえ、原子力発電施設等緊急時安全対策交付金に新たに緊急時避難円滑化事業を創設し、住民の円滑な避難又は一時移転を確保するための交通誘導対策等や地域防災計画に位置付けられた避難経路上の改善について支援を行っている。

3-3 地域の原子力防災体制に係る訓練や研修

(1) 地方公共団体における原子力防災訓練への支援

地方公共団体は、災害対策基本法等に基づき定期的に原子力防災訓練を実施することとなっている。道府県が主催する原子力防災訓練では、例年、道府県知事を始めとする地方公共団体及び内閣府並びに警察、消防、海上保安庁、自衛隊といった実動組織が参加し、住民避難や避難退域時検査については、一部実動訓練を取り入れた形で訓練が実施されている（図表3-3-1）。

各協議会においては、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化が図られた地域について、地域防災計画及び避難計画の具体性や実効性の検証を目的として、原子力防災訓練の企画・実施や評価方法の普及、原子力防災訓練を通じたPDCAサイクルの実践等、必要な支援を行っている。

また、内閣府は平成30年3月に、道府県が主体となる訓練の企画、実施及び評価までの訓練全般における基本的な指針となる「原子力防災訓練の企画、実施及び評価のためのガイダンス」を策定しており、平成31年3月には同ガイダンスの改訂等を行った。さらに、同ガイダンスに沿って担当者が具体的に行うべき事項を記載した「原子力防災担当者のための訓練実務マニュアル」と併せて同ガイダンスを関係道府県に配布し、これらの普及を図っている。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kunren/kunren.html）



図表3-3-1 令和6年度における各地域での地方公共団体による原子力防災訓練の実施状況

地域	訓練名	日時
泊	北海道原子力防災総合訓練	令和6年10月31日、令和7年2月13日
東通	青森県原子力防災訓練	令和6年11月9日、12月23日
女川	宮城県原子力防災訓練	令和6年6月12日、令和7年2月8日、2月13日
福島	福島県原子力防災訓練	令和6年11月9日、令和7年1月21日
東海第二	茨城県原子力防災訓練	令和6年10月9日
柏崎刈羽	新潟県原子力防災訓練	令和6年8月24日、9月6日、10月22日、10月24日、10月26日、10月29日、11月1日、11月2日、11月14日、令和7年1月24日、1月25日
志賀	石川県原子力防災訓練	令和6年11月24日
	富山県原子力防災訓練	令和6年11月24日
福井	福井県原子力総合防災訓練	令和6年10月25日、10月26日
	滋賀県原子力防災訓練	令和6年8月26日、10月28日、11月14日、11月16日、令和7年1月21日、1月22日
	岐阜県原子力防災訓練	令和6年11月16日
	京都府原子力総合防災訓練	令和6年12月1日
浜岡	静岡県原子力防災訓練	令和7年1月29日、2月2日
島根	島根県原子力防災訓練	令和6年10月9日、11月7日、11月9日、11月13日、11月16日、11月18日、11月23日、令和7年2月6日
	鳥取県原子力防災訓練	令和6年7月31日、9月3日、11月15日、11月16日、11月22日、令和7年2月6日
伊方	愛媛県原子力防災訓練	令和6年10月16日、10月17日
	山口県原子力防災訓練	令和6年10月16日、10月17日、10月22日
玄海	佐賀県原子力防災訓練	令和6年11月30日、令和7年1月31日
	長崎県原子力防災訓練	令和6年11月30日
	福岡県原子力防災訓練	令和6年11月30日
川内	鹿児島県原子力防災訓練	令和7年2月14日、2月15日、2月16日（※国等による令和6年度原子力総合防災訓練と連携）

出典：内閣府資料

(2) 国や地方公共団体、実動組織等の職員への研修の実施 (国による研修事業)

内閣府では、国や地方公共団体等の防災業務関係者に対し、原子力災害対策指針の防護措置の考え方について理解し、原子力災害時の対応力を向上させることを目的として、原子力災害対策要員研修及び原子力災害現地対策本部図上演習を実施している。

また、防災業務関係者の中から中心的な役割を担う者等を対象に原子力災害時の事態進展に応じた国の本部運営等の理解を促すことを目的とした中核人材育成研修を実施するとともに、地方公共団体の防災業務関係者を対象に、原子力災害時の住民避難等を円滑に行うために必要な防護措置に関わる情報共有等の対応等の能力向上を目的とした実務人材研修を実施している。

さらに、国の防災業務関係者を対象とし、放射線防護のために必要な基礎知識を習得することを目的として、原子力防災基礎研修を実施している。

① 原子力災害対策要員研修

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、原子力防災に関する法令、原子力災害対策指針、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故から得られた教訓を踏まえた原子力防災に関する基礎知識を習得することを目的として、原子力災害対策要員研修を実施している。令和6年度においては、40回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・原子力防災関連法令の概要（座学）
- ・原子力災害対策指針に基づいた放射線防護の基本的な考え方（座学）
- ・東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓（座学）等

② 原子力災害現地対策本部図上演習

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、緊急時の災害対応能力を習得すること、また、地方公共団体が策定する地域防災計画及び避難計画の検証並びに改善を図ることを目的として、原子力災害現地対策本部図上演習を実施している。令和6年度においては13回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・緊急事態応急対策拠点施設における活動（座学）
- ・機能班別課題演習
- ・シナリオに基づいた図上演習 等

③ 中核人材育成研修

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者の中から中心的な役割を担う要員を対象に、原子力災害時に対応できるよう中核的役割を担う人材を育成するため、必要な知識の習得及び能力の向上を目的として中核人材育成研修を実施している。令和6年度においては、国の要員に対して6回、道府県及び市町村の要員に対して2回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・発電用原子炉における緊急事態（座学）
- ・原子力緊急事態と健康影響（座学）
- ・原子力緊急事態における防護措置（座学）
- ・図上演習 等

④ 実務人材研修

a. 避難退域時検査等の対応

避難退域時検査、簡易除染の実実施計画等を担当する地方公共団体等職員を対象とし、避難退域時検査の具体的計画、マニュアル等の作成担当者や検査場における責任者となる人材を育成することを目的として、実務人材研修を実施している。令和6年度においては4回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・避難退域時検査の基本的考え方等（座学）
- ・避難退域時検査の計画策定及び運営に関する演習 等

b. バスによる住民避難等の対応

バスによる避難計画等を担当する地方公共団体等の職員を対象とし、バスによる避難等の対応の具体的計画及びマニュアル等を作成できる人材を育成することを目的として、実務人材研修を実施している。令和6年度においては6回実施した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・住民の避難バスの確保・手配業務に関わる業務手順と事前の準備等（座学）
- ・各道府県及び各市町村のバス等による住民避難に関する準備状況の共有、課題の抽出と改善の検討

c. 防護措置に係る情報共有等の対応

「防護措置の状況等」に係る情報の取りまとめ・共有等を担当する地方公共団体等職員を対象とし、各事態における防護措置を具体的に進めるために必要な被災状況等の把握方法、関係者間での情報共有等の実施方法について理解することを目的として、実務人材研修を実施している。令和6年度においては7回実施した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・「防護措置の状況等の共有等」に必要な情報の取りまとめ・共有等の運用について（座学）
- ・各事態における確認すべき事項の整理、確認方法等に係る検討

（地方公共団体による研修事業）

防災業務関係者研修及び原子力防災基礎研修は、各道府県が主体的に企画・実施し、必要に応じて内閣府が支援している。

① 防災業務関係者研修

防災業務関係者研修は、原子力災害時に住民防護活動を行う民間事業者等を対象として、放射線防護のために必要な基礎知識、住民防護の基本的考え方及び住民防護活動の流れ等を習得することを目的として実施している。

② 原子力防災基礎研修

原子力防災基礎研修は、原子力災害に対応する地方公共団体等の防災業務関係者を対象として、放射線防護のために必要な基礎知識を習得することを目的として実施している。



講義の様子（原子力災害対策要員研修）



模擬訓練の様子（原子力災害現地対策本部図上演習）



課題演習の様子（中核人材育成研修）



実習の様子（実務人材研修）

3-4 国際的な連携強化

オフサイトの原子力防災に関しては、国際原子力機関（IAEA）等の国際機関や諸外国においても様々な取組が行われており、我が国の原子力防災の水準の向上のためにも、その先進的な知見を取り入れて行くことが必要である。

このため、各国の原子力防災を担当する部局と連携体制を強化して定期的な意見交換を行うとともに、原子力防災訓練に相互招待する等により、原子力防災に関する国際的な知見・経験の共有等を推進することや、オフサイトの原子力防災に関するIAEAの基準等や主要な原子力発電利用国の制度・運用の調査等を行った。

（1）原子力防災体制に係る二国間協力

① アメリカ合衆国（米国）との協力

平成24年に設置された「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」の下に設置された、「緊急事態管理ワーキンググループ（EMWG：Emergency Management Working Group）」の枠組みに基づき、米国エネルギー省（DOE：Department of Energy）や米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）、米国原子力規制委員会（NRC：Nuclear Regulatory Commission）等の米国の関係機関との定期的な意見交換や原子力防災訓練の相互招待を通じて原子力防災体制に係る連携を深めている。令和6年度は、原子力防災訓練や研修について、オンラインによる技術意見交換会を2回、オンラインによる机上訓練視察を1回、EMWG会合本体を1回開催した。

② フランス共和国（仏国）との協力

平成27年に、内閣府大臣政務官と仏国内務省国民安全・危機管理総局長との間で締結した「原子力事故に係る緊急事態管理分野での協力に関する覚書」に基づき、原子力防災訓練の相互招待や、令

和元年に開始された「原子力事故発生時の緊急事態・管理分野における協力委員会」の定期的な開催を通じ、原子力防災体制の連携を深めている。令和6年度は、防災訓練等について意見交換を行った。

③ 原子力総合防災訓練視察への招待

原子力総合防災訓練においては、前述の米仏を始め、諸外国や国際機関を対象として訓練の視察を受け入れている。令和7年2月14日から16日に実施した、九州電力株式会社川内原子力発電所を対象とした原子力総合防災訓練では、国際機関を含む8か国の原子力防災関係及び在京大使館等の機関から27名の視察者を受け入れた。本視察において視察者は、事前説明会を含め3日間にわたり滞在した。また、訓練終了後には、原子力総合防災訓練や海外からの居住者を含めた住民避難等について海外の原子力防災訓練視察者との意見交換を行った。

(2) 国際機関との連携、海外の動向調査

国際原子力機関（IAEA）や経済協力開発機構／原子力機関（OECD／NEA）との協力・情報交換も積極的に行っている。IAEAについては、オフサイトの原子力防災に関する基準作成への協力や情報収集のため、定例の「原子力防災に係る基準委員会（EPRES C: Emergency Preparedness and Response Standards Committee）」に出席するとともに、各種の情報交換や人材育成活動に協力している。OECD／NEAが開催する「原子力緊急事態作業部会（WPNE M: Working Party on Nuclear Emergency Matters）」等の原子力防災に関する会議においては、主要な原子力発電利用国の原子力防災に関する制度・運用等について情報交換している。

第4節 令和6年度原子力総合防災訓練

4-1 実施概要

(1) 位置付け及び目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証すること等を目的として、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力緊急事態を想定し、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練であり、令和6年度原子力総合防災訓練は以下を目的として実施した。

（参照：https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kunren/kunren.html）



- ・国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- ・原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- ・「川内地域の緊急時対応」や地域防災計画等の検証
- ・訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出
- ・原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

(2) 実施時期及び対象となる発電所

九州電力株式会社川内原子力発電所を対象として、令和7年2月14日から16日に実施した（**図表4-1-1**）。

図表 4 - 1 - 1 川内地域の原子力災害対策重点地域



出典：国土地理院ホームページ「地理院地図（電子国土 Web）」(<https://maps.gsi.go.jp>) を基に内閣府作成

(3) 参加機関等

- ・ 政府機関：内閣官房、内閣府、原子力規制委員会ほか関係省庁
- ・ 地方公共団体：鹿児島県、鹿児島市、阿久根市、出水市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、さつま町 等
- ・ 事業者：九州電力株式会社 等
- ・ 関係機関：量子科学技術研究開発機構、日本原子力研究開発機構 等

(4) 事故想定

鹿児島県薩摩半島西方沖を震源とした地震が発生する。これにより、定格熱出力一定運転中の川内原子力発電所 1 号機及び 2 号機の原子炉が自動停止する。さらには、1 号機において設備の故障が重なり、原子炉注水機能を喪失する事象が発生し、施設敷地緊急事態、全面緊急事態に至る。

(5) 訓練内容

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から全面緊急事態を受けた実動訓練まで、次項に示す 3 項目を重点項目として実施した。

4-2 訓練実績の概要

(1) 迅速な初動体制の確立

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、テレビ会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図った。また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設（鹿児島県原子力防災センター）、原子力施設事態即応センター（九州電力株式会社本店）等に派遣した。



現地参集要員による活動状況

（２）中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定

総理大臣官邸、内閣府本府、原子力規制庁緊急時対応センター、鹿児島県原子力防災センター、原子力利用省庁執務室、鹿児島県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立した。自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において原子力災害に係る本部会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行った。あわせて、防護措置の実施等に関する意思決定を行い、決定した内容について対象となる地方公共団体への指示等を実施した。



石破内閣総理大臣と関係閣僚の参加による原子力災害対策本部会議（総理大臣官邸）での訓練

（３）住民避難、屋内退避等

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、予防的防護措置を準備する区域内の住民の避難を行った。また、緊急防護措置を準備する区域内の住民について屋内退避を実施するとともに、屋内退避の意義等の理解促進を図った。

緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施した。また、無人航空機を活用した航空機モニタリングを実施した。

また、放射性物質の放出を想定し、運用上の介入レベル（OIL）に基づき、OIL 2の基準値を超過したUPZ内の一部地域の住民について、一時移転対象地域の検討、安定ヨウ素剤の緊急配布、県内避難所への一時移転、避難退域時検査等を実施した。

さらに、住民避難や屋内退避等の防護措置を円滑に行うため、実動組織や関係機関と連携し、複合災害時に必要となる災害対応を実施した。



住民避難訓練の様子



無人ヘリによるモニタリングの様子

4-3 訓練後の取組

今回の訓練で得られた教訓を踏まえ、今後実施する訓練内容の充実、「川内地域の緊急時対応」や各種計画、マニュアル等の改善など、原子力防災体制等の継続的な改善に努めていく。

第3章

令和6年度に発生した主な災害

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、毎年のように水害・土砂災害、地震・津波等の自然災害が発生している。近年では、平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震や平成28年（2016年）熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風、令和2年7月豪雨、令和3年7月1日からの大雨、令和4年台風第14号、令和6年能登半島地震等の大規模な災害が発生している。令和6年においては、令和6年7月25日からの梅雨前線による大雨、日向灘を震源とする地震、令和6年台風第10号、令和6年9月20日からの大雨等により全国各地において被害が発生した。なお、令和6年9月20日からの大雨に係る災害については特集で取りまとめている。

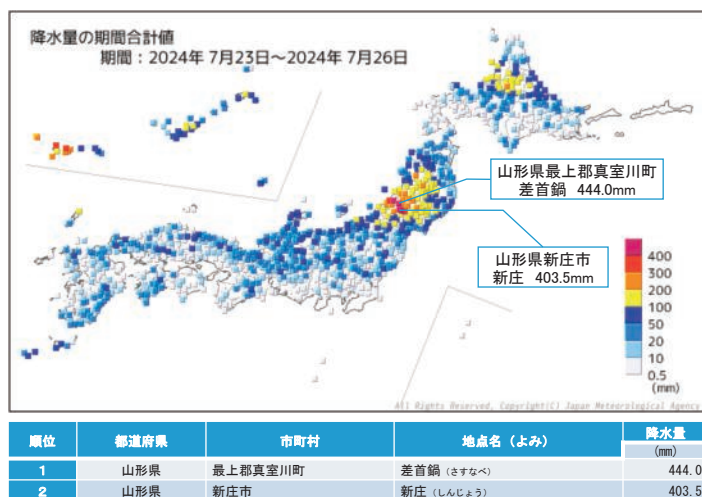
第1節

令和6年7月25日からの梅雨前線による大雨等による災害

（1）概要

令和6年7月23日頃から梅雨前線が日本海から北日本に伸び、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で、東北地方の日本海側を中心に北日本から西日本で大雨となり、山形県では25日に線状降水帯が発生するなど、山形県と秋田県で非常に激しい雨や猛烈な雨が断続的に降った。大雨による重大な災害の起こるおそれが著しく高まったため、気象庁は山形県を対象に25日の昼過ぎと夜遅くの2回大雨特別警報を発表した。23日から26日にかけての総降水量は、山形県の庄内や最上を中心に400mmを超え、平年の7月の月降水量を大きく上回った所があったほか、複数の地点で24時間降水量や72時間降水量などの観測値が観測史上1位を更新するなど、記録的な大雨となった。

降水量の期間合計値（7月23日から7月26日まで）



出典：気象庁資料

（2）被害状況

令和6年7月25日からの梅雨前線による大雨等により、東北4県において国・県管理の37河川が氾濫し、浸水被害が発生した。これらにより、死者は5名（秋田県2名、山形県3名）、軽傷者は5名（秋田県1名、山形県4名）となった。住家被害は、全壊が25棟、半壊・一部破損が593棟、床上・床下浸水が1,521棟となった（消防庁情報、令和7年3月24日現在）。また、水道については秋田県と山形県で最大断水戸数2,805戸、電力については全国各地で停電が発生し、東北電力ネットワーク株式会社管内で最大停電戸数が約6,600戸に及ぶなど、ライフラインにも被害が発生した。

(3) 政府の対応

政府は、令和6年7月25日13時05分に官邸連絡室を設置し、同日13時45分に関係省庁災害警戒会議を開催した。その後、26日0時58分に官邸連絡室は官邸対策室に改組され、関係省庁の局長級による緊急参集チームが招集された。同日15時15分に関係省庁災害対策会議を開催した。

8月21日には松村内閣府特命担当大臣（防災）（当時）が秋田県と山形県の被災現場を視察した。

災害救助法については、秋田県と山形県の26市町村に適用され、被災者生活再建支援法については、山形県の3市町村に適用された。また、激甚災害の指定については、6月8日から7月30日までの間の豪雨による災害として、9月6日に指定政令の閣議決定を行い、同月11日に公布・施行された。



松村内閣府特命担当大臣（防災）による
山形県の被災現場の視察（内閣府資料）



松村内閣府特命担当大臣（防災）による
秋田県の被災現場の視察（内閣府資料）

第2節

令和6年台風第10号による災害

(1) 概要

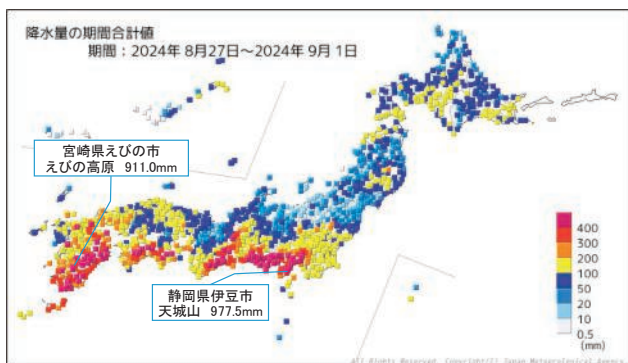
令和6年8月22日3時にマリアナ諸島近海で発生した台風第10号は、24日にかけて発達しながら北へ進み、25日には進路を北西へ変えて日本の南の海上を進んだ。台風は日本付近で動きが遅くなり、27日に非常に強い勢力となって奄美地方に接近し、その後進路を北に変えて九州南部に接近した。台風は、29日8時頃に強い勢力で鹿児島県薩摩川内市付近に上陸し、その後は比較的遅い速度で勢力を弱めながら九州北部地方から四国地方へ進み、30日21時に四国地方で熱帯低気圧に変わった。その後、台風から変わった熱帯低気圧は9月1日にかけて東海道沖へ進んだ。

動きの遅い台風第10号や太平洋高気圧の縁を回る暖かく湿った空気の影響が長く続いたため、26日以降、西日本から東日本にかけて太平洋側を中心に記録的な大雨となり、台風が西日本に接近・通過した28日から31日の間に鹿児島県（奄美地方を除く。）、宮崎県、大分県、徳島県、香川県、兵庫県及び三重県では線状降水帯が発生した。8月27日から9月1日にかけて総降水量は、九州南部や東海地方の多い所で900mmを超える大雨となったほか、九州北部地方や四国地方でも多い所で600mmを超える大雨となり、総降水量が平年の8月の月降水量の2倍以上となった所があった。

台風が非常に強い勢力で九州に接近したため、8月27日から29日にかけて鹿児島県では風速30m/sを超える猛烈な風を観測したほか、九州南部・奄美地方や九州北部地方では風速20m/sを超える非常に強い風を観測し、暴風となった所があった。また、期間中の最大風速では観測史上1位や8月の1位の観測値を更新した所があった。台風が数十年に一度の強さで北上し、鹿児島県にかなり接近する可能性が高まったことから、気象庁は28日に鹿児島県（奄美地方を除く。）の市町村に暴風、波浪、高潮の特別警報を発表した。

台風の接近に伴い、台風周辺の暖かく湿った空気が流れ込んだため大気の状態が非常に不安定となり、宮崎県、鳥取県、埼玉県及び岐阜県で竜巻などの激しい突風による被害が発生した。

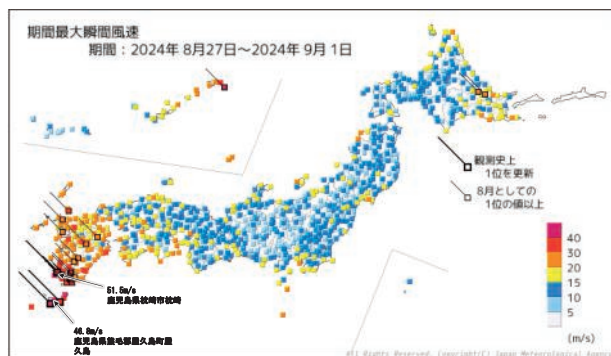
降水量の期間合計値（8月27日から9月1日まで）



順位	都道府県	市町村	地点名（よみ）	降水量 (mm)
1	静岡県	伊豆市	天城山（あまざきさん）	977.5
2	宮崎県	えびの市	えびの高原（えびのこうげん）	911.0

出典：気象庁資料

期間最大瞬間風速（8月27日から9月1日まで）



順位	都道府県	市町村	地点名（よみ）	風速 (m/s)	風向	日時分
1	鹿児島県	枕崎市	枕崎（まくらざき）	51.5	東南東	8月29日00:53
2	鹿児島県	熊毛郡屋久島町	屋久島（やくしま）	46.8	南東	8月28日20:06

出典：気象庁資料

（2）被害状況

令和6年台風第10号により、1都10県において、国・都県管理の43河川が氾濫し、浸水被害が発生した。人的被害は、死者が8名（愛知県3名、徳島県1名、福岡県2名、佐賀県1名、鹿児島県1名）、重傷者が11名、軽傷者が120名となった。住家被害は、全壊が19棟、半壊・一部破損が2,991棟、床上・床下浸水が2,925棟となった（消防庁情報、令和7年3月24日時点）。

水道については最大断水戸数3,508戸、電力については全国各地で停電が発生し、九州電力送配電株式会社管内で最大停電戸数が約264,720戸に及ぶなど、ライフラインにも被害が発生した。また、高速道路での通行止めや鉄道の運休等により交通関係に大きな影響を与えたほか、路肩崩壊や落橋等により熊本県、大分県などにおいて一時孤立が発生した。

（3）政府の対応

政府は、令和6年8月26日15時に官邸に情報連絡室を設置し、関係省庁災害警戒会議を開催した。その後、28日8時に災害が発生するおそれがある段階で特定災害対策本部が設置され、情報連絡室は官邸対策室に改組された。同日9時に特定災害対策本部会議（第1回）が開催され（同月30日までに同会議を計3回開催）、本部長である松村内閣府特命担当大臣（防災）（当時）から、関係省庁に最大限の緊張感を持って対応することを要請したほか、各県へは被災するおそれのある県で災害救助法の適用ができること、国民へは躊躇なく避難することについて呼び掛けが行われた。また、8月29日には岸田内閣総理大臣（当時）出席の下、関係閣僚会議が開催された。

災害救助法については、災害が発生するおそれがある段階で、6県175市町村に適用された。その後、住家に被害が生じた7県22市町に、改めて災害救助法が適用された。また、激甚災害の指定については、令和6年8月26日から9月3日までの間の暴風雨及び豪雨による災害として、令和6年10月25日に指定政令の閣議決定を行い、同月30日に公布・施行された。

第3節 岩手県大船渡市等の林野火災

（1）概要

日本付近では、令和7年2月13日頃から西高東低の気圧配置が続き、東北地方の太平洋側ではおおむね晴れの日が続いていた。岩手県大船渡市では、同年2月の月降水量は観測史上最も少なく、2月18日から3月4日にかけて乾燥注意報の発表が続いた。

大船渡地区消防組合消防本部は、令和7年2月26日13時頃に岩手県大船渡市赤崎町内の林野において出火を覚知した。その後同年4月7日の鎮火までに焼損面積は約3,370haとなり（4月17日時

点)、平成以降の林野火災としては最大の延焼範囲となった。

また、令和7年3月23日午後に関山県及び愛媛県、3月25日には宮崎県において林野火災が発生した。令和7年3月27日に宮崎県、4月11日に岡山県、同月14日に愛媛県における林野火災がそれぞれ鎮火した。



3月3日撮影 大船渡市 新潟県大隊活動



3月4日AM撮影 大船渡市（三陸町綾里）
青森県大隊活動

(2) 被害状況

岩手県大船渡市の林野火災により、人的被害は死者が1名、住家被害は全壊が54棟、半壊・一部破損が33棟となった（消防庁情報、令和7年4月15日時点）。岩手県大船渡市内においては避難指示が出され、最大（内閣府情報、令和7年3月10日10時時点）12か所で避難所が開設され、約1,249人が避難していた。発令されていた避難指示は3月10日までにすべて解除された。

岡山県では、岡山市南区飽浦（貝殻山）で林野火災が発生し、隣接する玉野市にも延焼し、焼損面積は約565haとなった。また、愛媛県では、今治市長沢地区で林野火災が発生し、隣接する西条市にも延焼し焼損面積は約442haとなった。人的被害は負傷者が4名、住家被害は今治市で5棟となった（消防庁情報、令和7年4月18日時点）。

(3) 政府等の対応

岩手県大船渡市における林野火災について、政府は、令和7年2月27日0時に官邸に情報連絡室を設置し、翌28日9時には官邸対策室に改組された。また、28日17時30分に関係閣僚会議が開催され、3月7日には第2回が開催された。また、3月16日には坂井内閣府特命担当大臣（防災）が岩手県大船渡市の被災現場等を視察した。

消火に当たっては、15都道府県からの緊急消防援助隊が出動し、地元消防本部等を含め、1日当たり最大2,100名規模で空中及び地上からの消火活動を行った。地元消防団は、避難の呼びかけや避難誘導、消防隊等と連携した消火、熱源確認や残火処理、夜間の見回り、被害状況の情報収集などの活動に従事した。

防衛省・自衛隊は、関係省庁や地方公共団体と緊密に連携し陸上自衛隊及び航空自衛隊の大型ヘリ等最大11機の体制により、安全を確保しつつ空中消火活動等を実施した。

避難所においては、避難者のニーズに沿って、トイレ、食事（地元飲食業者による温かい弁当等）、パーティション、ベッド等を設置し、良好な生活環境の確保に向けた取組を行った。



避難所の状況（猪川小学校）



炊き出しの状況（リアスホール）

災害救助法及び被災者生活再建支援法については、それぞれ2月26日と3月6日に岩手県の大船渡市に適用された。また、激甚災害の指定については、岩手県大船渡市の林野火災による災害として、令和7年3月25日に指定政令の閣議決定を行い、同月28日に公布・施行された。

また、令和7年3月23日からの林野火災について、政府は、令和7年3月24日9時に官邸に情報連絡室を設置し、26日9時には官邸対策室に改組された。

岡山県では、発生した林野火災に対して地元消防本部・消防団等により、1日当たり最大400名規模で消火活動を行った。防衛省・自衛隊は、関係省庁や地方公共団体と緊密に連携し陸上自衛隊の大型ヘリ等最大7機の体制により、安全を確保しつつ空中消火活動等を実施した。愛媛県では、緊急消防援助隊が出動し、地元消防本部・消防団等を含め1日当たり最大1,000名規模で消火活動を行った。防衛省・自衛隊は、関係省庁や地方公共団体と緊密に連携し陸上自衛隊及び航空自衛隊の大型ヘリ等最大7機の体制により、安全を確保しつつ空中消火活動等を実施した。

災害救助法について、3月23日に愛媛県が今治市と西条市に適用を決定した。

※被害状況については調査中であるため、今後の変更があり得る。

第4節 ボランティア・NPO等による対応

（1）令和6年度に発生した主な災害におけるボランティアの対応

令和6年7月25日からの梅雨前線による大雨等に係る災害においては、秋田県、山形県において、社会福祉協議会により10市町で災害ボランティアセンター（以下「災害VC」という。）が立ち上げられ、災害VCを通じて延べ約10,000人のボランティアが活動を行った（令和6年10月10日現在）。

令和6年台風第10号による災害においては、神奈川県、大分県において、社会福祉協議会により4市町で災害VCが立ち上げられ、災害VCを通じて延べ約900人のボランティアが活動を行った（令和6年9月15日現在）。

被災地では被災家屋の清掃や片付け、被災ごみの運び出し、家屋内・水路の土砂搬出、避難所での物品配布、避難所からの引越し支援など、地域の実情に応じた被災者支援活動が展開された。

さらに、災害VCを通じたボランティアの支援のみならず、専門性を有する特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）等により、避難所運営支援、土砂・がれきの撤去など被災家屋への技術的な支援、被災地における災害廃棄物への対応、在宅避難者支援、こどもの居場所づくりや心のケアなど、幅広い分野で支援活動が行われた。



災害ボランティアの活動の様子（にかほ市社会福祉協議会資料）



専門性を有するNPO等によるボランティア活動の様子（JVOAD資料）

（2）行政・ボランティア・NPO等の連携

被災地となった山形県では、行政・社会福祉協議会・NPO等の多様な被災者支援主体が、支援活動に関する情報を共有し、活動を調整するための場である情報共有会議を開催し、被災者のニーズ把握、在宅避難者への支援など、行政・ボランティア・NPO等による連携の取れた支援が実施された。

また、全国域でも、内閣府、全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、全国社会福祉協議会及び災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）により、全国情報共有会議（コア会議）が開催され、各団体の有する被災地に関する情報の共有や今後の被災地支援の方法の検討等が行われた。

第2部

令和5年度において 防災に関してとった 措置の概況

第1章

法令の整備等

第2章

科学技術の研究

第3章

災害予防

第4章

国土保全

第5章

災害復旧等

第6章

国際防災協力

概要

1 法令の整備等

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）、令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和6年政令第14号）、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく政令等の法令が制定された。

2 科学技術の研究

地震、津波、風水害、火山、雪害、火災、危険物災害、原子力災害等に関する調査研究等を推進した。

3 災害予防

公的機関職員及び一般国民向けに各種の教育訓練の実施、官民における防災施設の整備、公的機関における防災体制や災害対応に係る整備、学校施設等の建築物の耐震化を推進した。また、災害に強い地域づくりなどを実施した。

4 国土保全

防災上緊急を要する地域に重点を置き、治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、地盤沈下対策事業及び下水道における浸水対策事業等を実施した。

5 災害復旧等

（1）災害応急対策

令和5年度に発生した災害に対して、被害情報の収集、職員の派遣、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）の適用、激甚災害の指定等、各種援助措置を講じた。

（2）災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業、農林水産業施設災害復旧事業等について実施した。

（3）財政金融措置

株式会社日本政策金融公庫等からの融資、地方公共団体への財政融資資金からの貸付、災害保険金の支払い、地方交付税及び地方債による措置等並びに財政金融上の措置を講じた。

（4）災害復興対策

東日本大震災を始めとする災害に対して、農林水産業分野や国土交通分野等において復興対策等を実施した。

6 国際防災協力

我が国で平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力並びに国連・国際機関等への拠出により開発途上国に対する防災協力や災害救援を行った。

令和5年度防災関係決算額等集計表

(単位：百万円)

府省庁名/区分	科学技術の研究	災害予防	国土保全	災害復旧等	国際防災協力	計
内閣官房	(内数)	284	－	－	－	284
内閣府	(内数)	18,065	－	61,745	264	80,074
警察庁	－	34,031	－	28	－	34,059
消費者庁	－	(内数)	－	208	－	(内数)
こども家庭庁	－	(内数)	－	－	－	(内数)
金融庁	－	－	－	40	－	40
復興庁	－	－	－	20,036	－	20,036
総務省	－	2,255	－	318	134	2,707
消防庁	482	2,736	－	833	49	4,100
法務省	－	37,838	－	22	－	37,860
外務省	－	－	－	－	1,240	1,240
財務省	－	1,719	－	9,249	－	10,968
文部科学省	10,484	2	－	7,277	－	17,763
文化庁	－	(内数)	－	(内数)	－	(内数)
厚生労働省	－	62,960	－	8,414	－	71,374
農林水産省	－	1,321	35,190	136,174	－	172,685
経済産業省	(内数)	5,098	2,567	48,219	－	55,884
国土交通省	207	771	125,118	246,866	179	373,141
気象庁	1,119	18,463	－	－	－	19,582
海上保安庁	128	197,811	－	70	6	198,015
環境省	84	3,995	36,085	260,536	－	300,700
原子力規制庁	1,780	4,798	－	3,370	－	9,948
防衛省	－	331,642	－	754	－	332,396
デジタル庁	－	(内数)	－	－	－	(内数)
合計	14,284	723,769	198,960	803,951	1,879	1,742,843

(注)

- 令和5年度における防災関係決算額を、各項目毎に四捨五入（百万円未満）し、一般会計及び特別会計との間及び政府関係機関との間の重複計数を除いて集計したものである。
- 合計額は、防災施策関係の額を特定できるものについての合計である。
- 「(内数)」は内数表記のみのため合計額を記載していない。
- 単位未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。

第1章 法令の整備等

令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）

令和六年能登半島地震による災害を特定非常災害として指定するとともに、この特定非常災害に対し、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置、債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置、民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置を適用するもので、令和6年1月に施行された。

令和六年能登半島地震による災害についての非常災害の指定に関する政令（令和6年政令第14号）

令和六年能登半島地震による災害を、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第9号の規定に基づく非常災害として指定することについて定めるもので、令和6年1月に施行された。これにより、被害を受けた都道府県や市町村等が災害復旧事業等に係る工事について国や都道府県に代行を要請した場合、国や都道府県は、要請をした都道府県や市町村等における工事の実施体制など地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のために必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で代行できることとなる。

激甚災害に関する政令

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく政令として、以下の10政令を制定した。

- ・令和四年九月十七日から同月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第174号）
- ・令和五年五月五日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和5年政令第206号）
- ・令和五年五月二十八日から七月二十日までの

間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和5年政令第264号）

- ・令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和5年政令第301号）
- ・令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による千葉県夷隅郡大多喜町等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和5年政令第325号）
- ・令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第4号）
- ・令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和6年政令第30号）
- ・令和二年五月十五日から七月三十一日までの間の豪雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和6年政令第38号）
- ・令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第49号）
- ・令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（令和6年政令第50号）

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和5年法律第37号）

自然災害の頻発等により、洪水等の予報の重要性が増大していることに鑑み、気象業務に関する技術の進展に対応した洪水等の予報の高度化を図るため、予報業務の許可の基準の見直し等を行うほか、噴火等の一定の現象の予報の業務については、利用者への説明を義務付け、当該説明を受けた者にのみ利用させることを目的とした業務に限り許可を行うこととするとともに、都道府県知事が行う洪水予報に資する国土交通大臣による河川の水位又は流量に関する情報の提供等の措置を講ずるもので、令和5年11月に施行された。

第2章 科学技術の研究

① 災害一般共通事項

(1) 情報収集衛星による自然災害観測・監視技術

内閣官房内閣情報調査室においては、情報収集衛星を運用し、災害発生時に関係機関に対して情報収集衛星で撮像した被災地域の画像の提供を行うなど、被災等の状況の早期把握等に貢献した。

(2) 総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）及び統合イノベーション戦略等に基づき、防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図った。

①戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)

「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」第3期の「スマート防災ネットワークの構築」において、衛星、AI、ビッグデータ、デジタルツイン等の最新の科学技術を最大限活用し、国民一人ひとりの確実な避難や広域経済活動の早期復旧等を実現するため、国や地方自治体の災害対応に関する意思決定を支援するための情報システム等の研究開発及び社会実装の取組に着手した。

②研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム(BRIDGE)

「研究開発とSociety 5.0との橋渡しプログラム(BRIDGE)」において、人工衛星による迅速な被災状況の把握体制の構築（文部科学省）、AIやリモートセンシング技術による高精度な降雨・洪水予測（国土交通省）など、防災・減災に資する技術の研究開発と社会実装に向けた取組を推進した。

(3) 防災リモートセンシング技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、電波や光を用いて広範囲の大気状況や地表の様子を迅速に把握するリモートセンシング

技術に関する研究開発を行った。また、総務省では膨大なリモートセンシングデータをリアルタイムで伝送するための研究開発を進めた。

(4) レジリエントICTに関する研究成果の展開等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、災害に強い情報通信技術に関する研究を行った。その成果として、同機構の開発した災害に強い地域分散ネットワーク技術「NerveNet」が、令和4年の和歌山県白浜町に続き、宮崎県延岡市等で新たに導入された。また、戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)第2期「国家レジリエンス(防災・減災)の強化」において、企業らとともに開発した「防災チャットボットSOCDA」が企業のサービスとして社会実装された。同第3期「スマート防災ネットワークの構築」においては、公衆通信途絶環境下でも接近時通信により情報共有を維持するシステム(機関横断情報通信システムX-ICS)や映像データ収集・集約技術などの課題が採択され、研究開発に着手した。加えて、令和6年1月1日に起きた「令和6年能登半島地震」の発生を受け、令和5年12月28日に試験公開を停止した「耐災害SNS情報分析システム(DISANA)」を発災3時間後に緊急措置として再稼働し、令和6年3月29日まで運用した。

(5) グローバル環境計測技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雲、降水等の大気海洋圏の高精度計測のために、電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行った。

(6) 消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究費制度)の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度(競争的研究費制度)により、火災等災害時において消防防災活動を行う消防機関等のニーズ等が反映された研究開発課題や、「科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)等の政府方針に示された目標達成に資する研究開発課題に重点を置き、消防機関等が参画した産学官連携による研究開発を推進した。

(7) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、大規模自然災害時においてより多くの国民の生命を守るため、要救助者を迅速かつ安全に救助するための現場対応型情報収集システムと情報分析・評価手法の開発及び自力避難困難者の円滑かつ安全な避難に関する研究開発等を行った。

(8) 衛星等による自然災害観測・監視技術

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)等を運用し、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献した。

(9) 災害をリアルタイムで観測・予測するための研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、内陸部を震源とする地震、海溝型巨大地震及び津波、火山噴火による被害の軽減に向けた陸海の基盤的地震観測網等を活用した研究開発、地震・火山・津波防災に関する各観測システムの安定的運用継続を実施した。具体的には、陸海の基盤的地震観測網のデータ等を活用した地震動・津波即時予測研究等、火山観測網やリモートセンシング技術等を活用した火山活動や噴火現象の把握及び火山災害のリスクコミュニケーションの在り方等の研究を実施した。

(10) 災害リスクの低減に向けた基盤的研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、各種自然災害のハザード・リスク、現在のレジリエンスの状態を評価するとともに、各種災害情報を各セクター間で共有・利活用することで連携・協働し、予防力・対応力・回復力を総合的に強化する災害対策・技術について研究開発を行い、社会全体への浸透を目指した。特に、ゲリラ豪雨等の予測技術開発やハザード評価技術等の研究開発を行い、ステークホルダーと協働し成果の社会実装を図った。

(11) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、耐冷性・耐寒性・耐湿性・高温耐性品種の育成や、作物の気象災害の防止技術に関する研究、農村地域の強靱化に資する防災・減災技術の開発に関する研究を行った。

(12) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁村地域の防災・減災機能を強化するために、漁港施設・海岸保全施設の耐震・耐津波に関する研究を行った。

(13) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、既往の災害で顕在化した技術的な課題への取組を継続しつつ、沿岸域における災害の軽減と復旧に関する研究開発課題に取り組んだ。

(14) 船舶における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、船舶の安全性向上や海難事故防止に係る技術開発を進めることにより、海難事故を削減するため、海難事故等の原因究明手法の深度化、防止技術及び適切な再発防止策の立案に関する研究等を行った。

(15) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラや航空機SAR等を用いた、地震、水害、火山噴火等の被災状況の把握、迅速な情報提供を行うための手法の検討を行った。

(16) 自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりに関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、自然災害の外力が増大し激甚化しているとともに、自然災害の発生が頻発化していることへの対応として、災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための研究開発を行った。

(17) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進した。特に気象観測・予報については、台風や線状降水帯等による集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行った。また、地球温暖化対策に資するため、数値モデルの改良を行った。

(18) 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）に関する研究

環境省においては、環境研究総合推進費により、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）、気候変動適応及び緩和、並びに生物多様性保全を同時実現する方法と評価手法の確立に関する研究を推進した。

(19) 気候変動による災害激甚化に係る適応の強化

環境省においては、適応法に基づき2025年度に予定している次期気候変動影響評価に向けて、科学的知見の収集・整理や評価方法の検討等を行うとともに、気候変動影響により気象災害の更なる激甚化が予測されていることから、気候変動を踏まえた将来の気象災害の影響評価を行った（後掲 第3章1-4（81））。

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、「地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第3期）―」（令和元年5月31日）等の方針に基づき、地震調査研究を政府として一元的に推進した。文部科学省においては、上記方針等に基づき、活断層調査の総合的推進等を行った。

(2) 南海トラフ海底地震津波観測網の構築

文部科学省においては、南海トラフ地震の想定震源域のうち、西側の海域（高知県沖から日向灘）に新たに南海トラフ海底地震津波観測網を構築する計画を推進した（後掲 第2章

3-1（1））。

(3) 海底地震・津波観測網の運用

文部科学省においては、海域で発生する地震・津波を即時に検知して緊急地震速報や津波警報等に活用するとともに、海域の地震発生メカニズムを精度良く解明するため、南海トラフ地震震源域に整備した地震・津波観測監視システム（DONET）及び東北地方太平洋沖を中心とする日本海溝沿いに整備した日本海溝海底地震津波観測網（S-net）を運用した。また、首都圏の揺れを詳細に観測し直下の地震活動等を高精度に把握することを目的とした首都圏地震観測網（MeSO-net）を運用した（後掲 第2章3-1（2））。

(4) 地震の発生及びその災害誘因の予測に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）の推進について（建議）」（平成31年1月30日）に基づいた5か年計画（平成31から令和5年度）により、国立大学法人等における地震現象の解明や地震活動の予測及び津波や地震動などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究を推進するとともに、災害誘因情報の効果的な発信方法及び防災リテラシー向上のための研究を推進した。

(5) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、「通常と異なる現象」が観測された場合の地震活動の推移を科学的に評価する手法開発や、被害が見込まれる地域を対象とした防災対策の在り方などの調査研究により、地震被害の軽減を図るため、「防災対策に資する南海トラフ地震調査研究プロジェクト」を実施した。

また、これまで蓄積されてきた多様かつ大規模な地震データ等を活用し、IoT・ビッグデータ・AIといった情報科学分野の科学技術を取り入れた調査研究等を行い、従来の地震調査研究に革新的な知見をもたらすことを目指し、「情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト」を実施した。

(6) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、海底地殻変動の連続かつリアルタイムな観測システム開発・整備、海底震源断層の広域かつ高精度な調査を実施した。さらに、観測データを基に、より現実的なモデル構築及び推移予測手法の開発・評価を行った。また、海域火山の活動を把握するために海域火山活動観測システムを開発した（後掲 第2章5（4））。

(7) 活断層評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地形、地質学及び地球物理学的知見を取り入れて社会的に重要な陸域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明した。また地震発生ポテンシャル評価のための地殻応力・地下構造情報の整備を行った。

(8) 海溝型地震評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、南海トラフ地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の大規模型巨大地震・津波の発生履歴解明及び津波波源の推定を行った（後掲 第2章3-1（3））。

(9) 地震災害予測の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地震動予測などを高度化するため、地下地質の3次元モデル構築を進めるとともに、地質や地盤による地震動特性の違いに関する研究を行った。また、震源断層モデルや断層による地盤の変形メカニズムの研究を行った。

(10) 防災・減災に資する地殻変動情報の抽出関連研究の推進

国土地理院においては、地殻活動モニタリングを強化し、また地殻活動を解明するため、測地観測データを用いた研究を行った。また、地震予知連絡会を開催し、地震予知に関する調査・観測・研究の情報交換及び学術的検討を行った。

(11) 測地技術を用いた地殻変動の監視

国土地理院においては、電子基準点等によるGNSS連続観測や、人工衛星の観測データを用いたSAR干渉解析等により地殻変動の監視を行い、得られた地殻変動情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供した。また、先進レーダ衛星（ALOS-4）への対応を行った（後掲 第3章5-3（5））。

(12) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地震の監視・予測技術の開発・改良に関する研究を推進した。また、南海トラフで発生する地震の規模、破壊領域やゆっくりすべりの即時把握に関する研究等を行った。

(13) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行った。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供した。

(14) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における海底基準局を用いた海底地殻変動観測、驗潮による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動に伴う地殻変動の把握等を行った。

2-2 震災対策一般の研究

(1) 都市のレジリエンス高度化に関する研究開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等により引き起こされる大規模災害に対して都市における社会経済活動が確実に継続できるレジリエントな社会を目指して、実大三次元震動破壊実験施設（E-ディフェンス）による震動実験及び震動実験を再現するシミュレーションを活用し、都市空間内の構造物等の特性が動的に変化する状態を定量的に評価する技術及びその評価結果を尺度にした

都市のレジリエンスを向上させる技術の研究開発を行った。また、実験施設の保守・管理の推進と利活用の促進、及び実験支援を継続的に実施した。

(2) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の防災・減災手法の開発に関する研究を行った。

(3) 農業用基幹施設の防災及び減災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ダム、ため池やパイプライン等の農業用基幹施設を対象とした防災・減災技術に関する研究を行った。

(4) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上及び地震後の継続使用性評価に関する研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、建築物の耐震レジリエンス性能の評価対象となる部位の損傷・修復等に関する研究開発を行った。

(5) 大規模地震に対するインフラ施設の機能確保技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、大規模地震に対する被害軽減及び早期機能回復等に貢献するため、橋梁、土工構造物について、耐震性能評価による被害リスクの戦略的低減、耐震補強技術による被害の最小化、致命的な被害に至りにくく速やかな応急復旧が可能となる構造の実現に向けた技術の開発を行った。

(6) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、地震災害の軽減や復旧のために、液状化による沈下・流動の新たな予測手法の開発、地震学的・地盤工学的知見に基づく地震動の事後推定技術に関する研究を行った。

(7) 鉄道施設における防災・減災、戦略的維持管理に資する技術開発

国土交通省においては、被災した路線の早期運転再開判断のために、沿線の地震動を把握することで点検区間を削減する手法の技術開発を行った。また、戦略的維持管理の観点から、鉄道施設の維持管理の効率化・省力化に資する技術開発を行った。

(8) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続した。

3 津波災害対策

③-1 津波に関する調査研究

(1) 南海トラフ海底地震津波観測網の構築

(再掲 第2章2-1(2))

(2) 海底地震・津波観測網の運用

(再掲 第2章2-1(3))

(3) 海溝型地震評価の研究

(再掲 第2章2-1(8))

(4) 津波に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データ等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波と減衰特性のモデル化に関する研究等を行った。

③-2 津波対策一般の研究

(1) 農村地域の減災及び防災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農地海岸やその後背地の農地の津波災害に対する防災・減災技術に関する研究を行った。

(2) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の津波対策に関する研究を行った。

(3) 海岸防災林の津波に対する耐性の強化に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、再生する海岸防災林の津波に対する耐性を強化するための研究を行った。

(4) 積雪寒冷地における津波防災・減災に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、海水を伴う津波に対する防災・減災に貢献するため、港湾等の構造物に作用する海水の外力推定技術やアイスジャムの形成予測技術の開発を行った。

(5) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、津波災害の軽減や復旧のために、外郭施設群を対象とする大規模数値波動水槽の開発に関する研究を行った。

4 風水害対策

(1) リモートセンシングによる気象稠密観測

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雨や風、水蒸気等を精密・迅速に計測するための電波や光を用いたリモートセンシング技術に関する研究開発及びゲリラ豪雨や線状降水帯などの災害対策に資する観測データの利活用手法に関する研究開発を行った。

(2) 風水害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、気候変動の影響等に伴い激甚化・広域化する風水害、土砂災害等の気象災害の被害を軽減するため、レーダー技術等を活用したマルチセンシング技術と数値シミュレーション技術を活用し、ゲリラ豪雨や突風・降雹・雷等を伴う危険な積乱雲等の早期検知や発生メカニズムの解明及び観測技術に関する研究を進めるなど、

気象災害の予測技術開発やハザード評価技術等の研究開発を実施した。

(3) 豪雨時の農村地域の防災・減災に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農村地域の豪雨災害に対する防災・減災技術に関する研究を行った。

(4) 豪雨・地震・強風時の山地災害対策に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、豪雨・地震・強風による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流・森林の強風害の発生機構や流木対策、森林の崩壊防止機能に関する研究を行った。

(5) 漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究を行った。

(6) 水災害の激甚化に対する流域治水の推進支援技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、流域治水を推進し水災害の防止・軽減等に貢献するため、将来の水災害外力の想定、流域治水による取組の実現や効果の評価、適切な洪水リスク情報の提供及び社会の強靱化に向けた技術の開発を行った。

(7) 気候変動下における継続的な流域及び河道の監視・管理技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、流域治水の根幹である流域内の洪水流の収支全容を監視・評価する技術開発に取り組むとともに、治水と環境を両立した新たな流水型ダム構造として砂礫・生物の通過を遮る副ダムを無くした減勢施設構造を開発した。また、令和6年能登半島地震に伴う橋脚・河川構造物の出水による二次災害発生の危険性について現地調査・情報共有を行った。

(8) 顕在化した土砂災害へのリスク低減技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、土砂災害の防止・軽減等に貢献するため、顕在化した土砂災害危険箇所の抽出やハザードエリア設定、適切な事前対策工の実施に向けた技術の開発を行った。

(9) 水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）による研究開発等

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するために、革新的な研究・効果的な能力育成・効率的な情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進した。

(10) 港湾・海岸及び空港土木施設の高潮・高波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、高潮・高波災害の軽減や復旧のために、海象観測データの集中処理・解析に基づく海象特性の解明、機動的な高潮評価技術の開発、港内施設の設計波浪外力の算定法に関する研究、改良型護岸による越波量の低減効果に関する研究を行った。

(11) 土砂・洪水氾濫発生時の土砂到達範囲・堆積深を高精度に予測するための計算モデルの開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土砂・洪水氾濫による被害範囲を高精度に予測するため、幅広い粒径の土砂が長距離移動し保全対象エリアで堆積する現象を再現できるモデルを開発するための研究を行った。

(12) 事前防災対策による安全な市街地形成のための避難困難性評価手法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、災害時における円滑かつ迅速な避難確保を図り、人的被害を最小化するため、市街地の避難困難性評価手法及びリスクコミュニケーション支援技術に関する研究を行う。

(13) 氾濫シナリオ別ハザード情報図に基づく減災対策検討手法の研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては全国の洪水減災対策を推進するため、具体的な減災対策の検討に必要なハザード情報図の作成手法や、減災対策の合理的な検討手法及びその効果の評価に関する研究を行った。

(14) 既存建築物における屋根ふき材の耐風診断・補強技術評価に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、屋根の改修促進による既存建築物ストック全体の耐風性能の向上に資するため、既存の屋根ふき材の耐風診断法の開発と改修時の耐風補強技術の評価法の研究を行った。

5 火山災害対策

(1) 火山噴火予測に関する基礎的研究

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第2次）の推進について（建議）」（平成31年1月30日）に基づいた5か年計画（平成31から令和5年度）により、国立大学法人等における火山現象の解明や火山噴火発生及び噴火推移の予測、火山灰や溶岩の噴出などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究を推進するとともに、災害誘因情報の効果的な発信方法及び防災リテラシー向上のための研究を推進した。

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火山噴火推移予測研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行った。

(2) 次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト

文部科学省においては、火山災害の軽減に貢献するため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合を図り「観測・予測・対策」の一体的な研究の推進及び広範な知識と高度な技術を有する火山研究者の育成を行った。

(3) 火山機動観測実証研究事業

文部科学省においては、噴火切迫期や噴火発

生時などの緊急時等に、人員や観測機器を当該火山に集中させた迅速かつ効率的な機動観測を実現するために必要な体制構築に係る実証研究を実施した。

(4) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

(再掲 第2章2-1 (6))

(5) 火山調査研究推進本部の円滑な運営に向けた取組

文部科学省においては、改正活動火山対策特別措置法（令和5年法律第60号）に基づき令和6年4月に設置される火山調査研究推進本部の円滑な運営に向けて、総合基本施策の立案や調査観測計画の策定に当たっての論点等について議論するなどの準備を行った。

(6) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術や事前対策技術の開発に関する研究を行った。

(7) 火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進した。また、火山噴火予知連絡会を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山噴火予知に関する研究を推進した。

(8) 海域火山の活動状況把握

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面の海域火山の温度分布、火山性変色水の分布等の調査を行い、海域火山基礎情報の整備及び提供を引き続き行った。

6 雪害対策

(1) 雪氷災害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、集中豪雪、雪崩、吹雪、着雪、屋根雪、道路雪氷等による雪氷災害を軽減するために、ステークホルダーとの協働により、ニーズに合った雪氷災害情報の創造・社会実装を目指

し、雪氷災害に関するモニタリング技術及び面的予測モデル等の研究開発を実施した。

(2) 雪崩及び冠雪害に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林の雪崩災害軽減機能の解明のため、雪崩発生に関わる気象条件や積雪状態、雪崩の流下や森林の倒壊状況の調査研究を行った。また、樹木着雪による倒木被害の発生予測技術に関する研究を行った。

(3) 雪崩対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、雪崩災害を防止・軽減するため、雪崩の三次元計測結果等を用いて雪崩災害ハザードエリア評価技術の開発を行った。

(4) 積雪寒冷地における雪氷災害の被害軽減等に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、積雪寒冷地における雪氷災害の被害軽減や冬期道路交通サービスの確保に貢献するため、極端気象時の冬期道路管理の判断を支援する技術や、吹雪対策施設の性能評価と防雪機能確保・向上技術の開発に加え、除雪の作業・安全支援や省力化・自動化技術及び冬期道路交通の安全性向上を図る技術の開発を行った。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・市街地火災による被害を抑制するための研究開発

首都直下地震のような地震直後の市街地同時多発火災や、糸魚川市大規模火災のような平常時の市街地火災による被害拡大を抑えるために、火災件数と死傷者数や焼損棟数などの予測・可視化ツール、火災延焼シミュレーションに基づく消防力・消防水利の評価手法、飛び火の防御方法、火災旋風の発生予測方法の研究開発を行った。

- ・消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発

大規模倉庫等の火災など消火活動が極めて困難な火災を消火するために、大規模倉庫等の建

物構造や可燃物の集積状況の調査、最適な消火手法及び延焼阻止手法（消火剤、投入方法、投入量等）の検証・開発、建物外壁から離れ、消火剤が届きにくい区画に効果的に消火剤を投入する手法の研究開発を行った。

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する研究

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行った（後掲 第2章8（1））。

- ・火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発

科学的な火災原因調査に基づいた出火防止対策の実施や増加する高層建物からの避難安全対策のため、火災現場残渣物の同定及び液体衝突帯電とミスト爆発の解明による火災原因調査の高度化と、高層建築物の順次避難における避難順序算定方法に関する研究・開発を行った。

（2）林野火災に関する一般研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行った。

（3）建築物や都市の火災安全性向上技術の研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、非常用エレベーターを用いた救助避難における群集事故を回避するための運用方針等に関する研究開発を行った。

8 危険物災害対策

（1）危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行った。

- ・危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究

危険物施設における火災等の事故及び地震等による災害を抑止するために、石油タンクの地震被害予測高精度化のための研究と化学物質等の製造・貯蔵工程における火災危険性の評価方法に関する研究を行った。

- ・地下タンクの健全性診断に係る研究開発

防食ライニングが施工された危険物の地下タンクの経年劣化について、タンクが将来継続して使用可能か否かを適切に判断するため、ライニング鋼板の腐食劣化の定量的評価を行い、地下タンクの健全性診断手法の研究開発を行った。

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する研究

（再掲 第2章7（1））

（2）爆発防止等に関する研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火薬類に代表される爆発性化学物質や水素あるいは自然冷媒等の可燃性ガスの爆発安全及び利用技術の研究を行い、爆発防止及び爆発影響低減化技術の開発を行った。また、産業保安分野では、事故事例データベース等の整備を進め共通基盤技術の研究を行った。

9 原子力災害対策

（1）農用地、農作物等の原発事故対応の研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、原発事故に対応し、農地土壌における放射性物質の流出実態の解明、農作物等における放射性物質の移行動態の解明と移行制御技術の開発に関する研究を行った。

（2）原子力発電所等の地震・津波等の外部事象に対する安全性の評価等

原子力規制委員会においては、新規規制基準を踏まえた原子力発電所等の耐震・耐津波安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震、熊本地震を踏まえた知見等を収集・反映し、新規規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の整備等を行い、研究報告等に取りまとめ、公表した。

（3）原子力発電所等におけるシビアアクシデント対策

原子力規制委員会においては、原子力発電所等におけるシビアアクシデントの発生防止及び発生時の的確な対応のために、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故分析から得られた新たな知見に基づく技術的な課題に関する研究を実施し、得られた成果を論文等で公表した。

第3章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における訓練・研修

内閣府においては、9月1日の「防災の日」に総合防災訓練等を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」を中心に、住民参加の地震・津波防災訓練を実施した。また、国、地方公共団体等の職員に対して、「防災スペシャリスト養成」に資する研修等を実施した。

(2) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における防災対策の推進

こども家庭庁においては、民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における火災、地震等の災害時に備え、防災教育等の防災対策を図るために要する費用を負担した。

(3) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して災害応急対策等についての教育訓練を行ったほか、都道府県警察に対して、災害警備本部の設置・運営訓練や関係機関と連携した訓練の実施を指示した。また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行った。特に、警察災害派遣隊の中核である広域緊急援助隊では、所要の合同訓練等を行ったほか、機動警察通信隊では、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のための実戦的な訓練を行った。

(4) 非常通信協議会における非常通信訓練の実施等

非常通信協議会（非常通信に携わる関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等約2,200者から構成）においては、災害時における円滑な通信の確保を目的として、非常通信計画の策定、全国非常通信訓練等を実施した。

(5) 応急対策職員派遣制度に係る訓練の実施等

総務省においては、大規模災害発生時における被災市区町村の行政機能の確保等を目的とした、全国の地方公共団体の人的資源を最大限に

活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組み（応急対策職員派遣制度）を円滑に運用するため、関係地方公共団体等と連携して情報伝達・連携訓練を実施するとともに、甚大な被害が想定される南海トラフ地震等に備えアクションプランの策定に向けた検討を実施した。

(6) 災害時外国人支援情報コーディネーターの養成推進

総務省においては、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターを養成する研修を実施した。

(7) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害に対する消防防災体制の強化のための知識・技術の修得や実践的な指揮訓練・図上訓練など、幹部として必要な教育訓練を行った。

(8) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、衛星携帯電話で構成される法務省緊急連絡体制に基づく通信訓練を行った。

(9) 防災教育の充実

文部科学省においては、セーフティプロモーションスクール等の考え方を取り入れた防災教育を含む学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、学校間の連携の促進を通じた地域全体での学校安全体制の構築、教職員に対する研修の実施に対して支援した。

(10) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施した。

(11) N B C災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、N B C（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にN B C災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施した。

(12) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する経費について補助を行った。

(13) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省が設置した国際障害者交流センターにおいては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施した。

(14) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるP T S D（心的外傷後ストレス障害）に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談業務の充実・強化や診療・対応技術の向上等を図ることを目的とし、P T S D対策専門研修に対する補助を行った。

(15) 災害医療コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県や市区町村の災害対策本部の下に設置される保健医療福祉調整本部において医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター）を対象とした研修の補助を実施した。

(16) 災害時小児周産期リエゾン養成研修の実施

厚生労働省においては、災害時に小児・周産期領域の情報収集を行い、災害医療コーディネーターや災害派遣医療チーム（D M A T）に

対して適切な情報提供を行える災害時小児周産期リエゾンの養成及び技能維持のための研修を実施した。

(17) 災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）養成研修の実施

厚生労働省においては、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）の整備が促進されるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を実施した。

(18) 事業継続計画（B C P）策定研修の実施

厚生労働省においては、災害時における医療提供体制の充実強化のため、事業継続計画（B C P）策定に必要なスキルやノウハウ等を医療機関担当者等が習得するための研修を実施した。

(19) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員等を対象に、「T E C - F O R C E [隊長] 研修」、「T E C - F O R C E [班長・リエゾン] 研修」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施した。

(20) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催した。一方、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図った。

(21) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、災害対応に従事する職員を対象とした各種災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、巡視船艇・航空機等による各種災害対応訓練のほか、関係機関と連携した災害対応訓練を実施した。また、海難及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習

会等の開催、タンカー等危険物積載船舶への訪船指導、危険物専用の岸壁や栈橋の点検、船舶運航関係者に対する事故等発生時の措置に関する指導等を実施した。

(22) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処するため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めた。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処に当たる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習等を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する防災訓練等に積極的に参加した。

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、中央防災無線網の安定的な運用のための適切な措置を講じたほか、大規模災害等に備え、衛星電話設備の整備、老朽化した電源設備、多重無線設備及びネットワーク設備の更新を行った。

(2) 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化

内閣府においては、準天頂衛星による、災害関連情報の伝送を行う災害・危機管理通報サービス及び避難所等で収集された個人の安否情報を災害対策本部などの防災機関で利用できる安否確認サービスの提供を行った。

(3) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材や警察用航空機（ヘリコプター）等の整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図った。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、災害警備訓練施設の整備を推進して、各部隊・職員の専門性、経験、能力等に応じた実戦的な訓練を行った。

(4) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、車両感知器、信号機電源

付加装置、交通管制センター等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進した。

(5) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進した。

(6) 電気通信設備の安全・信頼性の確保等

総務省においては、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用促進等、電気通信事業者による災害対策を推進した。

(7) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、非常災害時における被災地の通信手段の確保のため、地方公共団体等への災害対策用移動通信機器の貸出を行った。

(8) 消防防災無線通信設備の整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努めた。

(9) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(10) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震や火山噴火等に伴う大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行った。

(11) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画や近年多発する大地震や豪雨等の自然災害を踏まえ、防火施設等の整備や耐震対策等に対して補助を行った。

(12) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害時の医療を確保するため、災害拠点病院として必要な施設及び診療設備等の整備について補助を行った。

(13) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム(DMAT)等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るためのシステムの整備を行った。

(14) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害者支援施設等や地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

こども家庭庁においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行った。

(15) 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の医療資機材設備の整備

厚生労働省においては、被災地では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設へ航空機により搬送するために、空港等に設置される臨時の医療施設（SCU）に必要な医療資機材設備の整備について補助を行った。

(16) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、南海トラフ等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全の確保等に向けた対策を行った（後掲 第3章2-2（12）、3-2（3））。

(17) 農山村の防災機能強化の促進

農林水産省においては、豪雨等に対する防災機能の向上に資する林道等の整備に対し助成を行った。

(18) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とするための防火水槽、吸水枡、給水栓等の施設整備を推進した。

(19) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施した。また、河川・道路管理用の移動体通信システムとしてデジタル陸上移動通信システム（K-λ）、衛星を経由してヘリコプターからの災害映像を伝送するヘリサットを順次導入した。

(20) 災害予防に関する融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による関連事業計画等に基づく住宅の移転等や、地方公共団体が防災対策として実施する移転促進事業等を対象とした「地すべり等関連住宅融資」を実施するとともに、「宅地防災工事資金融資」により宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）若しくは建築基準法（昭和25年法律第201号）による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援した。

(21) 基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に広域的な災害応急対策を円滑に実施できるよう、基幹的広域防災拠点を適切に維持管理するとともに、緊急物資輸送等の訓練を実施した。

(22) 「道の駅」の防災機能の強化

国土交通省においては、災害時に地域の避難所等となる「道の駅」や広域的な復旧・復興活動拠点となる「道の駅」の防災機能強化を図った。

(23) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風や線状降水帯による集中豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、新型気象レーダー（二重偏波気象レーダー）や地域気象観測システム（アメダス）、次期静止気象衛星の整備等を行った。

(24) 航路標識の防災対策の推進

海上保安庁においては、航路標識の耐災害性強化対策及び老朽化等対策を行った。

(25) 巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等及び電子海図システムの整備等を行った。

(26) 海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材を充実させ、巡視船艇・航空機等による迅速的確に対処し得る体制を確保した。

(27) 海上保安施設等の耐災害性強化対策

海上保安庁においては、被災又は停電等により救助・支援活動等に支障をきたすおそれがある海上保安施設等について、非常用電源設備の設置や燃料供給体制の確保等を実施し、耐災害性の強化を図ることで、同施設等の機能喪失を防止した。

(28) 防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援

環境省においては、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とした。

1-3 災害危険地住宅移転等

(1) 防災集団移転促進事業

国土交通省においては、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、自然災害の発生した地域又は災害のおそれのある区域のうち、住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を支援した。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

国土交通省においては、がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、ハザードエリア内にある既存不適格住宅等の移転を支援した。

1-4 その他

(1) 国土強靱化の推進

内閣官房国土強靱化推進室においては、切迫する大規模災害が懸念される中、いかなる事態が発生しても人命を守り、行政・経済社会の重要機能に係る致命的損傷を回避すること等の事前防災・減災の考え方に立ち、政府横断的な国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）への取組を推進するため、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月28日閣議決定）や「国土強靱化年次計画2023」（令和5年7月28日国土強靱化推進本部決定）、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づく取組を関係府省庁と連携して進めるとともに、地方公共団体や民間の取組促進を図った。

(2) 実践的な防災行動推進事業経費

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年4月21日中央防災会議決定）及び「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」（平成18年12月13日中央防災会議専門調査会報告）に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開した。

(3) 災害ボランティア（多様な主体の）連携促進事業

内閣府においては、近い将来発生が危惧されている巨大災害等に備え、発災時にボランティア活動がより円滑かつ効果的に行われるよう、行政とボランティアの相互理解など、広く防災ボランティア活動に関する環境整備を図った。あわせて、ボランティアの連携を図るための相互交流・意見交換の場づくりや、行政及びボランティア関係者間の連携訓練などを実施した。また、避難生活支援を行うボランティア人材の育成等を進めるための「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」構築に向けた調査・研究を実施した。

(4) 社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における業務継続体制の確保のため、有識者による省庁業務継続計画の評価や、評価結果に基づいた同計画の見直しに係る調査等を行った。また、地方公共団体における業務継続体制の実効性確保のため、自治体職員の研修や意識啓発のための映像資料作成に関する調査等を行った。さらに、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び災害リスクマネジメント力向上の取組推進のため、民間企業等の事業継続体制に関する実態調査や、事業継続の課題であるサプライチェーン強化、地域連携強化の事例調査・検討業務を行った。

(5) 「物資調達・輸送調整等支援システム」の整備

内閣府においては、国と地方公共団体の間で物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援に資する「物資調達・輸送調整等支援システム」の安定運用を図るため、定期点検及び障害対応等の保守・運用体制の確保を行った。

なお、令和6年1月に発生した能登半島地震において、支援物資の搬入・搬出の円滑な管理運営のために「物資調達・輸送調整等支援システム」が活用された。

(6) 地域防災力の向上推進

内閣府においては、「自助」・「共助」の精神

に基づく地域コミュニティによる地域防災力の向上を推進するため、地区防災計画制度の普及啓発に向けた、地域における計画の作成支援を行った。

(7) 被災者支援・復興対策の調査検討

内閣府においては、「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を改訂し、災害復興対策事例集等とともに地方公共団体に周知した。また、災害からの復興を円滑かつ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図った。

(8) 特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に関する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示や情報発信などに要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図った。

(9) 防災広報

内閣府においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく防災白書の作成のほか、国民各層に対する防災に関する正確な知識を提供するため、災害発生時にも迅速に情報提供を行うホームページを運営管理し、さらに、防災施策を分かりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開した。

(10) 防災計画の充実のための取組推進

内閣府においては、南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の大規模災害に関する基本計画に基づき、地震防災対策を効果的に推進するため、好事例の収集・横展開や、課題の収集・分析、課題解決のための方策の検討、連絡会議の開催等を行った。

(11) 災害対応業務標準化の推進

内閣府においては、災害対応現場で情報を集約・地図化するISUT（Information Support Team）の実際の活動や訓練を通じて作成した地図について、各機関が災害対応で活用しやす

くなるよう研修等を行った。また、令和5年3月に作成した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」理解促進のための研修動画を作成するとともに、地方公共団体に対して説明会を実施した。

また、災害対応を行う地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、効果的な活用事例の横展開等を行う場として「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクP F）を引き続き運営するとともに、マッチングセミナーにおいて地方公共団体が持つ官民ネットワークと連携し、防テクP Fへの地方公共団体・民間企業等の参加拡大を促進した。

（12）被災者支援に関する総合的対策の推進

内閣府においては、要配慮者の避難の実効性を確保し、全国的な策定推進を図るため、個別避難計画の策定のモデル事業等を実施したほか、市町村が行う指定避難所等における良好な生活環境の確保に向けた取組に係る調査等を実施した。

（13）既存のクラウド型被災者支援システムへの個別避難計画等に関する機能実装等業務

内閣府においては、クラウド型被災者支援システムの開発により、平時からの個別避難計画の効果的・効率的な作成の支援や被災者支援手続の円滑化の検討等を行ったほか、システムに係る支援手続きの円滑化に関する検討等を行った。

（14）地域女性活躍推進交付金事業

内閣府においては、地域における女性の職業生活における活躍推進に資する取組と併せて実施する、地域防災において女性のリーダーシップを推進するための取組等を支援した。

（15）地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業

内閣府においては、女性視点での災害対応の強化を図るため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の地域における活用を図った。

（16）防災分野における女性の参画促進事業

内閣府においては、内閣府男女共同参画局が実施するフォローアップ調査の結果を基に地方公共団体の取組を調査し、好事例を取りまとめて公表した。また、同好事例を周知・展開するため、自治体職員向け研修を実施した。

（17）大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討や災害に強い警察情報通信基盤等の整備を進めるとともに、災害発生時には警察用航空機（ヘリコプター）や通信衛星を利用した映像伝送等により現場情報を収集・伝達するなど、災害対策の強化を図った。

（18）道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、高度化光ビーコンやE T C 2.0、交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進した。

また、警察庁においては、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が収集する交通情報と民間事業者が保有するプローブ情報を融合して活用・提供するための広域交通管制システムを引き続き運用するなど、災害時の交通情報提供の充実を図った。

さらに、警察庁、総務省及び国土交通省においては、V I C S（道路交通情報通信システム）を活用して提供される道路交通情報の充実に資する取組を推進した。

このほか、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努めた。

（19）無線局における災害対策

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導した。

なお、総務省では、電気通信事業者に対し、災害対応の重要拠点となる市町村役場等をカ

バーする移動体通信の基地局や固定通信の収容局における予備電源の長時間化について、少なくとも24時間の停電対策等を求めている。

(20) 災害情報自動集約ネットワークシステムの維持・運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の効率的な情報共有を可能とするための災害情報自動集約ネットワークシステムを運用した。

(21) 地域防災のためのＬアラート情報とＧ空間情報の連携推進

総務省においては、地域住民等の具体的な避難行動を促進するため、Ｌアラートにおける避難所情報の在り方や、Ｌアラートと他の防災関係システムの連携方針について調査研究を実施した。

(22) テレワーク普及推進対策

総務省においては、災害時等の事業継続にも有効なテレワークについて、関係者と連携し、テレワーク月間等の普及啓発、専門家による無料相談事業の実施等の導入支援等を行った。

(23) 「新たな日常」の定着に向けたケーブルテレビ光化による耐災害性強化事業、ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業

総務省においては、災害時に放送により信頼できる災害情報が確実に提供されるよう、条件不利地域等に該当する地域におけるケーブルテレビネットワークの光化等に要する費用の一部を支援した。

(24) 全国瞬時警報システム（Ｊアラート）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるＪアラートについて、情報受信団体における常時良好な受信環境及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理を行った。

(25) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行った。また、地方公共団体間の計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しが行われるよう、地域防災計画データベースの運用を通じた支援を行った。

(26) 緊急消防援助隊派遣体制の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊の迅速・安全な出動及びより効果的な部隊運用を図るため、地域ブロック合同訓練の実施、また、ヘリコプター動態管理システム及び動態情報システムの保守管理を行った。

(27) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、近年、激甚化・頻発化する土砂・風水害、南海トラフ地震を始めとする切迫する大地震など、大規模な自然災害やＮＢＣ災害に備えるとともに、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化を図るため、消防組組法（昭和22年法律第226号）第50条に基づく国有財産等の無償使用制度を活用して、必要な車両及び資機材を整備した。

(28) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防庁においては、地方公共団体による女性や若者等の入団を促進するために地域の企業や大学等と連携して消防団員を確保する取組の支援、地域防災力充実強化大会の開催、装備・教育訓練の充実強化、自主防災組織の活性化の推進等により、消防団等の充実強化を図った。

(29) 救急業務の充実強化

消防庁においては、高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大に対応し救命率の向上を図るため、救急車の適時・適切な利用の推進や、救急業務の円滑な実施と質の向上など、救急業務を取り巻く諸課題への対応策について検討を行った。

(30) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、複雑・多様化する消防の救助活動における課題を克服し、救助技術の高

度化を図るため、救助技術の高度化等検討会、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図った。

(31) 市町村の消防の広域化及び消防の連携・協力の推進

消防庁においては、消防の広域化及び消防の連携・協力の取組を促進するため、「消防用車両出動シミュレーションシステム」の実用化に向けた改修や「消防広域化推進アドバイザー」の派遣等を行った。

(32) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、消防職団員の惨事ストレス対策の充実強化を図るため、緊急時メンタルサポートチーム登録者のスキルアップや増員等に係る取組を行うほか、消防本部等における惨事ストレス対策の取組について、支援を行った。

(33) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ確に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行った。

(34) 地方公共団体等における災害対応能力の強化

消防庁においては、地方公共団体等における災害対応能力を強化するため、市町村長の危機管理意識の一層の向上を図ることを目的とした研修、市町村の業務継続計画（BCP）及び受援計画の策定支援や大規模災害時に市町村長を支援する「災害マネジメント総括支援員」等を対象とする研修、小規模市町村向けの初動対応訓練を支援するためのモデル事業、インターネットを活用して防災教育を行う防災・危機管理e-カレッジのコンテンツの更新等を行った。

(35) ドローンの活用推進

消防庁においては、災害時に各消防本部がドローンを安全かつ効果的に活用できるよう、消防職員を対象としたドローン運用アドバイザー育成研修と、アドバイザー派遣制度によるド

ローン未導入消防本部等への普及啓発等を推進した。

(36) 消防共有サイトシステムの運用・保守

消防庁の施策に係る情報を始め、各消防本部・消防学校等が実施している独自性に富む様々な取組や情報等について、双方向かつ横断的な収集・蓄積により相互共有を図り、それぞれの団体等において自由にデータを活用できる専用サイト「消防共有サイト」の安定的な稼働体制を確保した。

(37) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図った。

(38) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被収容者の逃走による治安の悪化を防止するため、矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、デジタル無線機、非常用食料の更新整備を実施した。

(39) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全の確保等のため、水害対策や非構造部材の耐震対策を進めるとともに、学校施設の防災機能の強化に関する検討や、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進した。

(40) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行った。

- ・国又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム（DMAT）の活動費

(41) 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

厚生労働省においては、災害時において要配慮者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し必要な福祉的支援を行うことができるよう、都道府県が関係団体等と災害福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行った。

(42) 災害派遣医療チーム（DMAT）体制整備

厚生労働省においては、医師、看護師等に対し、DMAT隊員養成研修を実施した。また、DMATを統轄し、DMAT隊員の技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営を行った。

また、災害時に被災地の医療に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るため、災害医療の専門家が速やかに被災地に入るためのヘリコプターのチャーター費用の補助を行った。

(43) 独立行政法人国立病院機構における災害医療体制整備

独立行政法人国立病院機構においては、災害時の医療を確実に実施するため、初動医療班の派遣体制の整備等を行った。

(44) 予防接種法に基づく定期接種の実施

厚生労働省においては、災害時における感染症の発生及びまん延防止のため、平時から市町村において予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種が着実に実施されるように取り組んだ。

(45) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）事務局体制整備

厚生労働省においては、DPATの活動能力保持のため、DPAT構成員に対する研修及び都道府県等への技術的支援等を行うDPAT事務局の運営について委託した。

(46) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備

厚生労働省においては、DPATを整備するための構成員に対する専門的対応技術等の研修の実施について補助を行った。

(47) 在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援

厚生労働省においては、災害時における在宅医療提供体制の充実強化のため、在宅医療提供機関等を対象とした事業継続計画（BCP）策定支援研修を実施した。

(48) 山村地域の防災・減災対策

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、山地災害危険地区の位置情報を住民に提供する等のソフト対策を推進した。

(49) 防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設や農業用ため池の被災や地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データや災害時の緊急点検状況、被害状況をリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備、保守運用を行った。

(50) 中小企業に対する事業継続力強化計画等の策定に関する支援

経済産業省においては、中小企業に対して、事業継続力強化計画等の自然災害等のリスクに備えるための計画の策定を支援した。

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業自らが策定した事業継続計画や、経済産業大臣が認定した事業継続力強化計画等に基づき防災に資する設備等の整備を行う者に対し、融資を行った。

(51) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が所有するタンクを借上げ、経費相当額を補給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄の維持・管理を行った。

(52) 災害時に備えた社会的重要インフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、多数の避難者が生じる施設等にLPガスタンクや石油製品タンク等を設置するために必要な経費の一部を支援した。

(53) 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

経済産業省においては、災害時の石油製品の安定供給体制を確保するため、サービスステーション（ＳＳ）の地下タンクの大型化に伴う入換、災害時に緊急車両等への優先給油を行う中核ＳＳにおける自家発電設備の入替え、ＳＳの災害対応能力強化のための研修・訓練等に係る費用について支援した。

(54) 石油ガス地域防災対応体制整備事業

経済産業省においては、災害時におけるＬＰガスの安定供給確保のため、中核充填所の新設・機能拡充や、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくための訓練に係る取組を支援した。

(55) 次世代燃料安定供給のためのトランジション促進事業

経済産業省においては、近年頻発化・激甚化している風水害等に備え、特別警報級の大雨・高潮等を想定した製油所等の排水設備の増強等、製油所等のレジリエンス強化を図るための企業の取組の支援を行った。

(56) 地籍整備の推進

国土交通省においては、事前防災や災害後の迅速な復旧・復興等に貢献する地籍調査を推進するとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、土砂災害特別警戒区域等における地籍調査の実施を重点的に支援した。

(57) 緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）による大規模災害時の対応体制の強化

国土交通省においては、大規模自然災害に際して、全国の地方整備局等の職員により組織する緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）により被災状況の把握や被害拡大防止に関する被災地方公共団体等の支援を行うとともに、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する体制の強化を推進した。

(58) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不

明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせて分かりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施した。

(59) 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等の確保

国土交通省においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化や重点支援を実施した。災害時においては、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方管理道路の災害復旧等を国が代行できる制度を活用し、道路啓開や災害復旧の迅速化を図った。

(60) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、都道府県等の地方公共団体に対して「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」の活用促進に向けた周知を行うとともに、営業倉庫等の物流施設に対して非常用電源設備の導入を支援した。

(61) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、引き続き、都道府県等と連携し、実施体制の整備を支援した。

(62) 災害時の緊急情報収集・支援体制の充実強化

国土交通省においては、災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、必要となる資機材の維持・整備や、プッシュ型で支援できる人材の育成等、防災体制・機能の充実強化を図った。

(63) 災害時における自転車の活用の推進

国土交通省においては、災害時のシェアサイクルの活用について記載した「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」（令和5年9月）を策定し、地方公共団体の実務担

当者に対して情報提供、働きかけを実施した。

(64) 抜本的かつ総合的な防災・減災対策の推進

国土交通省においては、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害や切迫する大規模地震など、あらゆる自然災害から国民のいのちとくらしを守るため、6月に「首都直下地震等の大規模地震対策の強化」と「デジタル等の新技術を活用した防災施策の推進」を特に強化すべきテーマとして設定した、「総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」を取りまとめ、同プロジェクトに基づき総力を挙げて防災・減災対策を推進した。

(65) 海上輸送を活用した災害廃棄物の広域処理における港湾での円滑な対応

国土交通省においては、南海トラフ地震等の大規模災害で大量に発生する災害廃棄物の処理に備え、海面処分場の有効活用や広域な土地を有する港湾を災害廃棄物の仮置場としての利用、港湾を拠点として海上輸送による広域輸送が可能であることを踏まえ、関係省庁及び関係民間団体等と連携して検討を進めるなど、連携体制の構築を進めた。

(66) 災害時における被災地域の道路交通機能の確保

国土交通省においては、昨今の災害時交通マネジメントの事例も踏まえ、地域防災計画へ位置付けることで、災害発生時に速やかに実施体制に移行できるよう、全国各地で行政、学識経験者、交通事業者、経済団体等からなる体制の事前構築を推進した。

(67) 港湾における災害情報収集等に関する対策の推進

国土交通省においては、衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等を可能とする体制の構築を推進した。

(68) 空港BCPの実効性の強化

国土交通省においては、自然災害発生後、救急・救命活動や緊急物資輸送の拠点となる空港

の機能をできるだけ速やかに確保するため、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港BCP（A2（Advanced/Airport）－BCP）に基づき、災害時の対応を行った。また、空港BCP実効性の強化を図るため訓練等を実施した。

(69) 電子国土基本図と防災地理情報による防災対策の推進

国土地理院においては、我が国の国土を表す地図の基本となる電子国土基本図や、火山周辺の地形等を詳細に表した火山基本図、土地の成り立ちや自然災害リスクの把握に役立つ地形分類情報等、防災対策の基礎となる情報の整備・更新を行った。

(70) 防災地理情報による防災教育支援の推進

国土地理院においては、洪水等の自然災害リスクの把握に役立つ地形分類情報や過去に起きた自然災害の教訓を後世に伝承するための自然災害伝承碑等の防災地理情報を活用し、地域防災力向上のための防災教育支援を行った。

(71) 災害発生時における浸水推定図等の作成

国土地理院においては、災害発生時における孤立者救助や洪水時の排水作業等の応急活動の迅速・効率化に資するため、被災状況に応じて、浸水推定図等の災害状況を表した図の作成を行った。

(72) 訪日外国人旅行者への災害発生時における情報提供

観光庁においては、地震や台風等の発生に際し、14か国語で災害情報を提供する観光庁監修のアプリ「Safety tips」や、日本政府観光局（JNTO）のSNS公式アカウント等を活用して情報発信を行った。

(73) 災害時における踏切道の的確な管理の推進

国土交通省においては、災害時の円滑な避難や緊急輸送を確保するため、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づき、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道を指定し、鉄道事業者・道路管理者の連携による災害時の踏

切優先開放等の措置の実施を促進した。

(74) 地域建設業の災害対応力・生産性向上の促進

国土交通省においては、地域建設業の災害対応力・生産性向上の促進を図るため、災害対応時における地域建設業の課題やニーズ等について実態調査や課題抽出を行うとともに、効率的・効果的な対応策の検討を行った。

(75) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、適時適切な予報、警報及び大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行った。

(76) 気象庁による地域防災支援

気象庁においては、次の事業を実施した。

- ・地方公共団体への支援

全国各地の気象台が、平時から地方公共団体に対し防災気象情報の利活用を働きかけるとともに、災害時には、首長等へのホットラインの実施、T E C - F O R C Eの一員として活動するJ E T T（気象庁防災対応支援チーム）の派遣等により、地方公共団体の防災対応の支援を行った。

- ・気象防災アドバイザーの拡充

地方公共団体が行う平時における防災知識の普及や、災害時における避難情報の発令判断等を支援するため、気象・防災に関する専門的な知見を活かして地方公共団体で活動する気象防災アドバイザーの拡充を実施した。

(77) 走錨事故防止対策の推進

海上保安庁においては、異常気象等時における大型船等の一定の船舶に対する湾外等の安全な海域への避難勧告や臨海部に立地する施設の周辺海域における錨泊制限等を実施するとともに、監視カメラ等の整備により海域監視体制の強化を図った。

(78) 万全な災害廃棄物処理体制の構築

環境省においては、平時から災害時における生活ごみやし尿に加え、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施するため、国、地方公共団体、研究・専門機関、民間事業者等の連携を促進するなど、引き続き、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進めるとともに、新たに必要な連携方策の検討等を進めた。

(79) 動物の愛護及び管理事業

環境省においては、「人とペットの災害対策ガイドライン」等を活用し、市町村等の地方自治体と一般の家庭動物の飼い主に対してペットの災害対策を普及しつつ、都道府県等や関係民間団体と連携した災害対応訓練を実施した。また、災害時にも活用される都道府県等の収容・譲渡施設の整備に係る費用の補助を行った。

(80) 浄化槽リノベーション推進事業費

環境省においては、浄化槽の長寿命化計画策定による計画的・効率的な更新、修繕等を実施するとともに、浄化槽台帳システムの普及による管理の高度化の検討を実施することで、国土強靱化及び災害対応力の強化を図った。

(81) 気候変動による災害激甚化に係る適応の強化

（再掲第2章1（19））

(82) 生態系を活用した防災・減災（E c o - D R R）の推進

環境省においては、令和4年度に公表した生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成・活用方法を示した「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災（E c o - D R R）の手引き」と全国規模のベースマップを基に自治体等に対する計画策定等への技術的な支援を進めた。

(83) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進するなど各種災害への対処能力の向上を図った。

(84) 防災DXの推進

デジタル庁においては、関係府省庁と連携し、データ連携基盤の構築に向けた取組、優れた防災アプリやサービスを掲載したサービスマップ・カタログの充実、位置情報やマイナンバーカード等を活用した実証事業などの取組を行った。

2 地震災害対策

2-1 教育訓練

(1) 緊急地震速報の訓練

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きしたときに、慌てずに身を守る行動ができるよう、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼び掛けた。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

さらに、災害時に運転者が採るべき措置について、交通の方法に関する教則等を用いた普及啓発を図るよう都道府県警察を指導した。

(3) 消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模地震災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施した。

(4) 地震・津波対策訓練

国土交通省においては、9月1日の「防災の日」に際して国土交通省地震防災訓練を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」に際して、地震による大規模津波の被害軽減を目指すとともに津波に対する知識の普及・啓発を図ることを目的として、大規模津波防災総合訓練を実施する。

(5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力した。さらに、南海トラフ地震臨時情報及び北海道・三陸沖後発地震注意情報等に係る業務の訓練を実施した。

(6) 海上保安庁における震災対応訓練等

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、9月1日の「防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した地震災害対応訓練等を実施した（後掲 第3章3-1(2)）。

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行った（後掲 第3章3-2(1)）。

(2) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策の拠点や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進した。

(3) 地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備

財務省及び国土交通省においては、地域の地震防災活動の拠点としての役割を担っている国の庁舎の耐震化の状況が十分とは言えないことを踏まえ、地震防災機能を発揮するために必要な合同庁舎の整備を実施した。

(4) 国立大学等施設の整備

文部科学省においては、災害時においても教育研究活動の継続や学生教職員等の安心・安全

を確保するとともに、地域の防災拠点として機能させるため、国立大学等施設の防災機能の強化等による耐災害性の強化のための支援を行った（後掲 第5章2-3（1））。

（5）公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について、安全・安心かつ快適な環境を確保するため、非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策及び防災機能の強化等への支援を行った。

（6）私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震改築（建替え）事業、耐震補強事業及び防災機能強化のための整備等を支援した。

（7）社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行った。

（8）医療施設の耐震化

厚生労働省においては、政策医療を担う病院やI s値が0.3未満の建物を有する病院が行う病棟等の建築物の耐震整備に対する補助を行った。

また、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行った。

（9）水道施設の耐震化等

厚生労働省においては、災害時においても安全で良質な水道水を安定的に供給するための水道施設や、疾病の予防・治療等の拠点となる保健衛生施設等について、地方公共団体等が実施する耐震化等を推進した。

（10）独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽

建物の建替え等に取り組み、耐震性の向上を図った。

（11）治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施した（後掲 第3章4-2（1）、5-2（2）、6-2（3）、第4章2）。

（12）漁港漁村の防災対策施設の整備

（再掲 第3章1-2（16））

（後掲 第3章3-2（3））

（13）海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進した（後掲 第3章3-2（4）、4-2（2）、第4章5）。

（14）農業水利施設の耐震化等

農林水産省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における農業水利施設の耐震化等を推進した。

（15）官庁施設の耐震化等の推進

国土交通省においては、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保及び防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、耐震化を推進した。

あわせて、大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策、災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力の確保等を推進した。

（16）建設機械の整備

国土交通省においては、土砂災害等の応急復旧作業等に必要な機械を整備した。

（17）盛土の安全確保対策の推進

国土交通省、農林水産省及び林野庁においては、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき地方公共団体が行う規制区域指定等のための基礎調査や、危険な盛土等の安全性把握のための詳細調査及び盛土等の撤去や擁壁設置等の対策を

支援し、環境省においては、都道府県等が行う産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に対する詳細調査及び支障除去等事業を支援した（後掲 第3章4-2（4））。

（18）地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・密集市街地を始めとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
- ・三大都市圏の密集市街地の改善整備及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
- ・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施
- ・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
- ・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全の確保等を図る都市安全確保促進事業の実施
- ・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する地下街防災推進事業の実施
- ・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援
- ・都市機能が集積した拠点地区において、災害時にエネルギーの安定供給が確保される業務

継続地区の構築を支援

- ・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施

（19）下水道における震災対策

国土交通省においては、地震時においても下水道が果たすべき役割を確保するため、重要な下水道施設の耐震化・耐津波化を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進した。

（20）河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、地震による液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図った。

（21）土砂災害の防止

国土交通省においては、地震により土砂災害が発生した場合、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響や、孤立集落の発生等が想定される土砂災害警戒区域等について、土砂災害防止施設の整備を推進した。

（22）道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、ロックング橋脚橋梁、緊急輸送道路上の橋梁、同道路をまたぐ跨道橋の耐震補強の推進や無電柱化等各种道路事業を実施した。また、バイクや自転車、カメラの活用に加え、UAV（無人航空機）による迅速な状況把握や官民ビッグデータなども活用した「通れるマップ」の情報提供・共有の仕組みの構築を推進するとともに、道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策を推進した。

（23）不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路等を整備する住宅地

区改良事業等について補助を行った。

(24) 住宅市街地の防災性の向上

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅や生活支援施設等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行った。

(25) 帰宅困難者等の受入拠点施設整備の推進

国土交通省においては、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時において、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を事前に確保するため、災害時の帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進した。

(26) 老朽公営住宅の建替え等の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付した。

(27) 港湾における地震対策の推進

国土交通省においては、最新の地震被害想定等を踏まえ、大規模災害の緊急物資輸送、幹線物流機能の確保のため、ネットワークを意識した耐震強化岸壁の整備や臨港道路の耐震化等を推進した。

(28) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による盛土造成地の滑動崩落や液状化の宅地被害を防止・軽減するため、大規模盛土造成地マップや液状化マップを活用し、宅地耐震化推進事業による防止対策に向けた詳細調査や対策工事の実施を推進した。

(29) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、災害対応や情報提供に資する電気通信設備・情報通信基盤の整備を推進した。

(30) 民有港湾施設の耐震改修の促進

国土交通省においては、大規模地震発生後も耐震強化岸壁や石油製品入出荷施設に至る航路

機能を維持し、緊急物資や燃油物資を輸送・供給するため、航路沿いの民有護岸等の耐震改修に対する無利子貸付制度及び延長した固定資産税の特例措置により、民間事業者による耐震改修を支援した。

(31) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して鉄道施設の地震防災対策を推進するよう指導を行った。また、南海トラフ地震、首都直下地震等に備えて、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策を一層推進した。

(32) 住宅・建築物等の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物やブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物等の耐震性の向上に資する事業について補助を行った。

(33) 耐震改修工事融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資により、戸建住宅やマンションの耐震性の向上を支援した。

(34) 空港の耐震対策

国土交通省においては、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持及び背後圏経済活動の継続性確保と首都機能維持を可能とするため、滑走路等の耐震対策を実施した。

(35) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災を遙かに上回ると予想されることから、災害時において迅速な復旧・復興を可能とするため、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金等を交付した。

(1) 災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進

内閣官房においては、災害時等における船舶を活用した医療提供の整備に向けた訓練・調査等による検証を行った。

(2) 地震対策の推進

内閣府においては、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及び首都直下地震における防災・減災対策の検討、大規模地震発生時の帰宅困難者対策の検討、中部圏・近畿圏直下地震の地震モデルの見直しに向けた検討等の取組を行った（後掲 第3章3-3（1））。

(3) 南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画の検証

内閣府においては、南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画の実効性の確保・向上を図るための調査・検討を行った。

(4) 都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新の促進

内閣府及び国土交通省においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、国、地方公共団体、民間事業者等の関係者の適切な役割分担・連携方法を定め、それぞれが定められた事業又は事務を着実に実施できるようにする都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新を促進し、都市の安全の確保を図った。

(5) 総合防災情報システムの整備

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する総合防災情報システムの安定的な運用を行うとともに、他機関が保有する情報システムとの連携強化を図った（後掲 第3章3-3（2）、5-3（2））。

(6) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用した。

また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通規制計画等に基づき、隣接都道府県警察等と連携した総合的かつ実戦的な訓練を実施するよう都道府県警察に対して指導した。

(7) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設及び法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施した。

(8) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を行った。

(9) 港湾における災害対応力強化

国土交通省においては、地震・津波や台風による非常災害が発生した場合でも港湾機能を維持するため、関係機関と連携し、防災訓練の実施や港湾BCPの改訂を図る等、災害対応力強化に取り組んだ（後掲 第3章3-3（4）、4-3（17））。

(10) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、全国の活断層を対象に、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報の整備・提供を実施した。

(11) 南海トラフ地震臨時情報等の発表、通報

気象庁においては、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するか調査を開始した場合又は南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合等には、南海トラフ地震臨時情報等を発表するとともに防災関係機関等に通報し、各機関で適切な防災体制が執られるよう努めた。

(12) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測の結果を基に緊急地震速報、地震情報等を適時適切に発表し、これを防災関係機関等に伝達して、災害の防止・軽減に努めた。

(13) 巨大地震に備えた最低水面に係る情報の整備

海上保安庁においては、巨大地震発生時の迅速な海上輸送ルート確保のため、高低測量を実施し、海図水深の基準となる最低水面に係る情報を整備した。

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して津波災害発生時の災害応急対策や災害警備活動に従事する警察官の安全確保等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示した。

(2) 海上保安庁における震災対応訓練等

(再掲 第3章2-1(6))

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、9月1日の「防災の日」及び11月5日の「津波防災の日」を中心に国が実施する総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した津波災害対応訓練等を実施した。

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

(再掲 第3章2-2(1))

(2) 海岸防災林の整備

農林水産省においては、海岸防災林について、その適切な保全を図ることにより、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮に加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した盛土による生育基盤の確

保や植栽等の整備を進めた(後掲 第3章4-2(1)、5-2(2)、6-2(3)、第4章2)。

(3) 漁港漁村の防災対策施設の整備

(再掲 第3章1-2(16)、2-2(12))

(4) 海岸保全施設の整備

(再掲 第3章2-2(13))

農林水産省及び国土交通省においては、津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における海岸保全施設の整備を推進した(後掲 第3章4-2(2)、第4章5)。

(5) 河川の津波対策

国土交通省においては、東日本大震災で津波により甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図った。

(6) 港湾における津波対策の推進

国土交通省においては、設計津波を超える大規模津波発生時に、防波堤が倒壊して、津波の到達時間が早まり被害が拡大する事態や、静穏度が確保できず荷役が再開できない事態を防止するため、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備を推進した。

また、港湾労働者等が安全に避難できるよう、港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成や津波避難施設の整備等を促進するとともに、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援に努めた。

(7) 津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
 - ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
 - ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
 - ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付
- 津波災害に強い都市構造の推進として、次の

事業を実施した。

- ・南海トラフ地震を始めとする地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
- ・避難路として活用される道路の整備や土地の嵩上げ等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
- ・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
- ・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
- ・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施

（８）官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進した。

③-③ その他

（１）地震対策の推進

（再掲 第３章２-３（２））

（２）総合防災情報システムの整備

（再掲 第３章２-３（５））

（後掲 第３章５-３（２））

（３）交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用した。また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう都道府県警察に対して指導した。

（４）港湾における災害対応力強化

（再掲 第３章２-３（９））

（後掲 第３章４-３（１７））

（５）海・船の視点から見た港湾強靱化

国土交通省においては、南海トラフ巨大地震や千島海溝等での巨大地震等の発生に備え、迅速な沖合退避や係留強化に資する、海・船の視点から見た港湾強靱化に取り組んだ。

（６）船舶の津波防災対策の推進

国土交通省においては、船舶の津波避難対策の推進を図るため、前年度に引き続き、津波避難に必要な主要ポイントを選定したマニュアル様式「津波対応シート」を国土交通省ホームページに掲載し、活用を促した。

（７）津波警報等の発表、伝達

気象庁においては、地震観測等の結果を基に津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

（８）津波防災対策の推進

海上保安庁においては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波襲来に備え、津波防災情報図を整備して港湾及び付近船舶の津波防災対策に活用した。

４ 風水害対策

4-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して風水害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

4-2 防災施設設備の整備

（１）治山事業の推進

（再掲 第３章２-２（１１）、３-２（２））

農林水産省においては、森林の有する公益的機能の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進した（後掲 第３章５-２（２）、６-２

(3)、第4章2)。

(2) 海岸保全施設の整備

(再掲 第3章2-2 (13)、3-2 (4))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進した(後掲 第4章5)。

(3) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、農村地域の防災力の向上を図るため、農業用ため池の防災・減災対策、農地等の湛水防除、地すべり防止対策など総合的な対策を推進した(後掲 第4章3-1 (2)、8 (1))。

(4) 盛土の安全確保対策の推進

(再掲 第3章2-2 (17))

(5) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備した。

(6) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象テレメータや、ダム等の放流警報設備、監視カメラ設備、雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるMP(マルチパラメータ)レーダ雨量計等の整備を行うとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進した。また、東日本大震災、紀伊半島大水害、関東・東北豪雨等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水による浸水対策、停電対策等を実施した。

(7) 土砂災害の防止

国土交通省においては、人家や公共建物を保全する砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援した。

(8) 道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路のミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と

代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、災害時の交通機能を最大限活用するためのインフラ整備や道路構造令等の見直し等を推進した。また、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策や法面・盛土の土砂災害防止対策を推進した。さらに、危険箇所等の調査方法の高度化に向けた取組を実施した。

(9) 港湾における高潮・高波対策の推進

国土交通省においては、激甚化・頻発化する台風に伴う高潮・高波による港湾内の被害軽減を図るため、最新の設計沖波等で照査した結果を踏まえ、港湾施設の嵩上げ・補強等を推進した。

(10) 下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の下水道の整備を推進した。あわせて、内水ハザードマップの作成・公表や下水道の水位情報の提供等のソフト対策を組み合わせた総合的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図った(後掲 第4章9)。

(11) 風水害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、風水害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施した。

- ・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

風水害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施した。

- ・台風や洪水による風水害が想定される防災上

4-3 その他

危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施

- ・避難路として活用される道路の整備や土地の嵩上げ等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
- ・都市構造再編集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
- ・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
- ・土地が持つ雨水貯留浸透機能を活用したグリーンインフラの取組の実施
- ・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施

(12) 空港における浸水対策

国土交通省においては、空港における高潮・高波・豪雨等による大規模災害に備えるため、護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策を実施した。

(13) 港湾における走錨対策の推進

国土交通省においては、令和元年房総半島台風等で発生した走錨事故を踏まえ、港内避泊が困難な港湾や混雑海域周辺の港湾等において、避泊水域確保のための防波堤等の整備を推進した。

(14) 港湾等の漂流物対策の推進

国土交通省においては、令和3年8月海底火山「福德岡ノ場」の噴火による軽石により航路等が埋塞したことも踏まえ、船舶の航行安全に資するよう、漂流物の回収体制の強化を推進した。

(15) 住宅・建築物の風水害対策等の促進

国土交通省においては、風水害に対する住宅や建築物の防災性向上のため、住宅・建築物の風水害対策のための改修支援を行う事業を実施した。

(1) 土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

内閣府においては、東京都とともに首都圏における大規模水害からの広域避難の検討や、住民の主体的な避難行動の促進に向けた検討等の取組を行った。

(2) 風水害に対する警備体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討・実施、自治体・関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警備体制の強化を図った。

(3) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難指示等の発令・伝達、避難行動要支援者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(4) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

農林水産省においては、「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達）等を受け、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進した。

(5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への山地災害危険地区等の周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的に、山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）を実施した。

(6) 要配慮者利用施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平

成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、市町村地域防災計画において浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、情報伝達体制等を定めるとともに、これら要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進するなど、引き続き警戒避難体制の充実・強化を図った。

(7) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、適切な施設管理や避難行動等の防災活動等に役立てるため、高分解能・高頻度に集中豪雨や局地的な大雨を的確に把握できる国土交通省XRAIN（高性能レーダ雨量計ネットワーク）の精度の向上を図るとともに、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計や簡易型河川監視カメラなど、防災情報の迅速かつ的確な把握・提供のための情報基盤の整備を推進した。

(8) 河川情報の提供の推進

国土交通省においては、観測施設等の情報基盤を適切に維持管理するとともに、災害時における迅速な危機対応のため、国土交通省「川の防災情報」ウェブサイトより河川の水位、リアルタイムなレーダ雨量、洪水予報、水防警報等の河川情報を提供した。また、洪水氾濫の危険性を、スマートフォン等を活用して住民に提供する洪水情報のプッシュ型配信を行うとともに、メディア等と「住民の自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザードマップ・リスク情報共有プロジェクト」を通じて、官民の連携を深めた。さらに、民間主導による技術開発を促進するため、レーダ雨量計で観測した解析処理前のデータを配信した。

(9) 国土交通省と気象庁との河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換の整備

国土交通省と気象庁においては、水防法及び気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づき共同で実施する洪水予報業務その他の業務の高度化に資するため、それぞれの保有する河川及び気象等に関する情報のリアルタイム交換を行った。

(10) 流域治水の本格的実践「継続と深化」

国土交通省においては、気候変動による水災害の頻発化・激甚化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに、水害リスクを踏まえた特定都市河川の指定を拡大し、流域一体となって取組を実施した（後掲 第4章1（1））。

(11) 水害リスク情報等の充実

国土交通省においては、水防法に基づく想定最大規模の降雨（洪水・内水）・高潮に対応した浸水想定区域図の作成や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の設定を促進し、市町村による洪水・内水・高潮及び土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援した。

また、浸水範囲と浸水頻度の関係を分かりやすく図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」を整備し、水害リスク情報の充実を図り、土地利用・住まい方の工夫等の促進を図った。

(12) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、ハード対策としての関係機関と連携した砂防堰堤等の施設整備と、ソフト対策としての都道府県が行う土砂災害警戒区域等の指定や情報基盤整備等、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策について支援を行った。また、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において緊急調査を行い、被害が想定される区域等に関する情報の周知を図った。

(13) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、6月を「土砂災害防止月間」、6月の第一週を「がけ崩れ防災週間」と定め、土砂災害防止に関する広報活動や防災教育を推進するとともに、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所の周知、点検、関係行政機関が連携した実践的な訓練、住民等が主体となって地域の実情に応じた避難訓練等を実施した。

(14) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体等とともに各種の行事、活動を実施した。また、市町村等職員に対する水防研修、水防団員に対する水防技術講習会を実施した。

(15) 地下駅等の浸水対策

国土交通省においては、各地方公共団体の定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等（出入口及びトンネル等）について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進した。

(16) 鉄道施設の豪雨対策

国土交通省においては、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害に適切に対応するため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策を推進した。

(17) 港湾における災害対応力強化

（再掲 第3章2-3（9）、3-3（4））

(18) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、気象、高潮及び洪水に関する予報及び警報並びに大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

5 火山災害対策**5-1 教育訓練****警察庁における教育訓練**

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

5-2 防災施設設備の整備**(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における降灰対策の推進**

こども家庭庁においては、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）の規定に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する民間の認定こども園、幼稚園、保育所等の降灰除去に要する費用を負担した。

(2) 火山地域における治山事業の推進

（再掲 第3章2-2（11）、3-2（2）、4-2（1））

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進した（後掲 第3章6-2（3）、第4章2）。

(3) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、砂防堰堤等の施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の実行性を高めるための見直しを関連機関と連携して推進した。

5-3 その他**(1) 火山災害対策の推進**

内閣府においては、火山監視観測・調査研究体制の整備や、火山専門家の技術的支援、広域噴火災害対策、多様な火山災害に応じた避難対策の検討・推進等の取組を行った。

(2) 総合防災情報システムの整備

（再掲 第3章2-3（5）、3-3（2））

(3) 活動火山対策の推進

消防庁においては、避難施設や避難情報伝達手段の整備を推進するとともに、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(4) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行った。

(5) 測地技術を用いた地殻変動の監視

(再掲 第2章2-1 (11))

(6) 火山防災協議会における警戒避難体制の整備

国土交通省においては、火山噴火に伴う土砂災害の観点から火山砂防ハザードマップの検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画した。

(7) 噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山監視観測を行い、噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等を呼び掛けることで、災害の防止・軽減に努めた。また、火山防災協議会における避難計画や噴火警戒レベルに係る共同検討を通じて警戒避難体制の整備を推進した。

6 雪害対策

6-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して雪害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して雪害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示した。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における雪害防止

こども家庭庁においては、特別豪雪地帯における民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に対し、除雪に要する費用を負担した。

(2) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入した。

(3) 積雪地帯における治山事業の推進

(再掲 第3章2-2 (11)、3-2 (2)、4-2 (1)、5-2 (2))

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、雪崩の防止を目的とする森林の造成や防止施設の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を図った(後掲 第4章2)。

(4) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、除雪、防雪、凍雪害防止の事業を推進した。特に短期間の集中的な大雪時等においても人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、関係機関と連携したタイムラインを策定しつつ、前広な出控えや広域迂回等の呼び掛け、通行止め予測の公表を行うとともに、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含め、広範囲での予防的・計画的な通行止めや集中除雪等を行った。また、除雪機械の自動化や、AIによる交通障害の自動検知により、立ち往生車両等を早期に発見し、移動措置等、現地対応の迅速化を図った。

(5) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策を推進した。

(6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進した。

(7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域におけ

る航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行った。

(8) 除排雪時等の死傷事故防止

国土交通省においては、除排雪時等の死傷事故を防止するため、豪雪地帯において持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む地方公共団体を支援した。

6-3 その他

(1) 雪害予防のための広報啓発活動

警察庁においては、雪害の発生実態を踏まえ、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して雪崩危険箇所等の把握や広報啓発活動の実施について指示した。

(2) 雪害対策の推進

消防庁においては、避難施設や避難情報伝達手段の整備を推進するとともに、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行った。

(3) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止・軽減に資することを目的として、12月の第一週を「雪崩防災週間」と定め、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、避難訓練等を実施した。

(4) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報及び解析積雪深・解析降雪量等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努めた。

7 火災対策

7-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上保安庁における消防訓練等

海上保安庁においては、船舶火災対応等に従事する職員を対象とした事故発生時の対応に係る教育を実施するとともに、関係機関と連携した消防訓練を実施した。

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業並びに防火及び消火活動の円滑な実施にも資する林道や防火線の整備等を行った。

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物等のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行った。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行った。

7-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を行った。

・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育

成

- ・製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整
- ・住宅防火対策の推進
- ・消防法令に係る違反是正推進
- ・消防の技術に関する総合的な企画立案
- ・火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築
- ・消防用設備等及びその点検における新技術導入の推進
- ・火災予防分野における各種手続の電子申請等の推進

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発を行った。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進した。また、建築物の火災安全改修に資する事業について補助を行った。

8 危険物災害対策

8-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(2) 海上保安庁における危険物災害対応訓練等

海上保安庁においては、危険物災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、関係機関と連携した危険物災害対応訓練等を実施した。

8-2 その他

(1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の推進及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対して指示した。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの推進及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対して指示した。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、次の予防対策を推進した。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備の検討（危険物施設の老朽化を踏まえた長寿命化対策）
- ・危険物施設の事故防止対策等
- ・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等
- ・危険物保安等における各種手続の電子申請化

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、石油コンビナートにおける事故防止及び被害軽減のための検討を行うとともに、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催し、自衛防災組織等の技能や士気の向上を図った。

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設地区の設置等について審査するとともに、必要な助言等を行った。

(5) 産業保安等に係る技術基準の調査研究等

経済産業省においては、高圧ガスや火薬類等に係る事故・災害の未然防止を図り、もって公共安全を確保するため、技術基準の見直し等に向けた調査研究等や、事故情報の原因解析及び再発防止策の検討を行い産業保安基盤の整備・高度化に資する事業を実施した。

(6) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査等及び保安教育指導並びに地方公共団体等担当者に対する研修等を行った。

(7) 石油・ガス供給等に係る保安対策調査

経済産業省においては、石油精製プラント・ガス設備等における事故の減少を実現し、ひいては石油・ガス等の安定的な供給の確保へとつなげることを目指すため、石油・ガスに係る事故を未然に防止するとともに、産業保安法令の技術基準等の制定・改正や制度設計を行うための事業を実施した。

(8) 都市ガス分野における災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業

経済産業省においては、災害時連携計画の効果を高めることを通じて都市ガス分野における災害対応・レジリエンスを強化するため、災害時の復旧作業等の迅速化に資する機器や設備の導入を行う中小規模の一般ガス導管事業者に対して、その費用の一部の補助を行った。

(9) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じた。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し運送前の各種検査及び立入検査を実施した。

(10) 危険物積載船舶運航及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、輻輳海域における危険物積載船舶の航行の安全を確保するとともに、危険物専用の岸壁や栈橋における安全な荷役等について指導し、安全防災対策を推進した。また、船舶所有者、施設の設置者及び管理者に対し、排出油等防除資機材を備えるように指導した。

(11) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデー

タベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果等と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を実施した。

(12) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故による防除作業を的確に行うため、常時監視可能なブイを用いて漂流予測の評価・補正を行い、高精度の漂流予測が実施可能な体制を整備した。

(13) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」(平成18年12月8日閣議決定)に基づき、関係行政機関等の協力を得て国内の各種分野の専門家等に関する情報を一元化するとともに、関係機関の要請に応じて提供し得る体制を確保した。

9 原子力災害

9-1 教育訓練

(1) 原子力防災に関する人材育成の充実・強化整備

内閣府においては、原子力災害時において中核となる防災業務関係者について、体系的かつ効果的な訓練や研修等により人材育成を推進した。また、原子力防災の国内外の知見の分析・蓄積を行うための調査研究等を実施した。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行った。また、都道府県警察に対して原子力災害対策に必要な訓練の実施を指示した。

(3) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、原子力災害における消防活動等に関する教育訓練を行った。

(4) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、輸送作業従事者等に

対し、輸送に関する基準及び放射性物質輸送に関する専門的知識等に係る講習会を実施した。

(5) 環境放射線モニタリングのための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のための研修等を実施した。

(6) 海上保安庁における原子力災害対応訓練等

海上保安庁においては、原子力災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育を実施するとともに、国が実施する原子力総合防災訓練への参加等、関係機関と連携した原子力災害対応訓練等を実施した。

9-2 防災施設設備の整備

原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行った。

9-3 その他

(1) 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援

内閣府においては、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、地方公共団体が行う防災活動に必要な資機材等の整備支援、地方公共団体での防災訓練の実施等による緊急時対応の高度化・普及等の支援などを行った。

また、緊急時避難円滑化事業により避難の円滑化を推進した。

(2) 放射線防護対策等の推進

内閣府においては、無理な避難をすることでかえって健康リスクが高まる要配慮者等が、避難の準備が整うまでの間、一時的に屋内退避を安全に行うために、病院、社会福祉施設等に対する放射線防護対策の支援等を実施した。

(3) 原子力防災体制等の構築

内閣府においては、甲状腺被ばく線量モニタリングの実施主体となる立地道府県等の職員な

どの業務の参考とされることを想定し、立地道府県等における甲状腺の簡易測定の実務の一層の具体化を図るため、「甲状腺被ばく線量モニタリング簡易測定 運用の手引き（令和6年3月）」を作成した。

(4) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品中の放射性物質に関し、関係府省、地方公共団体等と連携した意見交換会の開催や、「食品と放射能Q&A」による情報提供等を行った。

(5) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、風評被害の払拭のため、地方消費者行政強化交付金により、地方公共団体の取組を支援した。

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、消費者庁及び国民生活センターにおいては、放射性物質検査機器の地方公共団体への貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催した。

(6) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、原子力防災訓練への助言・協力等を行った。

(7) 海上輸送に係る原子力災害対策

国土交通省においては、放射性物質等の海上輸送時の事故や災害発生時に想定される原子力災害への対応に備え、防災資材の整備・維持や衛星電話通信の維持、放射性物質災害防災訓練の指導等を行った。

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害における消防活動等に関する教育訓練を

行った。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行った。

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員労働災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行った。

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、防災体制や消防活動の検討を行った。

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図った。化学プラント等における爆発火災災害の防止、自然災害に伴う道路復旧工事等における土砂崩壊災害などの労働災害の防止を図った。

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）及び金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和48年法律第26号）に基づき、立入検査等を行った。

(4) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査等を行った。

(5) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止す

るため、外国船舶監督官の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（P S C）を的確に実施した。

第4章 国土保全

1 治水事業

国土交通省においては、令和4年8月の大雨等による被害や気候変動による水災害の頻発化・激甚化を踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も活用し、堤防・遊水地・ダム等の整備に加え、特定都市河川の指定拡大、内水対策、避難対策の強化等、ハード・ソフトの取組の強化、計画的・効率的なインフラの老朽化対策、防災・減災対策を強力に進めるDX、カーボンニュートラルの推進に資するGX、水辺空間の良好な環境の創出等による地域活性化の取組を総合的に推進した。

(1) 流域治水の本格的実践「継続と深化」

(再掲 第3章4-3(10))

気候変動による水災害の頻発化・激甚化に対応するため、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」を推進し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに、水災害リスクを踏まえ特定都市河川の指定を拡大し、流域一体となって取組を実施した。

(2) インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく定期点検等により確認された修繕・更新が必要な施設への対策、効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルの実現に向けた新技術の積極的な活用等を推進した。

(3) 防災・減災対策を飛躍的に高度化・効率化するDXの推進

3日程度先の水位予測情報の提供等による洪水予測の高度化などの情報分野での流域治水の取組、デジタル技術の活用・新技術の導入等による施設の整備・管理や、流域情報等のオープンデータの拡充、サイバー空間上の実証実験基盤の整備等、イノベーションを促進する取組を推進した。

2 治山事業

(再掲 第3章2-2(11)、3-2(2)、4-2(1)、5-2(2)、6-2(3))

農林水産省においては、大雨の激化・頻発化等により、激甚な山地災害が発生していることを踏まえ、山地災害の被害を防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち治山対策を推進する。具体的には、流域治水の取組と連携しつつ、山地災害危険地区等において、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化を図るための治山施設の設置等、荒廃森林の整備、及び海岸防災林の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化推進等のソフト対策を一体的に実施することにより、地域の安全・安心の確保を図った。

2-1 国有林治山事業

農林水産省においては、国有林野内における治山事業を実施した。

2-2 民有林治山事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

(1) 直轄事業

・直轄治山事業

継続16地区について、民有林直轄治山事業を実施した。

・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続7地区（直轄治山と重複している地区を含む。）において事業を実施した（後掲 第4章3-1(1)）。

・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山新技術等推進調査、流域山地災害等対策調査及び治山事業積算基準等分析調査を実施した。

(2) 補助事業

・治山事業

荒廃山地の復旧整備や公益的機能が低下した森林の整備、海岸防災林の整備・保全等を実施した（後掲 第4章3-1(2)）。

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

(1) 直轄事業

- ・直轄地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施した。

- ・直轄地すべり防止事業
(再掲 第4章2-2(1))
- ・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施した。

(2) 補助事業

- ・地すべり対策事業
(再掲 第3章4-2(3))

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施した。

- ・地すべり防止事業
(再掲 第4章2-2(2))

林野の保全に係る地すべりについて、集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区において事業を実施した。

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、地すべりによる人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援した。

また、大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図った。

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が指定する急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止施設の整備や、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備等を支援した。

5 海岸事業

(再掲 第3章2-2(13)、3-2(4)、4-2(2))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な海岸において、地震、津波、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に推進した。

6 農地防災事業

農林水産省においては、次のとおり事業を実施した。

(1) 直轄事業

- ・国営総合農地防災事業

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農用地・農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施した。

(2) 補助事業

- ・農地防災事業

農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施した。

7 災害関連事業

(1) 農林水産省所管事業

農林水産省においては、被災した農林水産業施設・公共土木施設等の再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改良等の災害関連事業を実施した。

(2) 国土交通省所管事業(河川等)

国土交通省においては、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められた場合に、災害復旧事業と合

併して新設又は改良事業を実施した。また、河川、砂防等について、災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧を緊急に行ったほか、施設災害がない場合においても豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処する事業等を緊急に実施した。

(3) 環境省所管事業

環境省においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、自然公園等施設における事前防災対策を実施した。

8 地盤沈下対策事業

(再掲 第3章4-2 (3))

(1) 地盤沈下対策事業

- ・地下水調査（保全調査）

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握等に関する調査を実施した。

- ・地盤沈下対策事業

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施した。

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、地盤沈下防止のため、次の事業を実施した。

- ・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進する事業を実施した。

- ・地下水位観測調査

工業用水法（昭和31年法律第146号）に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施した。

(3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施した。

- ・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域を対象に、水準測量や人工衛星の観測デー

タを用いたSAR干渉解析を実施し、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行った。

(4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策の実施状況を把握するとともに、地下水データの整理と分析を行い、地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るための検討を行った。

さらに、地下水行政関係者が収集・整理する地下水データを相互に活用する地下水データベースの保守・運用、修正等を行った。

(5) 地下水・地盤環境対策

環境省においては、全国から地盤沈下に関する測量情報を取りまとめた「全国の地盤沈下地域の概況」及び代表的な地下水位の状況や地下水採取規制に関する条例等の各種情報を整理した「全国地盤環境情報ディレクトリ」を公表した。また、地盤沈下を防止しつつ、地中熱等で需要が高まっている地下水利用に対応するため、持続可能な地下水の保全と利用の両立を推進するための方策について調査・検討を行った。

9 下水道における浸水対策

(再掲 第3章4-2 (10))

10 その他の事業

(1) 防災対策事業債等

総務省においては、地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、地方公共団体が災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために単独で実施する事業について、527億円の防災対策事業債（自然災害防止事業）を措置した。また、地方公共団体が単独で実施する河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等について、823億円の一般事業債（河川等事業）を措置した。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携しつつ、緊急に実施する自然災害を防止するための社会基盤整備や流域治水対策に関する地方単独事業について、4,115億円の緊

急自然災害防止対策事業債を措置した。さらに、地方公共団体が単独事業として緊急的に実施する河川や防災重点農業用ため池等の浚渫について、1,094億円の緊急浚渫推進事業債を措置した。

(2) 保安林等整備管理費

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施した。

(3) 休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行った。

(4) 鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道株式会社が施行する落石・雪崩等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業を推進した。

(5) 鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して、予防保全の観点から構造物の定期検査の実施、それに基づく健全度の評価を行い適切な維持管理を行うよう指示するとともに、人口減少が進み経営状況が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進した。

(6) 防災・減災対策等強化事業推進費

国土交通省においては、自然災害により被災した地域や事前防災・減災対策を図る必要の生じた地域等66地区において、緊急的かつ機動的に予算を配分し、住民等の安全・安心の確保を図った。

(7) 港湾施設の老朽化対策

国土交通省においては、第2次「国土交通省

インフラ長寿命化計画（行動計画）」（令和3年6月策定）を踏まえた予防保全型の取組への転換を加速するため、新技術を活用するなどして、計画的・集中的な老朽化対策を推進した。

(8) 海岸保全施設の老朽化対策

農林水産省及び国土交通省においては、急速に進行する海岸保全施設の老朽化に対処するため、戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策を集中的かつ計画的に推進した。

(9) 一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、一般廃棄物処理施設の老朽化等による全国的な更新需要の集中によって、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の整備事業に対して循環型社会形成推進交付金を交付することで、施設の適切な更新や改修を図るとともに、地域住民の安全・安心を確保した。

(10) 浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型污水处理施設であり、合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修等に対して国庫助成を行った。

第5章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1

令和5年（2023年）石川県能登地方を震源とする地震に対してとった措置

（1）農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省災害情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ23人のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

（2）警察庁における対応

警察庁においては、災害警備本部を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

（3）消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、震度6強を観測した石川県に対して、迅速な初動対応及び被害報告を要請した。また、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

（4）国土交通省における対応

国土交通省においては、特定災害対策本部を設置し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-2

令和5年（2023年）梅雨前線による大雨及び台風第2号に対してとった措置

（1）農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省災害情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ283人のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

もに、被災した地方公共団体等へ延べ134人のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

（2）警察庁における対応

警察庁においては、災害情報連絡室を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

（3）消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策室を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、都道府県及び指定都市に対し「梅雨前線による大雨及び台風第2号についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。また、当該各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

（4）国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策連絡調整会議を実施し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-3

令和5年（2023年）梅雨前線による大雨に対してとった措置

（1）農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省災害情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ283人のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

（2）環境省における対応

環境省においては、本省及び地方環境事務所（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、

九州)の職員、D.Waste-Netの専門家、人材バンク登録支援員を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

(3) 警察庁における対応

警察庁においては、災害情報連絡室を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(4) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、都道府県及び指定都市に対し「梅雨前線による大雨についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。

大雨特別警報が発表された福岡県及び大分県に対し、迅速な初動対応及び被害報告について要請するとともに、当該各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策連絡調整会議を実施し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-4

令和5年(2023年)7月15日からの梅雨前線による大雨に対してとった措置

(1) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省災害情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ132人のMA F F - S A Tを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

(2) 警察庁における対応

警察庁においては、災害情報連絡室を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(3) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策室を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、各都道府県及び指定都市に対し「梅雨前線による大雨についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。また、該当各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

(4) 国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策連絡調整会議を実施し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊(T E C - F O R C E)を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-5

令和5年(2023年)8月3日からの前線による大雨に対してとった措置

(1) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省災害情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めた。

(2) 警察庁における対応

警察庁においては、災害情報連絡室を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。

(3) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策室を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、各都

道府県及び指定都市に対し「8月3日からの前線による大雨についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。

(4) 国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策連絡調整会議を実施し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-6

令和5年（2023年）台風第6号に対してとった措置

(1) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省災害情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ3人のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

(2) 警察庁における対応

警察庁においては、災害情報連絡室を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(3) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策室を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、各都道府県及び指定都市に対し「令和5年台風第6号についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。また、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

(4) 国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策連絡調整会議を設置し、被災施設の応急復旧等に当たると

ともに、緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-7

令和5年（2023年）台風第7号に対してとった措置

(1) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省災害情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ65人のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

(2) 環境省における対応

環境省においては、中国四国地方環境事務所の職員を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営等について支援を行った。

(3) 警察庁における対応

警察庁においては、災害情報連絡室を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(4) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策本部を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、各都道府県及び指定都市に対し「令和5年台風第7号についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。

大雨特別警報が発表された鳥取県に対し、迅速な初動対応及び被害報告について要請するとともに、消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策連絡調整会議を実施し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊（T E C -

FORCE)を被災地域に派遣し、被害の拡大や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-8

令和5年(2023年)台風第13号に対してとった措置

(1) 農林水産省における対応

農林水産省においては、農林水産省災害情報連絡室を設置して被害状況の把握に努めるとともに、被災した地方公共団体等へ延べ18人のMAFF-SATを派遣し、迅速な被害の把握や被災地の早期復旧を支援した。

(2) 環境省における対応

環境省においては、本省及び地方環境事務所(東北、関東)の職員、D.Waste-Netの専門家を派遣し、災害廃棄物の仮置場の管理・運営や災害廃棄物処理に関する事務手続等について支援を行った。

(3) 警察庁における対応

警察庁においては、災害情報連絡室を設置するなどし、情報収集、総合調整等に当たったほか、関係警察においては、情報収集、避難誘導、救出救助、行方不明者の搜索、交通対策、被災地における各種犯罪への対策等の活動に当たった。機動警察通信隊においては、警察活動に必要な通信の確保に当たり、現場映像を警察庁等にリアルタイムで伝送した。

(4) 消防庁における対応

消防庁においては、消防庁災害対策室を設置し、情報収集体制の強化を図るとともに、各都道府県及び指定都市に対し「令和5年台風第13号についての警戒情報」を発出し、災害対応に万全を期すよう呼び掛けた。また、被害のあった各県の消防本部及び市町村に直接問い合わせ、被害状況の把握に努めた。

(5) 国土交通省における対応

国土交通省においては、災害対策連絡調整会議を実施し、被災施設の応急復旧等に当たるとともに、緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を被災地域に派遣し、被害の拡大

や二次災害の防止、災害対策用ヘリコプター等を活用した被災状況調査、排水ポンプ車による緊急排水、災害応急対策への助言など、被災した自治体の支援に努めた。

1-9

その他の災害に対してとった措置

(1) 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、令和5年度に発生した災害について、職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行った。

(2) 災害救助費の国庫負担

内閣府においては、災害救助法に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担した。

(3) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行った。

(4) 緊急消防援助隊の災害派遣

消防庁においては、大規模災害や特殊災害の発生に際し、消防組織法第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用について、消防組織法第49条の規定に基づき負担した。

(5) 感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施

厚生労働省においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に基づき、都道府県等が行う感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な消毒や害虫駆除等に要する費用について負担した。

(6) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行った。

(7) 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経

費として、災害派遣等手当、災害派遣された隊員に支給される食事等に係る経費を計上した。

令和5年度災害派遣の実績（防衛省）

区分	件数	のべ現地活動人員	のべ車両 (両)	のべ航空機 (機)	のべ艦艇 (隻)
風水害・地震等	7	約1,153,000	約17,600	約5,140	約370
急患輸送	352				
搜索救助	9				
消火活動	9				
その他	10				
合 計	387	約1,153,000	約17,600	約5,140	約370

※活動実績については、令和6年能登半島地震の実績（令和6年8月31日まで活動を実施）を含む。

津波警報・注意報の発表回数
(令和5年4月から令和6年3月) (気象庁)

大津波警報 (発表総数)	津波警報 (発表総数)	津波注意報 (発表総数)
1	0	3

緊急地震速報（警報・予報）の発表回数
(令和5年4月から令和6年3月) (気象庁)

緊急地震速報（警報）		緊急地震速報 (予報)
地震動特別警報 (発表総数)	地震動警報 (発表総数)	地震動予報 (発表総数)
9	30	1,226

※平成25年8月30日以降、緊急地震速報（震度6弱以上）が特別警報と位置づけられている。

※令和5年2月1日以降、長周期地震動階級4が予想される場合も特別警報と位置づけられている。

噴火警報・予報の発表回数
(令和5年4月から令和6年3月) (気象庁)

噴火警報（居住地域） (発表総数)	噴火警報（火口周辺） 噴火警報（周辺海域） (発表総数)	噴火予報 (発表総数)
0	10	2

気象等警報の発表回数
(令和5年4月～令和6年3月) (気象庁)

種 類	特別警報 ※1 (官署発表総数)	警報 (官署発表総数)
暴風	0	177
暴風雪	0	69
大雨	3	671
大雪	0	83
高潮	0	10
波浪	0	191
洪水	—	391
合計 ※2	3	1,420

※1 平成25年8月30日以降、特別警報が運用されている。

※2 同一官署において、同一時刻に2種類以上の警報を発表した場合、合計の発表回数を1回と集計していることから、合計の発表回数は各警報の発表回数の和より少なくなることがある。特別警報についても同様。

2 災害復旧事業

2-1 公共土木施設等災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

- ・直轄事業

治山施設について、令和2年災害、令和3年災害、令和4年災害及び令和5年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図った。

- ・補助事業

治山施設について、令和3年災害の復旧を完了し、令和2年災害、令和4年災害及び令和5年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図った。また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、令和3年災害の復旧を完了し、令和4年災害及び令和5年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図った。さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、令和3年災害の復旧を完了し、令和4年災害及び令和5年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図った。

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

- ・直轄事業

河川、ダム、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、道路及び港湾施設について、平成28年災害、平成29年災害、平成30年災害、令和元年災害、令和2年災害、令和3年災害、令和4年災害、令和5年災害及び令和6年災害に係る復旧事業を実施した。

- ・補助事業

河川、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道、公園、都市施設及び港湾施設について、平成29年災害、平成30年災害、令和元年災害、令和2年災害、令和3年災害、令和4年災害、令和5年災害及び令和6年災害の復旧事業並びに堆積土砂排除事業を実施した。また、火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道及び宅地等に係る降灰除去事業に対して補助を行った。

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施した。

- ・直轄事業

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設及び国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等について、平成30年災害、令和3年災害及び令和5年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図った。

- ・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の規定により補助し、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図った。

2-3 文教施設等災害復旧事業

(1) 国立大学等施設災害復旧事業

（再掲 第3章2-2（4））

文部科学省においては、災害により被害を受けた国立大学等施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(2) 公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた公立学校施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(3) 私立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた私立学校施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(4) 公立社会教育施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた公立社会教育施設の復旧事業に対し、国庫補助を行った。

(5) 文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を

行った。

る災害復旧事業を実施した。各施設の内訳は以下のとおり。

2-4 厚生施設災害復旧事業

厚生労働省においては、令和5年災害等に係

厚生施設等災害復旧事業（令和5年度決算額）

厚生労働省においては、令和5年災害等に係る災害復旧事業を実施した。
各施設の内訳は以下のとおり。

(単位：千円)

項 目	区 分	5年度決算額 (一般会計分)	5年度決算額 (復興特会分)	合 計
社会福祉施設（こども家庭庁の所掌に属するものを除く）		1,669,785	0	1,669,785
医 療 施 設		479,728	0	479,728
うち	公的医療機関施設	225,078	0	225,078
	政策医療実施機関施設	248,890	0	248,890
	医療関係者養成施設	5,241	0	5,241
	看護師宿舎	0	0	0
	その他	519	0	519
保健衛生施設		73,550	771,472	845,022
水 道 施 設		808,716	329,317	1,138,033
うち	上水道施設	643,547	264,417	907,964
	簡易水道施設	165,169	64,900	230,069
合 計		3,031,779	1,100,789	4,132,568

2-5 その他の災害復旧事業

(1) 民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施した。

(2) 放送ネットワーク整備支援事業

総務省においては、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現するための予備送信設備等の整備の支援を実施した。

(3) 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

総務省においては、大規模な自然災害が発生した場合においても、適切な周波数割当により

置局された現用の放送局からの放送を継続させるため、地上基幹放送等の放送局等の耐災害性強化を図る地上基幹放送事業者等に対して整備費用の支援を実施した。

(4) 地域ICT強靱化事業（本省・地方）

総務省においては、災害時に地方公共団体等が臨時災害放送局の迅速な開設・運用を行えるよう、総合通信局等に臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時には地方公共団体等が行う送信点調査や開設・運用訓練に活用している。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行うとともに、地方公共団体等が可搬型予備送信設備等を活用できるよう、運用マニュアルの更新等を実施した。

(5) 工業用水道施設災害復旧事業

経済産業省においては、工業用水道施設に係る災害について所要の復旧事業に対して補助を行った。

(6) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が実施する既設公営住宅等の復旧事業について補助を行い、令和元年から令和5年の災害に係る復旧事業の円滑な実施を図った。

(7) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う地震・豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を行った。

(8) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行った。

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、被災した中小・小規模事業者、農林漁業者に対し災害融資を行った。

(2) 財政融資資金の貸付

財務省においては、地方公共団体に対する財政融資資金の貸付予定額を次のとおり決定した。

地方長期資金等の貸付
財政融資資金

(単位：千円)

区 分	金 額
災害復旧事業債発行（予定）額	
通常収支分	282,676,200
東日本大震災復旧・復興事業分	0
合 計	282,676,200

(3) 日本私立学校振興・共済事業団の融資（私立学校施設）

災害により被害を受けた私立学校が日本私立学校振興・共済事業団から融資を受ける際、貸付条件を緩和する復旧措置を講じた。

(4) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構においては、融資の際、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講じた。

(5) (株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）

株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務）においては、被災中小企業者等の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者等の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(株) 日本政策金融公庫（国民一般向け業務）の融資
(令和5年度)

(単位：件、千円)

災害名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	8	56,100
令和2年7月3日から大雨による災害	8	77,300
令和3年8月11日から大雨による災害	—	—
令和4年福島県沖を震源とする地震による災害	5	49,200
令和4年8月3日から大雨による災害	2	10,500
令和4年台風第14号による災害	—	—
令和4年台風第15号による災害	2	17,700
令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害	3	33,000
令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害	14	73,000
令和5年6月29日から大雨による災害	3	20,500
令和5年7月7日から大雨による災害	39	208,870
令和5年台風第7号による災害	2	11,000
令和5年台風第13号による災害	17	124,900
令和6年能登半島地震による災害	375	2,700,010
合計	478	3,382,080

(6) (株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）による融資

株式会社日本政策金融公庫（中小企業向け業務）においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害について

は、災害貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(株) 日本政策金融公庫（中小企業向け業務）の融資（令和5年度）

（単位：件、百万円）

災害名	災害貸付	
	件数	金額
東日本大震災	2	145
令和2年7月3日からの大雨による災害	4	350
令和3年8月11日からの大雨による災害	—	—
令和4年福島県沖を震源とする地震による災害	—	—
令和4年台風第14号による災害	—	—
令和4年台風第15号による災害	—	—
令和5年石川県能登地方を震源とする地震	—	—
令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害	—	—
令和5年6月29日からの大雨による災害	—	—
令和5年7月7日からの大雨による災害	—	—
令和5年台風第7号による災害	—	—
令和5年台風第13号による災害	—	—
令和6年能登半島地震による災害	13	1,052
合計	19	1,547

(7) 被災農林漁業者に向けた災害関連資金の融通

J A等金融機関においては、被災した農林漁業者等に対して災害関連資金を融通した。さらに、甚大な自然災害については、災害関連資金の金利負担を貸付当初5年間軽減する措置を講じた。また、農業信用基金協会等においては、被災農林漁業者等の資金の借入れに対して保証を行った。さらに、甚大な自然災害については、保証料を保証当初5年間免除する措置を講じた。

(8) (株) 商工組合中央金庫の融資

株式会社商工組合中央金庫においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

また、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付を実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

(9) 信用保証協会による信用保証

信用保証協会においては、被災中小企業者の資金需要に十分配慮するとともに、個々の実情

に応じて弾力的な対応を行った。

通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号については、災害救助法が適用された時点で発動を決定するなど、自然災害に迅速かつ柔軟に対応することで、被災中小企業者の一層の安全・安心を確保した。

また、激甚災害の指定を受けた災害についても、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証する災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援した。

信用保証協会による信用保証の特例措置（令和5年度）
（単位：件、百万円）

災害名	セーフティネット保証4号・災害関係保証等	
	件数	金額
東日本大震災	1,608	42,751
令和2年7月3日からの大雨による災害	1	9
令和3年8月11日からの大雨による災害	—	—
令和4年福島県沖を震源とする地震による災害	—	—
令和4年8月3日からの大雨による災害	—	—
令和4年台風第14号に伴う災害	2	100
令和4年台風第15号に伴う災害	6	68
令和4年12月17日からの大雪による災害	—	—
令和4年12月22日からの大雪による災害	—	—
令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れ	1	7
令和5年1月24日からの大雪による災害	—	—
令和5年石川県能登地方を震源とする地震	—	—
令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害	7	168
令和5年6月29日からの大雨による災害	8	153
令和5年7月7日からの大雨による災害	57	638
令和5年台風第6号による災害	1	5
令和5年台風第7号による災害	2	15
令和5年台風第13号による災害	135	2,165
令和6年能登半島地震による災害	283	5,284
合計	2,111	51,363

(10) 災害復旧高度化事業

都道府県と独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、大規模な災害により被害を受けた事業用施設を中小企業者が共同で復旧する事業に対して、個々の実情に応じて弾力的な対応を行った。

(11) 小規模企業共済災害時貸付

独立行政法人中小企業基盤整備機構においては、災害救助法適用地域で罹災した小規模企業共済契約者に対し、原則として即日かつ低利で、共済掛金のうち、一定の範囲内で融資を行った。

(12) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行った。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、令和5年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を11兆7,713億円と定めて実施した。

(2) 農業保険

農林水産省においては、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業経営の安

定を図るため、農業者が災害その他の不慮の事故によって受ける損失を補填する農業共済事業及びこれらの事故等によって受ける農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施した。

(3) 漁業保険

農林水産省においては、漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施した。

- ・ 漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施した。
- ・ 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施した。

(4) 森林保険

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、森林所有者が火災、気象災及び噴火災によって受ける森林の損害を補填し、林業経営の維持安定を図るため、森林災害に関する森林保険業務を実施した。

3-3 地方交付税及び地方債

総務省においては、以下のとおり災害復旧等に対する財政措置を行った。

(1) 地方交付税による措置

a 特別交付税の交付 (単位：百万円)

区分	都道府県分	市町村分	合計
災害関連経費	35,461	56,511	91,972

b 普通交付税における災害復旧事業債元利償還金の基準財政需要額算入状況 (単位：百万円)

区分	都道府県分	市町村分	合計
災害復旧費	86,656	40,163	126,819

c 普通交付税の繰上交付の状況 (単位：百万円)

交付年月日	対象団体	交付額	団体数	災害名
令和5.5.15	市町村分	1,508	3	令和5年石川県能登地方を震源とする地震
5.6.12	市町村分	1,574	3	令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号
5.7.18	市町村分	5,124	7	令和5年6月29日からの大雨
5.7.19	市町村分	497	1	令和5年6月29日からの大雨
5.7.24	市町村分	3,079	4	令和5年6月29日からの大雨
5.7.24	市町村分	4,295	7	令和5年7月15日からの大雨
5.8.14	市町村分	1,594	6	令和5年台風第6号
5.8.16	市町村分	244	1	令和5年7月7日からの大雨
5.8.22	市町村分	4,184	7	令和5年台風第7号
5.9.19	市町村分	4,234	13	令和5年台風第13号
5年度計	県分	0	0	
	市町村分	26,333	52	
	合計	26,333	52	

(2) 災害関係地方債の発行（予定）額状況（通常収支分）

(単位：百万円)

区分	都道府県分	指定都市分	市町村分	市町村分計	合計
現年補助・直轄災害復旧事業	39,888.3	1,501.2	7,161.9	8,663.1	48,551.4
過年補助・直轄災害復旧事業	91,439.4	1,869.2	21,920.7	23,789.9	115,229.3
現年一般単独災害復旧事業	2,182.2	811.9	8,233.3	9,045.2	11,227.4
過年一般単独災害復旧事業	60,014.1	8,590.7	43,421.3	52,012.0	112,026.1
歳入欠かん等債	11,003.0	91.2	9,046.1	9,137.3	20,140.3
公共土木施設等小災害復旧事業	0.0	0.0	153.6	153.6	153.6
農地等小災害復旧事業	0.0	0.0	1,961.8	1,961.8	1,961.8
地方公営企業等災害復旧事業	6,436.7	1,273.1	8,744.4	10,017.5	16,454.2
火災復旧事業	0.0	0.0	225.5	225.5	225.5
合計	210,963.7	14,137.3	100,868.6	115,005.9	325,969.6

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額（東日本大震災は5分の4）の補助を行った。

(2) 被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、被災者生活再建支援法に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じた。

4-2 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じた。

(2) 被災地域の再生等のための面的整備事業の推進

国土交通省においては、被災市街地復興推進地域等の再生、被災者のための住宅供給及び新都市核の整備のため、市街地再開発事業について、引き続き推進・支援した。

4-3 東日本大震災に関する復興対策

(1) 個人債務者の私的整理に係る支援

金融庁においては、東日本大震災の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月25日策定）に基づき債務整理を行う場合における弁護士等

の登録支援専門家による手続支援に要する経費の補助を行った。

(2) 復興庁における対応

復興庁においては、復興に関する行政各部の事業を統括・監理する一環として、被災者支援、住宅再建・復興まちづくり、産業・生業（なりわい）の再生、原子力災害からの復興・再生、創造的復興等に関し、東日本大震災からの復興対策に係る経費を一括して計上した。

復興庁においては、東日本大震災からの復興対策に係る経費のうち、福島復興・再生の加速化のための帰還支援や区域の荒廃抑制・保全など様々なニーズにきめ細かく対応するための市町村への支援の継続に係る経費等を執行し、東日本大震災からの復興を円滑かつ迅速に推進した。

(3) 震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担について、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分した。

(4) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、「法テラス災害ダイヤル（0120-078309（おなやみレスキュー））」により、原発の損害賠償請求等の震災に起因するトラブルについて、その問題の解決や生活再建に役立つ法制度、相談窓口等についての情報提供を実施した。

(5) 登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行った。

- ・被災者のための登記相談業務の委託
- ・復興に伴う登記事務処理体制の強化

(6) 人権擁護活動の強化

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、全国の法務局及び人権擁護委員）が、震災に伴って生起する様々な人権問題に対

し、人権相談を通じて対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するための人権啓発活動を実施した。

(7) 農林水産省の対策

農林水産省においては、引き続き、東日本大震災からの農林水産業の復興支援のための取組として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

- ・災害復旧等事業
- ・森林整備事業
- ・災害関連融資
- ・福島県高付加価値産地展開支援事業
- ・原子力災害被災12市町村の農地中間管理機構による農地の集積・集約化
- ・原子力被災12市町村農業者支援事業
- ・農畜産物放射性物質影響緩和対策事業
- ・福島県農林水産業復興創生事業
- ・放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業
- ・特用林産施設体制整備復興事業
- ・水産業復興販売加速化支援事業
- ・農林水産分野の先端技術展開事業
- ・安全な木材製品等流通影響調査・検証事業
- ・災害復旧関係資金利子助成事業

(8) 経済産業省の対策

経済産業省においては、引き続き、東日本大震災からの復興支援のための取組として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

- ・自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ・福島イノベーション・コースト構想推進施設整備等補助金（地域復興実用化開発等促進事業）
- ・福島イノベーション・コースト構想推進基盤整備事業
- ・福島医薬品関連産業支援拠点化事業
- ・福島県医療機器開発・安全性評価センター整備事業
- ・原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業
- ・原子力災害による被災事業者の自立等支援事業
- ・地域の魅力等発信基盤整備事業
- ・放射線量測定指導・助言事業

- ・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構運営費交付金
- ・中小企業再生支援事業
- ・東日本大震災復興特別貸付等

(9) 厚生労働省の対策

厚生労働省においては、引き続き、東日本大震災からの復興支援のための取組として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

- ・食品中の放射性物質に係るモニタリング検査計画策定推進事業
- ・医療保険者等への財政支援措置
- ・東日本大震災の避難指示区域等での介護保険制度の特別措置
- ・東日本大震災の避難指示区域等での障害福祉制度の特別措置
- ・日本政策金融公庫の融資
- ・長期避難者の早期帰還のための介護サービス提供体制再生事業
- ・医療・介護保険料等の収納対策等支援事業
- ・障害福祉サービスの事業再開支援事業

(10) 国土交通省の対策

国土交通省においては、引き続き、東日本大震災からの復興支援のための取組として、東日本大震災復興特別会計において以下の事業を実施した。

- ・災害復旧等事業
- ・地域公共交通確保維持改善事業
- ・東日本大震災復興関連事業円滑化支援事業
- ・福島県における観光関連復興支援事業
- ・国営追悼・祈念施設整備事業
- ・災害公営住宅家賃低廉化事業
- ・東日本大震災特別家賃低減事業
- ・ブルーツーリズム推進支援事業
- ・福島再生加速化交付金
- ・社会資本整備総合交付金

4-4

平成28年（2016年）熊本地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成28年熊本地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施

施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・土砂災害対策の推進

地震により地盤の緩んだ阿蘇地域において土砂災害対策を行った。

- ・宅地耐震化の推進

被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援した。

- ・被災市街地の早期復興のための復興まちづくりの推進

熊本地震により甚大な被害を受けた熊本県益城町中心部における早期復興に向け、主要な幹線道路の整備や土地区画整理事業等によるまちの復興を支援した。

4-5

平成29年(2017年)7月九州北部豪雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成29年7月九州北部豪雨を含む平成29年台風第3号及び梅雨前線による6月7日から大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた流域において、再度災害の防止を目的に河川整備や砂防堰堤等の整備を行った。

- ・宅地耐震化の推進

福岡県朝倉市において、大規模な土砂災害により宅地の被害が発生したため、現地再建及び

再度災害防止のため、堆積土砂を活用した宅地の嵩上げを支援した。

4-6

平成30年(2018年)7月豪雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年7月豪雨を含む平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

(2) 国土交通省の対策

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた岡山県等において治水対策を行うとともに、広島県等において土砂災害対策を集中的に行った。

4-7

平成30年(2018年)台風第21号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年台風第21号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-8

平成30年(2018年)北海道胆振東部地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年北海道胆振東部地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた北海道勇払郡厚真町等において、土砂災害対策を集中的に行った。

・宅地耐震化の推進

国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援した。

4-9

平成30年（2018年）台風第24号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年台風第24号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-10

令和元年（2019年）8月の前線に伴う大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年8月の前線に伴う大雨を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号等による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-11

令和元年（2019年）房総半島台風に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年台風第15号を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大

雨（台風第10号、第13号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号等による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-12

令和元年（2019年）東日本台風に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年台風第19号を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）等による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた長野県等において治水対策を行うとともに、宮城県等において土砂災害対策を集中的に行った。

・道路事業

国土交通省においては、広範囲で浸水による道路損傷が発生した国道349号において、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づく直轄権限代行による復旧工事を引き続き実施した。

(3) 経済産業省の対策

経済産業省は、令和元年東日本台風等で被害を受けた事業者に対し、以下を実施した。

・中小企業組合等共同施設等災害復旧事業

令和元年東日本台風等により甚大な被害を受けた地域（宮城県、福島県）を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-13

令和2年（2020年）7月豪雨に関する
復興対策**（1）農林水産省の対策**

農林水産省においては、令和2年7月豪雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた熊本県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援した。

- ・道路事業

国土交通省においては、豪雨により流出した熊本県の球磨川沿いの橋梁10橋を含む国道219号や県道等の約100kmにおいて、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく直轄権限代行による復旧工事を引き続き実施した。

- ・宅地耐震化の推進

被災宅地の現地再建及び再度災害防止を目的に、大規模な豪雨災害による浸水被害を受けた熊本県八代市等において、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを支援した。

- ・被災鉄道の復旧支援

鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を実施した。

（3）経済産業省の対策

経済産業省は、令和2年7月豪雨で被害を受けた事業者に対し、以下を実施した。

- ・なりわい再建支援事業（中小企業等「新グループ補助金」）

令和2年7月豪雨により甚大な被害を受けた地域（熊本県）を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-14

令和2年（2020年）台風第10号に関する
復興対策**農林水産省の対策**

農林水産省においては、令和2年台風第10号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-15

令和2年（2020年）12月から令和3年
（2021年）1月の大雪等に関する復興対策**農林水産省の対策**

農林水産省においては、令和2年12月から令和3年1月の大雪等による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-16

令和3年（2021年）福島県沖を震源と
する地震に関する復興対策**（1）農林水産省の対策**

農林水産省においては、令和3年福島県沖を震源とする地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）経済産業省の対策

経済産業省は、令和3、4年福島県沖地震で被害を受けた事業者に対し、以下を実施した。

- ・中小企業施設等災害復旧費補助金（グループ補助金）

令和3、4年福島県沖地震により甚大な被害を受けた地域（岩手県、宮城県、福島県）を対象に、中小企業等が行う施設復旧等の費用の補

助を行った。

4-17

令和3年（2021年）7月1日からの大
雨に関する復興対策**（1）農林水産省の対策**

農林水産省においては、令和3年7月1日から
の大雨による災害の復旧対策として、以下の
事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復
旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた
静岡県等において、土砂災害対策を集中的に
行った。

4-18

令和3年（2021年）8月の大雨に関す
る復興対策**（1）農林水産省の対策**

農林水産省においては、令和3年8月の大雨
による災害の復旧対策として、以下の事業を実
施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復
旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた
広島県等において、土砂災害対策を集中的に
行った。

4-19

令和4年（2022年）福島県沖を震源と
する地震に関する復興対策**（1）農林水産省の対策**

農林水産省においては、令和4年福島県沖を
震源とする地震による災害の復旧対策として、
以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復
旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・道路事業

国土交通省においては、地震により被災した
福島県の国道399号伊達橋において、道路法
に基づく直轄権限代行による復旧工事を実施し
た。

4-20

令和4年（2022年）低気圧や前線によ
る大雨に関する復興対策**（1）農林水産省の対策**

農林水産省においては、令和4年7月の低気
圧や前線によって発生した大雨による災害の復
旧対策として以下の事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復
旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、再度災害の防止を目
的に、令和4年7月の低気圧や前線による大雨
により甚大な被害を受けた宮城県等において治
水対策を行った。

4-21

令和4年（2022年）8月3日からの大
雨等に関する復興対策**（1）農林水産省の対策**

農林水産省においては、令和4年8月3日から
の大雨等による災害の復旧対策として以下の
事業を実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復
旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目
的に、甚大な被害を受けた石川県等において治
水対策を行うとともに、新潟県等において土砂
災害対策を集中的に行った。

・被災鉄道の復旧支援

鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業
に対して補助を実施した。

（3）経済産業省の対策

経済産業省においては、令和4年8月の大雨
により、災害救助法の適用を受けた市町村を有
する都道府県（山形県、新潟県）を対象に、小
規模事業者が行う施設復旧等の費用の補助を
行った。

4-22

令和4年（2022年）台風第14号に関
する復興対策**（1）農林水産省の対策**

農林水産省においては、令和4年台風第14
号による災害の復旧対策として以下の事業を実
施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復
旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業

・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた
宮崎県等において、土砂災害対策を集中的に
行った。

・道路事業

国土交通省においては、台風により被災した
熊本県の県道覚井一武線球磨大橋において、道
路法に基づく直轄権限代行による復旧工事を実
施した。

（3）経済産業省の対策

経済産業省においては、令和4年台風第14
号により、災害救助法の適用を受けた市町村を
有する都道府県（宮崎県）を対象に、小規模事
業者が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-23

令和4年（2022年）台風第15号に関
する復興対策**（1）農林水産省の対策**

農林水産省においては、令和4年台風第15
号による災害の復旧対策として、以下の事業を
実施した。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復
旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

国土交通省においては、次の措置を講じた。

・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた
静岡県等において、土砂災害対策を集中的に
行った。

・被災鉄道の復旧支援

鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業
に対して補助を実施した。

（3）経済産業省の対策

経済産業省においては、令和4年台風第15

号により、災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県（静岡県）を対象に、小規模事業者が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-24 令和5年（2023年）石川県能登地方を震源とする地震に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）経済産業省の対策

経済産業省においては、令和5年石川県能登地方を震源とする地震により、災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県（石川県）を対象に、小規模事業者が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-25 令和5年（2023年）梅雨前線による大雨及び台風第2号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた埼玉県等において治水対策を行うとともに、和歌山県等において土

砂災害対策を支援した。

4-26 令和5年（2023年）梅雨前線による大雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年梅雨前線によって発生した大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた福岡県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援した。

- ・被災鉄道の復旧支援

鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を実施した。

4-27 令和5年（2023年）7月15日からの梅雨前線による大雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年7月15日からの梅雨前線によって発生した大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-28

令和5年（2023年）8月3日からの前線による大雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年8月3日からの前線によって発生した大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

- ・被災鉄道の復旧支援

鉄軌道事業者が行う鉄道施設の災害復旧事業に対して補助を実施した。

4-29

令和5年（2023年）台風第6号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年台風第6号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-30

令和5年（2023年）台風第7号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年台風第7号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業

- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

- ・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた京都府等において、土砂災害対策を支援した。

4-31

令和5年（2023年）台風第13号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年台風第13号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施した。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

- ・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた千葉県等において、土砂災害対策を支援した。

（3）経済産業省の対策

経済産業省においては、令和5年台風第13号により、災害救助法の適用を受けた市町村を有する都道府県（福島県、茨城県）を対象に、小規模事業者が行う施設復旧等の費用の補助を行った。

4-32

その他の災害に関する復興対策

（1）自然災害による被災者の債務整理に係る支援

金融庁においては、自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」に基づき債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費の補助を行った。

（2）雲仙岳噴火災害に関する復興対策

国土交通省においては、水無川流域で砂防設備を整備するとともに、監視カメラ映像等の情報提供等、火砕流・土石流に対する警戒避難体制の整備を推進した。

（3）三宅島噴火災害に関する対策

国土交通省においては、泥流災害及び流木災害防止のため、砂防設備の整備を支援した。

（4）平成23年（2011年）台風第12号による災害に関する復興対策

国土交通省においては、大規模崩壊が多数発生し、現在も顕著な土砂流出が継続している紀伊山系等において土砂災害対策を集中的に行った。

（5）平成26年（2014年）広島土砂災害に関する復興対策

国土交通省においては、広島県広島市で土砂災害が多数発生したため、被災地において土砂災害対策を集中的に行った。

（6）平成26年（2014年）御嶽山噴火災害に関する復興対策

国土交通省においては、関係機関への観測情報の提供など警戒避難体制の整備を支援した。

（7）令和3年（2021年）5月豪雨に関する復興対策

国土交通省においては、豪雨により被災した岐阜県の県道松原芋島線川島大橋において、道路法に基づく直轄権限代行による復旧工事を実施した。

（8）令和3年（2021年）海底火山「福德岡ノ場」の噴火に係る漂流・漂着軽石に関する対策

農林水産省においては、令和3年海底火山「福德岡ノ場」の噴火に係る漂流・漂着軽石による災害の復旧対策として、以下の事業を実施した。

- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

第6章 国際防災協力

1 多国間協力

(1) 国際関係経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術を活かし、戦略的な国際防災協力の展開、アジア地域等における多国間防災協力に加え、その他二国間防災協力を推進した。

(2) 新たな国際的な防災政策の指針・枠組みの推進経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」が国内外において定着し、着実に実施されるよう、我が国の取組を共有するとともに、「仙台防災枠組2015-2030」の定着に資する国際防災協力を実施した。

(3) 原子力防災に関する国際的な連携体制の構築

内閣府においては、原子力防災に係る取組の継続的な充実・改善のため、国際原子力機関（IAEA）の国際基準等や諸外国の制度・運用の調査・研究等を実施した。

(4) 防災ICTシステムの国際展開の推進

総務省においては、地上デジタルテレビ放送日本方式の特徴の一つである緊急警報放送システム（EWS）を活用した防災ICTシステムの普及に係る調査・実証、導入・運用の協力を行った。

(5) 消防用機器等の国際動向への対応

消防庁においては、消防用機器等をめぐる国際動向を踏まえ、各種の規格・基準の整備等を含む必要な対応について調査・検討を行った。

(6) 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化

消防庁においては、東南アジア諸国等における消防制度の整備状況や消防用機器等の導入実態の把握や、国内の製造事業者、認証機関等と

の海外展開に向けた制度的課題の検討等を通じて、日本規格適合品の海外展開を促進するとともに、東南アジア諸国等において消防技術に係る国際協力や日本の規格・認証制度の普及を図った。

(7) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の能力強化を図るため、国際消防救助隊の連携訓練やセミナーの開催など、教育訓練の一層の充実を図った。

(8) 国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「仙台防災枠組2015-2030」の着実な実施や「世界津波の日」の啓発活動等を推進するため、国連防災機関（UNDRR）への拠出等を行った。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリースウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（OCHA）の活動等を支援した。

(9) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、アジア太平洋地域における衛星の災害関連情報の共有を目的として我が国が主導する「センチネルアジア」等の国際的な枠組みを通じて、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）の観測データ等を活用し、海外の災害状況把握に貢献した。

(10) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開を進めるため、国連における防災と水に関する国際会議等の活動を支援した。

(11) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料及び気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行った。

(12) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供した。

(13) 油流出事故等に対する国際協力推進

海上保安庁においては、日本海及び黄海における海洋環境の保全を近隣諸国とともに進める「北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）」への参画や、各国関係機関との油防除に関するオンライン会議システムを利用した会議及び訓練を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携強化を推進した。

2 二国間協力

(1) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国がこれまで培ってきた消防防災の技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムをカンボジアで開催し、同国の消防防災能力の向上を図った。また、日韓両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を行う日韓消防行政セミナーを東京で開催し、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図った。

(2) 消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、国際消防防災フォーラムの場を活用し、日本企業による消防用機器等の紹介の機会を設け、我が国企業とカンボジアの消防防災関係者との関係構築を図った。

(3) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（SATREPS）」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構（JICA）及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）においては、我が国の優れた科学技術と政府開発援助（ODA）との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施するSATREPSにより、研究分野の

一つとして防災分野における協力を行った。

(4) 防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、我が国の防災に関する優れた技術や知見を活かし、新興国等の防災機能の向上に寄与するとともに、そのインフラ需要を取り込むため、「防災協働対話」など両国の産学官が一体となり、防災上の課題に対応した技術や解決策を追求する取組を引き続きインドネシア、ベトナム、フィリピンなどで実施した。さらに、新興国等を対象に、両国の近年の水害の状況、河川管理の体制、洪水対策等について情報交換や、今後の防災分野の協力に向けた意見交換を行うための会議を開催した。加えて平成26年6月に設立した産学官の協力体制を構築する組織である「日本防災プラットフォーム」を活用した。

また、日本が優位性を持つ衛星による観測・予測、氾濫解析等の技術を活用し、アジア太平洋地域等を対象に水害リスク評価等を実施するとともに、水害リスクマップの試作を行った。

さらに、水防災に関する国際標準形成を推進するため、上記も含む二国間会議や国際会議の場を通じた調整を実施した。

第3部

令和7年度の 防災に関する計画

第1章

科学技術の研究

第2章

災害予防

第3章

国土保全

第4章

災害復旧等

第5章

国際防災協力

概 要

1 科学技術の研究

防災・減災に係る研究開発、日本海溝海底地震、東海・東南海・南海地震などの地震や津波に係る調査研究を進めるとともに、風水害、火山、雪害、火災等に関する各種災害に係る調査研究等を推進する。

2 災害予防

公的機関職員及び一般国民向けに各種の教育訓練の実施、官民における防災施設の整備、公的機関における防災体制や災害対応に係る整備及び学校施設等の建築物の耐震化を推進する。また、災害に強い地域づくりなどを実施する。

3 国土保全

治水事業、治山事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業、農地防災事業、災害関連事業、地盤沈下対策事業及び下水道における浸水対策等の各施策を推進する。

4 災害復旧等

災害応急対策については、災害時に迅速かつ適切な救助活動が実施できるよう防災体制の整備を推進する。災害復旧・復興については、被災者生活再建支援金の支給、公共土木施設等における災害復旧事業等により、被災地の早期の復旧・復興を目指す。

5 国際防災協力

我が国で平成27年3月に開催された第3回国連防災世界会議において策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、技術協力、無償資金協力及び有償資金協力並びに国連・国際機関等への拠出により開発途上国に対する防災協力や災害救援を行う。

令和7年度防災関係予算額等集計表

(単位：百万円)

府省庁名/区分	科学技術の研究	災害予防	国土保全	災害復旧等	国際防災協力	計
内閣官房	(内数)	383	—	—	—	383
内閣府	(内数)	19,345	—	3,906	336	23,587
警察庁	—	20,254	—	—	—	20,254
消費者庁	—	(内数)	—	—	—	(内数)
こども家庭庁	—	(内数)	—	—	—	(内数)
金融庁	—	—	—	59	—	59
復興庁	—	—	—	486,429	—	486,429
総務省	—	1,833	—	—	—	1,833
消防庁	538	9,361	—	10	84	9,993
法務省	—	15,228	—	19	—	15,247
外務省	—	—	—	—	346	346
財務省	—	—	—	117,333	—	117,333
文部科学省	3,938	3,789	—	427	—	8,154
文化庁	—	2,314	—	(内数)	—	2,314
厚生労働省	—	1,646	—	7,271	—	8,917
農林水産省	—	1,169	30,928	143,087	—	175,184
経済産業省	—	5,159	2,160	—	—	7,319
国土交通省	188	6,525	29,971	26,458	182	63,324
気象庁	1,459	19,313	—	—	—	20,772
海上保安庁	50	146,341	—	43	7	146,441
環境省	—	2,388	41,872	230	—	44,490
原子力規制庁	1,759	3,766	—	—	—	5,525
防衛省	—	785,712	—	1,399	—	787,111
デジタル庁	—	(内数)	—	—	—	(内数)
合計	7,932	1,044,526	104,931	786,671	955	1,945,015

(注)

1. 令和7年度政府予算案における防災関係予算額を、各項目毎に四捨五入（百万円未満）し、一般会計及び特別会計との間及び政府関係機関との間の重複計数を除いて集計したものである。
2. 合計額は、防災施策関係の額を特定できるものについての合計である。
3. 「(内数)」は内数表記のみのため合計額を記載していない。
4. 単位未満四捨五入のため、合計と一致しないことがある。

第1章 科学技術の研究

① 災害一般共通事項

(1) 情報収集衛星による自然災害観測・監視技術

内閣官房内閣情報調査室においては、情報収集衛星を運用し、災害発生時に関係機関に対して情報収集衛星で撮像した被災地域の画像の提供を行うほか、大規模災害等事態が発生した場合において必要と認められるときは、情報収集衛星により得られた画像情報に基づく加工処理画像を公開して、被災等の状況の早期把握等に貢献する。

(2) 総合科学技術・イノベーション会議による防災科学技術研究の推進

総合科学技術・イノベーション会議においては、第6期科学技術・イノベーション基本計画、統合イノベーション戦略等に基づき、我が国及び国民の安全・安心の確保に向けた取組の一環として防災・減災機能強化のための科学技術研究、危機管理技術等の研究開発の推進を図る。

① 戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）

「戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）」第3期の「スマート防災ネットワークの構築」において、引き続き衛星、A I、ビッグデータ、デジタルツイン等の最新の科学技術を最大限活用し、国民一人ひとりの確実な避難や広域経済活動の早期復旧等を実現するため、国や地方自治体の災害対応に関する意思決定を支援するための情報システム等の研究開発及び社会実装の取組を推進する。

② 研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（B R I D G E）

「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム（B R I D G E）」において、防災・減災機能強化を目的とした科学技術研究や危機管理技術の研究開発を含む各省庁の革新技术を、社会課題解決や新技術創出に活用し、研究成果の社会実装を引き続き推進する。

(3) 防災リモートセンシング技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、電波や光を用いて広範囲の大気状況や地表面の様子を迅速に把握するリモートセンシング技術に関する研究開発を進める。

(4) レジリエント I C T に関する研究開発等

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、大規模災害や障害等の様々な事象によって引き起こされる非連続な変化に対応が可能な、ネットワークの障害検知・予測及び適応制御技術、I o T 等による柔軟な情報収集と総合的な可視化・解析の基盤技術、持続性に優れたレジリエント I C T 基盤技術等の研究開発を推進するとともに、研究開発成果の普及や社会実装について、継続的に取り組む。

(5) グローバル環境計測技術の研究開発

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雲、降水等の大気海洋圏の高精度計測のために、電波センサー技術、解析・検証技術等の研究開発を行う。

(6) 宇宙天気予報の高度化の推進

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、太陽活動や電離圏・磁気圏の変動によって航空無線、電力網、通信・放送・測位システムなどの社会インフラに異常を発生させるおそれがあることから、宇宙天気予報の24時間365日運用、予報の毎日2回配信等を引き続き着実に実施するとともに、警報の対象やユーザーへの影響を分かりやすく示した新たな警報基準を策定する等、宇宙天気予報の高度化に取り組む。

(7) 消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費制度）の促進

消防庁においては、消防防災科学技術研究推進制度（競争的研究費制度）により、A I の活用を含めたD X に関する研究開発を始め、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のための研究開発、「統合イノベーション戦略2024」（令和6年6月4日閣議決定）等の政府方針に示された目標達成に資する研究開発に重点を置き、消防機関等が参画した産学官連携による研究開発を推進する。

(8) 災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

消防庁消防研究センターにおいては、大規模自然災害時においてより多くの国民の生命を守るため、要救助者を迅速かつ安全に救助するための現場対応型情報収集システムと情報分析・評価手法の開発及び自力避難困難者の円滑かつ安全な避難に関する研究開発を行う。

(9) 衛星等による自然災害観測・監視技術

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)、先進レーダ衛星「だいち4号」(ALOS-4)等を運用し、国内外の防災機関に大規模災害における被災地の観測画像の提供を行う等、災害状況の把握に貢献する。

(10) デジタル技術を活用した防災・減災に関する総合的な研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、社会を構成する多様な主体が科学的知見に基づく適切な意思決定が行えるよう、防災・減災に係るデータの統合・流通基盤の整備や、復旧・復興までのモデル化とシミュレーション技術の開発、ハザード・リスク評価、対策・対応プロセスに関するシミュレーションを活用した研究開発を推進し、その成果を統合・可視化させた情報プロダクトを生成・利活用するための基盤整備を実施する。

(11) 防災・減災のための基礎・基盤的研究開発の推進

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、地震・津波・火山、気象・雪氷災害等やそれらが複合した災害の被害軽減に向けた研究開発を実施する。具体的には、陸海統合地震津波火山観測網(MOWLAS)のデータを活用した地震動等の情報を即時的・逐次的に提供するための研究開発や大地震・巨大地震の長期予測・推移予測のための研究開発、火山災害の即時・推移予測技術等の研究開発、マルチセンシング技術やシミュレーション技術を活用した気象・雪氷災害の予測技術やハザード評価技術の研究開発を実施する。

(12) 農作物、農業用施設等の災害防止等に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、高温耐性品種等の育成や、作物の気象災害の防止技術に関する研究、農村地域の強靱化に資する防災・減災技術の開発に関する研究を行う。

(13) 漁港・海岸及び漁村における防災技術の研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁村地域の防災・減災機能を強化するために、漁港施設・海岸保全施設の耐震・耐津波に関する研究を行う。

(14) 港湾・海岸及び空港における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、既往の災害で顕在化した技術的な課題への取組を継続しつつ、沿岸域における災害の軽減と復旧に関する研究開発課題に取り組む。

(15) 船舶における防災技術の研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、船舶の安全性向上や海難事故防止に係る技術開発を進めることにより、海難事故を削減するため、海難事故等の原因究明手法の深度化、防止技術及び適切な再発防止策の立案に関する研究等を行う。

(16) 災害等緊急撮影に関する研究

国土地理院においては、関係機関の迅速な災害対応に資することを目的に、デジタル航空カメラや航空機SAR等を用いた、地震、火山噴火、水害等の被災状況の把握、迅速な情報提供を行うための手法の検討を行う。

(17) 自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりに関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、自然災害の外力が増大し激甚化しているとともに、自然災害の発生が頻発化していることへの対応として、災害予測技術の開発、大規模な外力に粘り強く耐える施設の開発など、新たな技術的課題へ即応するための研究開発を行う。

(18) 気象・水象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に気象業務に関する技術の基礎及びその応用に関する研究を推進する。特に気象観測・予報については、台風や線状降水帯等による集中豪雨等の監視・予測技術に関する研究等を行う。また、地球温暖化対策に資するため、数値モデルの改良を行う。

2 地震災害対策

2-1 地震に関する調査研究

(1) 地震調査研究推進本部

地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、「地震調査研究の推進について ―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第3期）―」（令和元年5月31日地震調査研究推進本部決定）等の方針に基づき、地震調査研究を政府として一元的に推進する。文部科学省においては、上記方針等に基づき、活断層調査の総合的推進等を行う。

(2) 南海トラフ海底地震津波観測網の構築・運用

文部科学省においては、南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築を完了し、得られた観測データを地震・津波研究へ活用するとともに、気象庁の各種業務への活用を進める（後掲 第1章3-1（1））。

(3) 海底地震・津波観測網の運用

文部科学省においては、海域で発生する地震・津波を即時に検知して緊急地震速報や津波警報等に活用するとともに、海域の地震発生メカニズムを精度良く解明するため、南海トラフ地震震源域に整備した地震・津波観測監視システム（DONET）、南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）及び東北地方太平洋沖を中心とする日本海溝沿いに整備した日本海溝海底地震津波観測網（S-net）を運用する。また、首都圏の揺れを詳細に観測し直下の地震活動等を高精度に把握することを目的とした首都圏地震観測網（MeSO-net）を運用する（後掲 第1章3-1（2））。

(4) 地震の発生及びその災害誘因の予測等に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第3次）の推進について（建議）」（令和5年12月22日）に基づいた5か年計画（令和6～10年度）により、国立大学法人等における地震現象の解明、地震活動の予測、津波や地震動などの災害誘因の予測などに関する研究や、防災リテラシー向上のための研究を推進するとともに、南海トラフ沿いの巨大地震など、災害科学として特に重要な事象について総合的研究を実施し、関連分野間の連携強化を通じた「総合知」により成果創出を目指す。

(5) 地震防災研究戦略プロジェクト

文部科学省においては、南海トラフ地震の評価手法高度化や他地域への展開、広域連鎖災害への事前対策の加速を目指し、「南海トラフ地震等巨大地震災害の被害最小化及び迅速な復旧・復興に資する地震防災研究プロジェクト」を実施する。

また、これまで蓄積されてきた多様かつ大規模な地震データ等を活用し、IoT・ビッグデータ・AIといった情報科学分野の科学技術を取り入れた調査研究等を行い、従来の地震調査研究に革新的な知見をもたらすことを目指し、「情報科学を活用した地震調査研究プロジェクト」を実施する。

(6) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

国立研究開発法人海洋研究開発機構においては、海底地殻変動の連続かつリアルタイムな観測システム開発・整備、海底震源断層の広域かつ高精度な調査を実施する。さらに、観測データを基に、より現実的なモデル構築及び推移予測手法の開発・評価を行う。また、海域火山の活動を把握するために海域火山活動観測システムを開発する（後掲 第1章5-2（2））。

(7) 活断層評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地形・地質学及び地球物理学的知見を取り入れて社会的に重要な陸域及び沿岸海域の活断層情報を収集し、過去の地震活動を解明す

る。また地震発生ポテンシャル評価のための地殻応力・地下構造情報の整備を行う。

(8) 海溝型地震評価の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、南海トラフ地震の短期的な予測を目標とした地下水・地殻変動の観測施設の整備及び観測データの解析並びに地形・地質学的手法に基づいた過去の海溝型巨大地震・津波の発生履歴解明及び津波波源の推定を行う（後掲 第1章 3-1（3））。

(9) 地震災害予測の研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、地震動予測や断層活動による地表変形を評価するため、都市が広がる平野部に関する地下地質の3次元モデル構築及び沿岸域の地質や地盤による地震動特性の違いに関する研究を進める。また、過去の地震を再現できる高度化した震源断層モデルの開発や断層破壊メカニズムの解明を進める。

(10) 防災・減災に資する地殻変動情報の抽出 関連研究の推進

国土地理院においては、地殻活動モニタリングを強化し、また地殻活動を解明するため、測地観測データを用いた研究を行う。また、地震予知連絡会を開催し、地震予知に関する調査・観測・研究の情報交換及び学術的検討を行う。

(11) 測地技術を用いた地殻変動の監視

国土地理院においては、電子基準点等によるGNSS連続観測や、人工衛星の観測データを用いたSAR干渉解析等により地殻変動の監視を行い、得られた情報を災害対策の判断に資する資料として防災関係機関等へ提供する（後掲 第2章 5-3（4））。

(12) 地震に関する調査研究

気象庁においては、気象研究所を中心に地殻活動・地震動の監視・予測技術の開発・改良に関する研究を推進する。（後掲 第1章 3-1（4））。

(13) 地震観測等

気象庁においては、全国における地震観測、

地殻岩石ひずみ観測、地磁気観測等を行う。また、気象庁及び関係機関の地震に関する基盤的調査観測網のデータを収集し、その成果を防災情報等に活用するとともに、地震調査研究推進本部地震調査委員会に提供する（後掲 第2章 2-3（10）、3-3（5））。

(14) 海底地殻変動観測等

海上保安庁においては、巨大地震の発生が懸念されるプレート境界域における海底基準局を用いた海底地殻変動観測、驗潮による地殻変動監視観測、人工衛星レーザー測距観測を実施し、プレート運動に伴う地殻変動の把握等を行う。

2-2 震災対策一般の研究

(1) 都市のレジリエンス高度化に関する研究 開発

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、今後発生が懸念されている南海トラフ地震や首都直下地震等により引き起こされる大規模災害に対して都市における社会経済活動が確実に継続できるレジリエントな社会を目指して、実大三次元震動破壊実験施設（Eーディフェンス）による震動実験及び震動実験を再現するシミュレーションを活用し、都市空間内の構造物等の特性が動的に変化する状態を定量的に評価する技術及びその評価結果を尺度にした都市のレジリエンスを向上させる技術の研究開発を行う。また、実験施設の保守・管理の推進と利活用の促進及び実験支援を継続的に実施する。

(2) 漁港・海岸及び漁村の地震災害防止と減災技術に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の防災・減災手法の開発に関する研究を行う。

(3) 農業用基幹施設の防災及び減災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農業用ダム、ため池やパイプライン等の農業用基幹施設を対象とした防災・減災技術に関する研究を行う。

(4) 巨大地震等に対する建築物の安全性向上及び地震後の継続使用性評価に関する研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、引き続き、巨大地震や風水害等の自然災害に対する住宅・建築の損傷や倒壊防止等のための構造安全性等の確保に関する研究開発及び建築物や都市の継続使用性の確保に関する研究開発を行う。

(5) 大規模地震に対するインフラ施設の機能確保技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、大規模地震に対する被害軽減及び早期機能回復等に貢献するため、橋梁や土工構造物を対象として、耐震性能評価に基づく被害予測の向上、耐震補強技術による被害の最小化、致命的な被害に至りにくく速やかな応急復旧が可能となる構造の実現に向けた技術の開発を行う。

(6) 港湾・海岸及び空港土木施設の地震災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、地震災害の軽減や復旧のために、液状化による沈下・流動の新たな予測手法の開発、地震学的・地盤工学的知見に基づく地震動の事後推定技術に関する研究を行う。

(7) 強震観測

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土木構造物の被害メカニズムの解明や合理的な耐震設計法を確立するため、強震観測網の維持管理並びに地震動の観測及び解析を継続する。

(8) 係留施設の地震後の即時利用や容易な応急復旧を可能とする新たな耐震設計法の開発

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、令和6年能登半島地震により被災した係留施設の利用可否判断に時間を要する一方、様々な形態での利用要請があったことを踏まえ、係留施設の地震後の即時利用や容易な応急復旧を可能とする新たな耐震設計法の開発、加えて、係留施設の地震後の耐力の定量的な評価方法の標準化に関する研究を行う。

3 津波災害対策

3-1 津波に関する調査研究

(1) 南海トラフ海底地震津波観測網の構築・運用

(再掲 第1章2-1(2))

(2) 海底地震・津波観測網の運用

(再掲 第1章2-1(3))

(3) 海溝型地震評価の研究

(再掲 第1章2-1(8))

(4) 津波に関する調査研究

(再掲 第1章2-1(12))

気象庁においては、気象研究所を中心に、津波予測精度の向上のため、多点観測データや予測データベース等を用いた津波の即時的予測手法の高度化に関する研究、遠地津波の後続波と減衰特性のモデル化に関する研究等を行う。

3-2 津波対策一般の研究

(1) 農村地域の減災及び防災技術に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農地海岸やその後背地の農地の津波災害に対する防災・減災技術に関する研究を行う。

(2) 漁港・海岸及び漁村の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構においては、漁港施設・海岸保全施設の津波対策に関する研究を行う。

(3) 積雪寒冷地における津波防災・減災に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、海水を伴う津波に対する防災・減災に貢献するため、港湾等の構造物に作用する海水の外力推定技術やアイスジャムの形成予測技術の開発を行う。

(4) 港湾・海岸及び空港土木施設の津波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、津波災害の軽減や復旧のために、津波漂流物リスクの脆弱性と対策効果の定量的評価に関する研究を行う。

4 風水害対策

(1) リモートセンシングによる気象稠密観測

国立研究開発法人情報通信研究機構においては、雨や風、水蒸気等を精密・迅速に計測するための電波や光を用いたリモートセンシング技術に関する研究開発及びゲリラ豪雨や線状降水帯などの災害対策に資する観測データの利活用手法に関する研究開発を行う。

(2) 風水害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、気候変動の影響等に伴い激甚化・広域化する風水害・土砂災害等の気象災害の被害を軽減するため、レーダー技術等を活用したマルチセンシング技術と数値シミュレーション技術を活用し、ゲリラ豪雨や突風・降雹・雷等を伴う危険な積乱雲等の早期検知や発生メカニズムの解明及び観測技術に関する研究を進めるなど、気象災害の予測技術開発やハザード評価技術等の研究開発を実施する。

(3) 豪雨時の農村地域の防災・減災に関する研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、農村地域の豪雨災害に対する防災・減災技術に関する研究を行う。

(4) 豪雨・地震・強風時の山地災害対策に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、豪雨・地震・強風による山地災害の発生源対策のために必要となる崩壊・地すべり・土石流・森林の強風害の発生機構や流木対策、森林の崩壊防止機能に関する研究を行う。

(5) 漁港・海岸及び漁村の高波・高潮災害防止に関する研究

国立研究開発法人水産研究・教育機構におい

ては、漁港施設・海岸保全施設の高波・高潮災害対策に関する研究を行う。

(6) 水災害の激甚化に対する流域治水の推進支援技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、流域治水を推進し水災害の防止・軽減等に貢献するため、将来の水災害外力の想定、流域治水による取組の実現や効果の評価、適切な洪水リスク情報の提供及び社会の強靱化に向けた技術の開発を行う。

(7) 気候変動下における継続的な流域及び河道の監視・管理技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、気候変動に対応し治水・利水と環境が調和した河川の管理に貢献するため、流域・河道等の監視・評価、外力増大と多様な流況に対応できる河道・河川構造物の設計・予防保全に向けた技術の開発を行う。

(8) 顕在化した土砂災害へのリスク低減技術の開発

国立研究開発法人土木研究所においては、土砂災害の防止・軽減等に貢献するため、顕在化した土砂災害危険箇所の抽出やハザードエリア設定、適切な事前対策工の実施に向けた技術の開発を行う。

(9) 水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）による研究開発等

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター（ICHARM）においては、国内外の関連機関等と連携を図りつつ、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献するために、革新的な研究・効果的な能力育成・効率的な情報ネットワーク活動及び各種国際プロジェクトを一体的に推進する。

(10) 港湾・海岸及び空港土木施設の高潮・高波災害防止に関する研究

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所においては、高潮・高波災害の軽減や復旧のために、海象観測データの集中処理・解析に基づく海象特性の解明、機動的な高潮評価技術の開発、港内施設の設計波浪外力の算定法に関す

る研究、海面上昇と波高増大が外郭施設に及ぼす影響に関する研究を行う。

(11) 事前防災対策による安全な市街地形成のための避難困難性評価手法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、災害時における円滑かつ迅速な避難確保を図り、人的被害を最小化するため、市街地の避難困難性評価手法及びリスクコミュニケーション支援技術に関する研究を行う。

(12) 土石流・土砂流の2次元河床変動計算等による細やかなリスク情報に基づく情報提供手法に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、土石流について氾濫範囲の相対的な危険度を示すための計算方法、土砂流について氾濫被害のおそれのあるエリアを示す蓋然性の高い境界条件設定方法に関する研究を行う。

5 火山災害対策

5-1 火山調査研究の推進に関する取組

(1) 火山調査研究推進本部

火山調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）においては、火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策の立案及び火山に関する総合的な調査観測計画の策定についての検討を進める。文部科学省においては、火山調査研究推進本部の方針の下、噴火履歴・火山体構造等の基礎情報調査や常時観測点の強化・運用を行う。

(2) 火山の機動観測体制の構築

文部科学省においては、火山噴火時など機動的・重点的な観測が必要な火山の観測を行うため、火山調査研究推進本部の方針の下、国立研究開発法人防災科学技術研究所における、大学・研究機関等との協力による機動観測体制を構築する。

(3) 火山の研究開発や火山専門家の育成・継続的な確保の推進

・即戦力となる火山人材育成プログラム

文部科学省においては、火山研究者を目指す

社会人等への学び直しの機会提供や、関連分野の研究者等の火山研究への参画促進、自治体・民間企業等における実務者への火山の専門知識・技能の取得支援等を行うことで、幅広い知識・技能を習得した即戦力となる火山研究・実務人材の育成を目指す。

・次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト

文部科学省においては、火山災害の軽減に貢献するため、従前の観測研究に加え、他分野との連携・融合を図り「観測・予測・対策」の一体的な研究の推進及び広範な知識と高度な技術を有する火山研究者の育成を目指す。

5-2 火山災害対策一般の研究等

(1) 火山噴火及びその災害誘因の予測等に関する基礎的研究の推進

文部科学省においては、「災害の軽減に貢献するための地震火山観測研究計画（第3次）の推進について（建議）」（令和5年12月22日）に基づいた5か年計画（令和6～10年度）により、国立大学法人等における火山現象の解明、火山噴火の発生や推移の予測、火山灰や溶岩の噴出などの災害誘因の予測などに関する基礎的研究や、防災リテラシー向上のための研究を推進するとともに、大規模火山噴火など、災害科学として特に重要な事象について総合的研究を実施し、関連分野間の連携強化を通じた「総合知」による成果創出を目指す。

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火山噴火推移予測研究の推進のため、活動的火山の噴火履歴、災害実績・活動状況等の地質学的調査及び噴火機構やマグマ上昇過程モデル化のための観測研究・実験的研究を行う。

(2) 海域で発生する地震及び火山活動に関する研究開発

（再掲 第1章2-1（6））

(3) 火山噴火に起因した土砂災害の減災手法に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、火山噴火に起因した土砂災害に対する緊急減災技術や事前対策技術の開発に関する研究を行う。

(4) 火山現象に関する研究

気象庁においては、気象研究所を中心に火山現象の即時的把握及び予測技術の高度化に関する研究等を推進する。また、令和6年4月に設置された火山調査研究推進本部を通じて関係機関と緊密な連携を図り、火山現象に関する研究を推進する。

(5) 海域火山の活動状況把握

海上保安庁においては、航空機による南方諸島及び南西諸島方面における海域火山の温度分布や火山性変色水の分布等の調査を行い、海域火山基礎情報の整備及び提供を引き続き行う。

6 雪害対策

(1) 雪氷災害に関する研究

国立研究開発法人防災科学技術研究所においては、集中豪雪、雪崩、吹雪、着雪、屋根雪、道路雪氷等による雪氷災害を軽減するために、ステークホルダーとの協働により、ニーズに合った雪氷災害情報の創造・社会実装を目指し、雪氷災害に関するモニタリング技術及び面的予測モデル等の研究開発を実施する。

(2) 雪崩及び冠雪害に関する研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林の雪崩災害軽減機能の解明のため、雪崩発生に関わる気象条件や積雪状態、雪崩の流下や森林の倒壊状況の調査研究を行う。また、樹木着雪による倒木被害の発生予測技術に関する研究を行う。

(3) 雪崩対策に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、雪崩災害の被害を防止・軽減するため、雪崩の三次元計測結果等を用いて雪崩災害ハザードエリア評価技術の開発を行う。

(4) 積雪寒冷地における雪氷災害の被害軽減等に関する研究

国立研究開発法人土木研究所においては、積雪寒冷地における雪氷災害の被害軽減や冬期道路交通サービスの確保に貢献するため、極端気象時の冬期道路管理の判断を支援する技術や、吹雪対策施設の性能評価と防雪機能確保・向上

技術の開発に加え、除雪の作業・安全支援や省力化・自動化技術及び冬期道路交通の安全性向上を図る技術の開発を行う。

7 火災対策

(1) 火災に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

- ・市街地火災による被害を抑制するための研究開発

首都直下地震のような地震直後の市街地同時多発火災や、糸魚川市大規模火災のような平常時の市街地火災による被害拡大を抑えるために、火災件数と死傷者数や焼損棟数などの予測・可視化ツール、火災延焼シミュレーションに基づく消防力・消防水利の評価手法、火災旋風の発生予測方法の研究開発を行う。

- ・消火活動困難な火災に対応するための消火手法の研究開発

大規模倉庫等の火災など消火活動が極めて困難な火災を消火するために、大規模倉庫等の建物構造や可燃物の集積状況の調査、最適な消火手法及び延焼阻止手法（消火剤、投入方法、投入量等）の検証・開発、建物外壁から離れ、消火剤が届きにくい区画に効果的に消火剤を投入する手法の研究開発を行う。

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する研究

特異な火災事案が発生した際、今後の防火安全対策に有効な知見を得るために火災原因調査を行い、火災原因調査技術の高度化を図るために必要な現地調査用資機材、サンプル採取・分析方法、火災現象の再現方法、火災原因の推定・特定手順等について体系的な調査研究を行う（後掲 第1章8（1））。

- ・火災原因調査と火災避難の高度化に関する研究開発

科学的な火災原因調査に基づいた出火防止対策の実施や増加する高層建築物からの避難安全対策のため、火災現場残渣物の同定及び液体衝突帯電とミスト爆発の解明による火災原因調査の高度化と、高層建築物の順次避難における避難順序算定方法に関する研究・開発を行う。

(2) 林野火災に関する一般研究

国立研究開発法人森林研究・整備機構におい

ては、林野火災対策として、林野火災の発生・拡大危険度に関する研究を行う。

(3) 建築物や都市の火災安全性向上技術の研究開発

国立研究開発法人建築研究所においては、引き続き、火災による被害の軽減等による住宅・建築・都市の高度な火災安全性の確保に向けた技術に関する研究開発を行う。

(4) 建築火災時の避難弱者の行動特性に基づく避難安全設計に関する研究

国土交通省国土技術政策総合研究所においては、高齢者、車いす使用者、妊婦等のいわゆる避難弱者が安心して建築物を利用できるよう、建築火災避難時のバリアフリー化に関する避難安全設計ガイドラインを作成する。

8 危険物災害対策

(1) 危険物災害の防止に関する研究

消防庁においては、次の研究を行う。

- ・危険物施設における火災等事故・地震災害を抑止するための研究

危険物施設における火災等の事故及び地震等による災害を抑止するために、石油タンクの地震被害予測高精度化のための研究と化学物質等の製造・貯蔵工程における火災危険性の評価方法に関する研究を行う。

- ・地下タンクの健全性診断に係る研究開発

防食ライニングが施工された危険物の地下タンクの経年劣化について、タンクが将来継続して使用可能か否かを適切に判断するため、ライニング鋼板の腐食劣化の定量的評価を行い、地下タンクの健全性診断手法を研究開発する。

- ・火災・危険物流出等事故原因調査に関する研究

(再掲 第1章7(1))

(2) 爆発防止等に関する研究

国立研究開発法人産業技術総合研究所においては、火薬類に代表される爆発性化学物質や水素等の可燃性ガスの爆発安全及び利用技術の研究を行い、爆発防止及び爆発影響低減化技術の開発を行う。また、産業保安分野では、事故事例データベース等を整備し共通基盤技術の研究

を行う。

9 原子力災害対策

(1) 農用地、農作物等の原発事故対応の研究

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構においては、原発事故に対応し、農地土壌における放射性物質の汚染状況の解明、農作物等における放射性物質の移行動態の解明に関する研究を行う。

(2) 原子力発電所等の地震・津波等の外部事象に対する安全性の評価等

原子力規制委員会においては、新規規制基準を踏まえた原子力発電所等の地震・津波等の外部事象に対する安全性を厳正に評価・確認するために、東北地方太平洋沖地震、熊本地震、能登半島地震を踏まえた知見等を収集・反映し、新規規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の整備等を行い、研究報告等に取りまとめ、公表する。

(3) 原子力発電所等におけるシビアアクシデント対策

原子力規制委員会においては、原子力発電所等におけるシビアアクシデントの発生防止及び発生時の的確な対応のために、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を規制に反映するための新たな技術的な課題解決に取り組み、研究報告等に取りまとめ、公表する。

第2章 災害予防

1 災害一般共通事項

1-1 教育訓練

(1) 政府における訓練・研修

内閣府においては、9月1日の「防災の日」総合防災訓練等を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」を中心に、住民参加の地震・津波防災訓練等を実施する。また、国、地方公共団体等の職員に対して、防災スペシャリスト養成研修等を実施する。

(2) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における防災対策の推進

こども家庭庁においては、民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における火災、地震等の災害時に備え、防災教育等の防災対策を図るために要する費用を負担する。

(3) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して災害応急対策等についての教育訓練を行うほか、都道府県警察に対して、災害警備本部の設置・運営訓練や関係機関と連携した訓練の実施を指示する。また、警察災害派遣隊による実戦的な合同訓練を行うこととし、特に、警察災害派遣隊の中核である広域緊急援助隊では、所要の合同訓練等を行うとともに、機動警察通信隊では、より迅速な情報収集活動や通信手段確保のための実戦的な訓練を行う。

(4) 非常通信協議会における非常通信訓練の実施等

非常通信協議会（非常通信に携わる関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等約2,200者から構成）においては、災害時における円滑な通信の確保を目的として、非常通信計画の策定、全国非常通信訓練等を実施する。

(5) 災害時外国人支援情報コーディネーター養成研修の実施

総務省においては、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとの

マッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターを養成する研修を実施する。

(6) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、火災、風水害、地震、津波、危険物災害等の各種災害に対する消防防災体制の強化のための知識・技術の修得や実践的な指揮訓練・図上訓練など、幹部として必要な教育訓練を行う。

(7) 法務省における教育訓練

法務省においては、災害等非常事態における法務省関係機関相互の情報連絡手段を確保し、災害情報等を迅速かつ確実に収集・伝達するため、ＩＰ無線機等で構成される法務省緊急連絡体制に基づく通信訓練を行う。

(8) 防災教育の充実

文部科学省においては、セーフティプロモーションスクール等の考え方を取り入れた防災教育を含む学校安全の組織的取組、外部専門家の活用、学校間の連携の促進を通じた地域全体での学校安全体制の構築、教職員に対する研修の実施に対して支援する。

(9) 独立行政法人国立病院機構における教育訓練

独立行政法人国立病院機構においては、医師・看護師等の医療従事者を対象に災害医療についての研修を実施する。

(10) ＮＢＣ災害・テロ対策研修の実施

厚生労働省においては、ＮＢＣ（核、生物剤及び化学剤）災害及びテロに対し適切な対応ができる医師等を養成するため、救命救急センターや災害拠点病院の医療従事者を対象にＮＢＣ災害・テロに関する専門知識、技術及び危機管理能力を習得するための研修を実施する。

(11) 日本赤十字社の救護員養成事業に対する補助

厚生労働省においては、日本赤十字社の非常災害に係る救護班要員等に対する研修に要する

経費について補助を行う。

(12) 災害支援リーダー養成研修事業

厚生労働省が設置した国際障害者交流センターにおいては、災害発生時、障害者に対するきめ細やかな支援活動に資するよう、救助・支援活動をサポートする災害時ボランティアリーダーや、視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた対応方法を熟知した災害時リーダーを養成する事業を実施する。

(13) こころの健康づくり対策事業

厚生労働省においては、犯罪・災害等の被害者となることで生じるPTSD（心的外傷後ストレス障害）に対する、精神保健福祉センター、保健所、病院等の機関における相談活動の充実・強化や治療・診断技術の向上等を図ることを目的としたPTSD対策専門研修に対する補助を行う。

(14) 災害医療コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県や市区町村の災害対策本部の下に設置される派遣調整本部等において、医療チームの派遣調整業務を行う人員（災害医療コーディネーター）を対象とした研修の補助を行う。

(15) 災害時小児周産期リエゾン養成研修の実施

厚生労働省においては、災害時に小児・周産期領域の情報収集を行い、災害医療コーディネーターや災害派遣医療チーム（DMAT）に対して適切な情報提供を行える災害時小児周産期リエゾンの養成及び技能維持のための研修を実施する。

(16) 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）養成研修の実施

厚生労働省においては、被災地方公共団体における円滑な保健医療活動を支援する災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の整備が促進されるよう、支援活動に関する研究及び都道府県等の公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等に対する教育研修を実施する。

(17) 事業継続計画（BCP）策定研修の実施

厚生労働省においては、災害時における医療提供体制の充実強化のため、事業継続計画（BCP）策定に必要なスキルやノウハウ等を医療機関担当者等が習得するための研修を実施する。

(18) 災害薬事コーディネーター研修の実施

厚生労働省においては、災害発生時に各都道府県や市区町村の災害対策本部の下に設置される派遣調整本部等において、医薬品等や薬剤師及び薬事・衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行う人員（災害薬事コーディネーター）を対象とした研修の補助を行う。

(19) 国土交通省国土交通大学校における教育訓練

国土交通省国土交通大学校においては、国土交通省の職員等を対象に、「TEC-FORCE [隊長] 研修」、「TEC-FORCE [班長・リエゾン] 研修」等において、高度で総合的な知識の修得及び危機管理能力等の向上を目的に演習を取り入れた研修を実施するとともに、必要に応じ、防災・災害に関する一般的な知識・技術についての講義等を実施する。

(20) 気象庁における教育訓練

気象庁においては、気象等に関する知識の普及等を図るとともに、防災関係機関等の担当者を対象に予報、警報等に関する説明会を適宜開催する。また、気象大学校大学部及び研修部では、気象業務遂行に必要な知識及び技術の教育を行い、職員の資質向上を図る。

(21) 海上保安庁における教育訓練等

海上保安庁においては、災害対応に従事する職員を対象とした各種災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した災害対応訓練等を実施する。また、海難及び海上災害の防止に資するため、海難防止講習会等の開催、タンカー等危険物積載船舶への訪船指導、危険物専用の岸壁や栈橋の点検、船舶運航関係者に対する事故等発生時の措置に関する指導等を実施する。

(22) 防衛省における教育訓練

防衛省においては、多種多様な災害に対処す

るため、陸上、海上及び航空各自衛隊の任務の特性並びにそれぞれの規模に応じて、訓練等を実施し対処能力を高めている。

また、陸上、海上及び航空各自衛隊が一体となって災害対処に当たる統合運用体制下における迅速な初動態勢、連携要領及び情報の共有といった対処能力の維持向上のため自衛隊統合防災演習等を実施するとともに、各地方公共団体等が実施する防災訓練等に積極的に参加する。

1-2 防災施設設備の整備

(1) 中央防災無線網の整備

内閣府においては、官邸等国の主要拠点、指定行政機関、指定公共機関及び地方公共団体間の通信を確保するため、中央防災無線網を整備している。令和7年度は、安定的で効率的な運用のため、設備配置の最適化や新技術を活用しつつ計画的な設備の整備を行う。

(2) 準天頂衛星システムを活用した避難所等における防災機能の強化

内閣府においては、準天頂衛星システムによる災害関連情報の伝送機能を有する災害・危機管理通報サービス及び避難所等で収集した個人の安否情報を災害対策本部などの防災機関で利用できる衛星安否確認サービスの全国展開に向け普及を推進するとともに、確実な機能確保及び高度化に向けて必要なシステム整備を進める。

(3) 災害警備活動用資機材等の整備

警察庁においては、都道府県警察の災害警備活動に必要な救出救助資機材や警察用車両等の更新整備を行うとともに、警察施設の耐震化等による防災機能の強化等を図る。また、警察災害派遣隊等の災害対処能力向上のため、災害警備訓練施設の整備を推進する。

(4) 災害に備えた交通安全施設等の整備

警察庁においては、車両感知器、信号機電源付加装置、交通管制センター等の災害に備えた交通安全施設等の整備を推進する。

(5) 防災基盤整備事業の推進

総務省及び消防庁においては、災害等に強い

安全・安心なまちづくりを進めるため、防災基盤整備事業として地方財政措置を講じることににより、地方公共団体が行う防災施設整備、消防防災の情報化等の重点的な防災基盤の整備を推進する。

(6) 電気通信設備の安全・信頼性の確保等

総務省においては、停電対策、水防対策、伝送路の信頼性向上等による災害に強い電気通信設備の構築や、被災地との円滑な安否確認等に利用できる災害用伝言サービスの利用促進等、電気通信事業者による災害対策を推進する。

(7) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省においては、非常災害時における被災地の通信手段の確保のため、地方公共団体等への災害対策用移動通信機器の貸出を行う。

(8) 消防防災通信ネットワークの整備

消防庁においては、災害時における国・都道府県・市町村相互間における情報の収集伝達の確実化及び迅速化を推進するため、全国的な消防防災通信ネットワークの整備等、機能の高度化に努める。

(9) 緊急消防援助隊関係施設及び資機材の整備

消防庁においては、南海トラフ地震等の大規模災害への対応力を国として強化するため、緊急消防援助隊を計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するために、消防用車両等の整備について、市町村等に対し補助を行う。

(10) 消防防災施設の整備

消防庁においては、地震や火山噴火等に伴う大規模災害や特殊災害、増加する救急需要等に適切に対応し、住民生活の安心・安全を確保するため、消防防災施設の整備について、市町村等に対し補助を行う。

(11) 文化財の防災対策の推進

文化庁においては、世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画や近年多発する大地震や豪雨等の自然災害を踏まえ、防火施設等の整備や耐震対策等に対して補助を行う。

(12) 災害拠点病院の整備

厚生労働省においては、災害拠点病院の整備について補助を行う。

(13) 広域災害・救急医療情報システムの整備

厚生労働省においては、都道府県が既存の救急医療情報センター事業を再編強化し、災害時において医療機関の稼動状況、医師・看護師等スタッフの状況、災害派遣医療チーム(DMAT)等災害医療に係る総合的な情報収集を行うため、厚生労働省、保健所、消防本部、病院等とのネットワーク化を図るためのシステムの整備等を行う。

(14) 社会福祉施設の整備

厚生労働省においては、障害者支援施設等や地域密着型の特別養護老人ホーム等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

こども家庭庁においては、児童福祉施設等における防災対策上必要な施設整備に対する補助を行う。

(15) 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の医療資機材施設設備の整備

厚生労働省においては、被災地では対応が困難な重傷者を被災地外の医療施設へ航空機により搬送するために、空港等に設置される臨時の医療施設（SCU）に必要な医療資機材設備の整備について補助を行う。

(16) 漁港漁村の防災対策施設の整備

農林水産省においては、南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域の安全の確保等に向けた対策を行う（後掲 第2章2-2（10）、3-2（3））。

(17) 農山村の防災機能強化の促進

農林水産省においては、豪雨等に対する防災機能の向上に資する林道等の整備に対し助成を行う。

(18) 緊急時の農業水利施設の活用

農林水産省においては、農業水利施設から緊急時の消防用水及び生活用水の取水を可能とす

るための防火水槽、吸水枘、給水栓等の施設整備を推進する。

(19) 河川・道路管理用無線通信設備等の整備

国土交通省においては、電話、河川情報、道路情報、レーダ雨量データ、監視カメラ映像やテレビ会議等の河川管理、道路管理、災害対応に必要な情報を流通させるための通信基盤となる光ファイバネットワークと多重無線通信網をシームレスに接続するIP統合通信網の整備を引き続き実施するとともに、河川・道路管理用の移動体通信システムとしてデジタル陸上移動通信システム（K-λ）と衛星を経由してヘリコプターからの災害映像を伝送するヘリサットを順次導入していく。

(20) 基幹的広域防災拠点の管理等

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害発生時に広域的な災害応急対策を円滑に実施できるよう、基幹的広域防災拠点を適切に維持管理するとともに、緊急物資輸送等の訓練を実施する。

(21) 「道の駅」の防災機能の強化

国土交通省においては、災害時に地域の避難所等となる「道の駅」や広域的な復旧・復興活動拠点となる「道の駅」の防災機能強化を図る。

(22) 災害予防に関する融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）による関連事業計画等に基づく住宅の移転等や、地方公共団体が防災対策として実施する移転促進事業等を対象とした「地すべり等関連住宅融資」を実施するとともに、宅地防災工事資金融資により宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）若しくは建築基準法（昭和25年法律第201号）による勧告又は命令を受けて擁壁又は排水施設の設置等を行う宅地防災工事を支援する。

(23) 気象観測施設の整備等

気象庁においては、台風や線状降水帯等による集中豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防

止・軽減を図るため、新型気象レーダー（二重偏波気象レーダー）や地域気象観測システム（アメダス）、次期静止気象衛星の整備等を行う。

（24）航路標識の防災対策の推進

海上保安庁においては、航路標識の耐災害性強化対策及び老朽化等対策を推進する。

（25）巡視船艇の整備等

海上保安庁においては、巡視船艇・航空機等及び電子海図システムの整備等を行う。

（26）海上防災体制の整備

海上保安庁においては、油、有害液体物質等排出事故に対応するための防災資機材を充実させ、巡視船艇・航空機等による迅速的確に対処し得る体制を確保する。

（27）海上保安施設等の耐災害性強化対策

海上保安庁においては、被災又は停電等により救助・支援活動等に支障を来すおそれがある海上保安施設等について、非常用電源設備の設置や燃料供給体制の確保等を実施し、耐災害性の強化を図ることで、同施設等の機能喪失を防止する。

（28）防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等導入支援

環境省においては、地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持すべき公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

1-3 災害危険地住宅移転等

（1）防災集団移転促進事業

国土交通省においては、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和47年法律第132号）に基づき、自然災害の発生した地域又は災害のおそれのある区域のうち、住民の居住に適当でない区域内にある住居の集団的移転を支援する。

（2）がけ地近接等危険住宅移転事業

国土交通省においては、がけ崩れ、土石流、雪崩、地すべり、津波、高潮、出水等の危険から住民の生命の安全を確保するため、ハザードエリア内にある既存不適格住宅等の移転を支援する。

1-4 その他

（1）国土強靱化の推進

内閣官房国土強靱化推進室においては、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月28日閣議決定）、「国土強靱化年次計画」及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）に基づき、政府横断的な国土強靱化への取組を推進するとともに、地方公共団体や民間の取組促進等を実施する。また、令和5年6月に改正された強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく令和8年度からの実施中期計画については、施策の評価や資材価格の高騰等を勘案し、概ね15兆円程度の事業規模で実施中の5か年加速化対策を上回る水準が適切との考えに立ち、令和7年6月を目途に策定する。

（2）災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備

内閣府においては、災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備に向けた訓練・資器材の調達等を行う。

（3）防災庁設置準備室経費

内閣官房防災庁設置準備室においては、令和8年度中の防災庁設置に向けて、防災庁の目指すべき方向性や組織の在り方等を具体化するために、有識者会議等を通じた調査や検討を進める。

（4）実践的な防災行動推進事業

内閣府においては、「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」（平成18年4月21日中央防災会議決定）及び「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組について」（平成18年12月13日専門調査会報告）に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日

常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開するとともに、地域防災力の向上を推進するための地区防災計画の策定促進、全てのこどもが災害から命を守る能力を身に付けられるように実践的な防災教育や避難訓練の実施促進に取り組む。

（５）官民連携による被災者支援体制整備事業

内閣府においては、ＮＰＯや専門ボランティア団体、企業等の多様な被災者支援の担い手間の連携強化、活動環境の整備、活動支援情報共有の役割を担う災害中間支援組織の設置・機能強化等を図る。また、避難生活支援を行うボランティア人材の育成等を進めるための「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」構築に向けた調査・研究を進める。

（６）社会全体としての事業継続体制の構築推進

内閣府においては、中央省庁における業務継続体制の確保のため、有識者による省庁業務継続計画の評価や、評価結果に基づいた同計画の見直しに係る調査等を行うとともに、行政中枢機能の業務継続確保に係る各省庁横断的に対応すべき課題解決に向けた調査等を行う。また、地方公共団体における受援体制の構築を促進するため、地方公共団体の取組について令和6年能登半島地震を踏まえた調査等を行い、課題解決に向けた検討を行うとともに、地方公共団体の相互応援や民間団体の協力の確保に関する協定の締結を促進するため、地方公共団体が締結した災害時応援協定の内容をデータベース化し、検索・閲覧することができるシステムを地方公共団体に対し提供する。

さらに、民間企業・団体の事業継続体制の構築及び災害リスクマネジメント力向上の取組推進のため、企業のＢＣＰ策定率調査を行うとともに、事業継続ガイドライン改定に向けて、能登半島地震被災企業における事業継続の課題や重要要素の調査、事業継続の促進検討業務等を行う。

（７）被災者支援・復興対策の調査検討

内閣府においては、被災者の立場に立ったきめ細やかな被災者支援が講じられるよう、必要な検討を行う。また、災害からの復興を円滑か

つ迅速に進めるための施策の検討及び関係機関との共有等を図る。

（８）特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）の運営に対する助成

内閣府においては、特定地震防災対策施設（阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター）において行われる、阪神・淡路大震災を始めとする国内外の地震災害関連資料の収集・保存・展示や情報発信などに要する経費の一部を補助し、当該事業の推進を図る。

（９）防災広報

内閣府においては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく防災白書の作成のほか、防災に関する正確な知識・情報を提供するためのホームページを運営管理し、さらに、防災施策を分かりやすく伝達するための広報誌「ぼうさい」を発行する等の防災広報を幅広く展開する。

（１０）防災計画の充実のための取組推進

内閣府においては、大規模地震（首都直下地震、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震）に係る各基本計画の改定を踏まえた地域防災計画の改定に当たり、半島等の「地理的特性」のリスクや対策が反映されるよう、特性毎に調査・検討し、個別に助言する等により、地域防災計画の更なる実行性確保に取り組むほか、各基本計画において掲げる目標等の達成に向け、進捗状況や課題を定期的に確認するとともに、好事例や課題の収集・検討・横展開や連絡会議の開催等を行う。

（１１）被災者支援に関する総合的対策の推進

内閣府においては、避難所における良好な生活環境を確保するため、各市町村における避難所の質の向上に関する取組を推進する。特に、福祉避難所の確保といった要配慮者への対応、女性やこどもの視点を踏まえた避難所運営の課題や取組等について調査検討を実施する。

また、個別避難計画の作成の更なる加速化を目指すとともに、取組が十分に進んでいない市町村を後押しするため、都道府県による市町村への支援体制を整備する。

さらに、災害ケースマネジメントについて、令和4年度に作成した手引き等を活用し、地方公共団体の職員、福祉関係者等の幅広い関係者を対象とした説明会を実施する。あわせて、災害ケースマネジメント等に連携して取り組む関係機関の一元的な情報共有等を行うための官民連携のプラットフォームの構築や災害ケースマネジメント等の一人一人に寄り添った支援を実施するための体制構築や訓練等に先進的に取り組む自治体を支援し横展開することで、取組の周知啓発を実施する。

(12) 防災情報の収集・伝達機能の強化

内閣府においては、地震発災直後の被害推計、地理空間情報を活用した防災関係機関の情報共有により政府の初動対応を支援する新総合防災情報システム（SOBO-WEB）等の安定運用を図るため、定期点検及び障害対応等の保守・運用体制を確保する。

また、令和7年度より運用を開始する、国と地方公共団体の間で物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、迅速かつ円滑な被災者への物資支援に資する新物資システム（B-PLo）について、平時からの保守・運用体制を確保するとともに、現行システムからの確実な切り替え等を実施するための平行運用や機能改修等を実施する。

(13) 自治体における事前防災力強化の支援事業

内閣府においては、自治体の被害想定や防災計画等の策定・見直しのうち、具体の地域課題を踏まえた先進的な取組について、計画策定を支援するとともに、孤立可能性集落の調査等を実施する。

(14) 防災情報システムの効果的な利活用促進業務

内閣府においては、防災情報システムを活用した効果的な災害対応の実現に向けて、関係省庁・都道府県等を対象とした、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を活用した操作演習および机上演習（TTX）、令和7年度より運用を開始する「新物資システム（B-PLo）」の基本操作取得研修及び同システムを活用した現地訓練を実施する。

また、I S U T（Information Support Team）が行う地図作成業務の民間事業者への委託や民間事業者との協力体制の構築等を推進する。

(15) プッシュ型支援のより迅速かつ確実な実施に必要な経費

内閣府においては、大規模災害時に被災地方公共団体での物資の調達が困難な場合に、国でも、地方公共団体からの要請を待たず支援を行うプッシュ型支援に関し、必要となる経費の一部をあらかじめ予算化することにより、大規模災害時における被災地へのより迅速かつ確実なプッシュ型支援を実現する。

また、プッシュ型支援で供給した国の備蓄品を迅速に補充し、次なる大規模災害への備えを万全にする。

(16) 防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム

内閣府においては、災害対応を行う地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、効果的な活用事例の横展開等を行う場として「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクPF）の運営およびマッチングセミナー・ピッチを実施し、防テクPFへの地方公共団体・民間企業等の参加拡大、マッチング・事業化促進を図り、防災分野への更なる先進技術導入の促進、社会全体のレジリエンス強化に取り組んでいく。

(17) 地域女性活躍推進交付金事業

内閣府においては、地方公共団体が地域の実情に応じて実施する、地域防災において女性のリーダーシップを推進するための取組等を支援する。

(18) 地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業

内閣府においては、女性視点での災害対応の強化を図るため、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等の地域における更なる活用を図る。

(19) 防災分野における女性の参画促進事業

内閣府においては、地方防災会議や災害対応の現場などへの女性の参画拡大を図るため、自治体職員向けの研修を実施し、地域の女性防災リーダーとのネットワークを強化するための意見交換等を行う。

(20) 大規模災害対策の推進

警察庁においては、大規模災害発生時における広域部隊派遣計画の策定・検討や災害に強い警察情報通信基盤等の整備を進めるとともに、災害発生時には警察用航空機（ヘリコプター）や無人航空機（ドローン）を活用した映像伝送等により現場情報を収集・伝達するなど、災害対策の強化を図る。

(21) 道路交通情報の充実

警察庁及び国土交通省においては、高度化光ビーコンやETC2.0、交通情報板、道路情報板等を活用し、的確な道路交通情報の収集・提供を推進する。

また、警察庁においては、災害時における効果的な交通規制、避難路の確保等を行うため、都道府県公安委員会が収集する交通情報と民間事業者が保有するプローブ情報を融合して活用・提供するための広域交通管制システムを引き続き運用するなど、災害時の交通情報提供の充実を図る。

さらに、警察庁、総務省及び国土交通省においては、VICS（道路交通情報通信システム）を活用して提供される道路交通情報の充実に資する取組を推進する。

このほか、国土交通省においては、道路利用者の利便性を向上させるため、豪雨等による事前通行規制区間において実施する規制開始・解除の見通し情報の提供に努める。

(22) 無線局における災害対策等

総務省においては、防災関係機関の無線局の免許、定期検査等に際し、免許人に対して、災害に対する保安対策、予備の無線設備と予備電源の装備や自家発電装置の設置等の停電対策及び非常災害時に備えた訓練の実施を行うよう引き続き指導する。

なお、総務省では、電気通信事業者に対し、災害対応の重要拠点となる市町村役場等をカ

バーする携帯電話の基地局や固定通信の収容局における予備電源の長時間化について、少なくとも24時間の停電対策等を求めている。

(23) 災害情報自動集約ネットワークシステムの維持・運用

総務省においては、災害時等における電気通信設備の大規模な被災や輻輳が発生した場合において、被災状況の即時把握等、国・電気通信事業者間の迅速かつ効率的な情報共有を可能とするための災害情報自動集約ネットワークシステムを運用する。

(24) Lアラートによる災害情報の確実な伝達の推進

総務省においては、Lアラートにおける情報伝達・共有の質の向上及び効率化を図るべく、内閣府総合防災情報システムとのデータ連携に向けた調査研究や、今後の運営及びシステムの在り方に関する調査研究を実施するとともに、Lアラートの利活用を推進するため、地方公共団体職員等利用者を対象としたセミナーを開催する。

(25) テレワーク普及推進対策

総務省においては、災害時等の事業継続にも有効なテレワークについて、関係者と連携し、テレワーク月間等の普及啓発、専門家による無料相談事業の実施等を通じた企業等への導入支援や地域窓口による全国的な導入支援等を行う。

(26) 民放ラジオ難聴解消支援事業

総務省においては、ラジオの難聴を解消することにより、平時における国民に密着した情報に加え、災害時における国民に対する生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局整備支援を実施する。

(27) 放送ネットワーク整備支援事業

総務省においては、被災情報や避難情報など、国民の生命・財産の確保に不可欠な情報を確実に提供するため、災害発生時に地域において重要な情報伝達手段となる放送ネットワークの強靱化を実現する。

(28) 地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業

総務省においては、大規模な自然災害が発生した場合においても放送を継続させるため、停電対策などの地上基幹放送等の耐災害性強化を支援する。

(29) 地域ICT強靱化事業（本省・地方）

総務省においては、災害時に地方公共団体等が臨時災害放送局の迅速な開設・運用を行えるよう、総合通信局等に臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時には地方公共団体等が行う送信点調査や開設・運用訓練に活用している。また、大規模災害時にテレビ放送が途絶しないよう、総合通信局等において可搬型予備送信設備等の運用研修・訓練を行うとともに、地方公共団体等が可搬型予備送信設備等を活用できるよう、運用マニュアルの更新等を行う。

(30) ケーブルテレビネットワークの耐災害性強化事業

災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの光化・複線化等による耐災害性強化の事業費の一部を支援する。また、令和6年能登半島地震により被害を受けた地域のケーブルテレビ関連設備の復旧に係る事業費の一部を支援する。

(31) 応急対策職員派遣制度の運用

総務省においては、平成30年3月から運用している応急対策職員派遣制度に関して、関係地方公共団体等と連携し、円滑に運用するための情報伝達・連携訓練を実施するとともに、同制度の応援において中心的役割を果たす「災害マネジメント総括支援員等」の育成に向けた研修を実施する。また、甚大な被害が想定される首都直下地震等に備えアクションプランの策定に向けた検討を行う。

(32) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の安定運用

消防庁においては、弾道ミサイル情報や緊急地震速報、津波警報等の緊急情報を住民に瞬時に伝達するシステムであるJアラートについて、情報受信団体における常時良好な受信環境

及び安定的な運用を確保するため、同システムの保守・管理を行う。

(33) 地域防災計画の見直しの推進

消防庁においては、地域防災計画の見直しを推進するため、地域の実情に即した具体的かつ実践的な計画になるよう、地方公共団体に対し要請・助言等を行う。また、地方公共団体間の計画内容の比較・検証を通じたより適切な計画への見直しが行われるよう、地域防災計画データベースの運用を通じた支援を行う。

(34) 緊急消防援助隊派遣体制の整備

消防庁においては、緊急消防援助隊の迅速・安全な出動及びより効果的な部隊運用を図るため、地域ブロック合同訓練の実施、またヘリコプター動態管理システム及び動態情報システムの保守管理等を行う。

(35) 緊急消防援助隊の機能強化

消防庁においては、近年、激甚化・頻発化する土砂・風水害、南海トラフ地震を始めとする切迫する大地震など、大規模な自然災害やNBC災害に備えるとともに、緊急消防援助隊の充実と即応体制の強化を図るため、消防組法（昭和22年法律第226号）第50条に基づく国有財産等の無償使用制度を活用して、必要な車両及び資機材の整備を推進する。

(36) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

消防庁においては、令和6年能登半島地震等を踏まえ、消防団の災害対応能力の強化や女性が活動しやすい環境づくりなどの消防団の充実強化につながる地方公共団体の取組の支援、消防団の装備・教育訓練の充実、自主防災組織の活性化の推進等により、地域防災力の充実強化を図る。

(37) 救急業務の充実強化

消防庁においては、高齢化の進展等を背景とする救急需要の増大に対応し救命率の向上を図るため、救急車の適時・適切な利用の推進や、救急業務の円滑な実施と質の向上など、救急業務を取り巻く諸課題への対応策について検討を行う。

(38) 救助技術の高度化の推進

消防庁においては、複雑・多様化する消防の救助活動における課題を克服し、救助技術の高度化を図るため、救助技術の高度化等検討会、全国消防救助シンポジウムを開催し、救助隊員の救助技術・知識の向上を図る。

(39) 市町村の消防の広域化及び消防の連携・協力の推進

消防庁においては、消防の広域化及び消防の連携・協力の取組を促進するため、「消防用車両出動シミュレーションシステム」の運用や「消防広域化推進アドバイザー」の派遣等を行う。

(40) 消防職団員の惨事ストレス対策

消防庁においては、消防職団員の惨事ストレス対策の充実強化を図るため、緊急時メンタルサポートチーム登録者のスキルアップや増員等に係る取組を行うほか、消防本部等における惨事ストレス対策の取組について、支援を行う。

(41) 災害応急対応に係る業務継続体制の確立

消防庁においては、首都直下地震時等において本庁舎が被災した場合であっても、全国の被害情報の収集や緊急消防援助隊の出動指示等の災害応急対応業務を迅速かつ的確に実施するため、代替拠点における必要な設備・資機材等の整備を行う。

(42) 地方公共団体等における災害対応能力の強化

消防庁においては、地方公共団体等における災害対応能力を強化するため、市町村長の危機管理意識の一層の向上を図ることを目的とした研修、市町村の受援計画の策定に向けた研修や大規模災害時に市町村長を支援する「災害マネジメント総括支援員」等を対象とする研修等を行う。

(43) ドローンの活用推進

消防庁においては、消防本部等がドローンを安全かつ効果的に運用できるよう、より高度な操縦技術を持つ人材を育成するため「ドローン技術指導アドバイザー（仮称）の育成研修」や「消防職員の一等ライセンス取得研修」を実施

するとともに、アドバイザー派遣制度により全国の消防本部等の操縦者育成を図ることとしている。

(44) 消防共有サイトシステムの運用・保守

消防庁の施策に係る情報をはじめ、各消防本部・消防学校等が実施している独自性に富む様々な取組や情報等について、双方向かつ横断的な収集・蓄積により相互共有を図り、それぞれの団体等において自由にデータを活用できる専用サイト「消防共有サイト」の安定的な稼働体制を確保する。

(45) 法務省における災害時の対処能力の維持

法務省においては、災害が発生し、庁舎・収容施設等が被災した場合に、法務省の業務を継続し、治安上の問題が生じないようにするため、庁舎・収容施設における防災・保安警備等の対処能力の維持を図る。

(46) 法務省における大規模災害発生直後から必要不可欠な行政機能の確保

法務省においては、矯正施設からの被収容者の逃走による治安の悪化を防止するため、矯正施設の監視カメラ等の総合警備システム、デジタル無線機、非常用食料の更新整備及び特別機動警備隊の野営活動訓練等を実施する。

(47) 文教施設の防災対策の強化・推進

文部科学省においては、児童生徒等の安全の確保等のため、水害対策や非構造部材の耐震対策を進めるとともに、学校施設の防災機能の強化に関する検討や、応急危険度判定技術者の養成等、総合的・計画的な防災対策を強化・推進する。

(48) 災害拠点病院等の活動支援

厚生労働省においては、以下の補助を行う。

- ・国が又は国が地方公共団体と連携して行う防災訓練等に参加・協力する災害拠点病院等の訓練参加費用
- ・災害時に被災地へ派遣された災害派遣医療チーム（DMA T）及び災害派遣精神医療チーム（DPAT）の活動費

(49) 災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業

厚生労働省においては、災害時において要配慮者（高齢者・障害者等支援が必要な方々）に対し必要な福祉の支援を行うことができるよう、都道府県が関係団体等と災害福祉支援ネットワークを構築する事業に対する補助を行う。

(50) 災害派遣医療チーム（DMAT）体制整備

厚生労働省においては、DMATの体制を整備するため、医師、看護師等に対するDMAT隊員養成研修やDMAT隊員に対する技能継続研修等を行うDMAT事務局の運営について委託する。また、災害時に被災地の医療機関に係る被害状況を把握し、迅速かつ的確な医療の確保を図るための、DMATの運用調整等を実施する。

(51) 予防接種法に基づく定期接種の実施

厚生労働省においては、災害時における感染症の発生及びまん延防止のため、平時から市町村において予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期接種が着実に実施されるように取り組む。

(52) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）事務局体制整備

厚生労働省においては、DPATの活動能力保持のため、DPAT構成員に対する研修及び都道府県等への技術的支援等を行うDPAT事務局の運営について委託する。

(53) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）体制整備

厚生労働省においては、DPATを整備するための構成員に対する専門的対応技術等の研修の実施について補助する。

(54) 日本災害リハビリテーション支援協会（JRAT）事務局体制整備

厚生労働省においては、JRATの活動能力保持のため、都道府県等及びJRAT隊員等に対する研修や技術的支援等を行うJRAT事務局の運営について委託する。

(55) 在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援

厚生労働省においては、災害時における在宅医療提供体制の充実強化のため、在宅医療提供機関等を対象とした事業継続計画（BCP）策定支援研修を実施する。

(56) 独立行政法人国立病院機構における災害医療体制整備

独立行政法人国立病院機構においては、災害時の医療を確実に実施するため、初動医療班の派遣体制の整備等を行う。

また、省庁及び関係民間団体等と連携して検討を進めるなど、連携体制の構築を進める。

(57) 保健医療福祉調整本部における災害対応力強化

厚生労働省においては、大規模災害時における保健医療福祉活動の体制強化を図るため、保健医療福祉調整本部の位置づけの明確化を図るとともに、連絡会議や研修等を通じて保健医療福祉の各チームによる一体的な取組を推進する。

(58) 災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の整備

厚生労働省においては、災害時の医療・保健・福祉等に関する情報を統合し、災害に関する情報を必要な関係者に迅速に提供することにより、災害対応関係者（国、自治体等）の災害対応等に関する意思決定を支援するため、災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）の保守運用及び研修・訓練を行う。

(59) 山村地域の防災・減災対策

農林水産省においては、山地災害による被害を軽減するため、治山施設の設置等のハード対策と併せて、地域における避難体制の整備等の取組と連携して、山地災害危険地区の位置情報を住民に提供する等のソフト対策を推進する。

(60) 防災情報ネットワークの整備

農林水産省においては、国営造成土地改良施設や農業用ため池の被災状況を迅速に把握することにより、地域の被災を未然に防止するため、防災上重要な水位等の観測データや災害時

の緊急点検状況、被害状況をリアルタイムで行政機関、施設管理者等が共有できるシステム等の整備、保守運用を行う。

(61) 中小企業に対する事業継続力強化計画等の策定や実行に関する支援

経済産業省においては、中小企業に対して、事業継続力強化計画等の自然災害等のリスクに備えるための計画の策定を支援する。

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業が自ら策定した事業継続計画や、経済産業大臣が認定した事業継続力強化計画等に基づき、防災に資する設備等の整備を行う者に対し、融資を行う。

(62) 石油備蓄事業補給金

経済産業省においては、石油精製業者等が所有するタンクを借上げ、経費相当額を補給金として支払い、ガソリン・軽油等の製品形態での国家石油備蓄を効率的に維持・管理する。

(63) 災害時に備えた社会的重要なインフラへの自衛的な燃料備蓄の推進事業費補助金

経済産業省においては、需要家側への燃料備蓄を促進し、災害時のエネルギー供給の安定化を図るため、避難所、多数の避難者が生じる施設等にLPガスタンクや石油製品タンク等を設置するために必要な経費の一部等を支援する。

(64) 災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業費

経済産業省においては、災害時の石油製品の安定供給体制を確保するため、SSの地下タンクの大規模化に伴う入換、災害時に緊急車両等への優先給油を行う中核SSや被災地の住民向けに燃料供給を行う住民拠点SSにおける自家発電設備の入替え、SSの災害対応能力強化のための研修・訓練等に係る費用について支援する。

(65) 石油ガス地域防災対応体制整備事業

経済産業省においては、災害時におけるLPガスの安定供給確保のため、中核充填所の新設・機能拡充や、災害時石油ガス供給連携計画を確実に実施していくための訓練に係る取組を支援する。

(66) 燃料等災害対応体制整備事業

経済産業省においては、特別警報級の大雨・高潮等を想定した製油所の排水設備の増強など、製油所等のレジリエンス強化を図るための企業の取組を支援する。

(67) クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

経済産業省においては、災害時に避難所や老人福祉施設等に車両から電気を供給するためのV2H充放電設備・外部給電器の導入を促進する。

(68) 地籍整備の推進

国土交通省においては、引き続き、事前防災や災害後の迅速な復旧・復興等に貢献するため、今後災害が想定される地域において地籍調査を重点的に推進する。

(69) 緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等の災害対応力の強化

国土交通省においては、被災状況の迅速な把握、被害発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧に資する支援等に取り組む緊急災害対策派遣隊（TEC－FORCE）等について、高度な専門性を有する官民の多様な主体との連携、資機材・装備品等の強化など、災害対応力の強化に取り組む。

(70) 土地分類基本調査の実施

国土交通省においては、土地の改変が進み不明確となっている土地本来の自然条件や改変状況等の情報を整備した上で、それを災害履歴等と組み合わせて分かりやすく提供する土地履歴調査を、国が実施する土地分類基本調査として実施する。

(71) 平常時・災害時を問わない安全かつ円滑な物流等の確保

国土交通省においては、平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網を「重要物流道路」として指定し、機能強化や重点支援を実施する。災害時においては、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、地方

管理道路の災害復旧等を国等が代行できる制度を活用し道路啓開や災害復旧の迅速化を図る。

(72) 災害に強い物流システムの構築

国土交通省においては、災害時における円滑かつ迅速な支援物資輸送体制の構築・強化を図るため、重要な物流施設における非常用電源設備の導入支援、地方公共団体と物流事業者等が連携して取り組む支援物資輸送訓練に対する支援等を実施する。

(73) 被災宅地危険度判定制度の整備

国土交通省においては、大地震等による宅地被害の発生状況を迅速かつ確に把握し、二次災害の防止・軽減や早期復旧に資する被災宅地危険度判定について、引き続き、都道府県等と連携し、実施体制の整備を支援する。

(74) 災害時の緊急情報収集・支援体制の充実強化

国土交通省においては、災害発生時に被害の早期把握及び被災地方公共団体等への支援を的確かつ円滑に行うため、必要となる資機材の維持・整備や、プッシュ型で支援できる人材の育成等、防災体制・機能の充実強化を図る。

(75) 災害時における自転車の活用の推進

国土交通省においては、「第2次自転車活用推進計画」（令和3年5月28日閣議決定）に基づき、被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用の推進に関する課題や有用性について検討するとともに、「シェアサイクル事業の導入・運営のためのガイドライン」を活用するなどし、災害時の自転車の活用を推進する。

(76) 抜本的かつ総合的な防災・減災対策の推進

国土交通省においては、近年の気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害や切迫する大規模地震など、あらゆる自然災害から国民のいのちとくらしを守るため、「国土交通省防災・減災対策本部」において令和6年6月に取りまとめた「令和6年度 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト」（テーマ：能登半島地震を踏まえた防災対策の推進）に基づいて総力を挙

げて防災・減災対策を推進するとともに、災害対応等を踏まえ、プロジェクトについて不断の見直しや改善を行い、防災・減災に関する取組の更なる充実・強化を図る。

(77) 海上輸送を活用した災害廃棄物の広域処理における港湾での円滑な対応

国土交通省においては、南海トラフ地震等の大規模災害で大量に発生する災害廃棄物の処理に備え、海面処分場の有効活用や広域な土地を有する港湾を災害廃棄物の仮置場としての利用、港湾を拠点として海上輸送による広域輸送が可能であることを踏まえ、関係省庁及び関係民間団体等と連携して検討を進めるなど、連携体制の構築を進める。

(78) 災害時における被災地域の道路交通機能の確保

国土交通省においては、昨今の災害時交通マネジメントの事例も踏まえ、地域防災計画へ位置付けることで、災害発生時に速やかに実施体制に移行できるよう、全国各地で行政、学識経験者、交通事業者、経済団体等からなる体制の事前構築を推進する。

(79) 港湾における災害情報収集等に関する対策の推進

国土交通省においては、衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等を可能とする体制を構築する。

(80) 空港BCPの実効性の強化

国土交通省においては、自然災害発生後、救急・救命活動や緊急物資輸送の拠点となる空港の機能をできるだけ速やかに確保するため、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港BCP（A2（Advanced/Airport）－BCP）に基づいて対応する。また、訓練や定期検査などを実施し、必要に応じて空港BCPの見直しを行うなど、実効性の強化を図る。

(81) 電子国土基本図と防災地理情報による防災対策の推進

国土地理院においては、防災対策や災害時の応急活動の支援のため、平時から国土の変化に応じた電子国土基本図の更新や火山周辺の地形等を詳細に表した火山基本図、土地の成り立ちや自然災害リスクの把握に役立つ地形分類情報等の防災地理情報の整備・更新を行う。

(82) 防災地理情報による防災教育支援の推進

国土地理院においては、洪水等の自然災害リスクの把握に役立つ地形分類情報や過去に起きた自然災害の教訓を後世に伝承するための自然災害伝承碑等の防災地理情報を活用し、地域防災力向上のための防災教育支援を行う。

(83) 災害発生時における浸水推定図等の作成

国土地理院においては、災害発生時における孤立者救助や洪水時の排水作業等の応急活動の迅速・効率化に資するため、被災状況に応じて、浸水推定図等の災害状況を表した図の作成を行う。

(84) 訪日外国人旅行者への災害発生時における情報提供

観光庁においては、訪日外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」について普及促進に取り組むとともに、地域の災害時における観光危機管理の強化を支援する。

(85) 災害時における踏切道の的確な管理の推進

国土交通省においては、災害時の円滑な避難や緊急輸送を確保するため、踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）に基づき、災害時の管理の方法を定めるべき踏切道として指定した緊急輸送道路上等の踏切道について、鉄道事業者・道路管理者の連携による災害時の踏切優先開放等の措置を確実に実施する取組を促進する。

(86) 道路啓開計画の実効性向上

国土交通省においては、道路啓開計画の実効性を向上するため、令和7年4月に改正された道路法（昭和27年法律第180号）等に基づき、令和7年度内に、法定協議会での協議を経た上

で、地方整備局単位の道路啓開計画を策定する。

(87) 防災に資する地理空間情報の整備及び利活用促進

国土交通省においては、ハザードエリアやインフラ情報等の国土数値情報の整備を行うとともに、防災情報を含む不動産取引に役立つ情報を地図上から閲覧可能な不動産情報ライブラリのコンテンツ拡充等を行う。

(88) 気象庁による地域防災支援

気象庁においては、全国各地の気象台が、平時から地方公共団体に対し防災気象情報の利活用の促進を行うとともに、災害時には、首長等へのホットラインの実施、TEC-FORCEの一員として活動するJETT（気象庁防災対応支援チーム）の派遣等により、地方公共団体の防災対応の支援を行う。

また、地方公共団体が行う平時における防災知識の普及や、災害時における避難情報の発令判断等を支援するため、気象・防災に関する専門的な知見を活かして地方公共団体で活動する気象防災アドバイザーの拡充を実施する。

(89) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、台風や線状降水帯等による集中豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、適時適切な予報、警報及び大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達することで、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資する。また、各種天気図や波浪、海流及び海水の実況・予想図等について気象無線模写通報（無線ファクシミリ放送）等による提供を行う。

(90) 走錨事故防止対策の推進

海上保安庁においては、異常気象等時における大型船等の一定の船舶に対する湾外等の安全な海域への避難勧告や臨海部に立地する施設の周辺海域における錨泊制限等を実施する等走錨事故防止対策を推進する。

(91) 万全な災害廃棄物処理体制の構築

環境省においては、平時から災害時における生活ごみやし尿に加え、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施するため、国、地方公共団体、研究・専門機関、民間事業者等の連携を促進するなど、引き続き、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進めるとともに、必要な連携方策の検討等を進める。

(92) 動物の愛護及び管理事業

環境省においては、「人とペットの災害対策ガイドライン」等を活用し、市町村等の地方自治体と一般の家庭動物の飼い主に対してペットの災害対策を普及しつつ、都道府県等や関係民間団体と連携した災害対応訓練を実施する。また、災害時にも活用される都道府県等の収容・譲渡施設の整備に係る費用の補助を行う。

(93) 浄化槽に係る災害対策の調査検討

環境省においては、浄化槽に係る災害対策の調査検討として、災害時の浄化槽被害対策に係るマニュアルの更新等に向けた調査検討や、避難所等における災害時の利用を想定した合併処理浄化槽の導入に向けた検討を実施することで、国土強靱化及び災害対応力の強化を図る。また、災害時の浄化槽の早期復旧に向けた具体的な課題・問題点とそれらを踏まえた有効な対応策や平時からの全国的な支援体制の構築に関する調査検討を行い、対策方針の取りまとめを行う。

(94) 気候変動による災害激甚化に係る適応の強化

環境省においては、気候変動を踏まえた将来の台風や豪雨による気象災害の影響について評価し、激甚化する災害に備えるための科学的知見とメッセージを広く発信することで、市民の気候変動影響に関する理解を醸成するとともに、国や地方公共団体、事業者等の気候変動適応の取組促進及び気象災害に対して強靱な地域づくりの一助とすることを目指す。

(95) 生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の推進

環境省においては、生態系を活用した防災・

減災（Eco-DRR）の推進のため、令和4年度に公表した生態系保全・再生ポテンシャルマップの作成・活用方法を示した「持続可能な地域づくりのための生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）の手引き」と全国規模のベースマップを基に自治体等に対する計画策定等の技術的な支援を進める。

(96) 災害対処能力の向上経費

防衛省においては、災害対処拠点となる駐屯地・基地等の機能維持・強化のための耐震改修等を促進するなど各種災害への対処能力の向上を図る。

(97) 防災DXの推進

デジタル庁においては、住民支援のための防災アプリ開発・利活用の促進、避難所運営等へのマイナンバーカードの利活用促進、官民連携による民間デジタル人材を災害時に派遣する制度の創設など防災DXの取組を進める。

(98) 防災分野のデータ連携の推進

デジタル庁においては、様々な防災システムを災害時に有効に活用していくため、プロトタイプを用いた実証実験を実施するなど、防災分野のデータ連携の取組を進める。

2 地震災害対策**2-1 教育訓練****(1) 緊急地震速報の訓練**

内閣府、消防庁及び気象庁においては、国民が緊急地震速報を見聞きしたときに、慌てずに身を守る行動ができるよう、関係機関と連携して、全国的な訓練を実施し、国民に積極的な参加を呼び掛ける。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して地震災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して地震災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

さらに、災害時に運転者が採るべき措置について、交通の方法に関する教則等を用いた普及

啓発を図るよう指導する。

(3) 消防庁における震災対策訓練

消防庁においては、政府の総合防災訓練、図上訓練等に参加するとともに、大規模地震災害発生時における消防庁災害対策本部の機能強化を図るための地震・津波対応図上訓練や参集訓練を実施する。

(4) 地震・津波対策訓練

国土交通省においては、9月1日の「防災の日」に際して国土交通省地震防災訓練を実施するとともに、11月5日の「津波防災の日」に際して、地震による大規模津波の被害軽減を目指すとともに津波に対する知識の普及・啓発を図ることを目的として、大規模津波防災総合訓練を実施する。

(5) 津波警報等の伝達訓練等

気象庁においては、津波警報等の発表の迅速化を図るための訓練を全国中枢（本庁・大阪）にて行うとともに、地方公共団体等が行う訓練にも積極的に参加協力する。さらに、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等に係る業務の訓練を実施する。

(6) 海上保安庁における震災対応訓練等

海上保安庁においては、地震・津波災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した地震・津波災害対応訓練等を実施する（後掲 第2章3-1（2））。

2-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

内閣府においては、首都直下地震等により広域的な災害が発生した場合の災害応急対策活動の拠点となる、立川災害対策本部予備施設及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区及び東扇島地区）の維持管理を行う（後掲第2章3-2（1））。

(2) 公共施設等耐震化事業の推進

総務省及び消防庁においては、地震等の大規模災害発生時の被害を軽減し、住民の安全を確

保できるよう、公共施設等耐震化事業として地方財政措置を講じることにより、地方公共団体が行う災害対策の拠点や地域防災計画上の避難所とされている公共施設等の耐震化を推進する。

(3) 国立大学等施設の整備

文部科学省においては、災害時においても教育研究活動の継続や学生教職員等の安心・安全を確保するとともに、地域の防災拠点として機能させるため、国立大学等施設の防災機能の強化等による耐災害性の強化のための支援を行う（後掲 第4章2-3（1））。

(4) 公立学校施設の整備

文部科学省においては、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たす公立学校施設について、安全・安心かつ快適な環境を確保するため、非構造部材の耐震対策を含めた老朽化対策及び防災機能の強化等への支援を行う。

(5) 私立学校施設の整備

文部科学省においては、大規模災害時における幼児児童生徒及び学生の安全確保を図る観点から、学校施設の耐震化や防災機能強化を促進するため、校舎等の耐震改築（建替え）事業、耐震補強事業及び防災機能強化のための整備等を支援する。

(6) 社会体育施設の整備

文部科学省においては、地域のスポーツ活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たす社会体育施設について、耐震性が確保されていないと判断された施設の耐震化等について国庫補助を行う。

(7) 医療施設の耐震化

厚生労働省においては、政策医療を担う病院が行う耐震診断に対する補助を行う。

(8) 独立行政法人国立病院機構の施設整備

独立行政法人国立病院機構においては、老朽建物の耐震化等に取り組み、耐震性の向上を図る。

(9) 治山事業の推進

農林水産省においては、地震による山地災害を防止し、これによる被害を最小限にとどめるため、地震等による山地災害の発生の危険性が高い地区における治山施設の整備等を重点的に実施する（後掲 第2章4-2（1）、5-2（2）、6-2（3）、第3章2）。

(10) 漁港漁村の防災対策施設の整備

（再掲 第2章1-2（16））

（後掲 第2章3-2（3））

(11) 海岸保全施設の整備

農林水産省及び国土交通省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等において、避難体制の充実・強化などソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進している海岸等における海岸保全施設の整備を重点的に実施する（後掲 第2章3-2（4）、4-2（2）、第3章5）。

(12) 農業水利施設の耐震化等

農林水産省においては、地震対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等における農業水利施設の耐震化等を推進する。

(13) 官庁施設の耐震化等の推進

国土交通省においては、所要の耐震性能を満たしていない官庁施設について、人命の安全の確保及び防災機能の強化と災害に強い地域づくりを支援するため、耐震化を推進する。

あわせて、大規模空間を有する官庁施設の天井耐震対策、災害応急対策活動に必要な官庁施設の電力の確保等を推進する。

(14) 建設機械の整備

国土交通省においては、土砂災害等の応急復旧作業等に必要な機械を整備する。

(15) 盛土の安全確保対策の推進

国土交通省、農林水産省及び林野庁においては、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき地方公共団体が行う盛土等に伴う災害の防止のための基礎調査や、危険な盛土等の安全性把握のための詳細調査及び盛土等の撤去や擁壁設置等の対策を支援し、環境省においては、都道府県

等が行う産業廃棄物の不法投棄等の可能性がある盛土に対する詳細調査及び支障除去等事業を支援する（後掲 第2章4-2（4））。

(16) 地震災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、地震災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設等の整備として、次の事業を実施する。

- ・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

また、地震災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・密集市街地を始めとする防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
- ・三大都市圏の密集市街地の改善整備及び避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
- ・防災上危険な密集市街地等における市街地再開発事業等の実施
- ・都市構造再編集集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
- ・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
- ・都市機能が集積する地域における災害時の滞在者等の安全の確保等を図る都市安全確保促進事業の実施
- ・地下街の防災対策のための計画の策定や、同計画に基づく避難通路や地下街設備の改修等を支援する地下街防災推進事業の実施
- ・密集市街地等における延焼防止の促進のため、密集市街地等における空き地等の延焼防止効果を向上するための緑化を支援
- ・都市機能が集積した拠点地区において、災害時にエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区の構築を支援

- ・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施
- ・都市・地域交通戦略推進事業を活用した、多くの人々が集まる駅・駅前広場と周辺地区等における防災力に資する整備の実施

(17) 上下水道における震災対策

国土交通省においては、地震時においても上下水道が果たすべき役割を確保するため、重要な上下水道施設の耐震化等を図る「防災」と被災を想定して被害の最小化を図る「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を推進する。また、能登半島地震の教訓を踏まえ、上下水道システムの「急所施設」や、避難所などの重要施設に接続する水道・下水道の管路等の耐震化状況について緊急点検を実施し、令和6年11月1日に結果を公表した。さらに、全ての地方公共団体に対して、緊急点検結果を踏まえた令和7年1月末までの「上下水道耐震化計画」の策定を要請しており、計画に基づく取組状況のフォローアップなどを通じて、耐震化を計画的・集中的に推進する。

(18) 河川の耐震・液状化対策

国土交通省においては、地震による液状化等により、多くの堤防が被災したことを踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を推進し、被害の防止・軽減を図る。

(19) 土砂災害の防止

国土交通省においては、地震により土砂災害が発生した場合、防災拠点、重要交通網、避難路等への影響や、孤立集落の発生等が想定される土砂災害警戒区域等について、土砂災害防止施設の整備を推進する。

(20) 道路における震災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路の未整備区間の整備及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、ロックンブ橋脚橋梁、緊急輸送道路上の橋梁、同道路をまたぐ跨道橋の耐震補強の推進や無電柱化等各種道路事業を実施する。また、バイクや自転車、カメラの活用に加え、UAV（無人航空機）による

迅速な状況把握や官民ビッグデータなども活用した「通れるマップ」の情報提供・共有の仕組みの構築を推進するとともに、道路の高架区間等を活用した津波や洪水からの浸水避難対策を推進する。

(21) 不良住宅の除却の推進

国土交通省においては、不良住宅が密集すること等によって保安、衛生等に関し危険又は有害な状況にある地区において、地方公共団体が不良住宅を除却し、従前居住者向けの住宅を建設するとともに、生活道路等を整備する住宅地区改良事業等について補助を行う。

(22) 住宅市街地の防災性の向上

国土交通省においては、既成市街地において、都市機能の更新、密集市街地の整備改善等の政策課題に、より機動的に対応するため、住宅や生活支援施設等の整備、公共施設整備等を総合的に行う事業について補助を行う。

(23) 帰宅困難者等の受入拠点施設整備の推進

国土交通省においては、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時において、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を事前に確保するため、災害時の帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

(24) 老朽公営住宅の建替等の推進

国土交通省においては、地方公共団体が行う耐震性の低い既存の公営住宅団地の建替事業及び耐震改修事業に要する費用の一部に対して防災・安全交付金等を交付する。

(25) 港湾における地震対策の推進

国土交通省においては、能登半島地震や最新の地震被害想定等を踏まえ、大規模災害時の緊急物資輸送等の海上支援ネットワークの形成のための防災拠点機能の確保や、幹線物流機能の維持のため、耐震強化岸壁の整備や臨港道路の耐震化等を推進する。

(26) 総合的な宅地防災対策の推進

国土交通省においては、大地震等による盛土造成地の滑動崩落や液状化の宅地被害を防止・軽減するため、宅地耐震化推進事業により、防

止対策に向けた詳細調査や対策工事の実施を推進する。

(27) 情報通信基盤の整備

国土交通省においては、災害時に迅速かつ的確に災害情報等を収集し、関係機関に伝達するとともに、災害対応や情報提供に資する電気通信設備・情報通信基盤の整備を推進する。

(28) 鉄道施設の地震防災対策

国土交通省においては、首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模地震に備え、地震時において、鉄道利用者の安全確保や一時避難場所としての機能の確保及び社会・経済的影響の軽減等を図るため、主要駅や高架橋等の耐震補強を推進する。

(29) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

国土交通省においては、地震の際の住宅・建築物やブロック塀等の倒壊等による被害の軽減を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）の的確な運用に努めるとともに、住宅・建築物等の耐震性の向上に資する事業について補助を行う。

(30) 耐震改修工事融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、耐震改修工事又は耐震補強工事に対する融資により、戸建住宅やマンションの耐震性の向上を支援する。

(31) 高齢者向け耐震改修融資（リバースモーゲージ型）の無利子化等

独立行政法人住宅金融支援機構と提携する民間金融機関が提供する【リ・バース60】を活用した耐震改修融資を無利子化・低利子化することにより、高齢者世帯の耐震改修を促進する。

(32) 空港の耐震対策

国土交通省においては、地震発生後における救急・救命活動等の拠点機能の確保や航空ネットワークの維持及び背後圏経済活動の継続性確保と首都機能維持を可能とするため、滑走路等の耐震対策を実施する。

(33) 一般廃棄物処理施設の防災対策

環境省においては、今後想定される首都直下型地震、南海トラフ巨大地震における災害廃棄物の量が、東日本大震災を遙かに上回ると予想されることから、災害時において迅速な復旧・復興を可能とするため、市町村が行う一般廃棄物処理施設の防災機能の向上のための整備事業に対して循環型社会形成推進交付金等を交付する。

2-3 その他

(1) 地震対策の推進

内閣府においては、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震及び首都直下地震における防災・減災対策や、大規模地震発生時の帰宅困難者対策、中部圏・近畿圏直下地震における地震モデルの見直しに向けた検討等の取組を行う（後掲 第2章3-3（1））。

(2) 南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画の検証

内閣府においては、南海トラフ地震、首都直下地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画の実効性の確保・向上を図るための調査・検討を行う。

(3) 都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新の促進

内閣府及び国土交通省においては、都市再生緊急整備地域における滞在者等の安全の確保を図るため、国、地方公共団体、民間事業者等の関係者の適切な役割分担・連携方法等を定め、それぞれが定められた事業又は事務を着実に実施できるようにする都市再生安全確保計画の作成及び改善・更新を促進し、都市の安全の確保を図る。

(4) 交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用する。

また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するとともに、交通規制計画等に基づき、隣接都府県警察等と連携した総合的かつ実戦的な訓練を実施するよう都道府県警察に対して指導する。

(5) 建築物の耐震化の推進

法務省においては、矯正施設及び法務官署施設について、庁舎の規模や耐震診断結果等に応じて、耐震改修又は庁舎新営による耐震化を計画的に実施する。

(6) 被災建築物の応急危険度判定体制の整備及び活動支援

国土交通省においては、地震により被災した建築物の危険性を速やかに判定し情報提供を行う被災建築物応急危険度判定について、人材の育成、実施体制及び支援体制の整備を推進する。

(7) 港湾における災害対応力強化

国土交通省においては、地震・津波や台風による非常災害が発生した場合でも港湾機能を維持するため、関係機関と連携し、地方港湾を含めた港湾BCP・広域港湾BCPの策定・改訂や、それに基づく防災訓練の実施を図る等、災害対応力強化に取り組む（後掲 第2章3-3(3)、4-3(16)）。

(8) 全国活断層帯情報整備

国土地理院においては、全国の活断層を対象に、断層の詳細な位置、関連する地形の分布等の情報の整備・更新を行う。

(9) 南海トラフ地震臨時情報等の発表、通報

気象庁においては、南海トラフ及び日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まっていると評価した場合等には、南海トラフ地震臨時情報、北海道・三陸沖後発地震注意情報等を発表するとともに防災関係機関等に通報し、各機関で適切な防災体制が執られるよう努める。

(10) 緊急地震速報、地震情報等の発表、伝達 (再掲 第1章2-1(13))

気象庁においては、地震観測の結果を基に緊

急地震速報、地震情報等を発表し、これを防災関係機関等に伝達して、災害の防止・軽減に努める（後掲 第2章3-3(5)）。

(11) 巨大地震に備えた最低水面に係る情報の整備

海上保安庁においては、巨大地震発生時の迅速な海上輸送ルート確保のため、高低測量を実施し、海図水深の基準となる「最低水面」に係る情報を整備する。

3 津波災害対策

3-1 教育訓練

(1) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して津波災害発生時の災害応急対策や災害警備活動に従事する警察官の安全等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して津波災害対策上必要な教育訓練の実施を指示する。

(2) 海上保安庁における震災対応訓練等

(再掲 第2章2-1(6))

3-2 防災施設設備の整備

(1) 広域防災拠点の維持管理

(再掲 第2章2-2(1))

(2) 海岸防災林の整備

農林水産省においては、海岸防災林について、その適切な保全を図ることにより、飛砂害や風害、潮害の防備等の災害防止機能の発揮に加え、地域の実情等を踏まえ、津波に対する被害軽減効果も考慮した盛土による生育基盤の確保や植栽等の整備を進める。

(3) 漁港漁村の防災対策施設の整備

(再掲 第2章1-2(16)、2-2(10))

(4) 海岸保全施設の整備

(再掲 第2章2-2(11))

農林水産省及び国土交通省においては、津波対策として、大規模地震の発生が危惧される地域等において、避難体制の充実・強化などソフ

ト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進している海岸等における海岸保全施設の整備を重点的に実施する（後掲 第2章4-2（2）、第3章5）。

（5）河川の津波対策

国土交通省においては、東日本大震災で津波により甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ、水門等の自動化・遠隔操作化等を推進し、被害の防止・軽減を図る。

（6）港湾における津波対策の推進

国土交通省においては、設計津波を超える大規模津波発生時に、防波堤が倒壊して、津波の到達時間が早まり被害が拡大する事態や、静穏度が確保できず荷役が再開できない事態を防止するため、「粘り強い構造」を導入した防波堤の整備を推進する。

また、港湾労働者等が安全に避難できるよう、港湾の特殊性を考慮した避難計画の作成や津波避難施設の整備等を促進するとともに、避難機能を備えた物流施設等を整備する民間事業者に対して支援を行う。

（7）津波災害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、津波災害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

- ・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施
- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付

津波災害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの地震による津波被害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
- ・土地の嵩上げや避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施

- ・都市構造再編集集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
- ・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
- ・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施
- ・都市・地域交通戦略推進事業を活用した、多くの人々が集まる駅・駅前広場と周辺地区等における防災力に資する整備の実施

（8）官庁施設の津波対策の推進

国土交通省においては、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

③-③ その他

（1）地震対策の推進

（再掲 第2章2-3（1））

（2）交通対策の推進

警察庁においては、都道府県警察から詳細な交通情報をリアルタイムで収集し、広域的な交通管理に活用する広域交通管制システムを的確に運用する。また、災害に備えた交通安全施設等の整備を推進するよう都道府県警察に対して指導する。

（3）港湾における災害対応力強化

（再掲 第2章2-3（7））

（後掲 第2章4-3（16））

（4）船舶の津波防災対策の推進

国土交通省においては、船舶の津波避難対策推進を図るために、前年度に引き続き船舶運航事業者に対し津波避難マニュアル作成等に必要な協力・支援を行うとともに、作成したマニュアルに基づく事業者の津波避難訓練の実施や同マニュアルの改善等を促していく。

(5) 津波警報等の発表、伝達

(再掲 第1章2-1(13)、第2章2-3(10))

気象庁においては、地震観測等の結果を基に津波警報等を発表するとともに、沖合及び沿岸で津波が観測された際には速やかに観測情報を発表し、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

(6) 津波防災対策の推進

海上保安庁においては、海底地形データの提供を行い、自治体等による津波浸水想定の設定や津波ハザードマップ作成を支援する。

4 風水害対策

4-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して風水害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して風水害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

4-2 防災施設設備の整備

(1) 治山事業の推進

(再掲 第2章2-2(9))

農林水産省においては、森林の有する公益的機能の維持増進を通じて、安全で安心して暮らせる国土づくりを図るため、治山施設の整備等を推進する(後掲 第2章5-2(2)、6-2(3)、第3章2)。

(2) 海岸保全施設の整備

(再掲 第2章2-2(11)、3-2(4))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な地域において、避難体制の充実・強化などソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進している海岸等における高潮、波浪、侵食対策等を重点的に実施する(後掲 第3章5)。

(3) 総合的な農地防災対策

農林水産省においては、農村地域の防災力の向上を図るため、農業用ため池の防災・減災対策、農地等の湛水防除、地すべり防止対策など総合的な対策を推進する。

(4) 盛土の安全確保対策の推進

(再掲 第2章2-2(15))

(5) 建設機械の整備

国土交通省においては、風水害の災害対策に必要な機械を整備する。

(6) 河川・ダム・道路管理用情報通信設備の整備

国土交通省においては、雨量、水位、路温等の水文・道路気象テレメータや、ダム等の放流警報設備、監視カメラ設備、雨量を高精度かつリアルタイムに捉えるMP(マルチパラメータ)レーダ雨量計等の整備を行うとともに、各部局及び地方公共団体が保有するデータの共有を推進する。また、東日本大震災、紀伊半島大水害、関東・東北豪雨等を踏まえた、情報通信設備の耐震対策、津波・洪水による浸水対策、停電対策等を実施する。

(7) 土砂災害の防止

国土交通省においては、人家や公共建物を保全する砂防設備、地すべり防止施設の整備を推進するとともに、都道府県が実施する急傾斜地崩壊防止施設等の整備を支援する。

(8) 道路における防災対策

国土交通省においては、大規模災害への備えとして、高規格道路の未整備区間の整備及び暫定2車線区間の4車線化、高規格道路と代替機能を発揮する直轄国道とのダブルネットワークの強化等を推進するとともに、災害時の交通機能を最大限活用するためのインフラ整備や道路構造令等の見直し等を推進する。また、渡河部の橋梁や河川に隣接する道路構造物の流失防止対策や法面・盛土の土砂災害防止対策を推進する。さらに、危険箇所等の調査方法の高度化に向けた取組を実施する。

(9) 港湾における高潮・高波対策の推進

国土交通省においては、激甚化・頻発化する台風に伴う高潮・高波による港湾内の被害軽減を図るため、最新の設計沖波等で照査した結果を踏まえ、港湾施設の嵩上げ・補強等を推進する。

(10) 「協働防護」による港湾における気候変動適応

国土交通省においては、様々な関係者が集積する港湾において気候変動への適応を図るため、すべての関係者が気候変動への適応水準や適応時期に係る共通の目標等を定めるとともに、協定等に基づきハード・ソフト一体の各種施策を進める「協働防護」を推進する。

「協働防護」の推進にあたっては、気候変動に対する共通の目標等を定める「協働防護計画」作成のための港湾管理者への補助や一定の基準を満たす民有護岸の嵩上げ等に対する固定資産税の特例措置をはじめとした支援を行う。

(11) 下水道における浸水対策

国土交通省においては、都市化の進展や下水道の計画規模を大きく上回る集中豪雨の多発に伴う雨水流出量の増大に対応して、都市における安全性の確保を図るため、主として市街地に降った雨水を河川等に排除し、浸水被害を防止することを目的とした雨水幹線や貯留浸透施設等の下水道の整備を推進する。あわせて、内水ハザードマップの作成・公表や下水道の水位情報の提供等のソフト対策、また、住民自らの取組による自助を組み合わせた総合的かつ効率的な浸水対策を推進し、施設の計画規模を上回る降雨に対して被害の最小化を図る（後掲 第3章9）。

(12) 風水害に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、風水害に対する都市の防災性向上のための根幹的な公共施設の整備として、次の事業を実施する。

- ・避難地、避難路、帰宅支援場所及び防災活動拠点となる都市公園の整備
- ・避難路として活用される道路等における街路事業の実施
- ・避難地・避難路の整備を都市の防災構造化と併せて行う土地区画整理事業の実施

- ・避難地として活用される都市公園予定地等の取得を行う地方公共団体に対する都市開発資金の貸付け

風水害に強い都市構造の推進として、次の事業を実施する。

- ・台風や洪水による風水害が想定される防災上危険な市街地における都市防災総合推進事業の実施
- ・土地の嵩上げや避難路として活用される道路の整備等による防災性の向上に資する都市再生区画整理事業の実施
- ・都市構造再編集集中支援事業等を活用した災害時要援護者関連施設（病院、老人デイサービスセンター等）の移転や耐震性貯水槽、備蓄倉庫、避難空間等の整備の実施
- ・事前復興まちづくり計画等に基づき行われる、防災拠点の形成に必要なインフラ整備の実施
- ・土地が持つ雨水貯留浸透機能を活用したグリーンインフラの取組の実施
- ・災害時に都市の機能を維持するための拠点市街地の整備の実施
- ・都市・地域交通戦略推進事業を活用した、多くの人々が集まる駅・駅前広場と周辺地区等における防災力に資する整備の実施

(13) 空港における浸水対策

国土交通省においては、空港における高潮・高波・豪雨等による大規模災害に備えるため、護岸の嵩上げや排水機能の強化等の浸水対策を実施する。

(14) 港湾における走錨対策の推進

国土交通省においては、令和元年房総半島台風等で発生した走錨事故を踏まえ、港内避泊が困難な港湾や混雑海域周辺の港湾等において、避泊水域確保のための防波堤等の整備を推進する。

(15) 港湾等の漂流物対策の推進

国土交通省においては、令和3年8月海底火山「福德岡ノ場」の噴火による軽石により航路等が埋塞したことも踏まえ、船舶の航行安全に資するよう、漂流物の回収体制の強化を推進する。

(16) 住宅・建築物の風水害対策等の促進

国土交通省においては、風水害に対する住宅や建築物の防災性向上のため、水害からの一時避難場所整備を促進するための支援及び住宅・建築物の風水害対策のための改修支援に関する事業を実施する。

4-3 その他

(1) 土砂災害・水害等の災害時における避難対策等の推進

内閣府においては、首都圏等における大規模水害時の広域避難や、水害・土砂災害からの住民の主体的な避難行動の促進に係る検討等の取組を行う。

(2) 風水害に対する警備体制の強化

警察庁においては、管区警察局及び都道府県警察に対して災害危険箇所の事前把握、災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立、部隊派遣の検討・実施、自治体・関係機関との連携による迅速な避難誘導の徹底を指示するなど、警備体制の強化を図る。

(3) 風水害対策の推進

消防庁においては、災害応急対策の実施体制の確立、迅速かつ的確な避難指示等の発令・伝達、避難行動要支援者等の避難対策の推進、防災訓練の実施等について地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(4) 災害時要援護者関連施設に係る防災対策の推進

農林水産省においては、「災害弱者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施について」（平成11年1月、文部省、厚生省、林野庁、建設省及び消防庁共同通達）等を受け、災害時要援護者関連施設を保全するため、本施設に係る山地災害危険地区及び農地地すべり危険箇所等の周知を図るとともに、治山事業及び農地防災事業等による防災対策を推進する。

(5) 山地災害防止のための普及啓発活動

農林水産省においては、山地災害の未然防止について、住民への山地災害危険地区等の周知徹底及び防災意識の高揚に資することを目的

に、山地災害防止キャンペーン（5月20日から6月30日）を実施する。

(6) 要配慮者利用施設に係る防災対策の推進

国土交通省においては、水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、市町村地域防災計画において浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の名称及び所在地、情報伝達体制等を定めるとともに、これら要配慮者利用施設の管理者等による避難確保計画の作成及び計画に基づく訓練の実施を促進するなど、引き続き警戒避難体制の充実・強化を図る。

(7) 河川情報基盤整備の推進

国土交通省においては、適切な施設管理や避難行動等の防災活動等に役立てるため、高分解能・高頻度に集中豪雨や局地的な大雨を的確に把握できる国土交通省XRAIN（高性能レーダ雨量計ネットワーク）の精度向上を図るとともに、洪水時の水位観測に特化した低コストな水位計や簡易型河川監視カメラ、浸水センサなど、防災情報の迅速かつ的確な把握・提供のための情報基盤の整備を推進する。

(8) 河川情報・洪水情報の提供の推進

国土交通省においては、観測施設等の情報基盤を適切に維持管理するとともに、災害時における迅速な危機対応のため、国土交通省「川の防災情報」等のウェブサイトによりリアルタイムのレーダ雨量、河川水位、洪水予報、河川カメラ画像等を提供する。また、河川水位等の河川情報をデータ配信し、民間企業やメディア等と連携し、ウェブサイトやアプリ等を通じて、住民の避難行動等に資する河川情報の提供を推進する。

(9) 流域治水の加速化・深化

国土交通省においては、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに、水災害リスクを踏まえ特定都市河川の指定を拡大する等、流域のあらゆる関係者が協働して一体的に取り組む「流域治水」を推進する

(後掲 第3章 1 (1))。

(10) 水害リスク情報等の充実

国土交通省においては、水防法に基づく想定最大規模の降雨（洪水・内水）・高潮に対応した浸水想定区域図の作成や土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の設定を促進し、市町村による洪水・内水・高潮及び土砂災害に係るハザードマップの作成・公表を支援する。

また、浸水範囲と浸水頻度の関係を分かりやすく図示した「水害リスクマップ（浸水頻度図）」について内水を考慮したものを新たに整備し、水害リスク情報の充実を図り、土地利用・住まい方の工夫等の促進を図る。

(11) 総合的な土砂災害対策の推進

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、ハード対策としての関係機関と連携した砂防堰堤等の施設整備と、ソフト対策としての都道府県が行う土砂災害警戒区域等の指定や情報基盤整備等、ハード・ソフト対策を組み合わせた総合的な土砂災害対策について支援を行う。また、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において緊急調査を行い、被害が想定される区域等に関する情報の周知を図る。

(12) 土砂災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、6月を「土砂災害防止月間」、6月の第一週を「がけ崩れ防災週間」と定め、土砂災害防止に関する広報活動や防災教育を推進するとともに、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所の周知、点検、関係行政機関が連携した実践的な訓練、住民等が主体となって地域の実情に応じた避難訓練等を実施する。

(13) 水防に関する普及啓発活動

国土交通省においては、水防に対する国民の理解を深めるとともに広く協力を求めるため、水防月間において、都道府県、水防管理団体等とともに実施する各種の行事・活動、市町村等職員に対する水防研修、水防団員に対する水防

技術講習会を引き続き実施する。

(14) 地下駅等の浸水対策

国土交通省においては、各地方公共団体の定めるハザードマップ等により浸水被害が想定される地下駅等（出入口及びトンネル等）について、止水板や防水ゲート等の浸水対策を推進する。

(15) 鉄道施設の豪雨対策

国土交通省においては、近年、激甚化・頻発化する豪雨災害について、貨物鉄道ネットワークも含め適切に対応するため、河川に架かる鉄道橋りょうの流失・傾斜対策や鉄道に隣接する斜面からの土砂流入防止対策を推進する。

(16) 港湾における災害対応力強化

(再掲 第2章2-3 (7)、3-3 (3))

(17) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、台風や線状降水帯等による集中豪雨、豪雪等の自然現象による災害の防止・軽減を図るため、適時適切な予報、警報及び大雨警報・洪水警報の危険度分布等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達することで、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資する。

5 火山災害対策

5-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して火山災害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して火山災害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

5-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における降灰対策の推進

こども家庭庁においては、活動火山対策特別

措置法の規定に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する民間の認定こども園、幼稚園、保育所等の降灰除去に要する費用を負担する。

(2) 火山地域における治山事業の推進

(再掲 第2章2-2(9)、4-2(1))

農林水産省においては、火山地域における山地災害の防止・軽減を図るため、治山施設の整備等を推進する(後掲 第2章6-2(3)、第3章2)。

(3) 火山砂防事業の推進

国土交通省においては、火山地域における土砂災害による人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、砂防堰堤等の施設整備を推進するとともに、噴火時の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画の実行性を高めるための見直しを関連機関と連携して推進する。

5-3 その他

(1) 火山災害対策の推進

内閣府においては、活動火山対策特別措置法の改正を踏まえ、火山防災に関する自治体支援など、火山防災に関する取組を一層強化するほか、火山防災対策に関する連携強化及び推進体制、広域噴火災害対策の検討等の取組を行う。

(2) 活動火山対策の推進

消防庁においては、避難施設や避難情報伝達手段の整備を推進するとともに、救助体制の強化、防災訓練の実施等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(3) 火山災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、火山と地域の安全について火山地域の自治体が情報交換を行い、火山砂防事業を含む火山噴火対策への自治体・住民の理解を深めることを目的とした火山砂防フォーラムの開催を支援する等、火山災害防止のための啓発活動を行う。

(4) 測地技術を用いた地殻変動の監視

(再掲 第1章2-1(11))

(5) 火山防災協議会における警戒避難体制の整備

国土交通省においては、火山噴火に伴う土砂災害の観点から火山砂防ハザードマップの検討を行うとともに一連の警戒避難体制の検討に参画する。

(6) 噴火警報等の発表、伝達等

気象庁においては、火山監視観測を行い、噴火警報等を適時適切に発表し、防災関係機関等への警戒等を呼び掛けることで、災害の防止・軽減に努める。また、火山防災協議会における避難計画や噴火警戒レベルに係る共同検討を通じて警戒避難体制の整備を推進する。

6 雪害対策

6-1 教育訓練

警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して雪害発生時の災害応急対策等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して雪害対策上必要な教育訓練の実施及び災害の発生が予想される場合における警備体制の早期確立について指示する。

6-2 防災施設設備の整備

(1) 民間の認定こども園、幼稚園、保育所等における雪害防止

こども家庭庁においては、特別豪雪地帯における民間の認定こども園、幼稚園、保育所等に対し、除雪に要する費用を負担する。

(2) 民間社会福祉施設の雪害防止

厚生労働省においては、特別豪雪地帯に所在する保護施設等の行政委託等が行われる民間社会福祉施設の除雪に要する費用を措置費に算入している。

(3) 積雪地帯における治山事業の推進

(再掲 第2章2-2(9)、4-2(1))

5-2 (2))

農林水産省においては、積雪地帯における雪崩による被害から集落等を守るため、雪崩の防止を目的とする森林の造成や防止施設の設置を推進するとともに、融雪に伴う山腹崩壊箇所等の復旧整備等を図る（後掲 第3章2）。

(4) 冬期における道路交通の確保

国土交通省においては、積雪寒冷特別地域における安定した冬期道路交通を確保するため、除雪、防雪、凍雪害防止の事業を推進する。特に短期間の集中的な大雪時等においても、人命を最優先に幹線道路上における大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、関係機関と連携したタイムラインを策定しつつ、前広な出控えや広域迂回等の呼び掛け、通行止め予測の公表を行うとともに、高速道路と並行する国道等の同時通行止めも含め、広範囲での予防的・計画的な通行止めや集中除雪等を行う。また、除雪機械の自動化や、AIによる交通障害の自動検知により、立ち往生車両等を早期に発見し、移動措置等、現地対応の迅速化を図る。

(5) 雪に強いまちづくりの推進

国土交通省においては、豪雪時の都市機能の確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した体系的な都市内の道路整備を行い、下水処理水や下水道施設等を活用した積雪対策のより一層の推進を図る。

(6) 融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策等

国土交通省においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出を防止するため、砂防設備等の施設整備を推進する。

(7) 空港の雪害防止

国土交通省においては、積雪寒冷地域における航空交通を確保するため、空港の除雪、除雪機械等の整備を行う。

(8) 除排雪時等の死傷事故防止

国土交通省においては、除排雪時等の死傷事故を防止するため、豪雪地帯において持続可能な除排雪体制の整備等に取り組む地方公共団体

を支援する。

6-3 その他**(1) 雪害予防のための広報啓発活動**

警察庁においては、雪害の発生実態を踏まえ、雪害予防のための情報提供に努めるとともに、都道府県警察に対して雪崩危険箇所等の把握や広報啓発活動の実施について指示する。

(2) 雪害対策の推進

消防庁においては、災害初動体制の確立、気象等に関する情報の収集・伝達の徹底、除雪中の事故防止対策、要配慮者等の避難誘導体制の整備等について、関係地方公共団体に対し要請・助言等を行う。

(3) 集落における雪崩災害防止のための普及啓発活動

国土交通省においては、雪崩災害による人命、財産の被害防止・軽減に資することを目的として、12月の第一週を「雪崩防災週間」と定め、雪崩災害防止に関する広報活動の推進、雪崩災害防止功労者の表彰、危険箇所の周知、点検、避難訓練等を実施する。

(4) 予報、警報その他の情報の発表及び伝達

気象庁においては、避難指示等の判断等、地方公共団体等が行う災害応急対策や、国民の自主的防災行動に資するため、降積雪や雪崩等に関する適時適切な予報、警報及び解析積雪深・解析降雪量等の防災気象情報を発表するとともに、防災関係機関等に伝達し、災害の防止・軽減に努める。

7 火災対策**7-1 教育訓練****(1) 消防庁消防大学校における教育訓練**

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員及び消防団員に対し、幹部として必要な火災予防、火災防御、火災時の救助・救急等に関する教育訓練を行う。

(2) 海上保安庁における消防訓練等

海上保安庁においては、船舶火災対応等に従事する職員を対象とした事故発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した消防訓練を実施する。

7-2 防災施設設備の整備

(1) 林野火災の予防対策

農林水産省においては、林野火災を予防するため、全国山火事予防運動等林野火災の未然防止についての普及や予防体制の強化等を地域単位で推進する事業並びに防火及び消火活動の円滑な実施にも資する林道や防火線の整備等を行う。

(2) 災害の防止に寄与する耐火建築物等に対する建設・購入資金融資

独立行政法人住宅金融支援機構等においては、災害の防止に寄与する耐火建築物のうち、合理的土地利用建築物の建設・購入に対し、融資を行う。

(3) 空港における消防体制の整備

国土交通省においては、計画的に国管理空港の化学消防車の性能向上を図って更新を行う。

7-3 その他

(1) 火災予防体制の整備等

消防庁においては、火災による被害を軽減するため、次のとおり火災予防体制の整備を図る。

- ・火災予防対策、消防用機械器具業界の指導育成
- ・製品火災対策の推進及び火災原因調査の連絡調整
- ・住宅防火対策等の推進
- ・消防法令に係る違反是正推進
- ・消防の技術に関する総合的な企画立案
- ・火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築
- ・火災予防分野における各種手続の電子申請等の推進

(2) 林野火災予防体制の整備等

消防庁及び農林水産省においては、共同して

全国山火事予防運動を実施し、林野火災の防火意識の普及啓発に努める。

(3) 建築物の安全対策の推進

国土交通省においては、火災等の災害から建築物の安全を確保するため、多数の者が利用する特定の特殊建築物等に対して、維持保全計画の作成、定期調査・検査報告、防災査察等を推進し、これに基づき適切な維持保全及び必要な改修を促進する。

また、既存建築物の防火上・避難上の安全性の確保を図るため、建築物の火災安全対策改修に対する支援を行う。

8 危険物災害対策

8-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、危険物災害及び石油コンビナート災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

(2) 海上保安庁における危険物災害対応訓練等

海上保安庁においては、危険物災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した危険物災害対応訓練等を実施する。

8-2 その他

(1) 火薬類の安全管理対策

警察庁においては、火薬類取扱事業者による火薬類の保管管理と取扱いの適正化を図るため、火薬類取扱場所等への立入検査の推進及び関係機関との連携を図るよう都道府県警察に対して指示する。

(2) 各種危険物等の災害防止対策

警察庁においては、関係機関との緊密な連携による各種危険物運搬車両等に対する取締りの推進及び安全基準の遵守等についての指導を行うよう都道府県警察に対して指示する。

(3) 危険物規制についての要請・助言等

消防庁においては、消防法（昭和23年法律第186号）に基づき、次の予防対策を推進する。

- ・危険物の安全を確保するための技術基準等の整備の検討（A I・I o T等の新技術を活用した効果的な危険物保安等の在り方の検討）
- ・危険物施設の事故防止対策等
- ・危険物データベースの精度の向上、新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等
- ・危険物保安等における各種手続の電子申請化

(4) 石油コンビナート等防災対策の推進

消防庁においては、石油コンビナートにおける災害について、有効な災害対応方策等の検討を行うとともに、「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」を開催し、自衛防災組織等の技能や士気の向上を図る。

消防庁及び経済産業省においては、石油及び高圧ガスを併せて取り扱う事業所の新設等に際し、事業所内の施設地区の設置等について審査するとともに、必要な助言等を行う。

(5) 産業保安等に係る技術基準の調査研究等

経済産業省においては、高圧ガスや火薬類等に係る事故・災害の未然防止を図り、もって公共の安全を確保するため、技術基準の見直し等に向けた調査研究等や、事故情報の原因解析及び再発防止策の検討を行い、産業保安基盤の整備・高度化に資する事業を実施する。

(6) 高圧ガス及び火薬類による災害防止の指導等

経済産業省においては、製造事業者等に対する立入検査等及び保安教育指導並びに地方公共団体等担当者に対する研修等を行う。

(7) 都市ガス分野における災害対応・レジリエンス強化に係る支援事業

経済産業省においては、災害時連携計画の効果を高めることを通じて都市ガス分野における災害対応・レジリエンスを強化するため、災害時の復旧作業等の迅速化に資する機器や設備の導入を行う中小規模の一般ガス導管事業者に対して、その費用の一部の補助を行う。

(8) 危険物の海上輸送の安全対策の確立

国土交通省においては、国際基準の策定・取り入れについて十分な評価検討を行い、危険物の特性に応じた安全対策を講じる。また、危険物の海上輸送における事故を防止するため、危険物を運送する船舶に対し運送前の各種検査及び立入検査を実施する。

(9) 危険物積載船舶運航及び危険物荷役に関する安全防災対策

海上保安庁においては、輻輳海域における危険物積載船舶の航行の安全を確保するとともに、危険物専用の岸壁や栈橋における適切な荷役等について指導し、安全防災対策を推進する。

(10) 沿岸海域環境保全情報の整備

海上保安庁においては、油流出事故が発生した際の迅速かつ的確な油防除活動等に資する目的で、沿岸海域の自然的・社会的情報等をデータベース化し、海図データ及び油の拡散・漂流予測結果等と併せて表示する沿岸海域環境保全情報の整備を引き続き行う。

(11) 漂流予測体制の強化

海上保安庁においては、油流出事故による防除作業を的確に行うため、常時監視可能なブイを用いて漂流予測の評価・補正を行い、高精度の漂流予測が実施可能な体制を整備する。

(12) 油防除対策に係る分野別専門家等の登録

海上保安庁においては、「油等汚染事件への準備及び対応のための国家的な緊急時計画」に基づき、関係行政機関等の協力を得て国内の各種分野の専門家等に関する情報を一元化するとともに、関係機関の要請に応じて提供可能な体制を確保する。

9 原子力災害対策**9-1 教育訓練****(1) 原子力防災に関する人材育成の充実・強化整備**

内閣府においては、原子力災害時において中核となる防災業務関係者について、体系的かつ

効果的な訓練や研修等により人材育成を推進する。また、原子力防災の国内外の知見の分析・蓄積を行うための調査研究を実施する。

(2) 警察庁における教育訓練

警察庁においては、都道府県警察の幹部に対して原子力に関する基礎的な知識、原子力災害発生時の災害応急対策、放射線量のモニタリング等についての教育訓練を行う。また、都道府県警察に対して原子力災害対策に必要な訓練の実施を指示する。

(3) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、原子力災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

(4) 放射性物質安全輸送講習会

国土交通省においては、輸送作業従事者等に対し、輸送に関する基準及び放射性物質輸送に関する専門的知識等に係る講習会を実施する。

(5) 環境放射線モニタリングのための研修等

原子力規制委員会においては、地方公共団体職員等を対象に、放射能分析に係る技術向上及び緊急時モニタリングの実効性向上のための研修等を実施する。

(6) 海上保安庁における原子力災害対応訓練等

海上保安庁においては、原子力災害対応に従事する職員を対象とした災害発生時の対応に係る教育、関係機関と連携した原子力災害対応訓練等を実施する。

9-2 防災施設設備の整備

原子力施設等の防災対策

原子力規制委員会においては、原子力災害に係る緊急時対策支援システム整備、その他の原子力防災体制整備等を行う。

9-3 その他

(1) 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化支援（原子力発電施設等緊急時安全対策交付金事業）

内閣府においては、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を進めるため、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器、防護服等の資機材の整備の支援などを行う。また、緊急時避難円滑化事業により避難の円滑化を着実に推進する。

(2) 原子力防災体制等の構築

内閣府においては、原子力災害時に行われる避難退域時検査及び簡易除染や甲状腺被ばく線量モニタリングの運用方法の検討等を通して、自治体の実施体制構築の支援を行い、原子力防災体制の充実・効率化を図る。

(3) 食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーション

消費者庁においては、食品中の放射性物質に関し、関係府省、地方公共団体等と連携した意見交換会の開催、「食品と放射能Q&A」による情報提供等を行う。

(4) 地方消費者行政の充実・強化、放射性物質検査体制の整備

消費者庁においては、風評被害の払拭のため、地方消費者行政強化交付金により、地方公共団体の取組を支援する。

また、原発事故を踏まえ、食品と放射能に関する食の安全・安心を確保するため、消費者庁及び国民生活センターにおいては、放射性物質検査機器の貸与を引き続き行うとともに、検査機器等に関する研修会を開催する。

(5) 原子力災害対策の推進

消防庁においては、地方公共団体における地域防災計画の見直しの助言・支援、原子力防災訓練への助言・協力等を行う。

(6) 海上輸送に係る原子力災害対策

国土交通省においては、放射性物質等の海上輸送時の事故や災害発生時に想定される原子力災害への対応に備え、防災資材の整備・維持や

衛星電話通信の維持、放射性物質災害防災訓練の指導等を行う。

10 その他の災害対策

10-1 教育訓練

(1) 消防庁消防大学校における教育訓練

消防庁消防大学校においては、国及び都道府県の消防の事務に従事する職員並びに市町村の消防職員に対し、生物剤及び化学剤に起因する災害における消防活動等に関する教育訓練を行う。

(2) 船員の災害防止のための教育

国土交通省においては、一般公共メディアを通じて船員等に対し安全衛生教育を行う。

(3) 船員労働災害防止対策

国土交通省においては、船員災害防止基本計画に基づき、船員労働災害防止を効果的かつ具体的に推進するため、船員災害防止実施計画を作成し、各船舶所有者による自主的な船員労働災害防止を促すとともに、運航労務監理官による船舶及び事業場の監査指導を行う。

10-2 その他

(1) 特殊災害対策の充実強化

消防庁においては、特殊災害に係る防災対策について、関係機関との連携を強化し、災害防止対策及び消防防災対策の充実強化を図るため、防災体制や消防活動の検討を行う。

(2) 労働災害防止対策

厚生労働省においては、労働災害防止計画に基づき、計画的な労働災害防止対策の展開を図る。化学プラント等における化学物質による災害の防止、自然災害に伴う道路復旧工事等における土砂崩壊災害などの労働災害の防止等を図る。

(3) 鉱山に対する保安上の監督

経済産業省においては、鉱山における危害及び鉱害を防止するため、鉱山保安法（昭和24年法律第70号）及び金属鉱業等鉱害対策特別

措置法（昭和48年法律第26号）に基づき、立入検査等を行う。

(4) ライフライン関連施設の保安の確保

経済産業省においては、電気、ガスの供給に関する施設の適切な維持運用のため、関係法令に基づき、立入検査等を行う。

(5) 外国船舶の監督の実施

国土交通省においては、「海上人命安全条約」等の国際基準に適合しない船舶（サブスタンダード船）を排除し、海難事故を未然に防止するため、外国船舶監督官の組織を引き続き整備するとともに、我が国に寄港する外国船舶に対する監督（PSC）を的確に実施する。

第3章 国土保全

1 治水事業

国土交通省においては、令和6年能登半島地震やその後の大雨等による被害や気候変動の影響を踏まえ、令和6年度補正予算における「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」も一体的に活用し、国土強靱化のための治水対策等を着実に進める。

(1) 流域治水の加速化・深化

(再掲 第2章 4-3 (9))

気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速するとともに、水災害リスクを踏まえ特定都市河川の指定を拡大する等、流域のあらゆる関係者が協働して一体的に取り組む「流域治水」を推進する。

(2) インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく定期点検等により確認された修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現する。

(3) 維持管理分野、防災・減災分野におけるDXの推進

流域に関する様々なデータの取得、蓄積・共有、分析・可視化に関する技術開発やシステムの整備を行い、インフラの整備・管理の効率化・高度化、総合的かつ多層的な防災・減災対策の実施、災害対応の省人化・迅速化、防災情報の高度化を図り、防災・減災DXを推進する。

2 治山事業

(再掲 第2章 2-2 (9)、4-2 (1)、5-2 (2)、6-2 (3))

農林水産省においては、大雨の激化・頻発化等により、激甚な山地災害が発生していることを踏まえ、山地災害の被害を防止・軽減する事

前防災・減災の考え方に立ち治山対策を推進する。具体的には、流域治水の取組と連携しつつ、山地災害危険地区等において、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化を図るための治山施設の設置等、荒廃森林の整備及び海岸防災林の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化推進等のソフト対策を一体的に実施することにより、地域の安全・安心の確保を図る。

2-1 国有林治山事業

農林水産省においては、国有林野内における治山事業を実施する。

2-2 民有林治山事業

農林水産省においては、次の事業を実施する。

(1) 直轄事業

・直轄治山事業

継続17地区について、民有林直轄治山事業を実施する。

・直轄地すべり防止事業

林野の保全に係る地すべりについて、継続7地区（直轄治山と重複している地区を含む。）において事業を実施する（後掲 第3章3-1 (1)）。

・治山計画等に関する調査

治山事業の効果的な推進を図るため、山地保全調査、治山新技術等推進調査、流域山地災害等対策調査及び治山事業積算基準等分析調査を実施する。

(2) 補助事業

・治山事業

荒廃山地の復旧整備や公益的機能が低下した森林の整備、海岸防災林の整備・保全等を実施する（後掲 第3章3-1 (2)）。

3 地すべり対策事業

3-1 農林水産省所管事業

農林水産省においては、次の事業を実施する。

(1) 直轄事業

- ・直轄地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域のうち、規模が著しく大きい等の地すべり防止工事について、事業を実施する。

- ・直轄地すべり防止事業

(再掲 第3章2-2(1))

- ・地すべり調査

地すべり災害から農地及び農業用施設を保全するため、地すべり防止に係る調査を実施する。

(2) 補助事業

- ・地すべり対策事業

農用地・農業用施設に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、地すべりの活動が認められる等緊急に対策を必要とする区域に重点を置き、事業を実施する。

- ・地すべり防止事業

(再掲 第3章2-2(2))

林野の保全に係る地すべりについて、集落、公共施設等に被害を及ぼすおそれ大きく、かつ、緊急に対策を必要とする地区において事業を実施する。

3-2 国土交通省所管事業

国土交通省においては、地すべりによる人命、財産の被害の防止・軽減に資することを目的として、地すべり防止施設の整備を行うとともに、都道府県において、地すべりの危険がある箇所を把握し、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備を支援する。

また、大雨、地震等により新たな地すべりが発生又は地すべり現象が活発化し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止施設を整備し、再度災害防止を図る。

4 急傾斜地崩壊対策事業

国土交通省においては、都道府県が指定する急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止施設の整備や、土砂災害警戒区域等の指定等による警戒避難体制の整備等を支援する。

5 海岸事業

(再掲 第2章2-2(11)、3-2(4)、4-2(2))

農林水産省及び国土交通省においては、国土保全上特に重要な地域において、避難体制の充実・強化などソフト面の対策を組み合わせた総合的な対策を推進している海岸等における地震、津波、高潮、波浪、侵食対策等を重点的に実施する。

6 農地防災事業

農林水産省においては、次の事業を実施する。

(1) 直轄事業

- ・国営総合農地防災事業

農村地域の自然的社会的条件の変化により、広域的に農用地・農業用施設の機能低下又は災害のおそれが生じている地域において、これに対処するため農業用排水施設等の整備を行う事業を実施する。

(2) 補助事業

- ・農地防災事業

農用地・農業用施設の湛水被害等を未然に防止又は被害を最小化するため、農村地域防災減災事業、特殊自然災害対策施設緊急整備事業等を実施する。

7 災害関連事業**(1) 農林水産省所管事業**

農林水産省においては、被災した農林水産業施設・公共土木施設等の再度災害防止のため、災害復旧事業と併せて隣接施設等の改良等の災害関連事業を実施する。

(2) 国土交通省所管事業

国土交通省においては、災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められる場合に、災害復旧事業と合併して新設又は改良事業を実施する。また、河川、砂防等について、災害を受けた施設の原形復旧に加え、これに関連する一定の改良復旧を緊急に行うほか、施設災害がない場合において

も豪雨等により生じた土砂の崩壊等に対処する事業等を緊急に実施する。

(3) 環境省所管事業

環境省においては、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、自然公園等施設における事前防災対策を着実に実施する。

8 地盤沈下対策事業

(1) 地盤沈下対策事業

- ・地下水調査（保全調査）

農林水産省においては、農業用地下水利用地帯において、地盤沈下等の地下水障害状況の実態把握等に関する調査を実施する。

- ・地盤沈下対策事業

農林水産省においては、地盤の沈下により低下した農用地・農業用施設の効用の回復を図るため、緊急に対策を必要とする地域に重点を置き、農業用排水施設を整備する等の事業を実施する。

(2) 地盤沈下防止対策事業等

経済産業省においては、次の事業を実施する。

- ・地盤沈下防止対策工業用水道事業

地下水に代わる水源としての工業用水道の整備を推進する事業を実施する。

- ・地下水位観測調査

工業用水法（昭和31年法律第146号）に基づく指定地域における規制効果の測定を行うため、地下水位についての観測を継続的に実施する。

(3) 低地対策関連河川事業

国土交通省においては、次の事業を実施する。

- ・地盤沈下関連水準測量等

国土地理院においては、全国の主要地盤沈下地域を対象に、水準測量や人工衛星の観測データを用いたSAR干渉解析を実施し、地方公共団体の行う測量結果と併せて地盤変動の監視を行う。

(4) 地下水対策調査

国土交通省においては、濃尾平野、筑後・佐賀平野及び関東平野北部の地盤沈下防止等対策

の実施状況を把握するとともに、地下水データの整理と分析を行い、地盤沈下を防止し、地下水の保全を図るための検討を行う。また、今後の地下水位観測、地盤変動観測等の観測手法の効率化、高度化の検討を行う。

さらに、地下水行政関係者が収集・整理する地下水データを相互に活用する地下水データベースの保守・運用、修正等を行う。

(5) 地下水・地盤環境対策

環境省においては、全国の地盤沈下に関する測量情報を取りまとめた「全国の地盤沈下地域の概況」及び代表的な地下水位の状況や地下水採取規制に関する条例等の各種情報を整理した「全国地盤環境情報ディレクトリ」を公表する。また、地盤沈下を防止しつつ、地中熱等で需要が高まっている地下水利用に対応するため、持続可能な地下水の保全と利用の両立を推進するための方策について調査・検討を行う。

9 下水道における浸水対策

（再掲 第2章4-2（11））

10 その他の事業

(1) 緊急自然災害防止対策事業債等

総務省においては、地方公共団体が自然災害を未然に防止するために行う地方単独事業を防災対策事業債（自然災害防止事業）の対象とするとともに、河川管理施設又は砂防設備に関する工事その他の治山治水事業等の地方単独事業を一般事業債（河川等事業）の対象とする。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」と連携しつつ、緊急に自然災害を防止するための社会基盤整備や流域治水対策に関する地方単独事業について緊急自然災害防止対策事業債の対象とする。さらに、地方公共団体が単独事業として緊急的に実施する河川や防災重点農業用ため池等の浚渫について緊急浚渫推進事業債の対象とする。

(2) 保安林等整備管理費

農林水産省においては、全国森林計画等に基づき保安林の配備を進めるとともに、保安林の適正な管理を推進するため、保安林の指定・解

除等の事務、保安林の管理状況の実態把握等の事業を実施する。

（3）休廃止鉱山鉱害防止等事業等

経済産業省においては、鉱害防止義務者が不存在又は無資力の休廃止鉱山の鉱害防止のために地方公共団体の実施する事業に対して補助を行うとともに、同義務者が実施する休廃止鉱山の坑廃水処理事業のうち、義務者に起因しない汚染に係る部分に対し補助を行う。

（4）鉄道防災事業

国土交通省においては、旅客鉄道株式会社が施行する落石・雪崩等対策及び海岸等保全のための防災事業並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が施行する青函トンネルの防災事業を推進する。

（5）鉄道施設の老朽化対策

国土交通省においては、鉄道事業者に対して、予防保全の観点から構造物の定期検査の実施、それに基づく健全度の評価を行い適切な維持管理を行うよう指示するとともに、人口減少が進み経営状況が厳しさを増す地方の鉄道事業者に対して、長寿命化に資する鉄道施設の補強・改良を推進するとともに、地域鉄道において、広域的・戦略的なインフラメンテナンス実現に向け、鉄道事業者の技術力向上、検査業務体制の再構築を推進する。

（6）防災・減災対策等強化学業推進費

国土交通省においては、年度当初に予算に計上されていない事業について、事業推進に向けた課題が解決されたこと、災害が発生するおそれが急遽高まっていること又は災害により被害が生じていることなど、年度途中で事業を実施すべき事由が生じた場合に、国民の安全・安心の確保をより一層図るため、緊急的かつ機動的に事業を実施し、防災・減災対策を強化する。

（7）港湾施設の老朽化対策

国土交通省においては、第2次「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」（令和3年6月策定）を踏まえた予防保全型の取組への転換を加速するため、新技術を活用するなどして、計画的・集中的な老朽化対策を推進する。

（8）海岸保全施設の老朽化対策

農林水産省及び国土交通省においては、急速に進行する海岸保全施設の老朽化に対処するため、戦略的な維持管理・更新等による予防保全型のインフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策を集中的かつ計画的に推進する。

（9）一般廃棄物処理施設の老朽化対策

環境省においては、一般廃棄物処理施設の老朽化等による全国的な更新需要の集中によって、地域でのごみ処理能力の不足、事故リスク増大のおそれがあることから、市町村が行う一般廃棄物処理施設の適切な更新や改修を支援することで、地域住民の安全・安心を確保する。

（10）浄化槽の整備推進

環境省においては、個別分散型污水处理施設である合併処理浄化槽の整備を推進するとともに、地球温暖化対策に資する浄化槽の省エネ改修等に対して国庫助成を行う。

第4章 災害復旧等

1 災害応急対策

1-1 自衛隊の災害派遣

防衛省においては、災害派遣に直接必要な経費として、災害派遣等手当、災害派遣された隊員に支給される食事等に係る経費を計上している。

1-2 非常災害発生に伴う現地災害対策等

内閣府においては、令和7年度に発生する災害について、職員を派遣し、被災情報の把握を行うとともに、必要に応じて政府調査団等による現地派遣を行い、地方公共団体の長等に対し必要な指導・助言等を行う等、的確かつ迅速な災害応急対策を行う。

1-3 緊急消防援助隊の災害派遣

消防庁においては、大規模災害や特殊災害の発生に際し、消防組織法第44条第5項の規定に基づく消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する費用について、同法第49条の規定に基づき国庫負担とするための経費を確保する。

1-4 災害救助費の国庫負担

内閣府においては、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく救助に要する費用を同法に基づき負担する。

1-5 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付

内閣府においては、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき、災害弔慰金等の一部負担及び災害援護資金の原資の貸付を行う。

- ・災害弔慰金等の国庫負担
- ・災害援護資金の原資の貸付

1-6

災害時に活用可能なキッチンカー・トレーラーハウス等に係る登録制度の運用

内閣府においては、災害時に活用可能なキッチンカー、トイレカー、トレーラーハウス等を平時から登録・データベース化しておき、発災時にニーズに応じて迅速に提供する事業を推進する。

1-7

その他の災害応急対策

(1) 感染症法に基づく消毒や害虫駆除等の実施

厚生労働省においては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、都道府県等が行う感染症の発生予防及びまん延防止のために必要な消毒や害虫駆除等に要する費用について、負担する。

(2) 災害廃棄物の処理

環境省においては、地方公共団体が災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業に対して補助を行う。

2

災害復旧事業

2-1

公共土木施設等災害復旧事業

(1) 治山施設等

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

治山施設について、令和7年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。また、農村振興局所管の地すべり防止施設について、令和7年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。さらに、漁港施設について、令和7年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

・補助事業

治山施設について、令和4年災害の復旧を完了し、令和5年災害、令和6年災害及び令和7年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。また、農村振興局所管の海岸保全施設及び地すべり防止施設について、令和4年災害の復旧を完了し、令和5年災害、令和6年災害及び令和7

年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。さらに、漁港施設及び水産庁所管の海岸保全施設について、令和5年災害の復旧を完了し、令和6年災害及び令和7年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

(2) 河川等

国土交通省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

河川、ダム、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、道路及び港湾施設について、令和元年災害、令和2年災害、令和3年災害、令和4年災害、令和6年災害及び令和7年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

・補助事業

河川、海岸保全施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、水道、下水道、公園、都市施設及び港湾施設について、平成29年災害、令和2年災害、令和4年災害、令和5年災害、令和6年災害及び令和7年災害に係る復旧事業並びに堆積土砂排除事業の円滑な施行を図るとともに、火山噴火に伴い多量の降灰のあった市町村が行う市町村道及び宅地等に係る降灰除去事業に対してその費用の一部を補助する。

2-2 農林水産業施設災害復旧事業

農林水産省においては、次のとおり災害復旧事業を実施する。

・直轄事業

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき直轄土地改良事業により施行中及び完了した施設及び国有林野事業（治山事業を除く。）に係る林道施設等について、令和6年災害及び令和7年災害に係る復旧事業の円滑な施行を図る。

・補助事業

地方公共団体、土地改良区等が施行する災害復旧事業については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）の規定により補助し、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設、農林水産業共同利用施設について事業の進捗を図る。

2-3 文教施設等災害復旧事業

(1) 国立大学等施設災害復旧事業

（再掲 第2章2-2（3））

文部科学省においては、災害により被害を受けた国立大学等施設の復旧事業に対し、国庫補助を行う。

(2) 公立学校施設災害復旧事業

文部科学省においては、災害により被害を受けた公立学校施設の復旧事業に対し、国庫補助を行う。

(3) 文化財災害復旧事業

文化庁においては、災害により被害を受けた国指定等文化財の復旧事業に対し、国庫補助を行う。

2-4 その他の災害復旧事業

(1) 公営住宅等

国土交通省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた既設公営住宅等の復旧事業に対し、補助を行う。

(2) 鉄道災害復旧事業

国土交通省においては、鉄軌道事業者が行う豪雨等による鉄道施設の災害復旧事業に対して鉄道軌道整備法（昭和28年法律第169号）に基づく補助を行うとともに、熊本地震を踏まえ、特に、大規模な災害により甚大な被害を受けた鉄道の復旧事業に対しては、より強力に支援する。

(3) 廃棄物処理施設の災害復旧事業

環境省においては、地方公共団体が実施する災害により被害を受けた廃棄物処理施設を原形に復旧する事業に対して補助を行う。

3 財政金融措置

3-1 災害融資

(1) 沖縄振興開発金融公庫の融資

沖縄振興開発金融公庫においては、本土における政策金融機関の業務を、沖縄において一元

的に行う総合政策金融機関として、沖縄県内の被災した中小企業者、生活衛生関係業者、農林漁業者、医療施設開設者等の再建及び被災住宅の復興に資するため、貸付資金の確保に十分配慮するとともに、必要に応じて貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(2) 日本私立学校振興・共済事業団の融資 (私立学校施設)

災害により被害を受けた私立学校が日本私立学校振興・共済事業団から融資を受ける際、貸付条件を緩和する復旧措置を講ずる。

(3) 独立行政法人福祉医療機構の融資

独立行政法人福祉医療機構においては、融資の際、病院等の災害復旧に要する経費について貸付資金の確保に十分配慮するとともに、貸付条件を緩和した復旧資金の融資措置を講ずる。

(4) 被災農林漁業者に向けた災害関連資金の融通

J A等金融機関においては、被災した農林漁業者等に対して災害関連資金を融通する。さらに、甚大な自然災害については、災害関連資金の金利負担を貸付当初5年間軽減する措置を講ずる。また、農業信用基金協会等においては、被災農林漁業者等の資金の借入れに対して保証を行う。さらに、甚大な自然災害については、保証料を保証当初5年間免除する措置を講ずる。

(5) (株) 日本政策金融公庫 (国民一般向け業務) の融資

株式会社日本政策金融公庫 (国民一般向け業務) においては、被災中小企業者等に対し、必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害については、災害貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者等の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(6) (株) 日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) の融資

株式会社日本政策金融公庫 (中小企業向け業務) においては、被災中小企業者に対し、運転

資金・設備資金など必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害については、災害復旧貸付の利率の引下げを実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(7) (株) 商工組合中央金庫の融資

株式会社商工組合中央金庫においては、被災中小企業者に対し、プロパー融資により運転資金・設備資金など必要な資金を融通する。また、既往債務の条件変更等に柔軟に対応する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害であっても特に中小企業への影響が大きい場合については、災害復旧貸付を実施し、被災中小企業者の事業再開に向けた資金繰りを支援する。

(8) 信用保証協会による信用保証

信用保証協会においては、被災中小企業者による運転資金・設備資金などの必要な資金の借入れに対して保証を行う。具体的には災害救助法が適用された自治体等において、当該災害の影響により売上高等が減少している被災中小企業者に対しては、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用する。

さらに、激甚災害の指定を受けた災害についても、通常の保証限度額とは別枠で融資額の100%を保証する災害関係保証を措置し、被災中小企業者の事業の再建に向けた資金繰りを支援する。

(9) 独立行政法人住宅金融支援機構の融資

独立行政法人住宅金融支援機構においては、被災家屋の迅速な復興を図るため、その建設・補修等について災害復興住宅融資を行う。

3-2 災害保険

(1) 地震再保険

財務省においては、地震保険に関する法律 (昭和41年法律第73号) に基づき地震再保険事業を運営しているところであるが、令和7年度においては、1回の地震等により政府が支払うべき再保険金の限度額を11兆6,643億円と定めて実施する。

(2) 農業保険

農林水産省においては、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき、農業経営の安定を図るため、農業者が災害その他の不慮の事故によって受ける損失を補填する農業共済事業及びこれらの事故等によって受ける農業収入の減少に伴う農業経営への影響を緩和する農業経営収入保険事業を実施する。

(3) 漁業保険

農林水産省においては、漁業者が不慮の事故によって受ける損失を補填し、経営の維持安定を図るため、次の災害補償等を実施する。

- ・漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づき、漁業災害に関する漁業共済事業を実施する。
- ・漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）に基づき、漁船の損害及び船主の損害賠償責任等に関する保険事業を実施する。

(4) 森林保険

国立研究開発法人森林研究・整備機構においては、森林保険法（昭和12年法律第25号）に基づき、森林所有者が火災、気象災及び噴火災によって受ける森林の損害を補填し、林業経営の維持安定を図るため、森林災害に関する森林保険業務を実施する。

3-3 地方債

総務省においては、災害復旧事業債について令和7年度地方債計画（通常収支分）において1,127億円を計上している。

4 災害復興対策等

4-1 被災者生活再建支援金の支給

(1) 被災者生活再建支援金の支給

内閣府においては、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、被災者に支給される被災者生活再建支援金について、その半額を補助する。

(2) 被災者生活再建支援基金への拠出財源に対する地方財政措置

総務省においては、被災者生活再建支援法に基づき、各都道府県が被災者生活再建支援基金における運用資金のために拠出した経費に係る地方債の元利償還金について、引き続き普通交付税措置を講じる。

4-2 阪神・淡路大震災に関する復興対策

(1) 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

総務省においては、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業について、引き続き国庫補助事業に係る地方負担額に充当される地方債の充当率を90%にするとともに、その元利償還金について普通交付税措置を講じる。

4-3 東日本大震災に関する復興対策

(1) 被災者支援

復興庁等関係省庁においては、被災者の心のケア、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」、見守り・相談支援など、多様化・個別化してきている被災者の状況に応じたきめ細かな支援を実施する。

（主な事業）

- ①被災者支援総合交付金
- ②被災した児童生徒等への就学等支援
- ③緊急スクールカウンセラー等活用事業
- ④仮設住宅等
- ⑤被災者生活再建支援金補助金
- ⑥地域医療再生基金

(2) 住宅再建・復興まちづくり

復興庁等関係省庁においては、住まいとまちの復興に向けて、災害公営住宅に関する支援を継続するほか、災害復旧事業等について支援を継続する。

（主な事業）

- ①家賃低廉化・特別家賃低減事業
- ②社会資本整備総合交付金
- ③国営追悼・祈念施設整備事業
- ④森林整備事業

- ⑤災害復旧事業
- ⑥ハンズオン型ワンストップ土地活用推進事業

(3) 産業・生業（なりわい）の再生

復興庁等関係省庁においては、福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援、避難指示解除区域における工場等の新增設支援等の取組を引き続き実施するとともに、ALPS処理水の処分に伴う対策として、福島県を始めとした被災県に対しての水産に係る加工・流通・消費対策や漁業者に対する人材育成の支援などの生産体制の強化を実施する。

(主な事業)

- ①災害関連融資
- ②復興特区支援利子補給金
- ③中小企業組合等共同施設等災害復旧事業
- ④水産業復興販売加速化支援事業
- ⑤被災地次世代漁業人材確保支援事業
- ⑥漁業・養殖業復興支援事業
- ⑦福島県農林水産業復興創生事業
- ⑧福島県営農再開支援事業
- ⑨原子力災害による被災事業者の自立等支援事業
- ⑩自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金
- ⑪福島県における観光関連復興支援事業
- ⑫ブルーツーリズム推進支援事業

(4) 原子力災害からの復興・再生

復興庁等関係省庁においては、避難指示が解除された地域における生活環境の整備や、帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備、特定帰還居住区域への帰還に向けた取組等を実施するとともに、中間貯蔵施設の管理運営等・放射性物質汚染廃棄物の処理・除去土壌等搬出完了後の仮置場の原状回復等を着実に推進する。また、ALPS処理水の処分に伴う対策を含めた農林水産・観光等における風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施する。

(主な事業)

- ①福島再生加速化交付金
- ②福島生活環境整備・帰還再生加速事業
- ③特定復興再生拠点整備事業
- ④特定帰還居住区域整備事業
- ⑤帰還困難区域の入域管理・被ばく管理等

- ⑥放射性物質対処型森林・林業再生総合対策事業
- ⑦福島県浜通り地域等の教育再生
- ⑧帰還困難区域等における鳥獣捕獲等緊急対策事業
- ⑨中間貯蔵関連事業
- ⑩放射性物質汚染廃棄物処理事業等
- ⑪除去土壌等適正管理・原状回復等事業
- ⑫風評払拭・リスクコミュニケーション強化対策
- ⑬地域の魅力等発信基盤整備事業
- ⑭福島医薬品関連産業支援拠点化事業
- ⑮原子力被災地域における映像・芸術文化支援事業

(5) 創造的復興

復興庁等関係省庁においては、単に震災前の状態に戻すのではなく、「創造的復興」を実現するため、福島国際研究教育機構の取組や福島イノベーション・コースト構想の推進、移住等の促進、高付加価値産地の形成等に係る取組を実施する。

(主な事業)

- ①福島国際研究教育機構関連事業
- ②福島イノベーション・コースト構想関連事業
- ③福島県高付加価値産地展開支援事業
- ④「新しい東北」普及展開等推進事業
- ⑤「大阪・関西万博」を契機とした復興に向けた情報発信強化事業

(6) 東日本大震災の教訓継承事業等

復興庁においては、東日本大震災の教訓を後世に継承するため、復興政策における重要な意思決定に関わった閣僚を始めとする国会議員、地方公共団体の首長等の証言（オールヒストリー）を収集、記録するとともに、伝承団体や伝承プログラムの情報を取りまとめ、被災地全体で一覧性をもって公表する。

(7) 震災復興特別交付税

総務省においては、東日本大震災の復旧・復興事業に係る被災地方公共団体の財政負担について、被災団体以外の地方公共団体の負担に影響を及ぼすことがないように、別枠で「震災復興特別交付税」を確保し、事業実施状況に合わせて決定・配分する。

(8) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づく情報提供、民事法律扶助の各業務を実施する。

(9) 登記事務処理の復興対策

法務省においては、東日本大震災における被災地復興の前提として、以下の施策を行う。

- ・被災者のための登記相談業務の委託
- ・復興に伴う登記事務処理体制の強化

4-4

平成28年（2016年）熊本地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成28年熊本地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業

(2) 国土交通省の対策

- ・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、地震により地盤の緩んだ阿蘇地域において土砂災害対策を行う。

- ・宅地耐震化の推進

国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援する。

- ・被災市街地の早期復興のための復興まちづくりの推進

熊本地震により甚大な被害を受けた熊本県益城町中心部における早期復興に向け、主要な幹線道路の整備や土地区画整理事業等によるまちの復興を支援する。

4-5

平成29年（2017年）7月九州北部豪雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、平成29年7月九州北部豪雨を含む平成29年台風第3号及び梅雨前線による6月7日から大雨による災害の復

旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業

4-6

平成30年（2018年）7月豪雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年7月豪雨を含む平成30年の梅雨期における豪雨及び暴風雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、広島県等において土砂災害対策を集中的に行う。

4-7

平成30年（2018年）台風第21号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年台風第21号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業

4-8

平成30年（2018年）北海道胆振東部地震に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年北海道胆振東部地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・宅地耐震化の推進

国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援する。

4-9

平成30年（2018年）台風第24号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、平成30年台風第24号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業

4-10

令和元年（2019年）8月の前線に伴う大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年8月の前線に伴う大雨を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号等による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業

4-11

令和元年（2019年）房総半島台風に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年台風第15号を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号及び第17号の暴風雨を含む。）、台風第19号等による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業

4-12

令和元年（2019年）東日本台風に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和元年台風第19号を含む令和元年8月から9月の前線に伴う大雨（台風第10号、第13号、第15号及び第17号の暴風雨を含む。）等による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業

(2) 国土交通省の対策

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた長野県等において治水対策を行うとともに、宮城県等において土砂災害対策を集中的に行う。

4-13

令和2年（2020年）7月豪雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和2年7月豪雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

(2) 国土交通省の対策

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた熊本県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援する。

- ・道路事業

国土交通省においては、豪雨により流出した

熊本県の球磨川沿いの橋梁10橋を含む国道219号や県道等の約100kmにおいて、道路法（昭和27年法律第180号）に基づく直轄権限代行により復旧を推進する。（令和2年5月に改正された道路法に基づき、県道等の直轄権限代行を初適用している。）

- ・宅地耐震化の推進

国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するため、公共施設と宅地との一体的な嵩上げを支援する。

- ・被災鉄道の復旧支援

国土交通省においては、令和2年7月豪雨により被災した鉄道の早期復旧を図るため、経営基盤の脆弱な鉄道事業者が行う災害復旧事業について支援を行う。

4-14

令和2年（2020年）台風第10号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和2年台風第10号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-15

令和2年（2020年）12月から令和3年（2021年）1月の大雪等に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和2年12月から令和3年1月の大雪等による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-16

令和3年（2021年）福島県沖を震源とする地震に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和3年福島県沖を震源とする地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-17

令和3年（2021年）7月1日からの大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和3年7月1日からの大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-18

令和3年（2021年）8月の大雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和3年8月の大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

- ・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた広島県等において、土砂災害対策を集中的に行う。

4-19

令和4年（2022年）福島県沖を震源とする地震に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和4年福島県沖を震源とする地震による災害の復旧対策として、

以下の事業を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

- ・道路事業

国土交通省においては、地震により被災した福島県の国道399号伊達橋において、道路法に基づく直轄権限代行により復旧を推進する。

4-20

令和4年（2022年）低気圧や前線による大雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和4年7月の低気圧や前線によって発生した大雨による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

- ・治水対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、令和4年7月の低気圧や前線による大雨により甚大な被害を受けた宮城県等において治水対策を行う。

4-21

令和4年（2022年）8月3日からの大
雨等に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和4年8月3日から大雨等による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業

- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた石川県等において治水対策を行うとともに、新潟県等において土砂災害対策を集中的に行う。

4-22

令和4年（2022年）台風第14号に
関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和4年台風第14号による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

- ・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた宮崎県等において、土砂災害対策を集中的に行う。

4-23

令和4年（2022年）台風第15号に
関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和4年台風第15号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-24

令和5年（2023年）石川県能登地方を震源とする地震に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

(2) 国土交通省の対策

・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた福岡県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援する。

4-25

令和5年（2023年）梅雨前線による大雨及び台風第2号に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-27

令和5年（2023年）7月15日からの梅雨前線による大雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年7月15日からの梅雨前線による大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

(2) 国土交通省の対策

・治水対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた秋田県等において治水対策を行う。

4-26

令和5年（2023年）梅雨前線による大雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年梅雨前線による大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

4-28

令和5年（2023年）8月3日からの前線による大雨に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年8月3日からの大雨による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-29

令和5年（2023年）台風第6号に関する復興対策

農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年台風第6号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-30

令和5年（2023年）台風第7号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年台風第7号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた京都府等において、土砂災害対策を支援する。

4-31

令和5年（2023年）台風第13号に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和5年台風第13号による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業

・森林整備事業

・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

・土砂災害対策の推進

国土交通省においては、甚大な被害を受けた千葉県等において、土砂災害対策を支援する。

4-32

令和6年能登半島地震に関する復興対策

（1）厚生労働省の対策

厚生労働省においては、令和6年能登半島地震による災害の復旧・復興対策として、以下の事業を実施する。

- ・被災者見守り・相談支援等事業
- ・地域福祉推進支援臨時特例交付金
- ・地震、豪雨及び台風等の自然災害に係る復旧・復興工事安全衛生確保支援事業
- ・都道府県立職業能力開発校の災害復旧事業
- ・石川職業能力開発短期大学校大規模改修工事
- ・北陸職業能力開発大学校附属石川職業能力開発短期大学校訓練用機器等整備の震災復旧
- ・雇用調整助成金 能登半島 地震豪雨・半島過疎臨時特例
- ・産業雇用安定助成金（災害特例人材確保支援コース）
- ・地域雇用開発助成金（能登半島地震特例）
- ・人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）（作業員宿舎等経費助成）（石川県））

（2）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年能登半島地震による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（3）国土交通省の対策

・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目

的に、甚大な被害を受けた石川県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を集中的に行う。

- ・宅地耐震化の推進

国土交通省においては、被災宅地の再度災害を防止するための宅地の耐震化を支援する。

- ・道路事業

国土交通省においては、地震により被災した能越自動車道（国管理区間）や国道8号の復旧を推進するとともに、能越自動車道（石川県管理区間）、国道249号沿岸部において、道路法に基づく直轄権限代行により復旧を推進する。

- ・被災鉄道の復旧支援

国土交通省においては、令和6年能登半島地震による被災からの復旧のため、鉄道事業者が行う災害復旧事業について支援を行う。

4-33 令和6年（2024年）1月23日からの大 雪等に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年1月23日からの大雪等による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-34 令和6年（2024年）豊後水道を震源と する地震に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年豊後水道を震源とする地震による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-35 令和6年（2024年）5月27日からの大 雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年5月27日からの大雨に関する復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-36 令和6年（2024年）6月17日からの大 雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年6月17日からの大雨に関する復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-37 令和6年（2024年）6月21日からの大 雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年6月21日からの梅雨前線による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-38

令和6年（2024年）7月10日からの大
雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年7月10日からの梅雨前線による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-39

令和6年（2024年）7月25日からの大
雨に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年7月25日からの大雨による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

（2）国土交通省の対策

・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた山形県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援する。

4-40

令和6年（2024年）日向灘を震源とす
る地震に関する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年日向灘を震源とする地震による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復

旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-41

令和6年（2024年）台風第5号に関す
る復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年台風第5号による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-42

令和6年（2024年）台風第7号に関す
る復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年台風第7号による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-43

令和6年（2024年）台風第10号に関
する復興対策

（1）農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年台風第10号による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

(2) 国土交通省の対策

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた大分県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を支援する。

- ・被災鉄道の復旧支援

国土交通省においては、令和6年台風第10号による被災からの復旧のため、鉄道事業者が行う災害復旧事業について支援を行う。

4-44

令和6年（2024年）9月20日からの大
雨に関する復興対策

(1) 日本司法支援センター（法テラス）における復興対策

日本司法支援センター（法テラス）においては、被災者への法的支援として、政令による指定を踏まえ、総合法律支援法に基づく被災者法律相談援助（弁護士等への資力を問わない法律相談）などの業務を実施する。

(2) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年9月20日からの大雨による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

(3) 国土交通省の対策

- ・治水対策及び土砂災害対策の推進

国土交通省においては、再度災害の防止を目的に、甚大な被害を受けた石川県等において治水対策を行うとともに、土砂災害対策を集中的に行う。

4-45

令和6年（2024年）11月1日からの大
雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年11月1日

からの大雨による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設・公共土木施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-46

令和6年（2024年）11月9日からの大
雨に関する復興対策

(1) 農林水産省の対策

農林水産省においては、令和6年11月9日からの大雨による災害の復旧対策として以下の事業を実施する。

- ・災害復旧事業

被災した農林水産業施設の復旧整備を実施する。

- ・林業施設整備等利子助成事業
- ・治山事業
- ・森林整備事業
- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

4-47

その他の災害に関する復興対策

(1) 自然災害による被災者の債務整理に係る支援

金融庁においては、自然災害の影響によって既往債務を弁済できなくなった被災者が、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（平成27年12月25日策定）に基づき債務整理を行う場合における弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費の補助を行う。

(2) 人権擁護活動の実施

法務省においては、人権擁護機関（法務省人権擁護局、全国の法務局及び人権擁護委員）が、震災等の災害に伴って生起する様々な人権問題に対し、人権相談を通じて対処するとともに、新たな人権侵害の発生を防止するための人権啓発活動を実施する。

(3) 被災者支援団体への交通費補助事業

内閣府においては、被災者支援活動の活性化を図るため、遠隔地から支援に駆けつける特定非営利活動法人・ボランティア団体等の被災者支援団体の交通費について一定額を補助する。

(4) 平成23年（2011年）台風第12号による災害に関する復興対策

国土交通省においては、大規模崩壊が多数発生した紀伊山系において土砂災害対策を集中的に行う。

(5) 令和3年（2021年）5月豪雨に関する復興対策

国土交通省においては、豪雨により被災した岐阜県の県道松原芋島線川島大橋において、道路法に基づく直轄権限代行により復旧を推進する。

(6) 令和3年（2021年）海底火山「福德岡ノ場」の噴火に係る漂流・漂着軽石に関する対策

農林水産省においては、令和3年海底火山「福德岡ノ場」の噴火に係る漂流・漂着軽石による災害の復旧対策として、以下の事業を実施する。

- ・漁業経営基盤強化金融支援事業

第5章 国際防災協力

① 多国間協力

(1) 国際関係経費

内閣府においては、第3回国連防災世界会議で策定された「仙台防災枠組2015-2030」の普及・定着を図るとともに、我が国の災害から得られた経験・知見・技術をいかし、戦略的な国際防災協力の展開、アジア地域における多国間防災協力に加え、その他二国間防災協力を推進する。

(2) ICT防災に係る国際協力のための調査・実証等

総務省においては、地上デジタル放送日本方式採用国等において、地上デジタルテレビ放送日本方式の特徴の一つである緊急警報放送システム（EWS）を活用した防災ICTの普及に係る調査・実証、導入・運用の協力を行う。

また、地上デジタルテレビ放送日本方式採用国以外に対しても、ICTを活用した早期地震検知・解析技術など日本が有する防災ICTや関連ノウハウ等を普及するべく調査・実証を行う。

(3) 消防用機器等の国際動向への対応

消防庁においては、消防用機器等をめぐる国際動向を踏まえ、各種の規格・基準の整備等を含む必要な対応について調査・検討を行う。

(4) 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化

消防庁においては、東南アジア諸国等における消防制度の整備状況や消防用機器等の導入実態の把握や、国内の製造事業者、認証機関等との海外展開に向けた制度的課題の検討等を通じて、日本規格適合品の海外展開を促進するとともに、東南アジア諸国等において消防技術に係る国際協力や日本の規格・認証制度の普及を図る。

(5) 国際消防救助隊の海外派遣体制の推進

消防庁においては、国際消防救助隊の一層の能力強化を図るため、国際消防救助隊の連携訓練やセミナーの開催など、教育訓練の一層の充

実を図る。

(6) 消防の国際協力及び国際貢献の推進

消防庁においては、我が国がこれまで培ってきた消防防災の技術、制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを、主にASEAN諸国を対象に開催し、消防防災能力の向上を図る。また、日韓両国の消防防災の課題等について情報共有、意見交換等を行う日韓消防行政セミナーを開催し、日韓消防の交流、連携及び協力の推進を図る。

(7) 消防防災インフラシステムの海外展開の推進

消防庁においては、急速な人口増加や経済成長に伴い、大規模ビルや石油コンビナート等における火災や爆発のリスクが増大している新興国等において、日本企業による消防用機器等の紹介、展示の場を設け、我が国企業と相手国消防防災関係者との関係構築を図る。

(8) 国連・国際機関等への拠出

外務省においては、国連等と協力し「仙台防災枠組 2015-2030」の着実な実施や「世界津波の日」の啓発活動等を推進するため、国連防災機関（UNDRR）への拠出等を行う。また、リアルタイムに世界の災害情報を提供するリリースウェブ等を管理・運営する国連人道問題調整事務所（OCHA）の活動等を支援する。

(9) 衛星を利用した防災に関する国際協力の推進

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構においては、アジア太平洋地域における衛星の災害関連情報の共有を目的として我が国が主導する「センチネルアジア」等の国際的な枠組みを通じて、陸域観測技術衛星2号「だいち2号」（ALOS-2）、先進レーダ衛星「だいち4号」（ALOS-4）の観測データ等を活用し、海外の災害状況把握に貢献する。

(10) 防災分野の海外展開支援

国土交通省においては、世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開を進めるため、国連における防災と水に関する

国際会議等の活動を支援する。

(11) 気象業務の国際協力

気象庁においては、アジア太平洋域各国に対し、台風や豪雨等の監視に資する静止気象衛星画像、台風の解析・予報に関する資料、季節予報資料及び気候監視情報等を提供するとともに、利用技術や人材育成を支援する活動を行う。

(12) 北西太平洋津波情報の提供

気象庁においては、北西太平洋域における津波災害の軽減に資するため、米国海洋大気庁太平洋津波警報センターと連携し、津波の到達予想時刻や予想される高さ等を北西太平洋関係各国に対して提供する。

(13) 油流出事故等に対する国際協力推進

海上保安庁においては、日本海及び黄海等における海洋環境の保全を近隣諸国とともに進める「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」への参画や、各国関係機関との油防除に関する会議や訓練を通じて、事故発生時に関係国が協力して対応できる体制の構築に努め、国際的な連携強化を推進する。

2 二国間協力

(1) 防災分野における「地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)」の活用

外務省・独立行政法人国際協力機構(JICA)及び文部科学省・国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)においては、我が国の優れた科学技術と政府開発援助(ODA)との連携により、地球規模課題の解決に向けて、我が国と開発途上国の研究機関が協力して国際共同研究を実施するSATREPSにより、研究分野の一つとして防災分野における協力を行う。

(2) 防災に関する国際協力の推進

国土交通省においては、防災面での課題を抱えた新興国等を対象に、「防災協働対話」など両国の産学官が参画し、平常時から防災分野の二国間協力関係を強化するとともに本邦防災技術の海外展開を図る取組を引き続きインドネシ

ア、ベトナム、フィリピン、トルコなどで実施する。さらに、ダム再生案件等の海外の関心が高い分野について、本邦技術の優位性を紹介する会議を新興国等を対象に行う。これらの取組については産学官の協力体制を構築する組織である「日本防災プラットフォーム」と協力し、引き続き海外展開を推進する。

また、日本が優位性を持つ衛星による観測・予測、氾濫解析等の技術を活用し、アジア太平洋地域等を対象に水害リスク評価等を実施するとともに、水害リスクマップを作成し、水害リスクの可視化を行う。

さらに、水防災に関する国際標準形成を推進するため、二国間会議等を上記の国に加え、先進国等とも実施する。